

令和2年第1回（3月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和2年3月4日（水）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議第 1 号 上牧町附属機関設置条例の制定について
- 第 4 議第 2 号 ほほ笑みサロン片岡設置条例の制定について
- 第 5 議第 3 号 上牧町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議第 4 号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議第 5 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議第 6 号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議第 7 号 上牧町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 第10 議第 8 号 上牧町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第 9 号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第10号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第13 議第11号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第12号 上牧町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議第13号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について
- 第16 議第14号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第17 議第15号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第4回）について
- 第18 議第16号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について
- 第19 議第17号 令和元年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第4回）について

- 第20 議第18号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について
- 第21 議第19号 令和元年度上牧町水道事業会計補正予算（第3回）について
- 第22 議第20号 令和2年度上牧町一般会計予算について
- 第23 議第21号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計予算について
- 第24 議第22号 令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第25 議第23号 令和2年度上牧町介護保険特別会計予算について
- 第26 議第24号 令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第27 議第25号 令和2年度上牧町下水道事業特別会計予算について
- 第28 議第26号 令和2年度上牧町水道事業会計予算について
- 第29 議第27号 監査委員の選任について
- 第30 意見書案第1号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書（案）
- 第31 予算特別委員会の設置及び委員の選任について

本日の会議に付した事件

第1から第31まで議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	牧 浦 秀 俊	2番	東 初 子
3番	上 村 哲 也	4番	木 内 利 雄
5番	竹之内 剛	6番	吉 中 隆 昭
7番	富 木 つや子	8番	康 村 昌 史
9番	遠 山 健太郎	10番	石 丸 典 子
12番	服 部 公 英		

欠席議員（1名）

11番 東 充 洋

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	今 中 富 夫	副 町 長	西 山 義 憲
教 育 長	松 浦 教 雄	総 務 部 長	阪 本 正 人
総 務 部 理 事	中 川 恵 友	都 市 環 境 部 長	杉 浦 俊 行
住 民 福 祉 部 長	濱 田 寛	水 道 部 長	中 村 真
教 育 部 長	塩 野 哲 也	総 務 課 長	山 下 純 司

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山 本 敏 光	書 記	山 口 里 美
書 記	高 木 寛 行		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（服部公英） おはようございます。東（ひがし）議員より欠席届が出ておりますので、ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、令和2年第1回上牧町議会定例会を開会いたします。

本日、定例会が開催されましたところ、議員各位におかれましてはご出席賜り、厚く御礼申し上げます。また、本定例会ではコロナウイルスの拡散防止のため、1時間ごとに換気を行います。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（服部公英） これから本日の会議を開きます。



◎町長の挨拶

○議長（服部公英） 初めに、招集者の挨拶並びに所信表明をお願いいたします。

町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和2年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には早朝よりお集まりをいただき、誠にありがとうございます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症への対応についてご報告させていただきます。

2月27日の政府による全国一斉臨時休校の要請を受け、町内の子どもたちの健康、安全を最優先と考え、新型コロナウイルス感染予防及び感染拡大防止のため、小・中学校、幼稚園を3月2日から春休みまで休園・休校といたしました。保育所につきましては検温表による体温確認を行い、通常どおり保育を実施しております。卒業式、卒園式は十分な完成予防対策を講じ、来賓を招待しないで必要最小限の人数で開催することといたします。学童保育、

幼稚園預かり保育は、通常どおりの保育と休園・休校に伴う新規保育の受け入れも行うこととしております。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、保健福祉センター会議室等、ペガサスホール、ささゆりルーム、図書館、各体育施設などの町公共施設の利用を令和2年3月5日から3月31日まで休止させていただきます。町主催の行事やイベントにつきましては、令和2年3月31日まで中止とさせていただきます。また、自治会長、シルバークラブ地区会長にも集会等について延期・中止等を3月3日、昨日でございますが、要請を行ったところでございます。町といたしましては、情報の収集と共有、町民等への情報提供、注意喚起を行うとともに、県や関係機関と連携を密にし、感染予防対策に迅速かつ適正に対応をしたいと考えております。

皆様もご承知のとおり、近年の人口減少や少子高齢化のほか、コミュニティー機能の低下や急激に変化する社会情勢など、町を取り巻く環境も大きく変わってきております。上牧町には、現在、小学校3校、中学校2校がございます。現在のペースで人口が減少していきますと、各学校各学年で近い将来1クラスとなる日が予想をされます。子どもたちの心身の発達を考えると、各学年最低2クラスで編成するべきとの思いから、各学校の統廃合を含む学校の適正化を進めていかなければならないと考えているところでございます。令和2年度に協議会を設置して、関係者からの意見を聴取しながら方向性を打ち出し、令和4年度以降に実現に向けた具体的な施策に取り組んでいきたいと考えております。

また、人口減少等により利用需要が大きく変化していく中で、公民館や老人憩の家などの集会施設のあり方についても、適正な配置・運用をしていかなければならないと考えております。このような状況を踏まえ、上牧町公共施設等マネジメント推進委員会を立ち上げ、個別施設計画の策定を進めているところでございます。令和2年度におきまして、集会施設を含む公共施設のあり方や方向性を打ち出していきたいと考えております。

さて、国における地方財政の見通しでございますが、経済の先行きについては内需を中心とした景気回復が見込まれ、また、消費税率引き上げに伴う地方消費税の増加等により地方税収入の増加が見込まれる一方、先行きリスクとして海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があります。また、新型コロナウイルスの感染拡大による経済への影響も危惧されます。地方は、公共施設等の老朽化対策、維持補修のための経費や社会保障の自然増などにより、依然として大幅な財源不足が生じると見込まれております。このため国は、地方財政対策として近年の豪雨や台風等による災害が相次いだことを受け、緊急浚

漁推進事業（仮称）を創設し、緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費の拡充を行うとともに、森林整備を促進する森林環境譲与税を増額し、計上されているところであります。また、普通交付税等の一般財源総額については、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生・防災・減災対策等に取り組みつつ安定的な財政運営を行うことができるよう、前年度比7,246億円増の63兆4,318億円を確保し、地方財政への対応を行うこととされております。

一方、本町の自主財源である町税は、令和2年度は0.8%の減となり、今後も減少傾向で推移するものと思われ、歳入は地方交付税、町債などの依存財源に頼っている状況であり、これらの依存財源の減少が余儀なくされることから、事業やサービス実施のための財源確保の厳しさがさらに増すことが予測されます。本町におきましては、経済動向や国の経済対策を注視しながら、県をはじめ関係機関との連携を図り、高齢者福祉支援や結婚・出産・子育て支援、教育環境の整備、道路網などの交通ネットワークの形成や防災対策の強化など、町民の福祉向上や町の発展のために迅速かつ積極的に取り組んでまいりたいと考えております。暮らしの安全につながる取り組みを充実させることで、誰もが幸せを感じることもできる、ほほ笑みあふれる和のまちづくりができるものと考えております。今後も少子化、高齢化が進みますが、町民に満足を感じていただける施策の実現に努めていきたいと考えております。

このようなことから、令和2年度上牧町一般会計当初予算は、上牧町第5次総合計画に掲げる施策を中心に、教育の充実や生涯学習機会の創出、子育て世帯や高齢者に対する福祉支援、生きがいや活躍できる場の提供など、幅広い世代に対して切れ目のない施策を展開するための事業などを盛り込み、総額76億558万7,000円の予算を編成いたしました。借換債を除いた予算総額は、前年度と比較し4.2%の増となっております。

それでは、令和2年度に取り組む主な事業等について、上牧町第5次総合計画の5つの施策体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、町民とともに築く安全で笑顔あふれるまちづくりでございます。第5次総合計画の基本計画について、平成29年度から5年間の前期基本計画をお示しさせていただいております。令和4年度から5年間の後期基本計画を令和3年度に策定する予定でございます。令和2年度には、前期基本計画の評価・分析、町民意向の把握等を行い、策定に向けた取り組みを進めてまいります。令和元年10月に奈良県自転車の安全で適正な利用に関する条例が公布され、高齢者の自転車用ヘルメットの着用努力義務化、及び自転車損害賠償責任保険等の加入義務化が令和2年4月1日から施行されます。ヘルメッ

トの着用の普及促進、自転車による事故の防止と交通安全の推進、被害の軽減を図るため、65歳以上の高齢者に対し1人1回3,000円を上限とし、ヘルメット購入費の助成を行います。また、消防団員の安全確保と迅速な対応を行うために、資機材の配備や消防ポンプ自動車の更新を行い、災害対応、救助能力の向上を図り、地域防災力の強化を進めてまいります。

次に、ともに支え合い健やかでときめきが生まれるまちづくりでございます。令和2年度から学童保育所の開所時間の延長を行い、子育て支援の拡充を図ってまいります。開所時間を、月曜日から金曜日については午後7時まで、学校休業日については午前8時から午後7時まで延長いたします。妊娠・出産・子育て期に関する相談に応じるなど、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を提供することを目的に、上牧町子育て世代包括支援センターを開設いたします。また、産後ケア事業により育児不安の解消を図り、安心して産後も子育てができる支援体制の確保を図ってまいります。

地域で暮らす一人一人の住民が対等な地域の一員として認め合いながら、多様な個性が受け入れられる地域社会を目指し、地域福祉の新たな方向づけを行うため、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定を行います。障害のある人ができる限り住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、自立生活に必要な保健、福祉、医療等のサービスが適切に提供される環境整備を図るため障害福祉計画の策定を行います。病気あるいはその回復期にあり、通常保育が困難な児童をお預かりする病児・病後児保育事業の実施や、発達のおくれ、発達障害のある幼児及びその保護者に対し早期から療育支援を行い、発達を支援するほほ笑み教室を実施します。高齢者に対する支援につきましては、健康長寿の実現に向け、高齢者の社会参加を促すとともに、介護予防教室の開催等により身近な地域での介護予防の取り組みを推進してまいります。

次に、快適で住みよく自慢できるまちづくりでございます。道路長寿命化事業、橋梁長寿命化事業につきましては、道路・橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、町内道路、河川橋及び架道橋の安全性の向上に向けた総合的な交通体系の整備を進めてまいります。服部台明星線道路改良事業につきましては、令和4年度の完成を目指し、改修工事を進めてまいります。道路冠水防止対策事業では、近年、既存の排水施設では処理できず、道路に雨水があふれ出し冠水する被害が出ております。今後予想される大雨等による冠水被害や二次的災害の防止対策のため、排水施設の改修を行います。また、滝川水辺周辺地区整備事業につきましては、滝川を中心に歴史文化資源や地域資源などの自然環境を結ぶルートとして、上牧ささゆり回廊の一翼を担う滝川遊歩道の整備を進めてまいります。誰もが安全で快適に移動できる環境

整備を目指し、公共交通やコミュニティーバスの充実強化に努めてまいります。令和2年度からバス停や運行経路を見直しコミュニティーバスを1台増便することにより、利便性の向上、利用促進を図ってまいります。ごみの減量化、資源化につきましては、山辺・県北西部広域環境衛生組合の稼働に合わせ、ごみ分別区分が変更になるため、3Rを積極的に呼びかけ、適正な分別により家庭から排出されるごみを減らすなど、さらなるごみの減量化、資源化を進めてまいります。

次に、地域の魅力を生かしたにぎわいあふれるまちづくりでございます。地域活動やにぎわいづくり、郷土愛の醸成、健康、環境、文化をテーマに、ペガサスフェスタ2020を今年度も実施いたします。人と地球にやさしいコンテンツを豊富に取りそろえ、町内外問わず多くの方に参加していただき、上牧町の魅力を伝えていきたいと考えております。近年、有害鳥獣による農作物の被害が発生しており、対策として猟友会に防除活動を依頼しております。被害に遭った方、または被害を受けるおそれのある方に対して、被害を防ぐ防護柵等の購入費の一部助成を行うことにより、農作物等の被害の軽減と地域住民が安心して生活できる環境の保全を図ってまいります。

次に、歴史文化が息づき、上牧っ子を育むまちづくりでございます。国際交流事業につきましては、中学生の外国に対する興味、意欲、関心をさらに深め、他国の中学生との交流を通じ、国際感覚豊かな人材の育成を目指します。また、小学校における英語力の向上に向け、講師の増員により英語教育の一層の充実を図り、児童、生徒が英語になれ親しみ、コミュニケーション能力の向上を図ってまいります。通級指導教室運営事業では、今まで小学校通級指導教室として運営してまいりましたが、令和2年度からは新たに中学校通級指導教室も設置し、より充実した体制で通級指導を行い、子どもたちに切れ目のない支援と保護者の安心を図ってまいります。上牧町放課後塾、まきっ子塾では、基礎・基本の習得を徹底し、一人一人に応じた能力の伸長を図り、学習意欲の喚起や生涯にわたる基盤づくりとしての学習習慣を育成してまいります。ICT事業では、児童、生徒がよりわかりやすく意欲的に学習に取り組めるよう、ICT機器を各小・中学校に整備いたします。児童、生徒がコンピューターで文字を入力するなどの情報手段の基本的な操作を習得する、また、プログラミングを体験しながらコンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけるなど、ICT機器を活用した学習活動の充実を図ります。また、文部科学省が推進するGIGAスクール構想の実現に向けて、校内通信ネットワークの整備や児童、生徒1人1台端末の整備など、教育ICT環境の整備を進めてまいります。不登校やいじめなど、教育現場

の諸課題につきましても、スクールソーシャルワーカーや心の相談員等を配置し、関係機関とも連携しながらきめ細かな相談体制の充実を図るための環境整備に努めてまいります。文化財保護事業につきましては、史跡上牧久渡古墳群整備基本計画に基づき実施設計や整備工事を行い、史跡の整備を進めてまいります。国民健康保険特別会計におきましては、財政調整基金を活用し、子どもに係る保険税均等割額の減免を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。また、人間ドック等、受診費用を助成することにより、健康維持増進と受診率向上を図ってまいります。

以上、主な事業を説明させていただきましたが、それ以外にも多くの事業を計上しております。令和2年度に実施予定している全ての事業が、これからの上牧町及び町民生活にとって欠かすことのできない重要な事業と考えております。今後も、町民の皆様にご満足に感じていただける施策の実現に努めていきたいと考えております。町民の皆様、議員の皆様の町政に対するご理解と一層のご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

本定例会はこのほか、条例の制定や改正をはじめ、令和元年度各会計補正予算案、令和2年度各会計当初予算案、公の施設の指定管理者の指定、監査委員の選任など、27議案を提出いたしております。何とぞ慎重にご審議いただき、可決、同意賜りますよう、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、所信表明並びに招集のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。



◎議会運営委員会の報告

○議長（服部公英） 挨拶が終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

吉中議会運営委員長。

（議会運営委員長 吉中隆昭 登壇）

○議会運営委員長（吉中隆昭） 皆さん、おはようございます。6番、吉中でございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集の令和2年第1回定例議会の議会運営委員会を、去る3月2日、午前10時より、全委員出席により議会運営について慎重に審議いたしました。本定例会に付議を予定されま

す町長提出議案と議員提出議案について、本会議審議か各委員会付託かを審議した結果、議

第27号 監査委員の選任について、以上の1議案については本日の本会議審議とすることに決しました。

議第1号 上牧町附属機関設置条例の制定について、議第3号 上牧町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、議第4号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議第5号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議第6号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、議第7号 上牧町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、議第8号 上牧町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について、議第9号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について、議第13号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について、議第15号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第4回）について、意見書案第1号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書（案）、以上の11議案については総務建設委員会に付託することに決しました。

議第2号 ほほ笑みサロン片岡設置条例の制定について、議第10号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議第11号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第12号 上牧町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議第14号 公の施設の指定管理者の指定について、議第16号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について、議第17号 令和元年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第4回）について、議第18号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、議第19号 令和元年度上牧町水道事業会計補正予算（第3回）について、以上の9議案については文教厚生委員会に付託することに決しました。

また、議第20号 令和2年度上牧町一般会計予算について、議第21号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、議第22号 令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について、議第23号 令和2年度上牧町介護保険特別会計予算について、議第24号 令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議第25号 令和2年度上牧町下水道事業特別会計予算について、議第26号 令和2年度上牧町水道事業会計予算について、以上の7議案については予算特別委員会に付託することに決しました。

また、会期日程につきましては、本日3月4日より3月23日までの20日間と決しました。

日程の振り分けとして、本日3月4日、本会議、3月5日、文教厚生委員会、3月6日、

総務建設委員会、3月7日、8日、休会、3月9日、10日、11日、予算特別委員会、3月12日、13日、14日、15日、16日、休会、3月17日、一般質問、質問者は、遠山議員、牧浦議員、石丸議員、康村議員、富木議員、5名、3月18日、一般質問、質問者は、東（あずま）議員、竹之内議員、木内議員、東（ひがし）議員4名、3月19日、20日、21日、22日、休会、3月23日、本会議。そして、会議は全て午前10時開会とし、一般質問の持ち時間につきましては、従来どおり、理事者側の答弁を含め1人1時間以内と決しました。

また、新型コロナウイルス感染予防のため、議場及び委員会室への入場時にはアルコール消毒を、また、マスクの着用を努力義務として、会議の傍聴については、できる限りYouTubeでの視聴をお願いすることと決しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（服部公英） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服部公英） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、東（あずま）議員、3番、上村議員を指名いたします。

◇

◎会期の決定について

○議長（服部公英） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの20日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月23日までの20日間と決定いたしました。



◎議第1号の上程、説明

○議長(服部公英) 日程第3、議第1号 上牧町附属機関設置条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(山本敏光) 議第1号 上牧町附属機関設置条例の制定について。

上牧町附属機関設置条例の制定については、別紙のとおりである。

令和2年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長(服部公英) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(阪本正人) 議第1号 上牧町附属機関設置条例の制定について説明いたします。

上牧町附属機関設置条例の制定につきましては、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく執行機関の附属機関の設置に関して今回集約化をするため、上牧町附属機関設置条例を制定するものでございます。

それでは、今回の制定に伴う主な内容でございます。

上牧町が所管する附属機関についてその設置を定めるものでありますが、附属機関の設置につきましては3つございます。1つ目は、法律に設置が規定されているもの。2つ目が、法律に条例により設置することができる旨が規定されているもの。3つ目が、法律に設置の規定がなく、町が独自で設置をするもの。以上、3つの方法が考えられます。本条例におきましては、3つ目の法律に設置の規定がなく、町が独自で設置を規定することとしています。

制定する条例の内容といたしましては、第1条でこの条例の趣旨を、第2条では設置を規定しています。第3条では委任を規定しています。別表におきましては、執行機関の附属機

関名及び担任する事項を記載しております。

附則では、この条例は令和2年4月1日から施行としております。

第2条におきましては、関係条例の廃止をさせていただきます。

第3条におきましては、上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上が今回の条例制定の内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第2号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第4、議第2号 ほほ笑みサロン片岡設置条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第2号 ほほ笑みサロン片岡設置条例の制定について。

ほほ笑みサロン片岡設置条例の制定については、別紙のとおりである。

令和2年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議第2号 ほほ笑みサロン片岡設置条例の制定についてご説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、令和元年第3回定例会一般会計補正予算（第2回）のもっと良くなる奈良県市町村応援事業補助金でご承認いただきました、空き家を活用したまち・ひと・しごと再生モデル事業により上牧町に彩りをという観点から、片岡城跡散策などの休憩施設、また、世代間の触れ合いと憩いの場の提供、まちづくりの振興に付与する目的とし、適切に管理運営を行うため、条例を設置するものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

ほほ笑みサロン片岡設置条例第1条に設置の目的を定めております。町民の健康増進、世

代間の触れ合いの場、明るいまちづくりの振興などを目指します。

第2条は、サロンの名称及び所在地になります。ほほ笑みは、第5次総合計画の上牧町の目指す将来像から引用いたしました。また、触れ合いと憩いの場として、談話室などの意味合いからサロンとしており、片岡は片岡城跡散策の休憩施設から、ほほ笑みサロン片岡と名称を定めさせていただきました。

第3条に、サロンの休館日を定めております。

続いて、第4条では、サロン等の使用可能な時間を明記いたしております。第4条第1項には屋内室の利用時間、第2項には、屋外から直接使用可能附帯施設の利用可能な時間との区別を行っております。

第5条につきましては、サロンの管理及び管理者について定めております。

第6条は、管理を指定管理者に指定した場合の選定方法等を記載させていただきました。

第7条は、サロンの使用許可及び制限を定めております。

第8条は、使用料の納入、第9条では、利用料金を定め、別表第1で詳細な使用料を定めております。

第10条は、使用料の減免事項を定め、別表第2に減免を行うことのできる団体などを定めさせていただきました。

第11条は、使用者の義務を、第12条は委任を定め、施行に関し必要な事項は規則で定めるとしております。

以上が主たる内容でございます。

この条例は令和2年4月1日から施行するものとしております。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第3号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第5、議第3号 上牧町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○**議会事務局長（山本敏光）** 議第3号 上牧町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について。

上牧町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和2年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○**議長（服部公英）** 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○**総務部長（阪本正人）** 議第3号 上牧町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和2年4月1日から新たに会計年度任用職員制度の実施に伴い、一般職と同様に会計年度任用職員においても、地方公務員法第31条、サービスの宣誓の規定が適用されることに伴い、上牧町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、会計年度任用職員については、制度導入前の任用形態や任用手続がさまざまであることを鑑み、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができる改正で、第2条に次の1項を加えるものであります。

内容につきましては、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は別段の定めをすることができるとする改正でございます。

附則では、この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上が今回の条例の改正内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○**議長（服部公英）** 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第4号の上程、説明

○**議長（服部公英）** 日程第6、議第4号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○**議会事務局長（山本敏光）** 議第4号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については別紙のとおりである。

令和2年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○**議長（服部公英）** 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○**総務部長（阪本正人）** 議第4号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和2年4月1日から新たに施行となる会計年度任用職員の給料に関し、当町における一般職の給料表に準拠した給料表にするため、上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、会計年度任用職員の給料月額について、人事院勧告に準拠して改正を実施した当町の一般職の給料月額と同様に、若年層及び初任給の給料月額の引き上げとなる内容で、別表第1を次のように改める改正でございます。

附則では、この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上が今回の条例の改正内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○**議長（服部公英）** 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第5号の上程、説明

○**議長（服部公英）** 日程第7、議第5号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○**議会事務局長（山本敏光）** 議第5号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおり

りである。

令和2年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第5号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和2年4月1日から新たに施行となる任期付職員のうち特定任期付職員の給与に関し、人事院勧告に準拠した給与にするため、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としまして、人事院勧告による国家公務員の改正に準拠し、任期付職員のうち高度な専門的知識を有する特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給率の引き上げとなる内容で、第7条の表中、37万4,000円を37万5,000円に改め、第8条第2項中、100分の167.5を100分の170に改める改正でございます。

附則では、この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上が今回の条例の改正内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第6号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第8、議第6号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第6号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和2年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第6号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

現在、普通財産の貸し付けは、国、地方公共団体または公共的団体において、公用もしくは公共用または公益事業の用に供する等に該当するときにとできると規定されておりますが、普通財産の貸し付けに関して実情に応じた規定を整備する必要があるため、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としまして、第4条に次の1号を加えるもので、3号としまして、前2号に掲げる場合のほか町長が特に必要と認めるときを加える改正でございます。

附則では、この条例は公布の日から施行する。

以上が今回の条例の改正内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第7号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第9、議第7号 上牧町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第7号 上牧町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について。

上牧町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和2年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第7号 上牧町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条

例について説明いたします。

令和元年5月31日に、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）、以下、デジタル手続法と言います、が公布されたことに伴い、上牧町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としまして、第6条第2項の全文改正を行っております。条文につきましては、前項の規定にかかわらず情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなすとしています。

附則では、この条例は公布の日から施行する。

以上が今回の条例の改正内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

ここで、換気のため少し休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時59分

○議長（服部公英） 再開いたします。



◎議第8号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第10、議第8号 上牧町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第8号 上牧町監査委員に関する条例の一部を改正する条例

について。

上牧町監査委員に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和2年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第8号 上牧町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

平成29年6月9日に地方自治法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、第243条に次の1条、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責を加えられたことにより、現行法の第243条の2が243条の2の2に繰り下げられることから、上牧町監査委員に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としまして、定期監査の期日を定めるもので、第2条第1項中、「毎年12月に行う」を「毎会計年度1回」とする改正でございます。第10条、職員の賠償責任の決定等については、第243条の2第3項を第243条の2の2第3項に条ずれの改正でございます。

附則では、この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上が今回の条例の改正内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第9号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第11、議第9号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第9号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について。

上牧町営住宅条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和2年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 議第9号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について説明いたします。

上牧町営住宅条例の一部を改正する条例につきましては、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）によって、民法のうち債権関係の規定（契約等）が制定以来120年ぶりに改正されました。今回の改正は、取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関する規定を中心に、社会、経済の変化への対応を図るための見直しを行うとともに、民法を国民に一般的にわかりやすいものとする観点から、実務を通用している基本的なルールを適切に明文化されたことに伴いまして、上牧町営住宅条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の内容について説明いたします。今回の改正に伴う主な改正点は4点でございます。

1点目につきましては、第12条関係で、民法の改正に伴う連帯保証人に関する規定の見直しで、住宅入居の手続について、条例第12条第1項において連帯保証人の連署する請書を提出することを規定していますが、この連帯保証人の連署する請書は個人根保証契約に該当することから、極度額の設定が必要となるため、この極度額は入居時の家賃の6カ月分に相当する額とする改正でございます。

2点目につきましては、条例第14条、同居の承継、第15条、入居の承継、第17条、収入の申告では、公営住宅法施行規則の改正に伴い、条例において条ずれによる文章の整理を行うものでございます。

3点目につきましては、条例第44条、住宅の明け渡し請求、第3項中、「年5分の割合」を「法定利率」に改正するものでございます。民事法定利率を5%と定めていましたが、市場金利を大きく上回る状態が続いていたことから、法定利率についての不公平感是正のため、新法ではこれを3%に引き下げるとともに、今後の市場金利の変動に対応するために3年ごとに見直しする変動制にするものでございます。

4点目につきましては、別表中、町営第1住宅の管理戸数38戸から37戸に改正するものでございます。

附則では、この条例は公布の日から施行する。ただし、第12条第1項第1号及び第44条第3項の改正規定は、令和2年4月1日から施行となります。

以上が今回の条例改正の内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第10号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第12、議第10号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第10号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和2年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議第10号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、平成27年5月に持続可能な医療保険制度の安定的な運営が可能となるため国民健康保険法等が改正され、平成30年度から県と市町村がともに国保の運営を担い、県が財政運営の責任主体として国保制度の安定化を図ることとされています。同じ所得、同じ世帯構成であれば、県内どこに住んでも保険料水準が同じとなる県域国保制度の令和6年度奈良県保険料率統一化に向けて、上牧町国保運営方針の保険料水準の改定計画に基づき、段階的に令和2年度の国民健康保険税平均改定率を2.9%上昇するための改正を行うものでございます。また、介護納付金につきましては、従来の3方式を2方式に移行し、世帯平等割額を廃止いたします。

改正の内容についてご説明いたします。

上牧町国民健康保険税条例第2条第4項の中の10、「並び」を「及び」に改め、及び世帯別平等割額を削る改正については、介護納付金については従来の3方式を2方式に移行し、世帯平等割額の廃止を行う改正となります。

次に、第6条第1項の改正につきましては、後期高齢者支援金の所得割額を国民健康保険

税平均改定率の2.9%の改正を行うための後期高齢者支援金の所得割料率を「100分の1.98」から「100分の2.27」に変更いたします。

第7条の2の改正は、第6条第1項の所得割料率改正に伴い、後期高齢者支援金均等割額の改正額になります。

続いて、第7条の3第1項第1号は、後期高齢者支援金等課税割等の世帯別平等割額の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、同条第2号は特定世帯、続く第3号は特定継続世帯の額を、第6条第1項の税率改正に伴い改正を行います。

次に、第8条の改正は、後期高齢者介護納付金所得割額の所得割料率を「100分の1.53」から「100分の2.2」に変更する改正になります。

続いて、第9条の2の改正は、第8条の税率変更及び世帯平等割額廃止に伴う介護納付金均等割額の改正になり、第9条の3は第9条の2の改正により削除いたします。

次に、第23条は国民健康保険税の減額になります。第23条第1項第1号ウについては、第7条の2の改正額に7割軽減を行った後期高齢者支援金均等割額になり、続く第23条第1項第1号エ1、2、3につきましても、後期高齢者支援金世帯別平等割額の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、特定世帯、特定継続世帯の額になり、第7条の3の改正額に7割軽減を行った後の額となります。続く第23条第1項第1号カは、第9条の3同様、世帯平等割額廃止に伴い削除させていただきます。続きまして、第23条第1項第2号ウ及び第2号エ1、2、3は、前号と同様に5割軽減を行った後の額にいたします。第2号のカは、世帯平等割額廃止に伴い削除いたします。続く第23条第1項第3号は、同条同項第1号及び2号と同様に2割軽減を行った後の額に改正させていただきます。

この条例は令和2年4月1日から施行するものとしております。

以上が今回提出いたしました改正内容になります。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第11号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第13、議第11号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（山本敏光）** 議第11号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和2年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（服部公英）** 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

- 住民福祉部長（濱田 寛）** 議第11号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、上牧町第5次総合計画第2節、住民福祉、ともに支え合い健やかでときめきが生まれるまちづくり基本施策、子育て支援及び上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略、安心して働ける環境整備など、上牧町が行う子育て施策の一環とし、上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要及び内容についてご説明いたします。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の開設時間及び日数のうち、開設する時間の最小時間を定める基準の改正を行い、上牧町内で実施いたします放課後児童健全育成事業の基準を定めます。その上で、上牧町学童保育事業実施規則の一部改正を行い、令和2年度より町が実施いたします学童保育所の開設時間及び保育料の改定を実施し、開設時間の延長及び保育料の軽減等を行ってまいります。

それでは、条例改正の条項に入ります。

上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第18条第3項につきましては、社会福祉法の次に法施行日及び番号を追記し、条例の整備を行います。

次に、条例第19条第1項第1号、小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業につきましては1日につき8時間とし、同条同項第2項を、小学校の児童の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業については1日につき3時間とし、同条同項第3条を削除いたします。この改正により、開設時間の基準を当該各号に定める時間以上を原則とするものと改めます。この改正を受け、上牧町が運営を行う学童保育所の開設時間及び保育料を上牧町

学童保育事業実施規則に明記いたします。

この条例は令和2年4月1日から施行するものとしております。

以上が今回提出いたしました改正内容になります。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第12号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第14、議第12号 上牧町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第12号 上牧町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

上牧町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和2年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（中村 真） 議第12号 上牧町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部が改正され、職員の賠償責任に関する条項に条ずれが生じたことによりまして、上牧町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の内容でございますが、議会の同意を要する賠償責任の免除、第5条中第243条の2第4項を第243条の2の2第8項に改めるとしております。

附則では、この条例の施行期日を令和2年4月1日としております。

以上の改正内容でございます。ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第13号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第15、議第13号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第13号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について。

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例については、別紙のとおりである。

令和2年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第13号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について説明いたします。

地方自治法（平成29年6月公布）の一部改正があり、本条例の対象は、昭和64年1月7日前の行為について、平成元年2月24日前に減給または戒告の懲戒処分を受けた職員及び地方自治法第243条の2の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものである。このため、対象となる職員や債務が今後において発生することはないため廃止するものでございます。

附則では、この条例は公布の日から施行する。

以上が今回条例の改正内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第14号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第16、議第14号 公の施設の指定管理者の指定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第14号 公の施設の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

1、指定管理者を指定する公の施設及び所在地。ほほ笑みサロン片岡。北葛城郡上牧町下牧2丁目468番1。

2、指定管理者の名称。社会福祉法人上牧町社会福祉協議会会長、今中富夫。

3、指定管理者の指定の期間。令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議第14号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

今議会に議案として提出しております、ほほ笑みサロン片岡設置条例に基づき、開設後の管理運営を行うに当たり、指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理を指定する公の施設、ほほ笑みサロン片岡。北葛城郡上牧町下牧2丁目468番1。指定管理者の名称、社会福祉法人上牧町社会福祉協議会会長、今中富夫。

ほほ笑みサロン片岡は、町民の健康の増進を図るとともに、世代間の触れ合いと憩いの場の提供を目的とし設けられた施設です。社会福祉法人上牧町社会福祉協議会は、町と連携して地域との協働により福祉のまちづくりを推進し、また、同協議会は住民組織団体や社会福祉関係者とのネットワークを生かし、効率的かつ円滑な施設利用を図ることは可能であり、蓄積した技術や専門的スキルなど、経営資源を活用することによって施設の設置目的を効果的に達成できるものと総合的に判断し、上牧町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第4条第1項第1号に準じ、候補者を選定いたしております。

指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間といたします。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第15号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第17、議第15号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第4回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第15号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第4回）について。

令和元年度上牧町一般会計補正予算（第4回）については、別紙のとおりである。

令和2年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第15号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第4回）について説明いたします。

補正予算（第4回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,018万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億1,437万8,000円とするものでございます。第2条で繰越明許費では、翌年度に繰り越して使用することができる経費として、6ページ、第2表に、不燃ごみ等中継施設建設事業、服部台明星線道路改良事業、小・中学校トイレ改修事業、校内通信ネットワーク整備事業、情報端末機器導入事業等の事業名とその金額を明記しております。第3条、地方債の補正では、起こすことができる地方債の追加・変更として、7ページ、第3表に、道路冠水防止対策事業債の追加と滝川水辺周辺地区整備事業債、服部台明星線道路改良事業債、教育施設整備事業債の限度額の変更を明記しております。

今回の補正予算につきましては、国の補正予算に伴うGIGAスクール構想の実現に向け、ソサエティ5.0時代を生きる子どもたちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる一方で、現在の学校ICT環境の整備がおくれており、自治体間の格差も大きく、令和時代のスタンダードな学校像として全国一律のICT環境の整備

が急務となっております。また、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるため、児童、生徒1人1台端末を前提とした高速大容量の通信ネットワークを整備することを目的としての校内通信ネットワーク整備・情報端末機器導入事業費を計上させていただいております。

また、服部台明星線道路改良事業の増額のほか、年度末を迎えるに当たり予定しておりました各事業の執行残金の減額調整や不足額の増額調整、また、特別会計への繰出金の調整などもこの補正で行っております。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書につきまして説明させていただきます。

まず、歳入につきましては、説明書4ページの款国庫支出金、項国庫負担金、目民生費国庫負担金の社会福祉費負担金につきましては、歳出予算に係る負担金の調整でございます。また、保険基盤安定負担金につきましては、保険者支援分の額の確定による減額補正でございます。また、児童福祉費負担金につきましては、児童手当の歳出予算に係る負担金の調整と児童手当交付金の交付額確定による精算金の調整でございます。項国庫補助金、目総務委国庫補助金の戸籍住民基本台帳費補助金につきましては、個人番号関連事業に係る交付金として83万8,000円増額計上しております。目土木費国庫補助金につきましては、交付金の追加交付が発生したため、服部台明星線道路改良事業の前倒しに伴い、社会資本整備総合交付金都市計画8,794万2,000円増額計上しています。目教育費国庫補助金につきましては、小・中学校トイレ改修工事に伴う学校施設環境改善交付金7,235万6,000円、G I G Aスクール構想の実現に向けての校内通信ネットワーク環境施設整備費補助金4,660万2,000円、情報機器端末整備の学校情報機器整備費補助金3,820万5,000円、合わせて1億5,716万3,000円増額計上しております。款県支出金、項県負担金、目民生費負担金の社会福祉費負担金、児童福祉費負担金につきましては、歳出予算に係る負担金の調整でございます。また、保険基盤安定負担金につきましては、保険税軽減分、保険者支援分の額の確定による増額補正でございます。

次に、6ページに移りまして、項県補助金、目民生費補助金の社会福祉費補助金につきましては、1人当たりの額の増加に伴い、重度心身障害老人等医療費、心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費補助金を合わせて145万3,000円増額計上しています。目土木費県補助金の土地計画費補助金につきましては、既存ブロック塀等耐震対策補助事業費補助金25万円増額計上しています。目教育費県補助金の中学校費補助金につきましては、中学校の部活動の適正化を進めるために、部活動指導員の配置を行う場合にその経費の一部を補助し、部活動の一層の充実及び教員の働き方改革の実現を図るための目的として、今回採択がありました

部活動指導員配置促進事業補助金69万2,000円増額計上しております。款寄附金、項寄附金、目総務費寄附金では、寄附によるまちづくり条例に基づく寄附を3件いただきましたので、11万5,000円増額計上しております。款繰入金、項基金繰入金、目財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の調整として財政調整基金から891万5,000円を繰り入れております。繰り入れ後の基金残高は9億1,276万1,000円となっております。款諸収入、項雑入、目雑入、地域生活支援事業費、移動支援事業費の返還金296万8,000円、消防団員の防寒着購入費用に対する助成金として消防団員安全装備品整備事業助成金11万5,000円増額計上しています。節消防団員等公務災害補償及び退職補償金受入金につきましては、退職補償金の補正に伴い、59万4,000円増額計上しています。

次に、8ページに移りまして、款町債、項町債、目土木債の滝川水辺周辺地区整備事業債で2,370万の減額、服部台明星線道路改良事業債で4,150万円増額、道路冠水防止対策事業債で790万円増額計上し、また、教育施設整備事業債については1億9,000万円増額計上しております。町債につきましては、歳出予算に係る各事業の補正に対応して、各事業債の増減額を計上しております。

次に、歳出につきましては、10ページ、款総務費、項総務管理費、目一般管理費の退職手当につきましては、勸奨退職1名分190万円の増額計上をしております。項戸籍住民基本台帳費、目戸籍住民基本台帳費の通知カード・個人番号カード関連事務の委託に係る交付金として、83万8,000円増額計上しております。款民生費、項社会福祉費、目社会福祉総務費では、下牧の空き家の整備に伴い、(仮称)ほほ笑みサロン片岡に関する事業費139万3,000円補正計上しております。同じく、福祉医療助成事業につきましては、1人当たりの額の増加に伴い290万9,000円増額計上しております。また、各特別会計への繰出金の調整として、目社会福祉費総務費の国民健康保険特別会計繰出金55万6,000円増額し、目高齢者福祉の介護保険特別会計繰出金732万8,000円減額し、14ページの公共下水道費の下水道事業特別会計繰出金712万円を増額計上しております。

戻りまして、款民生費、項社会福祉費、目障害福祉費の自立支援医療費につきましては、厚生医療費生活保護分の人数の増のため、267万2,000円増額計上しております。自立支援給付費につきましては、主に重度訪問介護、就労継続支援A型、生活介護の利用者数が当初の見込みより少なくなったため、1,000万円減額計上しております。

次に、12ページに移りまして、款民生費、項児童福祉費、目児童福祉総務費の病児・病後児保育事業費負担金につきましては、西和医療センター敷地内にありますいちごルームの建

設に際して外構費用が補助対象外となったため、組合負担金が73万円増額計上しております。目児童措置費につきましては、児童手当の支払い額の確定により1,403万5,000円減額計上しております。款衛生費、項保健衛生費、目母子衛生費の産婦人科一次救急負担金につきましては、8万円を増額計上しております。款土木費、項道路橋梁費、目道路橋梁費につきましては、緊急自然災害防止対策事業の道路防災事業の拡充により冠水対策が適債となったため、雨水管渠渠更生事業の財源振りかえをさせていただいております。項都市計画費、目都市計画街路費につきましては、県のパブリックコメントがおくれており県との整合性が必要となることから、都市計画道路変更図書に係る総括図等作成業務委託料165万円を減額計上しております。項都市計画費、目都市再生整備費の滝川遊歩道整備工事につきましては、入札差金による705万6,000円減額計上しております。服部台明星線道路改良工事につきましては、交付金の追加があったことに伴い前倒しをして事業を行うことにより、1億2,002万円増額計上しております。

次に、14ページに移りまして、款消防費、項消防費、目非常備消防費の退職報償金につきましては、消防団員の退団に伴う報償費70万5,000円増額計上させていただいております。款教育費、項教育総務費、目事務局費につきましては、小・中学校トイレ改修工事監理業務委託料619万6,000円、小・中学校トイレ改修工事2億424万4,000円増額計上しております。GIGAスクール構想の実現に向け、学校ICT環境整備を推進するための校内通信ネットワーク整備工事費9,320万5,000円増額計上しております。項小学校費、目小学校管理費については、ICT事業費2,546万1,000円、目中学校管理費についてもICT事業費で3,593万円増額計上しております。

次に、16ページに移りまして、款公債費、項公債費、目元金及び目利子につきましては、不用額の精査をさせていただいております。款諸支出金、項基金費、目ふるさとまちづくり基金費で11万4,000円を基金に積み立てて、基金残高は153万7,000円となっております。

以上が今回の補正予算の概要を説明させていただきました。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第16号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第18、議第16号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第16号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について。

令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）については、別紙のとおりである。

令和2年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議第16号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億653万3,000円とするものでございます。

それでは内容についてご説明させていただきます。

令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書、4ページ、5ページ、歳入におきまして、款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金で93万6,000円を計上いたします。この補正につきましては、特別交付金で県2号繰入金分とし、生活習慣病の発症、重度化予防として特定健康診査項目において心電図や貧血などの保険者独自の追加検査を行ったことに対する県補助助成になります。この県2号繰入金の補正に伴い、歳出6ページ、7ページ、款5保健事業費、目1保健事業費において財政の組みかえを行います。

続きまして、歳入4ページ、5ページ、款6繰入金、目1一般会計繰入金、節2保険基盤安定繰入金で55万6,000円を計上いたします。国保の構造問題に対応するために、保険税軽減分の繰り入れを行います。

次に、項2財政調整基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で42万8,000円の繰り入れを行います。これにつきましては、説明書の歳出6ページ、7ページの款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分、節19負担金及び交付金で、国民健康保険事業費納付金として納付金の決定がありましたので、192万円を追加計上いたしております。この192万円より歳入によります特別交付金93万6,000円及び保険基盤安定繰入金の55万6,000円を控除した残り42万

8,000円を財政調整基金より繰り入れを行います。

以上が今回補正計上いたしました内容となります。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第17号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第19、議第17号 令和元年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第4回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第17号 令和元年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第4回）について。

令和元年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第4回）については、別紙のとおりである。

令和2年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議第17号 令和元年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第4回）についてご説明いたします。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,909万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,426万1,000円とするものでございます。

今回計上いたします補正予算の主な概要になりますが、1つ目は介護認定の主治医意見書手数料、第2に保険給付費高額介護サービス費、第3にケアマネジャー賃金の減額などとなっております。

保険事業勘定の内容についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書4ページ、5ページ、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料で1,540万7,000円を減額。款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金で4,152万9,000円を、項2国庫補助金、目1調整交付金で99万9,000円を、目2地域支援事業交付金で215万6,000円を、款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金で1,458万円

を、款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費給付費負担金で3,035万6,000円を、項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金で107万8,000円を減額補正いたします。

この要因といたしましては、歳出6 ページ、7 ページ、款2 保険給付費、目1 介護サービス等諸費、節19負担金補助及び交付金の5,700万の減額によるものでございます。要介護者がご利用される居宅介護サービスの給付費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画給付費等の居宅サービスについては計画より低く推移しております。また、一方で、施設で介護サービス給付につきましては計画より増額している傾向となっております。次に、款7 繰入金、目1 一般会計繰入金で、法定繰り入れの調整分732万8,000円を減額計上いたしております。また、財政調整のため、項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金で、5,433万5,000円を計上いたしております。

歳出に移らせていただきます。

説明書6 ページ、7 ページ、款1 総務費、目1 認定審査費等、節12役務費で50万円の補正を行います。このことにつきましては、介護認定審査の件数の増加に伴う主治医意見書手数料による補正となります。続きまして、款2 保険給付費、目1 介護予防サービス等諸費で200万円を増額計上しております。予防給付費で、要支援者の給付の増額に伴う補正となっております。次に、款2 保険給付費、項2 その他諸費、また、款5 高額医療合算介護サービス等費につきましては、財源内訳の組みかえを行わせていただいております。次に、款2 保険給付費、目1 高額介護サービス等費で100万円を計上いたしております。要介護者の方が公的介護保険を利用し、自己負担額の合計額が同一月に一定の上限を超えた場合に払い戻される場合の給付費となっております。

続きまして、説明書8 ページ、9 ページ、款3 地域支援事業、目1 包括的支援事業費で270万を、また、目2 任意的事業費で289万8,000円を減額いたしております。双方の減額につきましては、当初行った職員配置をもって業務に当たってまいりましたが、人件費については執行見込みがなくなったために減額させていただきます。

以上が今回の補正予算の内容等でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第18号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第20、議第18号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第18号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について。

令和元年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）については、別紙のとおりである。

令和2年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（中村 真） 議第18号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ288万円を減額し、歳入歳出のそれぞれの予算総額を6億2,465万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、補正予算説明書4、5ページ、歳入におきましては、款1使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料を1,000万円減額、款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金712万円を増額計上させていただいております。下水道使用料の減額につきましては、当初見込んでおりました水洗化人口を大幅に下回り、年間総配水量も大幅な減少となることを見込んでいるところでございます。

次に、補正予算説明書6、7ページ歳出におきましては、款1下水道事業費、項1下水道費、目1下水道総務費、節19負担金補助及び交付金を368万円減額、節27公課費を80万円減額計上させていただいております。このことにつきましては、負担金補助及び交付金の流域下水道維持管理費市町村負担金を減額し、公課費におきましては、平成30年度消費税納付額が確定したことに伴い令和元年度中間申告納付額が確定したことにより、それぞれ当初見込んでおりました金額より増額となったことに伴い、消費税納入額を増額計上させていただくものでございます。

以上でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、

次に進みます。



◎議第19号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第21、議第19号 令和元年度上牧町水道事業会計補正予算（第3回）
について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第19号 令和元年度上牧町水道事業会計補正予算（第3回）
について。

令和元年度上牧町水道事業会計補正予算（第3回）については、別紙のとおりである。

令和2年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（中村 真） 議第19号 令和元年度上牧町水道事業会計補正予算（第3回）につ
いて説明いたします。

既決予算の収益的収入及び支出の収入を1,590万円減額し、収益的収入の総額を5億2,168
万6,000円とし、また、収益的収入及び支出の支出を139万2,000円増額し、収益的支出の総額
を4億7,946万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、水道事業会計補正予算補正予算書3ページ、収益的収入及び支出の
収入、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益の水道料金を1,590万円減額計上させ
ていただいております。

次に、収益的収入及び支出の支出、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水
費の受水費を89万円減額計上させていただいております。このことにつきましては、いずれ
も当初見込んでおりました給水戸数、給水人口を大幅に下回り、有収水量も大幅な減少とな
ることを見込んでいるところでございます。

次に、目3総係費、節17貸倒引当金繰入額を231万1,000円増額計上させていただいており
ます。このことにつきましては、令和元年度末未収金見込み額の増額によるところでござい
ます。

次に、目4減価償却費、節1有形固定資産減価償却費を2万9,000円減額計上させていただ

いております。このことにつきましては、平成30年度の決算が確定したことにより計上しているところでございます。

次に、既決の資本的収入及び支出の収入を464万6,000円増額し、収益的収入の総額を464万7,000円とし、また、資本的支出を146万6,000円減額し、収益的支出の総額を2,203万4,000円とするものがございます。

内容につきましては、補正予算書4ページ、資本的収入及び支出の収入、項1負担金、その他諸収入、目1負担金、その他諸収入を464万6,000円増額計上させていただいております。このことにつきましては、施設負担金等の増額計上でございます。

次に、資本的支出、項1建設費、目1建設費の配水管16万2,000円、節2委託金130万4,000円、それぞれ減額計上させていただいております。このことにつきましては、配水管布設工事と配水管設計業務委託料の執行残を減額計上しているところでございます。

以上でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

ここで暫時休憩とし、再開は午後1時とさせていただきます。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。



◎議第20号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第22、議第20号 令和2年度上牧町一般会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第20号 令和2年度上牧町一般会計予算について。

令和2年度上牧町一般会計予算については、別紙のとおりである。

令和2年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第20号 令和2年度上牧町一般会計予算について説明いたします。

令和元年度から一般会計、各特別会計予算につきましては、予算書説明欄を事業別予算、担当課名の表記、事業別の財源を追加・変更とさせていただいております。令和2年度は2年目を迎えることとなりますが、令和2年度から地方自治法施行規則の一部が改正されたことにより、地方財務の歳出科目の28節のうち7節の賃金が廃止となり、8節以降の節についてはその番号を繰り上げさせていただいております。また、令和2年4月1日から新たに施行となる会計年度任用職員の人件費についても、事業別予算として表記をさせていただいております。

それでは、令和2年度の上牧町一般会計予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億558万7,000円と定めております。前年度対比プラス4.2%、金額では3億868万円の増となっております。第2条の債務負担行為につきましては、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を7ページ、第2表で明記しております。第3条の地方債につきましては、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を8ページ、第3表で明記しております。借入限度額の総額といたしましては、4億7,637万8,000円と定めております。第4条では、一時借入金の借り入れ総額を20億円と定め、第5条では、歳出予算の流用について定めております。

次に、令和2年度上牧町一般会計予算に計上させていただいている主なものにつきまして、予算に関する説明書の事項別明細で説明をさせていただきます。

まず、歳入につきましては、町税が21億3,405万1,000円で、前年度対比マイナス0.8%、金額にして1,774万5,000円の減額となっております。地方消費税交付金は4億1,956万5,000円で、前年度対比プラス21.3%、金額にして7,356万7,000円増額となっております。地方交付税は25億7,300万8,000円で、前年度対比プラス3.3%、金額にして8,231万2,000円の増額となっております。使用料及び手数料は1億9,255万9,000円で、前年度対比マイナス1.9%、金額にして372万7,000円の減額となっております。国庫支出金は8億3,066万7,000円で、前年度対比プラス7.7%、金額にして5,968万6,000円の増額となっております。県支出金は5億5,369万7,000円で、前年度対比プラス8.5%、金額にして4,349万2,000円の増額となっております。繰入金金は9,856万9,000円で、前年度対比プラス72.6%、金額にして4,145万4,000円の増額と

なっております。町債は4億7,637万8,000円で、前年度対比マイナス18.8%、金額にして1億1,019万3,000円の減額となっております。

次に歳出につきましては、総務費関連では、総務管理費の財産管理費で安全安心のまちづくりといたしまして、継続して主要交差点に防犯カメラを設置させていただいておりますが、令和2年度につきましては防犯カメラ通信機器設置費用121万円計上しております。企画費ではコミュニティーバス運行事業としまして、現在、2台のコミュニティーバスを運行しておりますが、アンケート結果による住民ニーズに合わせ、時刻表と運行経路を見直し、新たに1台増便することにより、さらなる利便性向上、利用促進を図るための費用として2,206万3,000円計上しております。出会い・結婚・子育て応援事業では、マリッジサポーター育成事業、結婚応援事業を実施し、子育てに関する悩みについての相談先や情報をわかりやすく記載している子育て支援ガイドブックの作成費用等としまして、288万8,000円を計上しております。また、第5次総合計画につきましては、平成29年度から5年間の計画期間とする前期基本計画が作成されています。令和4年度から5年間の後期基本計画を行うため、令和2年度より前期計画の評価、分析、町民意向の把握等を行いながら、令和3年度の策定に向けた取り組みを進めるための総合計画策定事業費184万8,000円を計上しております。交通安全対策費では、令和元年10月に奈良県自転車の安全で適正な利用に関する条例が公布され、高齢者のヘルメット着用の努力義務化が令和2年4月1日から施行されることにより、高齢者の自転車による事故の防止及び交通安全の推進、被害軽減を図るため、65歳以上の高齢者に対し自転車用ヘルメット購入費助成事業30万円を計上しております。諸費では、省エネルギーの推進として、昨年引き続き自治会のLED防犯灯取りかえに対する補助金30万円を計上させていただいておりますが、各自治会におきましてはほぼ取りかえが終わったことによりまして、令和2年度を最終年度とさせていただきます。戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針等を踏まえ、推進するための個人番号カード関連事業費1,355万8,000円を計上しております。

次に、民生費関連の社会福祉総務費では、本町の社会環境の変化や福祉施策の課題を踏まえ、地域福祉の新たな方向づくりを行うため、社会福祉法第107条の規定に基づく地域福祉計画及び地域福祉活動計画を一体的に策定します委託料441万円を計上しております。児童福祉費の児童福祉総務費では、仕事の都合により家庭での保育が困難な保護者にかわり、病気中の子どもや病気回復期にある子どもを一時的に預かる病児保育事業として、大和高田市においてぞうさんのおうち、令和2年1月15日に開所しました西和病児保育室いちごルームにお

いて、保護者の利便性や選択肢をふやし、子育て支援の拡充を図る費用としての病児・病後児保育事業費325万円を計上しております。また、学童保育運営費では、住民ニーズの要望等により学童児童の受け入れを、令和2年度から保育時間を平日は1時間拡充し、放課後から午後7時まで、学校休業日は1時間30分拡充し、午前8時から午後7時までとすることに伴い、子育て支援の拡充を図っております。その費用として3,810万1,000円を計上しております。衛生費関連の母子衛生費では、出生後すぐ聴覚検査が行われますが、その費用は全て個人負担になっています。新生児の聴覚障害の早期発見と費用負担の支援を図ることを目的に一部助成を実施する費用として、新生児聴覚検査受診料30万6,000円を計上しております。また、ほほ笑み教室にかかわる費用33万5,000円を、不妊・不育治療助成事業費126万1,000円を計上し、そして、妊娠・出産・子育て期に関する相談に応じるなど、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を提供することを目的として、本年度、上牧町子育て世代包括支援センターを開設いたします。あわせて、産後ケア事業として出産後の心身ともに不安定な時期にあって支援が必要な母子に対して、心身のケア、また育児のサポートをショートステイ、デイサービス、アウトリーチの利用により育児の不安の解消を図り、安心して出産後も子育てができる支援体制を図る費用も計上し、子育て世代包括支援センター事業としては97万6,000円を計上しております。清掃費の塵芥処理費で、可燃ごみ焼却処理費を民間へ委託する運搬処理委託料1億7,820万円を計上しております。

農林商工業費関連の農業振興費では、有害鳥獣により農作物に被害があった方または被害を受けるおそれのある方に対して、これらの被害を防ぐため防護柵等の購入費の一部を助成する費用としての有害鳥獣被害防除事業費52万8,000円を計上しております。地籍調査費で継続して実施しています地籍調査費1,010万7,000円を計上し、土木費関連では道路橋梁費で、道路水路維持管理費で4,117万2,000円と道路長寿命化事業費で9,000万円、橋梁長寿命化事業費で8,000万円を計上し、また、バリアフリー対策事業費で計画書作成委託料等に93万9,000円を計上し、米山台の道路冠水に対応するため、防止対策事業費4,600万円も計上しております。都市計画費の都市再生整備費では、滝川水辺周辺地区整備事業費として滝川遊歩道整備工事費1億1,130万円を計上しております。住宅管理費では、町営住宅等長寿命化事業費470万5,000円を計上しております。住宅対策費の空き家等対策事業費では、協議会の委員報酬等で19万円を、ブロック塀撤去推進事業費で100万円を計上しております。

消防費関連では、消防費の消防施設費で消防車両1台の購入費1,793万円を、消防団に対して資機材を配備し災害対応、救助能力の向上を図ることを目的に、非常用発電機及び投光器

の費用として528万円を計上しております。

教育費関連では、教育総務費の教育委員会費で、現在のペースで人口が減少していきますと遠からず各学校、各学年が1クラスずつになる日が予想されますことから、令和元年度に小・中学校の統廃合を含む学校適正化を検討する大学教授を交えた会議を設け、令和2年度の後半には協議会を設置し、学校適正化に向けて取り組む計画としており、その費用として役務費10万円を計上しております。また、事務局費では、国際交流事業費119万5,000円を計上しております。

小学校の小学校管理費では、上牧小学校通用門改修工事117万7,000円、プール改修工事364万1,000円、上牧第二小学校集会室クーラー設置工事98万8,000円、上牧第三小学校北側非常階段ペンキ補修工事159万円など、合わせて768万2,000円を計上しております。

小学校管理費、中学校費の中学校管理費では、各小・中学校のタブレットのICT機器を取り入れた授業を実施することにより、児童、生徒がわかりやすく意欲的に学習に取り組める環境づくりを整備するための各小学校に新たにICT機器セットを3セットずつ整備する費用として、小学校のICT事業費169万6,000円、中学校のICT事業費102万7,000円、合わせて272万3,000円を計上しております。

小学校振興費では、通級指導教室ペガサス教室運営費として73万6,000円を計上し、令和2年度から新たに中学校通級指導教室の設置をし、より充実した体制で授業を実施するための費用として、中学校振興費の通級指導教室ペガサス教室運営費20万3,000円、合わせて93万9,000円を計上しております。また、本年度から、小・中学校、幼稚園の給食については、より適正な管理と保護者の皆様の負担の公平性を確保するため公会計で実施することから、給食事業として各事業費に計上しております。

社会教育費の青少年健全育成推進事業費では、学校教育の充実・活性化と学力向上の学習支援強化として実施しております上牧町放課後塾「まきっ子塾」事業に係る経費637万6,000円を計上させていただき、文化財保護費では、史跡上牧久渡古墳群整備基本計画基本設計に基づき、実施設計、整備工事を行う費用として、史跡上牧久渡古墳群整備事業費1,000万1,000円計上しております。

また、特別会計への繰出金につきましては、予算項目に計上させていただいております。

以上が令和2年度一般会計予算に計上させていただいた主な内容でございます。議決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、

次に進みます。



◎議第21号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第23、議第21号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第21号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計予算について。

令和2年度上牧町国民健康保険特別会計予算については、別紙のとおりである。

令和2年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議第21号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計当初予算についてご説明申し上げます。

平成27年5月に継続可能な医療保険制度の安定的な運営を可能とするための国民健康保険法等が改正され、平成30年度から県と市町村がともに国保の運営を担い、県が財政運営の責任主体として国保制度の安定化を図ることとされております。令和6年度奈良県保険料率統一化に向けて、上牧町国保運営方針から保険税水準の改定計画に基づき、令和6年度の保険料統一化に向け急激な保険税負担を軽減するために、令和2年度の国民健康保険税を1人当たり2.9%の上昇を加味し、予算を計上させていただいております。

歳入では、国民健康保険税4億2,244万円で、前年度対比1.0%増、金額にして412万円の増となります。また、県から町への保険給付費等交付金17億8,213万円、前年度対比マイナス5.6%、社会保障税番号制度システム整備費補助金で771万1,000円を、歳出におきましては、県から示された金額、国民健康保険事業費納付金5億9,969万5,000円、前年度対比マイナス2.1%を予算計上しております。また、本年度予算におきましても、昨年度より引き続き、国民健康保険の財政調整基金を活用し、18歳未満の均等割額の減免、人間ドック等の助成費の拡充、特定健診の無料化などを加味しております。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ24億6,108万3,000円と定めております。令和2年度の予算につきましては、前年度対比でマイナス4.5%、金額にいたしまして1億1,596万6,000円の減額となっております。

説明書1ページ、歳入につきましては、款1国民健康保険税で4億2,244万円を計上いたしております。前年度比1.0%増、金額で412万円の増額となっております。主な要因といたしましては、保険税水準の改定計画に基づき、1人当たり2.9%の保険税改定によるものでございます。次に、款4県支出金17億8,213万円、前年度対比マイナス5.6%といたしております。これにつきましては、歳出の保険給付費等に要する費用が県から交付の保険給付費等交付金によるものとなっております。款6繰入金で2億4,492万4,000円、前年度対比マイナス8.4%、金額にしまして2,256万7,000円の減額としております。これにつきましては、財政調整によります財政調整基金繰入金が1,355万5,000円の減額、一般会計からの繰入金が901万2,000円の減額となったことによります。

次に、2ページ及び3ページ、歳出の方に移らせていただきます。

款1総務費で4,975万4,000円、前年度対比6.7%減、マイナス356万1,000円の減額としております。款2保険給付費で17億6,696万7,000円、前年度対比5.7%減、金額にして1億668万1,000円の減額としております。一般被保険者の被保険者数減少と平成26年度末で廃止された退職者医療制度の経過措置対象者が皆無になったことによる影響でございます。款3国民健康保険税事業費納付金で、県への納付金として5億9,969万5,000円を計上いたしております。次に、款5保健事業費で、特定健康診査事業、人間ドック費用助成事業等の助成事業拡充として4,193万8,000円を計上させていただいております。

以上が当初予算の主な内容となっております。ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第22号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第24、議第22号 令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第22号 令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について。

令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算については、別紙のとおりである。

令和2年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議第22号 令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計当初予算についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,562万円と定めております。令和2年度の予算につきましては、前年度比10.2%増、金額にいたしまして3,654万円の増額となっております。

令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計当初予算の概要についてご説明申し上げます。

説明書1ページ、歳入につきましては、款1後期高齢者医療保険料で3億259万3,000円を計上いたしました。前年対比11.0%増、金額で2,992万5,000円の増額となっております。要因といたしましては、保険料率の改正、被保険者数の増加によるものとなっております。款3繰入金で8,316万9,000円を計上させていただいております。内訳といたしましては、事務費繰り入れで1,980万6,000円、保険基盤安定繰入金で6,336万3,000円となっております。款4諸収入で979万9,000円を計上いたしております。特定健診に係る費用と人間ドック助成に係る費用を広域連合より受けるものでございます。

次に、2ページ、3ページ、歳出でございます。

款1総務費で329万1,000円を計上いたしております。前年度対比8.0%増、金額にして24万3,000円の増額としております。款2後期高齢者医療広域連合納付金で3億8,050万5,000円、前年度対比10.0%増、金額で3,449万3,000円の増額となっております。内容といたしましては、共通経費負担金で1,471万円、保険料で2億7,267万円、基盤安定負担金で5,863万2,000円となっております。主に保険料負担金の増額によるものとなっております。款3保健事業費で、特定健診に係る費用と人間ドック助成費用などを加味し、1,182万4,000円を計上いたしました。

以上が当初予算の主な内容となっております。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第23号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第25、議第23号 令和2年度上牧町介護保険特別会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第23号 令和2年度上牧町介護保険特別会計予算について。

令和2年度上牧町介護保険特別会計予算については、別紙のとおりである。

令和2年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議第23号 令和2年度上牧町介護保険特別会計当初予算についてご説明申し上げます。

第1条第1項保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億8,474万7,000円と定めております。第2項、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ810万3,000円と定めさせていただいております。第2条では、予算の流用について定めております。令和2年度の予算につきましては、前年度対比9.6%増、金額にいたしまして1億8,321万1,000円の増額となっております。

次に、予算の概要についてご説明申し上げます。

令和2年度第7期介護保険事業計画における最終年度になることから、次期介護保険事業計画の策定に係る予算計上するとともに、現行のサービスに加え緩和した基準によるサービスや住民主体のサービスなど、多様な形態によりますサービスの提供、医療と介護の連携の推進、生活支援体制の整備、認知症総合事業のより一層の充実を図る予算となっております。

それでは、主な内容についてご説明させていただきます。

説明書1ページ、歳入につきましては、款1保険料で4億298万7,000円を計上いたしました。前年度対比マイナス1.9%減、金額にしまして795万6,000円の減額となっております。款3国庫支出金4億1,296万9,000円を、款4支払基金交付金で5億4,080万1,000円を、款5県

支出金で2億9,935万5,000円を計上いたしました。それぞれ歳出の保険給付費及び地域支援事業費をもとに計上いたしております。

次に、款7繰入金で4億2,845万6,000円を計上いたしております。これにつきましては、一般会計からの法定繰入分の2億2,527万1,000円と介護給付費準備基金繰入金で1億318万5,000円でございます。

続きまして、2ページ、歳出につきましては、款1総務費で令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画策定費を含む4,932万2,000円を、款2保険給付費で19億3,305万4,000円を計上いたしました。前年度比9.9%増、額にいたしまして1億7,350万5,000円の増額とさせていただきます。介護給付費では9.2%増、額にいたしまして1億5,217万5,000円、予防給付費で15.6%増、額にいたしまして875万円、高額介護サービス等費で33.3%増、額にいたしまして1,200万の増額などになります。款3地域支援事業費で、介護予防・日常生活支援総合事業等で1億105万1,000円を計上いたしました。前年度比4.8%増、額にいたしまして459万5,000円の増額でございます。次に、介護サービス事業勘定でございますが、24ページ、歳入、款1サービス収入810万3,000円を計上いたしました。前年度対比31.7%増、額にいたしまして195万1,000円の増額でございます。

25ページの歳出では、款1サービス事業費756万8,000円を計上いたしております。これは主に、介護予防プラン作成委託料になります。款2指定介護予防支援事業費準備基金積立金で43万5,000円を計上いたしております。

以上が当初予算の主な内容等になってございます。ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第24号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第26、議第24号 令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第24号 令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計

予算について。

令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、別紙のとおりである。

令和2年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 議第24号 令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について説明いたします。

令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、歳入歳出予算総額153万円と定めております。前年度と同額となっております。

それでは、内容について説明させていただきます。

歳入の主なものとしましては、予算に関する説明書4ページ、款4諸収入、項1貸付金元利収入及び諸収入で152万円を計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、説明書6ページ、款2公債費、項1公債費で104万7,000円を計上しております。

以上が当初予算の主な内容でございます。ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第25号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第27、議第25号 令和2年度上牧町下水道事業特別会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第25号 令和2年度上牧町下水道事業特別会計予算について。

令和2年度上牧町下水道事業特別会計予算については、別紙のとおりである。

令和2年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（中村 真） 議第25号 令和2年度上牧町下水道事業特別会計予算について説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6,056万5,000円と定めております。前年度当初予算と比べまして5.06%、金額にいたしまして3,182万6,000円の増額となっております。

それでは、主な内容について説明いたします。

歳入につきましては、説明書4、5ページ、款1下水道使用料2億6,436万2,000円を計上いたしました。前年度対比マイナス4.6%、1,274万8,000円の減額計上となっております。このことにつきましては、総配水量の減少によるところでございます。次に、款2国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道事業費国庫補助金の公共下水道事業補助金が2,550万円で、前年度対比マイナス34.62%、1,350万円の減額計上となっております。次に、款3県支出金、項1県補助金、目1下水道事業県補助金の流域下水道負荷軽減等推進事業補助金490万円を新たに予算計上しております。このことにつきましては、下水道ストックマネジメント計画策定業務委託、侵入水対策簡易流量調査業務委託に対しましての県補助金でございます。次に、款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金が1億8,329万円で、前年度対比7.98%、1,353万8,000円の増額計上となっております。次に、款4町債の下水道事業債が1億8,240万円で、前年度対比27.91%、3,980万円の増額計上となっております。このことにつきましては、現在の利率より低いものに借りかえをするための借換債によるところでございます。

次に、歳出予算につきましては、説明書8、9ページ、款1下水道事業費、項1下水道費、目1下水道総務費が1億8,310万7,000円で、前年度対比2.51%、488万4,000円の増額計上となっております。このことにつきましては、侵入水対策簡易流量調査業務、地方公営企業法的業務委託料を予算計上させていただいているところでございます。

次に、説明書10、11ページ、款1下水道事業費、項2下水道建設費、目1公共下水道事業費は7,317万8,000円で、前年度対比マイナス26.56%、2,646万8,000円の減額計上となっております。このことにつきましては、管渠築造工事及び管渠改築工事の縮小によるところでございます。

次に、款2公債費、項1公債費、目1元金が3億3,050万5,000円で、前年度対比21.42%、5,830万7,000円の増額計上となっております。また、説明書12、13ページ、同じく款1公債費の利子が5,085万8,000円で、前年度対比マイナス10.7%、610万円の減額計上となっております。このことにつきましては、過年度に実施した借換債による効果があらわれてきたものでございます。最後に、款3諸支出金、項1償還金を1,223万3,000円、前年度と同額計上

としております。

以上が主な内容でございます。ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第26号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第28、議第26号 令和2年度上牧町水道事業会計予算について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第26号 令和2年度上牧町水道事業会計予算について。

令和2年度上牧町水道事業会計予算については、別紙のとおりである。

令和2年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（中村 真） 議第26号 令和2年度上牧町水道事業会計予算について説明いたします。

予算書1ページ、第2条、業務の予定量につきましては、前年度当初予算と比べまして給水戸数が11個の増、7,260戸、年間総配水量は8万4,995立方メートル減の196万8,259立方メートルと決めました。次に、第3条、収益的収入、第1款水道事業収益は、前年度予算に比べまして4,376万円の減額で4億9,382万6,000円、営業収益の水道料金は4,074万3,000円減額の4億4,671万3,000円、給水分担金につきましては221万7,000円減額の1,991万円となっております。水道料金の減額につきましては、給水人口の減少によります有水収量の減少によるところでございます。給水分担金の減額につきましては、新築家屋の減少によるところでございます。

次に、収益的支出、第1款水道事業費用は、前年度予算に比べまして1,170万円減額の4億7,130万円、営業費用の受水費は500万円減額の2億7,000万円となっております。

続きまして、予算書2ページ、第4条、第1款資本的収入は、国庫補助金293万9,000円を

予算計上しております。このことにつきましては、庁舎配水地に係る水道施設等補助金でございます。

資本的支出は、前年度予算に比べまして7,450万円増額の9,800万円となっております。このことにつきましては、米山台地区の配水管布設替工事、また委託料では、水道部庁舎耐震化工事及び大規模改修設計業務委託、1号配水池耐震化工事設計業務委託を予算計上させていただいているところでございます。そして、第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与を8,867万8,000円計上させていただいております。

以上が当初予算の主な内容でございます。ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第29、議第27号 監査委員の選任について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第27号 監査委員の選任について。

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

令和2年3月4日提出 上牧町長 今中富夫。

記。

北葛城郡上牧町 堀内英樹。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（西山義憲） 議第27号 監査委員の選任についてご説明申し上げます。

現監査委員の辻本 隆氏が本年3月末をもちまして辞任されることに伴い、その後任として堀内英樹氏を選任いたしたく提案するものでございます。

堀内氏は、長年にわたりまして当町の町会議員、また監査委員としても経験を深く積まれ

まして実績をお持ちです。すぐれた見識を有されていることから、本町監査委員としてふさわしい方と考え、ご同意を求めるものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。



◎意見書案第1号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第30、意見書案第1号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書（案）、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 意見書案第1号。

上牧町議会議長 服部公英殿。

提出者 上牧町議会議員 東充洋。

賛成者 上牧町議会議員 石丸典子。

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提出者が欠席のため、賛成者の趣旨弁明を求めます。

10番 石丸議員。

○10番（石丸典子） 10番、石丸典子です。提出者の東議員が欠席のため、かわりに提案理由の説明を行います。

身に覚えのない罪で服役させられ、場合によっては命まで奪われる冤罪をなくす運動などをされている国民救援会から要請があり、この意見書を提出することになりました。意見書の内容の中に、再審は無辜が救済される最後のとりでです、というところがありますけれども、この中の無辜について少し説明をさせていただきます。

無辜の辜は、漢字が古いという字に、つらい、辛いという文字で形成されておりますけれども、入れ墨に使う針を意味しています。罪人に入れ墨をして閉じ込めるということから、罪の意味があります。無辜、つまり無実と同じ意味であります。

それでは、意見書の文案を朗読して説明といたします。

再審法（刑事訴訟法の最新規定）の改正を求める意見書（案）。

再審は無辜が救済される最後のとりでです。罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁を受ける冤罪。それは人生を破壊し人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら、後を絶ちません。

2010年、足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件から2016年の東住吉事件に至るまで、無期という重罰事件の再審無罪が続き、2019年には松橋事件でも再審無罪を勝ち取りました。また、2014年には袴田巖さんが47年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事がありました。しかし、これらの事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、常に検察による甚大な妨害が立ちはだかっていました。

その大きな壁の1つは、検察が捜査で集めた証拠を隠蔽し、証拠を開示しないことです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から新規明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察、検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名のもとにそれらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま有罪が確定する事例が後を絶ちません。無罪となった再審事件で新証拠の多くが、実は当初から検察が隠し持っていたものであった事実には心が凍る恐怖を覚えます。無罪証拠が当初から開示されていたら冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたからです。通常審では公判前整理手続を通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし、再審における証拠開示には何一つルールがありません。その結果、

証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法のもとの平等原則さえも踏みにじられています。

次に、大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申し立て（上訴）が許されていることです。袴田事件は、検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求権が無用に長期化しています。名張毒ぶどう酒の奥西勝さんに至っては、1964年、一審無罪判決、2005年、再審開始決定を得ながら、検察の控訴、異議申し立てにより89歳で無念の獄死を遂げられました。公益の代表者という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定に逆らい悲劇を繰り返すことには、法的な制限を加える必要があるのは明白です。

このように再審における、①証拠開示制度の確立、②検察権の上訴制限が無辜の救済のための焦眉の課題です。それに加えて、大崎事件の最高裁の不当判決や布川国賠訴訟判決によって、③再審における手続の整備の必要性が強く求められています。現行の刑訴法の最新の規定は、日本国憲法第39条を受けて不利益再審の規定を削除しただけで大正時代の旧刑訴法のままです。現行の最新規定のルーツである職権主義のドイツでも、既に50年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止しています。無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、今こそ再審法（刑事訴訟法の最新規定）の改正を行うことを強く求めます。

1、再審における警察、検察の手持ち証拠の全面開示。

2、再審手続の整備。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2020年3月4日。奈良県上牧町議会。

以上でありますけれども、議員の皆さんには慎重審議をいただきまして、採択いただきますようによろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（服部公英） 趣旨弁明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎予算特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（服部公英） 日程第31、予算特別委員会の設置及び委員の選任について、これを議題といたします。

令和2年度予算案件については、委員会条例第5条第1項の規定により、6名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、令和2年度予算案件については、6名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法であればよろしいですか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(服部公英) 議長一任という声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 異議ないようですので、私の方で選任させていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時56分

○議長(服部公英) 再開いたします。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第7条第1項の規定により、2番、東議員、4番、木内議員、5番、竹之内議員、8番、康村議員、9番、遠山議員、10番、石丸議員、以上6名の方を指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました6名の方を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

予算特別委員会におかれましては、委員長、副委員長を互選の上、報告を願います。

それでは暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時01分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。



◎予算特別委員会正副委員長の互選結果について

○議長（服部公英） 休憩中に予算特別委員会の委員長、副委員長を互選いただきましたので、ご報告申し上げます。

予算特別委員会の委員長に木内議員、副委員長に康村議員という報告でございます。



◎議第1号から議第26号、意見書案第1号の委員会付託

○議長（服部公英） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号から議第26号、意見書案第1号につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託し、また、一般質問については理事者側の答弁を含め1人1時間以内とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また、一般質問については1人1時間以内とすることに決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長（服部公英） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 2時02分

令和2年第1回（3月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和2年3月17日（火）午前10時開議

第1 一般質問について

9番 遠山 健太郎

1番 牧浦 秀俊

10番 石丸 典子

8番 康村 昌史

7番 富木 つや子

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	牧 浦 秀 俊	2番	東 初 子
3番	上 村 哲 也	4番	木 内 利 雄
5番	竹之内 剛	6番	吉 中 隆 昭
7番	富 木 つや子	8番	康 村 昌 史
9番	遠 山 健太郎	10番	石 丸 典 子
11番	東 充 洋	12番	服 部 公 英

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	今 中 富 夫	副 町 長	西 山 義 憲
教 育 長	松 浦 教 雄	総 務 部 長	阪 本 正 人
総 務 部 理 事	中 川 恵 友	都 市 環 境 部 長	杉 浦 俊 行
住 民 福 祉 部 長	濱 田 寛	水 道 部 長	中 村 真
教 育 部 長	塩 野 哲 也	総 務 課 長	山 下 純 司
ま ち づ くり 創 生 課 長	松 井 直 彦	生 活 環 境 課 長	吉 川 昭 仁
福 祉 課 長	青 山 雅 則	こ ども 支 援 課 長	寺 口 万 佐 代
生 き 活 き 対 策 課 長	林 栄 子	保 険 年 金 課 長	井 上 弘 一
教 育 総 務 課 長	丸 橋 秀 行	政 策 調 整 課 長 補 佐	俵 本 大 輔

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山 本 敏 光	書 記	山 口 里 美
書 記	高 木 寛 行		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（服部公英） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（服部公英） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（服部公英） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇遠山 健太郎

○議長（服部公英） それでは、9番、遠山議員の発言を許します。

遠山議員。

（9番 遠山健太郎 登壇）

○9番（遠山健太郎） おはようございます。9番、遠山健太郎です。議長の許可をいただきましたので、通告書の記載に従い一般質問させていただきます。

目に見えない恐怖、新型コロナウイルスという、1カ月少し前には全く意識もしていなかったものに世界が震撼させられ、日本国内の幼稚園、学校のほとんど全てが休校となる前代未聞の事態となっています。ウイルス対策はもちろんのこと、休校により自宅待機を余儀な

くされている子どもたちの心のストレス思うといっても立ってもいられません。一日も早い収束を願うと同時に、予算特別委員会でも申し上げましたが、我々上牧町としても、子どもたちの心のケアはもちろん備蓄マスクの提供など、大局的な見地からさまざまな対策を講じるべきだと思っています。今こそ、行政、町民、議会が一丸となってこの困難に向かっていきたいと心から思っています。

さて、今月4日から始まりました令和2年第1回上牧町議会定例会も、いよいよ今日から始まる一般質問と最終日の本会議を残すのみとなりました。2日間の総務建設委員会と文教厚生委員会では、ほほ笑みサロン片岡の新設に伴う条例制定や学校でのICT教育推進のための校内通信ネットワーク事業や、服部台明星線道路改良事業の前倒し予算が組み込まれた一般会計補正予算の審議など。そして、9日から11日までの3日間では、令和2年度一般会計、特別会計、企業会計予算の審議が一部審議時間を延長してまで実施し、慎重審議されました。その中でも特に私が昨年12月議会で提案をさせていただいた高齢者自転車用ヘルメット購入費の助成について、早速、令和2年度一般会計当初予算に組み入れていただきましたこと、予算特別委員会でも申し上げましたが、こちらでも改めてお礼を申し上げます。

また、闊達かつ円滑な審議は、全て理事者側が提出された丁寧かつ見やすい資料のたまものであることも指摘させていただき、あわせてこの場をおかりしてお礼を申し上げます。と同時に、これからもよりよい議会審議を目指すべく、さまざまな見地から資料開示の方法や予算書の見方、あり方などを検討していただけたら幸いです。どうかよろしくお願いします。

というわけで、私も来月末で議会のこの場に上がらせていただき丸5年、定例会も5年掛ける4ということで一般質問もいよいよ区切りの20回目となりました。

それでは、具体的に質問内容に入ります。私の今回の質問は大きな項目1つ。出会い、結婚、子育て応援事業について。上牧町の人口減少、少子化対策です。記憶にある方々もいらっしゃるかと思いますが、この件については、2年少し前の平成29年12月議会でも伺い、二度目となります。そこから2年半がたち、かんまきみらい創造マリッジサポーター、これからはマリサポさんと略させていただきますが、マリサポさんの構成も変わり、私も一員としてほんの少しですがお手伝いをさせていただくことになりました。また、イベントに対する考え方も変化が生じていると思いますし、何より私の方から今回新聞記事をタブレットに提供させていただきましたが、晴れて成婚カップルも3組誕生しましたので、いま一度検証や今後の展開も考え、今回、質問させさせていただくこととしました。どうぞよろしくお願いします。

上牧町では、人口減少、少子化に対応するためさまざまな施策を展開していますが、その中でも出会い、結婚、子育て応援事業については町内外を問わず注目を集める施策となっています。また、上牧町第5次総合計画、子育て支援の施策の展開方向には、結婚、出産、子育てまで切れ目のないサービスの充実を図りますと記載されています。それぞれの施策展開は各課にて総合戦略などにおいて目標値を定め、精力的に推進されていますが、それぞれが切れ目のないサービスとなっているか、いま一度横断的に検証することで現状や問題点を大局的に見据え、さらなる発展をさせ、より効果的に人口減少、少子化に対応すべきと考えます。

今回は、時間の関係上本事業の中でも総合戦略にある婚活イベントの企画実施、結婚希望者相談窓口の設置、若者世帯を中心とした転入世帯が住みやすい住環境を整備するに絞って伺います。

(1) 本年度に実施された上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証会議での上記3つの事業に対する検証と評価内容について伺います。

(2) この事業は、町、委託業者、町民、マリサポさんの3者が共同して実施している事業ですが、人口減少、少子化対策に係る事業として町主体で継続的に実施すべき事業と考えます。

- ① 3者それぞれの役割は何か。
- ② 今後の事業展開の中で3者の協働内容に変化はあるのか。
- ③ 切れ目のないサービスとは何か。

- 1つ目、出会いと結婚をつなぐ支援とは。
- 2つ目、結婚から子育て、出産をつなぐ支援とは。

以上が質問項目です。再質問は質問者席からさせていただきますので、順次答弁をお願いします。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） それでは最初の通告内容です。(1) 番に、本年度実施された上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証会議での上記3つの事業に対する検証と評価内容について事前に資料請求をさせていただいた資料がタブレットに配信されています。その資料を使いながら、まずは最初の事業、婚活イベントの企画、実施の検証と評価内容から順次説明と答弁をお願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、1つ目の婚活イベント企画、実施についてでございます。

婚活イベントの企画、実施につきましては、計画期間中の効果測定の指数といたしまして、成婚数、2020年までに8組の実績を上げておりましたが、この結果、実績はありませんでした。その前段階となる3回のイベントでのマッチングにおいて参加者71人中16人、32人のカップルが成立しております。取り組み独自の目標として、イベントにおけるカップル成立割合40%を計上させていただいて、これを上回る46.3%が達成度としておおむね達成できたという評価をさせていただきました。マリッジサポーターのニーズにつきましても、マリッジサポーターの地道な活動は高い評価を得ており、そうした信頼が、今後ニーズの増加にもつながるとし、町関与の必要性についても晩婚化という地域課題に対して、結婚、出産、子育ての切れ目のない支援の充実を図り、結婚の希望をかなえる町全体の気運を醸成するための取り組みとして認められたということの評価をいただいております。

その他、現状として町内の参加者が少ないという課題があることについて、町内在住者が参加しやすい仕組みづくりや企画立案、それに伴う周知、啓発、取り組んでもらいたいということ、マリッジサポーターの育成が進んできていることから、今後、継続可能な事業展開を図る上で、育成に関する費用を抑えることやマリッジサポーターへの支援のあり方の検討をしていただくべきではないかという意見等々をいただいております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 今、婚活イベントの企画、実施の検証と評価内容について説明をいただきました。

部長の答弁の中でもありましたけども、この事業は、事業評価シートの実施内容にもあるとおり、大きく2種類の柱があります。1つ目が婚活イベント事業、もう1つはマリサポさんの育成事業、この大きな2つの柱で構成されています。本来はそれぞれに目標値であるとか今後の方向性であるとかを議論しなければならないんじゃないかと思っています。なので、ここで少し分けて話をしたいと思います。

まず、マリサポさんの育成事業についてですが、さきの2月7日にマリサポさんの第4期生養成講座が開かれたと思います。新しい4期生も含めて現在マリサポさんが何名いらっしゃって、できればその男女構成比もあわせて教えていただけますでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 1期の方からいろいろ4名とかさしていただいて、現在、ご本人の都合上退会された方もおられますが、多分、私の部分では現在14名ぐらいの方。男女構

成比となりますと、私も今指折り数えていかないと、今現在分けている部分が手元に持っていないのでわかりかねるのですが、訂正させていただきます。14名だったんですが、1名の方が1期生の方が抜けられた部分がありまして、現在は13名、構成比につきましては、現段階では手元に資料がございませんので、その辺だけご了承いただきたいと思います。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 唐突な質問をさせてもらって失礼しました。13名いらっしゃると。これについてなんですけど、将来的に何名ぐらいまでふやす予定ですか。それと、例えばそのふやす方がお住まいの地区であるとか男女の構成比などについて一定の目標となる基準というのがありますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 当初、目標にさせていただきましたのは、各自治会の方から出ていただければということで多分24という目標を設定させていただきました。この中で1回目、2回目、3回目、1年、2年、3年とさせていただいてるんですが、その中でもやっぱり地区の偏りというんですか、その中から全部出ていただければ一番理想とされる形だと私は思っておりましたが、その理想とする形がやっぱり地域別にずれているところもありますから、私としては、最終的には結婚相談、いろいろ相談を拾い上げていただく。近所の方を見ていただいて、あの子、どうなのかなという形をとっていただく。そして、やはり24名の各大字に1名ずつはいただいていた方が一番理想かなというふうには考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） なるほど、まだその各大字ごとにとイメージは残っているんですね。その辺は承知しました。であれば、今回、これからも4期生、5期生、6期生の募集についても、そういう意味で周知しなきゃいけないんじゃないかというふうに思っています。

では、次に行きます。婚活イベント事業についてです。こちらについては、提供していただいた事業評価シートにあるキーワードがありますので、それをもとに今まで実施してきたイベント内容というより今後のあり方について伺いたいと。ずばりキーワードは2つ。1つは町主催のイベントを縮小。もう1つは、マリサポさんを自立した支援団体とするです。この2つのキーワードに絞って説明をお願いできますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、イベントの縮小という形でございます。というのは、議員おっしゃっていた縮小という部分も絡んできます。これは多分同時進行になるかと思いま

す。まず、当初させていただいたのは年3回からさせていただきました。それは時期的な部分で分けさせていただいて、年3回ぐらいがベストだろうという形を考えさせていただきました。ここで、最終的にもう1つの意見として出てくるんですが、マリサポさんの縮小という部分につきましては、私が当初考えておりましたのは、こんなことを言うと失礼ですが、大きな花火を上げるよりはマリサポさんがアットホームなイベントをつくっていただきたいのが私の本心でございます。というのは、大々的に発表していろいろな媒体からいろいろ説明させていただいて集めていただくよりは、アットホームに誰もが安心して参加していただける。そういう形のアットホームな部分をつくっていただく。それにはやっぱりマリサポさん自身が余り大きなものをつくってしまうと負担になるという部分があります。

だから、今までのノウハウをいろいろ生かしていただいた第1点がイチゴ狩り。「イチゴイチ笑」というイチゴ狩りがございます。これはあくまでマリサポさん自身が企画立案をされました。そこにイベント会社、町とかが話し合いました、こういうふうなときはこうしてこういうふうな形を組んであくまでもアットホームな形、それも年に何回、数回するのではなしに、この部分で参加、以前もご質問があったんですけど、顔が差すということで行きにくかった方とかがおいでになりますので、まずイベントとして町がこういう事業をやっているということを内外に示させていただきたいのが1点。

それで、あとはイベントの縮小というのはその部分の中で入ってこれなかった、もし、そのときにカップルになれなかった方の取りこぼしのないように相談窓口、よく言う登録シートをつくらせていただいて、その中で、そこではなれなかったがそういう形で後で個別お見合いをしていただくとか、そういうふうな方向に進めさせていただきたいので、余りにイベントばかりにしてしまうとどうなのかなという部分があります。

それと、もう1点は、先ほど言いましたようにアットホームな、上牧町のマリサポさんの立案された、みんなが行って楽しかったなと思えて、そこの中でまた来ようというのも失礼な話ですけど、また来ようということはいまいこといかなかったということなので、その辺もちょっとニュアンスはあるんですけど、そういう形で縮小させていただくという形をとらせていただいているところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） はい、わかりました。今の部長の考えでイメージでいきますと、要は町が離れていくんじゃないかなという思いだったので、そうではなくて、イベントの数、イベントの内容をよりアットホームにする。あとは、マリサポさんの負担減を重視している。

そういう意味での縮小、言葉が先行してしまうとちょっと心配になってしまうんですけども、そうだなということが理解できました。

今、少しシートの話がありましたけども、次の結婚希望者相談窓口の設置の検証と評価について行きます。資料で見さしてもらったのでよくわかりました。この事業、マリサポさんの事業として、実は余り知られてないみたいなんですけども、実は成婚に向けてのフォロー事業としては大変重要な役割を担っている事業です。この部分ですが、評価シートには、町の関与の必要性でしばらく関与が必要だということの評価もいただいていますけれども、相談窓口の設置に関する町の関与というのは、具体的にどんな関与が必要なんでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 町の関与等させていただくと、当然、私どもが事業をさせていただいておりますので、相談窓口、場所の提供であったり、それと、今でしたらまだ私どもが育成事業をさせていただいておりますので、当然やっぱりいろんな問題、質問に対してマリサポさんが親身に答えていただくんですけど、どういうふうなものを具体的に答えさせていただいたほうがいいのか、育成事業の方に入っていただく。その契約として私どもは今、育成事業の契約させていただきますから、そうすると初めにどうしてもフォローしていただく部分がやっぱり必要ではないのかな。その部分が、今現在、窓口に関しては町の関与という方向かなと思います。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 相談窓口として、町の関与は場所の提供であるとか、相談されるマリサポさんへのフォローというのが必要ということですね。僕は、それプラス例えば広告とか宣伝というのもしかしてあるのかなと思いますけども、これについては、後の（2）で町の役割の部分として聞きたいと思いますので、ここでは結構です。

では、次の若者世帯を中心とした転入世帯が住みやすい住環境を整備するについての検証と評価内容についてですが、これについても資料をいただきましたのでよくわかりました。この事業ですけども、私の思いとして、今回、質問の根幹である切れ目のないサービス、一環として切れ目のサービスをイメージしてください。出会うための場をまず提供します。そして、おつき合いをする中で相談を受け入れます。そして、晴れて結婚します。ともに生活します。子どもが生まれます。子育てを始めます。この全てを網羅して初めて切れ目のないサービスだと思います。なんですけども、その中のともに生活を始める、しかも上牧でという部分が総合戦略の中で具体的な施策としてあえてこれかなというのがなかったんです。なので、

この事業を選びました。提出していただいた検証シートの中でも、やはりこの出会い、結婚、子育て応援事業としての取り組みの記載がないんですが、もしかすると次の（２）の部分と重複するかもしれませんが、説明を少しだけお願いできますか。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 今おっしゃっていただきましたマリッジの部分という記載はございませんが、ただ、大きな意味で同居近居ということで事業をさしていただいているところでございます。この部分につきましては、移住者の希望を受けたといたしまして、空き家を活用させていただきまして、空き家、空き地バンクの整備や民間業者との空き家の利活用体制の構築に伴って空き家、空き地の物件の紹介や経済的な負担軽減をできるような支援ができればというような形で実施させていただいたという事業でございます。

ですので、大きな意味での人口減少に伴う事業というふうに捉えておりまして、この中に、今、遠山議員がおっしゃっていただきましたマリッジサポーターの、もし成婚されるというならばそういった部分で連携もしながら今後も続けていけるのかなというふうには考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） そこが切れ目のないサービスのポイントに、後で話をしますが、これからなってくるのかなど。結婚を決めた方々に上牧町の空き家ってこういうのがありますよと提供するサービスが今切れているような気がするんです。そこを今後つなげていただきたいなというふうに思っていますけども、ここでは聞いておきたいなと思います。

では次に、大きな2つ目、（2）に行きます。出会い、結婚、子育て応援事業は、町、委託業者、マリサポさんの3者が共同して実施している事業です。それぞれがそれぞれの使命を持って実施していると思いますが、まずは、唐突で申しわけありません、今中町長にここで伺いたいと思います。

今中町長は、さきにご紹介した、私、資料提供していますけども、新聞記事にもなった1月19日の2000年会館で開催されました成婚をお祝いする式典にも参加されました。マリサポさん、そして、役場のこども支援課のまさに支援により成婚された3組のカップルを目の当たりにされたと思います。率直にそのときの感想や、そして、この事業に対する思いを伺いたいと思います。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） まず、率直にということでございますので、むちゃくちゃうれしかった

というのが私のまず感想でございます。二、三年やっていて1つも結果が出ないので、よくうちの寺口課長にどうなってんねんと、大丈夫かいというような、もし結果が出ないとしたら、この事業は失敗だったということになりますし、住民さんからお預かりしている税金を投与しているわけでございますので、そういう部分でも考えざるを得ないというふうにご考えておりましたので、一挙に3組が成立したというのは驚きでございましたし、大変うれしい思いでこの式典に参加をしたということでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 町長、参加されてめちゃくちゃうれしかったと、本当に率直な思いだと思います。それを受けまして、この事業に対して今後であるとか、この事業に対する思い、町長はどう考えられていますか。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 今、結婚というのが晩婚化をしております。また、結婚しなくても生活ができるという環境が整っておりますので、若い人たちには開き直りという捉え方もありますが、結婚が人生の全てではないというような風潮もかなり出ているように思います。ただ、私、成人式でも話しするんですが、人間も動物でございますので、本能としては役割としては、やっぱり子孫を残していくというのが我々、1つの大きな役割でもございますので、そういう意味からしますと、結婚というのは非常に大事なことでございます。そういうことで、1組でも1人でも多くの方が結婚をしていただくと。そのお手伝いを我々、できる範囲でやらしていただくのがいいのではないのかなということでこの事業を始めさせていただきました。

それと、先ほど遠山議員からマリサポのお話も出ております。マリサポを養成するというところでございますが、そうしたら、何人養成すればいいのかというような話にもなるわけですが、私は決して多くのマリサポを養成したからこの事業がうまくいくというふうには決して考えてはおりません。やっぱり一定ほどほどの人数でいいのだろうと。やっぱり成立していくカップルを考えますと、余りにたくさんマリサポさんが圧力をかけるというような、例えば実際は圧力をかけてないんですけど、若い人たちからマリサポの方が、仮に30人も40人も現場におられてじっと見られて圧力がかかると。自然に圧力がかかっていくというような形の中でこの事業をやっていくというのは大変難しいだろうというふうに思いますので、マリサポさんも適度な人数がいいのではないのかなというふうにも考えております。

やっぱり長く続けることが大事でございますので、それぞれが無理をしない形が一番、こ

の辺のバランスをとるのが一番難しいわけですが、マリサポ、行政、そしてアドバイザー、こういう関係をうまく進めていく。やっぱりそういうほどほどの関係というのが一番重要なのではないのかなというふうに考えております。

町としても、例えばマリサポさんだけでNPOみたいな関係でやってくださいよということに例えばなったとしても、例えばバックである我々が一切口出しをしない、お金も出さないということになりますと、どうしても無理をされると。俗に言う民間のイベント会社的に、要は成立しようがしまいがお金だけをとってやるということが果たしていいのかなということと考えますと、やっぱり我々としては、一定の距離を保ちながら場所、相談事、それと一定の資金的なものをやっぱりバランスよく供給するのが長続きする一番いい方法ではないのかなというふうにも考えております。マリサポさんの人数を極端にふやしていかない、ほどほどの人数でやっていただく。我々行政としては、そういう関係を保ちながら一定の助成を相談していく。それと、アドバイザーとして、我々、そういうノウハウはなかなかないわけですので、アドバイザー的なところも取り入れながらやらしていただくのが一番いい方法ではないのかなというふうに私自身は考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 町長、ありがとうございました。

町長から今お話をいただいた中でポイントがいろいろあったのかなと思います。一番の自身のポイントは長く続けることに意義があると。そういう中で、町が適度な距離を保ちながら引き続き関与していくというお話があったと思います。そこが大変大事で、町がこれからも引き続き関与していくことの担保っていうことを、やはり今後も重要視していきたい。ポイントになるのはその距離をどの程度の距離なのかということは今後具体的に詰めていかなければいけないかなということがよくわかりました。

そして、最終的にこの事業というのが、町長がよく成人式で言われていることもありますけども、最終的には上牧に住み、産み、育てていただいて少子化に対応していく事業であるということも言っていたかなと思います。よくわかりました。

では、今、町長から発信していただいたこの事業に対する思いをもとに、次の質問へ移っていきます。

まずは、3者、町、委託業者、マリサポさん、それぞれの役割について町としてどのように考えているのか。まず、町としての役割についてどう考えているか、答弁、お願いできますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 町としての役割でございます。事業の発足当時は町が主導で事業を展開してまいりました。これからの町の役割といたしましては、自立したマリッジ支援団体として活動していただけるよう今まで育成させていただいたと思います。自立した後においても、町とサポーターが連携を当然進めていかなければならない。そのスタンスは外すことはできないかなというふうに思っております。

上牧町、まず、そういう形のスタンスは、必ずこの後においても一定の距離を保ちながら保ってきたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 今、今後も引き続き町とマリサポさんが連携をしていく。その連携に一番大事なことは信頼関係だと思います。先ほどの距離の話もありました。適度な距離は必要です。その距離をどうやって保つか、これは信頼関係がないと距離が離れていったら信頼されてなかったら離れてしまうんじゃないか。それを適度に保つためには信頼関係が一番大事だと思います。

そのほか連携関係以外に町の役割として、私は広報の部分というのが大変大事になってくるのかなというふうに思っています。先ほどの町のイベントとして縮小という話じゃないですけども、今まで町が実施してきた例えば町の広報紙を活用した広報活動、マリサポさんのコラムなどもしていただいていますよね。あとイチゴイチ笑のチラシを入れていただいたりとかホームページの告知とか、これも町の関与がなかったらできるものではないと思います。

ここで伺いたいんです。再確認です。今の広報部分につきまして、縮小という形ではなくて町として引き続き関与していただけるのか。なぜなら、先ほど言いましたけど、広告媒体をマリサポさんだけでやろうと思うと費用がかかるんです。広告媒体は町が主導しないとコストがかかります。町の事業としてこちらについては引き続きやっていただきたい。こう思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 先ほども広報の部分私、失礼して言い忘れた部分、広報紙、いろいろな広報媒体、これは当然さしていただくつもりは考えております。ただ、今現在、チラシの図案とかそういうのは一応イベント会社の方に依頼して、私どもの町とで決めさせていただいてマリサポさんの意見を入れさせていただいて3者で統一させていただいています。この部分につきましても、今後は、マリサポさんがどういうチラシの構成、それはマリ

サポさん自身で考えていただくようにも進めて、ただ、構成自身の中身もいろいろ町とも話し合っていていただく。その部分も親密というか、先ほどもおっしゃっていただいたように、信頼関係がなければできないということですから、意見も十分取り入れさせていただかなければいいものできないんじゃないか。これが今現在は3者ですが2者に、町とマリサポさん、どうのこうのになっても、この信頼関係、町がすべきこと、それとマリサポさんに行っていたきたいこと、これは当然あるかと思いますが、その辺は十分話し合っとういもの方がいいのか、いろいろな部分でさせていただく。情報媒体、要するにSNSとかもそうですし、いろいろな部分も出てきます。それは、町としてはできる限り協力というか一緒に進ましていただきたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 部長、ありがとうございます。今、イベントの内容まで少しお話ししていただきましたけども、チラシについては今後、内容についてマリサポさんと話し合いながらしたらいいと思うんですけど、イベントの内容です。私、もう1つ、実は町として関与すべき役割として、イベントの企画の内容については私は関与すべきだというふうに思っているんです。なぜなら、戻しますけど、切れ目のないサービスを提供するために、そして、最終的な目標値を町が設定している以上、正直なところ、それに見合う事業をしていただかないといけない。そして、町の事業としてなので大丈夫だと思いますけども、内容的にそぐわないようなイベントはやっぱり避けなければいけない。イベントの内容としては町が主体となって決定すべきだと私は思っています。

あわせて民間業者のする婚活イベントではないと先ほど町長も言われていましたけども、あと、それは参加者の安心感です。上牧町がやっているという安心感は外すことができないと私は思っています。この点については、平成29年12月議会でもお話をしましたが、町の事業として実施する婚活イベントと民間事業者が実施する婚活イベントの違いであるとか、町の事業として婚活イベントを実施する意図と目的について伺って町の関与の必要性を訴えさせていただきました。そんな意味からもやはり総合的に判断して、町の役割は、ずばり町が主催してやるんだと、町の事業なんだということは、今後もそういう看板を前面に出していただいて継続していただきたい。こういうふうに思っていますけども、このあたりいかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 先ほど議員おっしゃってました町の関与は当然行わせていた

だく部分で、上牧町という公共団体が行っている安心感。それと、参加料の要するに薄利、当たり前であります。利益を上げるわけでもありませんから低コストな部分。それと、何よりも先ほど言う安心感。参加者の方にいろいろアンケートをとらせていただいたら、やっぱりその安心感というのが一番安心できると。個人情報の管理もちゃんと行っていただいていると。もし、参加してもダイレクトメールを送ったりとか、そういうこともないだろうしと。

ただ、うちとしましても、やっぱり参加していただける方が心地よく安心を持って参加していただける部分については、一番部分を置くところでございます。だから、そのイベントに際しましても、一応町が関与をさせていただくので、やっぱりアルコールは禁止と。バーベキューをしているときにアルコールを飲まないのかという声もあるんですが、やはり町がさせていただいている部分について、アルコールとか時間、余り遅くなつてはどうなのか、帰っていただくときに大丈夫なのか、その辺の安心感を与えていただく部分で、町としてはあくまで民間とは違う部分はそういう部分で、今後、いろいろマリサポさんが立案していただいた部分を町が検討させていただきます。この中でも、やはりこれはどうなのという部分が出てくる可能性、それはいろいろ話し合わせていただかなければならないと思います。どの部分がだめなのという話になったら、そしたら、この部分をどういうふうに変えたらいいのか、そういうのも当然町が、今の現在では主催上牧町というふな言葉を上げさせていただいてる以上、私どもに全ての責任はかかってくるかというふうには思っておりますので、その辺は重々に話し合いをさせていただいて、この部分がこうであったら、この部分をどういうふうに変えたら安心いただいて行っていただくか。そういうふうなことは当然話し合った上で町の事業として今のところ全部出ささせていただいて行うように考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 私が今までの、今、35分ぐらいたちましたけど、部長の答弁を聞いていますと、町の役割として全く異論もないし全くそのとおりだし、これからもそうしてもらいたいという思いでどうしようかなと思っているぐらいなんですけど、次に、委託業者の役割について行きます。

こちらについては、まず私の考えを述べます。今まで数年、この事業を実施してきた蓄積ノウハウとして改めて思うこと。それは、成婚数をふやすための結婚したい人を見つけることの重要性です。そして、人集めという意味でイベントの企画や周知が大変重要であるということも明確です。ここには、やはり委託業者としての専門業者としてのノウハウが現段階

ではまだ欠かせないんじゃないかなというふうに思います。その点も含めて委託業者の役割というのはどうお考えですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今おっしゃっていただきました委託業者についてですが、イベント企画会社と結婚、教育、支援の会社の2社と今イベントの婚活の専門知識を指導してもらい、マリッジサポーター育成の役割を担っていただいております。独立したマリッジサポーターとなるまでには委託業者とサポーター両者の間に立ち、この事業を拡充し、発展できるよう役割を担っていただきます。

というのは、今、例えば遠山議員がおっしゃいましたように、広報媒体とか周知とかいってチラシを上牧町の広報とかに折り込みさせていただくんですけど、やはりどうしても受付とかいろいろな部分があったり、まだもうちょっと人数が足りないなというときは、今のイベント会社でしたら、各周辺の駅とか大型施設とかに行っていただいて、これはマリサポさんも手伝っていただいているんですけどもチラシを配っていただきます。いろいろな形で周知もさせていただき、その辺もいろいろ担っていただいている。それは大事なところだと思います。

ただ、その部分におきましても、今言いましたように、イベント業者だけではなく、多分、サポーターの方もチラシをくださいと、私らがまいてきますというふうなことも助言をいただいておりますので、この辺のところもいろいろなノウハウというのも委託業者から吸収していただいている。イベントの中でも、企画を立てていただいたときに必ずどういう形で、どういうふうにやっていく。次に、もしマリサポさんが行くとしたら、どういうふうな誰が役割をして、その辺のノウハウを必ず委託業者には、伝授という言い方は悪いですけど、プロですからその辺のこともいろいろ細かくいろいろなことを教えていっていただけるように事業所とも相談をして、そういう形で行ってくれというふうなことで進めさせていただいております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 委託業者のノウハウをマリサポさんが盗むという言い方は変ですよ。ね。いただいて、参考にしているいろいろなことをしていくということが大事。ただ、ポイントになってくるのは、部長の答弁にも少しありましたけど、それは今じゃないんじゃないかな。今、全てをノウハウがまだマリサポさんがいない中で、全てマリサポさんがこれからやるには少しまだ無理があるんじゃないかなというふうに私自身は思っています。

マリサポさんの話がありました。次に、マリサポさんの役割についてですけども、町としてどのようにお考えか、答弁をお願いできますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） マリッジサポーターさんの部分ですけど、今年度1期生から3期生の活動となり、新たに4期生募集とさしていただいて、先ほども言って13名の方が参加していただいております。先ほど資料がなくてご説明させていただかなかった構成比、計算させていただいたら、男性の方が6名で女性の方が7名の13名です。4期生の場合は今、2名の方が予定をされています。養成講座を受講し、スキルアップのためにフォローアップ講座の研修に参加することで専門知識もかなり深まってきているのではないかなというふうには感じております。平成28年度から令和元年に育成したマリッジサポーターさんは個別相談対応能力も向上しておられるかという、結婚相談会に来られた結婚を考える男女や親御さんに多方面にアドバイスをできるようになり、また、個別サポート、マッチング、見合い相談支援も行い、成婚に向けた実践活動を行っていただいているのではないかな。町民も自分たちの未来のことを思い、サポートしていただいているというふうには感じております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） マリサポさんの役割として、いろいろなところで言っていただきましたけども、イメージ的には、まずイベントの運営といいますか進行指揮であるとか、そのときの参加者のフォローとか、あとは、先ほど言いましたけれども、婚活に関する相談、あと、マリサポさんの養成も今後フォローしてやっていきたいということでイメージがあると思うんですけども、率直に考えて、マリサポさん、人数は今13名ですけども、少し負担が多過ぎないかなと。ここに今後どういう関与をしていくかと今後の変化という話になってくるんですけども、全てマリサポさんがイベントまで企画をして運営までしてチラシまで全部配布してとなってくると、しかも、それをマリサポさんは全てボランティアの方なので、かなりの負担があるんじゃないかなと。

これについてですけども、現役のマリサポさんから意見をいただいたんです。もともとボランティアという意識で参加した中で、主体的な立場に移行してある程度の責任、責任感を感じている強い方もいらっしゃるので、イベントの回数や参加者の確保、最終的な目標成婚数の達成まで何かプレッシャーがかかる。それが少し違和感があるかなと。決してこの事業を手伝いをする中で私が収益を上げようとかもうけようという気持ちは全くないけれども、全てボランティアに任せてその数値を管理するにはやはり限界があるんじゃないかなという

意見も確かにありました。

やっぱり、僕、平成29年12月議会でも話をしたんですけども、マリサポさんにはやっぱりメーンは結婚に関する相談事業に限るじゃないですけど、そこをメーンにしてもらいたい。要はイベントと結婚に至るまでのフォローをメーンに活動していただきたい。そして、イベントの中でのフォローということ。先ほど町長言われましたけど、確かに人数がわっさと来て、20人のイベントにマリサポさんが30人いたら大変なことになりますけども、ある程度人数は絞ってでもいいので、そのイベントのフォローに徹していただきたいというふうにマリサポさんの役割として僕は思っています。これも、今後、変わっていくかなということも思っていますけども、次の項目で、3者の協働内容に変化はあるのかに行きたいと思います。

今までの議論の中でもわかりましたけども、情勢やニーズの動向や財源的な意味合いもあるかと思いますが、3者、町、業者さん、そしてマリサポさんの協働内容にどうやらこれから変化が生じてきそうだなということを私は感じました。同時に、それぞれの事業評価を見ると、町主催のイベントの縮小ともあります。将来的に町の関与を徐々に減らして行ってマリサポさんを1つの団体としてその団体に任せていく。そんな傾向に僕は見てとれました。ただ、これを全て任せてしまうと本当に町が臨む目標である切れ目のないサービスにならないんじゃないかなと思うけども、そうではなくて、引き続き町としては適度な距離を保ってこれからも支援していくという答弁をいただきましたので、そこは間違いがないかなと思います。そこだけもう一度、念押しなんですけども、町としては引き続き距離を保ちながら、その距離については信頼関係を保っていろいろ相談をしながら、引き続き町としては関与していただく。そういう形のニュアンスでよろしいですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） その部分につきまして、現在は町の方針として中長期財政計画をお示しさせていただいており、令和4年からマリッジサポーターの独立部分を考えさせていただいているのは当然事実でございます。出会い、結婚、子育て応援事業の予算計上はその分については当然見込ませていただいております。マリッジサポーターの皆さん、その旨をご説明差し上げて、いろいろ独立云々の話をさせていただきます。マリッジサポーターさんも企画運営ができるようにイベント委託業者、また、マリッジサポーター育成委託業者と協議し、できるように進めさせていただいております。この考えのもと、令和2年度はマリッジサポーターさん、町、委託業者の3者により協働協議に向けてどういうふうに、自立に向けたらどういう調整を図っていく。令和3年度までには可能となるよう進めていきたい

と考えています。

また、令和4年からは町サイドのかかわりを全く絶つつもりもございません。私の方は、まだ町長とか、いろいろ議員の皆様にはご説明させていただいてないんですが、そういう婚活の支援活動事業、補助金という部分、要綱などを作成させていただいて、町長をはじめ議員の皆様方にご説明申し上げ、了承いただければ補助の金額の部分も支援を行っていかねなければならないというふうにも考えております。

ただ、今言うように、上牧町には上牧町行政組織規制というのがございます。この中の13条こども支援課の事務ということで、こども支援課が支援、掌握する事務は次のとおりだと。その中に、出会い・子育て支援係、出会い・結婚・応援事業に関することとうたっております。うたってある以上、こども支援課の職員が今までどおり、これは当然協働して行わせていただきたいというのは今私の考えでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） そこはポイントになってくるのかなと思います。今後、どうしても字づらが先に縮小であるとか、令和4年からはマリサポさんが独立した支援団体となってしまうと、あれとってしまうんですけど、そうではないと。将来的なことはこうやって考えているんだということは、やはり町とマリサポさん、今、信頼関係を築かれていると思うんです。引き続きその信頼関係が構築されている中でこういうことも考えています、こういうふうにしようと思っておりますと。まだそれについては当然議会の承認であるとか、いろいろな手続があると思えますけども、やっていく予定なんですということはしっかり話し合っていたきたいというふうに思います。

次に行きますけども、③です。その中で、通告にありますぽっち1つ目です。出会いと結婚をつなぐ支援とはいうところですけども、ここには私、通告させてもらっているんです。多分答弁も用意してもらっていると思えますけども、今までの議論で十分わかりました。マリサポさんがこの事業の一環で本当に親身となって相談に乗ってその後のフォローもしていると。これがまさに出会いと結婚をつなぐ支援だと。これについては、今後もマリサポさんの主要任務としてしっかり実施していただきたい。そのマリサポさんの支援、後方支援を町が全面的に協力していただきたいと思えます。これについては後で総括させていただきたいと思えます。

ここでちょっとだけ耳の痛い話をしなきゃいけないんですけど、ここもマリサポさんから伺った話なんです。町の全面的といいますか、協力支援という意味でなんですけども、去年

の体育祭の話なんです。去年の体育祭、天候不順のため中止になりましたが、この体育祭でマリサポさんがイベント周知のためのチラシを配布したいと体育祭の主催担当課に出向かれたそうです。その際、担当課からは、11月にあるペガサスフェスタで周知もするし、また、体育関係と福祉関係は違うし、体育祭で配布する必要はないのではないかと断られたと。これが事実であるとすれば大変悲しい話だなと。

それと、もう1つです。昨年2月に町で実施した起業家セミナーでの題材の1つがどうしてマリサポ事業は失敗なのかという内容であったと。そのセミナーには、現役のマリサポさんが2名参加されていたそうなのですが、とても恥ずかしくて悔しくてたまらなかったと。町が実施している事業をなぜそのセミナーで失敗事例として出すのか残念でならないという話をとても悔しそうに教えてくれました。

あえて言います。私、参加してないので事の真実はわかりません。真意もわかりません。ただ、現役のマリサポさんが体育祭の件しかり、起業家セミナーの件しかり、その場でそう感じて、そして、なお今もそう感じていることは事実です。過去は戻せないですし、言った事実も消せないです。言葉は汚いですけど、吐いた唾は飲み込めないんです。

今、ちょっと耳の痛い話をしましたけども、逆に少しいい話もしたいと思うんですけども、上牧町では、以前、町職員の方全員にマリサポについてのアンケートを実施されたらマリサポさんを養成している委託業者の方から伺いました。私の手元にその集計結果がありますが、その結果については時間の関係上省略をします。結果を省略して、何でここで言っているかということなんですけど、私がこれを見てまず言いたいのは、アンケートの結果はともかく、アンケートを全職員に対して実施したことの重要性なんです。これは正直なかなかできることではないと思いますし、実際、委託業者の先生もほかの自治体ではなかなかできないしやらせてもらえない。上牧町は、そういう意味でもしっかり全庁挙げて結婚・応援事業を取り組んでいこうという思いが伝わるすばらしい町だと実際おっしゃっていました。

改めて、今後も引き続き町としてマリサポさんを支援、応援していただきたい。もう一度念を押します。ぜひお願いしたいと思います。いかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 先ほども議員の方からおっしゃっていました。当然、信頼感というのが一番重要になるかなと。私どもの方も、まず、応援事業をさせていただいたときに、相談者の方とおっしゃっている方、やっぱりこういう事業は全庁の職員を挙げてやらなければならない。そういう認知度というのが多分重要じゃないのかと。たまたま今であればこど

も支援課が担当している。こども支援課が担当課している仕事はほかの職員はわからない。これはいかななものなのかということが当然ございます。あくまで総合戦略とかをさせていただいている中では、全職員が各担当課がやっている仕事を把握していただき、もし職員の方でお手伝い云々の話も、これは、私の個人的なものですけど、出てきていただく。これは全庁の職員が何を今町がやっているかを理解していただくのが一番重要なことだということで、その研修会をさせていただきます。それも担当課の方にご連絡を差し上げたら、担当課はあっさり了承してくれる。ということは応援してくれているということ。やっぱり全庁体制をしっかりしていかなければ、当然理解もしていただかなければならない。全職員が応援していただかないと、どここの課が単独でやっているわというものではない。これが多分役場の連携になってくるのではないかというふうに考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） ぜひお願いしたいと思います。現実、今やっただいてるんです。やっただいてるんですけども、そのあたりを少し徹底してほしいなというふうに思いますけれども、町長、出てきていただきましたので、もしよかったら一言お願いしますか。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 先ほどお話しさせてもらおうかなと思ってすっかり忘れてしまいましたけど、私、住民さんの税金を使わせていただいているという考え方の上に立つと、一番やっぱり肝心なのは、上牧町に關与する人たちというのが一番やっぱり大事なのではないのかなと。ただイベントだけをやって上牧町に何ら關係のない人ばかりが集まってくる。日本ということを考えれば、それはそれで成立する話かなというふうには思いますが、上牧町ということから考えると、全然關係のない、そういうことではなかなか長続きすることも難しいのかなという考え方が、一番そこに私の考え方としてはございます。何も上牧町の住民だけではないと。カップルになって上牧町に住むと。これも關与。上牧町の男性であれ女性であれ、上牧町の住民さんが結婚をする。住んでいただくのが一番ありがたいですが、例えば結婚をされて外へ出て行かれる。しかし、上牧町の住民さんである。これも上牧町に關与していること。こういうことがやっぱり一番大事なのではないのかなというふうに思いますので、私としては、そういう事柄を中心的にマリサポの方にもお考えいただきたい。あわせて町もしっかり考えていくよということで、この事業が長く続くように頑張っていけたらいいのかなというふうに思います。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） はい、ありがとうございました。上牧町の関与が引き続き必要だと。上牧町に関係する方々でやってもらいたいということですね。ありがとうございます。

では、最後のぽっち1つになりました。結婚から子育てをつなぐ支援とはいうことで、ここで、最後に副町長に一言お願いをしたいと思います。

先ほど来、話をしています切れ目のないサービスという中で、やはりともに上牧で住むという事業について、ぜひ今後検討していただきたいと思います。限られた時間で恐縮ですが、お願いできますでしょうか。

○議長（服部公英） 副町長。

○副町長（西山義憲） ご質問の趣旨と少し離れるかわかりませんが、少し整理をさせていただいて、まず、やはりマリサポさんです。この事業については、総合戦略の中で町が人口問題に取り組むということでスタートしています。そんな中でまちづくり基本条例の理念に基づいて、上牧町は出会いの場の創設ということでスタートしています。その中で住民さんの方が町民がそれとともに携わっていただいで運営していただいたらどうなのかという形からマリッジサポーターさんの制度ができたということでございます。

その中で、協働して取り組む事業については、町としては、マリサポさんはやはり上牧町の結婚に対する応援団というふうな考え方を私は持っております。ですから、その応援団と連携する上においては、やはり町の関与は必要ではないかと。ただ、先ほどから部長の方が説明させていただいておりますように、いろいろな形で今後整理しなければならない。どういう連携かということもございます。ただ、その連携を図るに上においては、やはり町とマリサポさんとで十分な協議、話し合いを行って、より進化した結婚に対する応援団という形で進めていくべきではないかなと思っております。

それと、ご質問の結婚から子育てのつなぐ支援ということでございます。この部分については、今申しましたように、まず、出会いの場がないという形から、上牧町としては、まず出会いの場の創設というところに着目して、今この事業を行わせていただいております。その中で、先ほどからも説明しておりますように、カップルの方はたくさんできて大変成果が上がっておりますが、やはりカップルができてその中で成婚していただきたいという部分がございます。その中で、マリサポさんが十分関与していただいで成婚、先ほどの町長からもございましたように3組が成立されました。ただ、今度は結婚となりますと、当然、上牧町でしたら上牧町に住む場所という形になります。この部分については、町全体で今空き家

対策等にも取り組んでおりますが、なかなか積極的と申しますか、スムーズにできてないというところがございます。この部分については、やはり町と、それからマリサポさんで結婚・応援する上においては、いろいろな面で連携を図りながら住居の面もそうですし、それから、その他の子育てについてもそうですし、連携を図っていかねばならないのかなど。もう時間もございませんので、子育て支援については今議会でお示しさせていただきましたように、いろいろな形で出産から子育て、それから共働き等されている方についての支援、学童保育等ですけども、いろいろ形でさせておりますので、今後ともそういう形を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） ありがとうございます。長々にわたって答弁いただきましてありがとうございます。最後になりますけど、濱田部長、この事業に関しまして格別のご高配を賜り、本当にありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（服部公英） 以上で、9番、遠山議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は11時10分とさせていただきます。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。



◇牧 浦 秀 俊

○議長（服部公英） 次に、1番、牧浦議員の発言を許します。

牧浦議員。

（1番 牧浦秀俊 登壇）

○1番（牧浦秀俊） 1番、牧浦秀俊です。議長の許可をいただきまして、通告書に従いまして一般質問に入ります。

今般、新型コロナがなかなか終息の方向に向かっていかないのが残念なことではありますが、一日も早く収束することを望んでおります。

それではまず、ナント経済月報2月号で研究員の視点として第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における関係人口の増加に向けた取り組みの記事がありましたので紹介させていただきます。

2019年12月に、今後5年間、2020年から2024年度の地方創生への取り組み方針を示した第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定された。2014年開始の第1期総合戦略については、「しごとの創生に関しては一定の成果が見られる」と総括したものの、東京圏への転出は、2020年に均衡を図る目標に対し2018年は13.6万人転入超過と東京一極集中の是正は困難な状況であります。

そこで、2020年度から始まる第2期総合戦略では目標の追加や見直しが行われた。まず、横断的な目標として「新しい時代の流れを力にする」と「多様な人材の活躍を推進する」が追加されました。ちょっと中略させていただきます。

関係人口をふやすには、地域の中小企業で副業・兼業人材を受け入れるためのマッチング、地域活動に都市部の人を受け入れる仕組みづくりなどを通して、受け入れた関係人口と地域住民の交流の中で化学反応が生まれるような方向へ施策を設計し、地域住民も主体的に参加する息の長い取り組みを進めることが求められよう。人口移動から人材活用へと基本スタンスがシフトしたとも言える第2期総合戦略をもとに各自自治体がどのような取り組みを進めるのかを注目していきたいと締められています。

そこで、私の一般質問は、1つ目、子育て世代包括支援センター事業について。

1番目、母子保健事業の一部が改正する法律が令和元年12月6日に公布されたが、その詳細について。

2つ目、上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係はどうなるのか。

3番目、町としてどのようにかかわっていくのか。

1つ目、妊娠から出産まで。

2つ目、出産後はどうするのか。

3つ目、出産後は、町としてどうかかわるのか。

それでは④番目、どこの課が担当して、人員配置はどうなるのか。

⑤番目、部局横断的になるとは思いますが、どのようにしていくのか。

それでは、大きな2つ目、上牧町介護保険制度の現状と第8期に向けての展望をお願いい

たします。

1つ目、今年度の介護保険第1号被保険者数は。また、団塊世代が後期高齢者を迎える令和7年には数はどうなるのか。

2つ目、今年度の本町の要介護（要支援）認定率は。

3つ目、今年度介護給付費はどうなっているのか。

4つ目、来年度から第8期介護保険事業（支援）計画の策定に入るが、現状はどうなのか。

「市町村介護保険事業計画」に定めてある事項を聞きます。

1つ目、種類ごとの介護サービスの量は見込みは。

2つ目、必要定員総数の予想はどうなのか。認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護。

3つ目、地域支援事業の量の見込みはどうなのか。

4つ目、介護予防重度化防止の取り組み内容及び目標はもう決めているのか。

5つ目、そのほか何か予想されていることはあるのか。

⑤番目、介護給付の適正化ということで、認定員の資質向上が挙げられるが、本町での取り組みは。

以上です。再質問に関しては質問者席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） それでは、第1番目からお願いいたします。先ほどの議員からもありましたように、見合い、結婚から子育てにつながる。本当にこの子育て世代包括支援センター事業というのは大事なことになってくると思いますので、詳細をお聞かせいただきたいと思っています。

それではまず、母子保健法の一部が改正する法律が12月6日に公布されました。その詳細についてお願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今ご質問の母子保健、健康保険法の一部改正のことです。母子保健法の一部を改正する法律、令和元年法律第69号におきまして、令和元年12月6日付で公布されました。本法律につきましては、市町村は、出産後1年を経過しない母子及び乳児につき産後ケア事業を行うよう努めなければならないこと、産後ケア事業を行うに当たっては、産後ケア事業の人員、設備及び運営に関する基準として、厚生労働省令で定める基準に従って行わなければならないこと。

産後ケア事業の実施に当たっては、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から母子健康包括支援センター、その他の関係機関や母子保健に関する他の事業等との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならないことが想定されています。

また、本法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内、これは、令和3年12月5日において政令で定める日から施行することとされています。町といたしましては、アウトリーチ型訪問カウンセリングを実施していますが、令和2年度から新たに宿泊型と日帰り型産後ケア事業を開始する予定とさせていただいております。初年度につきましては、まず、出産後4カ月未満の乳児と母親を対象に近隣の助産院で実施する予定を立てております。

以上でございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 丁寧な説明をありがとうございます。ここでちょっとわかりにくいのが、産後ケア事業の人員、設備及び運営に関する基準として厚生労働省令で定める基準とあるんですが、その基準とは何でしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 委託する基準になるかと思えます。事業の委託を受ける者の部分につきまして、事業に従事する助産師、保健師または看護師を配置できること。ショートステイを行う場合は、24時間体制で1人以上の助産師、保健師または看護師が配置できること。そして、ショートステイを提供する施設にあっては入所室を有すること、また、デイサービスを提供するためには居室が確保されていること。ただし、この部分については、施設において当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で共同で使用する施設がある場合に限るとされて、ショートステイ、またデイサービスにおいては、利用者に対する食事の提供ができること。それと、病変、突発時に緊急時に母子を受け入れてもらう協力体制の医療機関があること、町との適切な連携体制を確保できることが先ほど申された基準というふうになります。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） はい、ありがとうございます。これに関しては、後のまたちょっと質問すると思しますので、とりあえずこの法律のところでわからないところというのが、ほかの事業等との連携を図ることとあるんですが、どんなことを示すのか教えてください。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） ほかの事業といたしますと、先ほど突発性に起こったときの医療機関との連携とかも確保していかなければ、ただ預かっていただければいいではないので、もし突発的なことがあったとして、私どもとしましては、助産院等を提携をさせていただくつもりもさせていただきますが、あくまで病気が突発性に起こった場合は、緊急にその処置を行う医療機関との連携をとっていかなければ、ただ単にそこで預かるだけではだめなので、そういう機関もちゃんとあるところを指定しないとということです。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） はい、わかりました。そしたら、今、部長おっしゃられたように、近隣の助産院ってあるんですけども、近隣というのは、このあたりに助産院ってあるんでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、町内があれば一番よかったですけど、近隣であれば広陵町に助産院が一番近いところではあります。

それともう1つは、よく病児・病後児もあるんですけど、こっちもいいけど、仕事の都合上違うところってあると思うので、一応その2カ所、平群町、そういう形、これももともと先ほど申しましたように上牧町にございましたら一番ありがたかったんですけど、今現在、上牧町の方に助産院がございませんので、一番近いところで広陵町の方にあるということでございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） はい、わかりました。それでは、②番の総合戦略との関係はどうなるのかなんですけども、予算の歳出の53番、ありましたよね。これは物すごくわかりやすいあれなんですけど、イメージとして教えていただけないでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 53の資料からでよかったですか。それとも総合戦略の方を踏まえてのお答えをさせていただいたら、どちらの方がよろしいですか。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 総合的におっしゃっていただいたら、整合性をどのようにとっているかというようところで結構ですが。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 総合戦略との関連でございます。上牧町まち・ひと・しごと創

生総合戦略の結婚、出産、子育ての希望をかなえるための支援として、さまざまな母子健康保健事業の取り組みを行わせていただいております。

本町におきましては、令和2年度開設の上牧町子育て世代包括支援センターに配置する助産師及び保健師を令和元年度から雇用させていただいております。助産師というのは、専門職は産前産後の支援のスペシャリストでございます。それと、保健師は母子保健のコーディネーターとして妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で情報の提供、相談、支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるようきめ細かく支援させていただく。そして、地区担当保健師や関連機関との連携を構築する役割を担ってまいります。

総合戦略に関する子育て包括支援センター事業としては、マタニティー教室や訪問カウンセリングなどが挙げられて、議員おっしゃっていただいているような、ナンバー53の方にその辺の細かく詳しくあらわさせていただいてるのが、そういう経過になるのかなというふうを考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） これが、先ほどの議員がおっしゃっていましたが、妊娠前と、この前に先ほどのそれをつけていく。この間をどうするのかというさっきの説明だったんですけども、それってどういうイメージを持っておられますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議員、今おっしゃっているのは結婚からですか。

○1番（牧浦秀俊） 結婚からです。

○住民福祉部長（濱田 寛） イメージとしては、当然、結婚の場所の提供をさせていただいて、その方々に結婚していただく。それと、結婚後は、当然一番ありがたいのは住んでいただいて、その後につきましては、当然、妊娠されるとそういう相談があると思います。相談から、続きまして子育てまでいろいろな事業を展開させていただくことを総合戦略の中に細かくうたっておりますが、そういう形でいろいろな担当課が各部署の連携をとりながら進めているのが総合戦略という形になるのかなというふうに思います。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 先ほどのパーティーがありますよね。成婚、成立するじゃないですか。そのときに、本当に上牧町に、さっき町長もおっしゃっていましたが、成立しても上牧町に住んでもらわないとなかなか意味をなさないんじゃないかなということからすると、上牧町はこういうこともやっていますよということ、そういうところに、その場所で提供で

きるような場所というのはいくつもないでしょうかということなんです。これは、なかなか僕も、まだ結婚するとかも決まっていなくてもかかわらずこういうのを提供するのはどうなのかというはあるんですけども、上牧町は子育てについてもこんなことまでやっていますよというインフォメーションをどのようにしていけばいいのかなというように思うんですけど、その辺、部長、どうでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 私、結婚相談の事業をさせていただいていたときに、パーティーに参加させていただくとき、担当が福祉課となったときは、一応パーティーをさせていただく前に挨拶をさせていただきました。多分これは何分私はあまり挨拶が苦手なのであれなんですけど、これをさせていただく中で、結論といいますと、上牧町はこういう子育ての事業もいろいろさせていただいています。できればここで成立された方はもちろんのこと、結婚して住んでいただいたときに、こういう子育ての支援も町はやっております、そういうのもあくまでその場の冒頭で言うては、余り長いこと話をしたら白けるので、その辺のこともあくまで上牧町はこういうことをさせていただいている。それで住んでいただいたら、こういう子育てのプランをいろいろと提供させていただいているので、できれば、結婚の暁にはそういう支援を受けていただくように上牧町に来てくださいと。そのときには、今度は福祉とか、いろいろ今こども支援課であります、そういう担当、いろいろ行き来がありますが、そういう担当が、子ども・子育てについてのいろいろな支援をさせていただきますので、よろしくお祈いしますというので、イベントの際の冒頭で参加者の方々にご説明はさせていただいているのかなというふうには思っております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） ありがとうございます。本当に今僕の考えられることもそれぐらいの程度しかないのかなと。本当にやっていただいてありがたいと思います。

それでは、次の町としてどのようにかかわっていくのか。まず、妊娠から出産まで、これも次、歳出の54で。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今、歳出の54の方ですけど、多分この図を見ていただくという、私は言葉で説明しないとだめだと思いますので、言葉で説明させていただきます。

町として妊娠から出産まで専用相談室または子育て世代包括支援センター、窓口における妊娠届け時の面接及び全妊婦に対するセルフプラン作成支援、妊娠期を通じた個別相談、そ

れとプレパママ教室等を実施し、また、定期的な母子健康保健事業会議で地区相談担当保健師や関連課との情報共有により、支援が必要な妊婦の支援プランの作成を実施し、関係者と役割分担をしながら妊婦の方への手厚い支援を行っていかせていただくというのは、多分この図面になるのかなというふうに思っております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） そしたら、ここでポピュレーションアプローチ、ハイリスクアプローチの解説を願えますか。

○議長（服部公英） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（林 栄子） ポピュレーションアプローチですけれども、上牧町の子育て包括支援センターは、ポピュレーションアプローチをさせていただこうと思っております。

ポピュレーションアプローチといいますのは、情報提供なり全方々、特に問題がない方々に対して全て同様なアプローチを考えております。ハイリスクアプローチといいますのは、ちょっと支援が必要な妊婦さん、支援が必要なご家庭、支援が必要な子どもさんという形でハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチという形で分けて対応させていただこうと思います。

包括支援センターにおきましては、ポピュレーションアプローチをすることにさせていただいて、ハイリスクに関しては、母子健康事業で担当の母子健康事業を担当する保健師が担当させていただこうと思っております。ちょっと分けて対応させていただこうと考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 今までこういうことはされていたのでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今、担当の方から申しましたように、今までは鮮明には分けておりませんでした。今後、よりハイリスクアプローチというのも多分当然出てくるのではないかなというふうに考え、これからそういうふうに分けさせて、区別というのは失礼なんですけど、やっぱり重点的にかかわっていかねばならない母子とかおられます。そういうのがこういうふうに区分をつけさせていただいて、それと、ハイリスクであれば、先ほど申しましたいろいろな連携が必要になってくる可能性があります。その辺の区別を重点的に見に行かなければならない。そういう区分をはっきり明確にしていかなければならないかなというふうに思っておりますので、令和2年のこの子育て包括支援センターの立ち上げと同時に、

その部分をカバーしていきたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） なかなか分けてやるというのは難しいですね。例えば、僕らが相談を受けたときにハイリスクかどうかわからないけども、ここへ行ってくださいと。これがこれから包括センターになるんですね。わかりました。

そしたら、この中で定期的な母子保健事業会議というのがあるんですけども、その頻度とか構成メンバーというのか、そういうのを教えてもらえますか。

○議長（服部公英） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（林 栄子） 定期的ですので、2週間に1回または1カ月に1回を実施させていただこうと思っております。うちの健康増進係に専門職、管理栄養士や助産師や、あと保健師等おりますのでそちらの連携会議と、あと必要なときは子ども支援課さんや福祉課さんも入っていただいて連携会議をさせていただく予定でおります。現在も最低1カ月に1回はうちの健康増進係だけで連携会議というのはやらせていただいております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 例えばどういうことを、事例ですね。手を挙げてもらえないでしょうか。

○議長（服部公英） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（林 栄子） 例えば、妊娠届をお出しになられていろいろ面接をさせていただいている中で今後の経過に心配がある方、心配のあるご家庭とかありましたら、どう声かけとか対応とか、あと訪問なんかでどうその人にかかわっていくかというのをみんなで、管理栄養士や看護師も含めて話し合いをさせていただいたり、あと、お生まれになった後も支援が必要な方はいらっしゃいますので、体重管理のこととか母乳育児のこととか、そういったようなことで連携をしながら、例えば保育所に入りたいと思っていられるとかということでしたら、子ども支援課にこういったことを言っていられるんですけどどうでしょうかみたいな声かけを、糸口をこっちが発信させていただいたりとか、そういうかかわりをさせていただいております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） よくわかりました。それでは、2番目の出産後、お願いできますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 2番目の出産後はどうなるのかということであります。出産後は助産師が全ての産婦におおむね2週間以内に電話等々で連絡をさせていただき、産後の体

調管理や育児の相談に応じさせていただいて、その後3カ月までの間に助産師が赤ちゃん訪問を実施させていただく予定をとっております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） それは今までも同じですよ。そうじゃなかったですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） その方を大体今までやらしていただいていたんですが、今まででは採用というのは多分ご存じだと思うんですけど、助産師の方というのは去年から、よりやっぱり細かく保健師の部分でカバーできるところは保健師がさせていただきますし、ただ、今度ここは助産師の方を採用させていただいて、その方も1年間を通じて見ていただいておりますから、今度はそのプロの面、助産師としての面から相談をさせていただく。これが新しく変わったところかなというふうに思っております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） はい、わかりました。それでは、3番目の出産後はどうかかわるのか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 3つ目のご質問でございます。出産後はどうかかわりを持っていくのかということでございますが、自宅に帰っても、支援者の方がおられず不安が強い母子の方がおいでになられると思います。お産や育児の疲れから体調がよくないなど支援が必要な母子をサポートするために、ここで先ほども申させていただきましたように、ショートステイやデイサービス型の産後ケア事業につなぐ、助産院につなぐように助産院と委託を実施させていただきます。産後ケア事業利用後も、その後、また産後ケア事業所から私どもの方にまたその経過とか、いろいろな相談を内容等確認させてもらいまして、母子に対しては地区担当の保健師がそういうのも聞き、継続した、退院というか、利用を行った後でも、今度はまた地区に戻られた場合は保健師が連携をして支援をしていくという形をとらせていただきたいと思います。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 前回の予算のときもちょっと説明があったと思うんですけども、ここではショートステイ型とデイサービス型、金額の方は前、聞きましたけども、この詳細についてお願いできますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今ご質問の2通り、ショートステイ型は宿泊型になるかと思っ

ております。それは、あくまで朝10時から翌日の10時まで入っていただく。それが1泊のいろいろな検査、対象の検査とかいろいろさしていただく。そして、もう1つは、デイサービス型は日帰りになります。10時ぐらいから入っていただいて夕方の6時、この部分で2カ所、泊まりの部分、24時間体制で見させていただくのか、それと1日の日帰りでやらしていただくのかというふうな選べるプランをさせていただいております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） わかりました。このショートステイとデイサービスというところ、受け入れる資格等々というものはあるのでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 資格と申しますと、まず、先ほども言いましたように、この方がいろいろ助産師とか子ども支援センターの方がいろいろ聞き取りさせていただいて、そのご家庭の方が、家には旦那さんは遅く帰ってくるし不安やし、そういう場合は宿泊型、そういうのをやっぱり24時間見ていただいたほうがその方自身が安心感を持たれるのであれば、それがこちらの方にいろいろ聞き取り等を行って、この人だったらそういうふうな方法をとっていただいたほうが家庭的にもいいのじゃないか、そういう部分がありましたら、説明を申し上げ、ご本人の申請のもとにおいてそういう形をとらせていただく。その辺は、あくまで対話をさせていただいたり状況を見させていただく。それと、ご本人様の家庭の状況をいろいろ相談させていただいて、そういうのもご説明させていただいた上で選択していただくという形になるのかなというふうに思います。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） ありがとうございます。それでは、④番、どこの課が担当して人員配置はどうか教えてください。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、担当課は今現在生き生き対策課が担当させていただきます。それと、人員配置としましては、先ほど申しましたように専任の助産師1名、それと、専属の保健師、これは母子保健コーディネーターとして1名、それと、その部分が主になるんですが、その部分と地域の保健師2名、これは母子保健の兼務になりますが、その4名が構成メンバーという形になるかなということです。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） わかりました。そしたら、ちょっと聞きたいんですけども、専任助産師

って当町に1人おられるじゃないですか。先ほどからよく説明が出てくる助産院と専属助産師の仕事の違いというものがあるんですか。専任助産師は町の職員の方でもあるんですけども、さっきから助産院ってよく出てくるんですけども、これの仕事の違いとか役割の違いとかあるのでしょうか。

○議長（服部公英） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（林 栄子） 本町の助産師は町の職員でございますので、私ども生き活き対策課に所属しております、保健師と肩を並べて今現在仕事をしております。ですので、助産師としての手技が必要なことはしません。ほんで、助産院の助産師は助産院を経営されているというかその職員になりますので、助産師としての例えば分娩を取り扱ったりとか母乳マッサージとかというのは、そちらの助産院の助産師の業務になってくると思いますので、うちは町の職員ですのでそれはありません。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） はい、わかりました。ありがとうございます。それでは、最後5番目の部局横断的になると思うんですが、どのようにしていくのか教えてください。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 多分、今おっしゃった部局横断案、生き活き対策課の方は健康増進系の地区担当保健師4名と密に連携をし、こども支援課や福祉課、教育総務課とも定期的に連絡会議を行い、事業が円滑に進む、効果的にあらわれるように努力を努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） そしたら、連携会議というのは、先ほどありました母子保健事業会議と何か違いがあるのか、それとも関係性はどうかでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） この連携会議といいますと、今言いましたように、若干支援が必要な方がどんな支援があるか、やっぱり生き活き対策課だけではわからない部分があります。ということは、こども支援課の部分に該当するのか、それとも、もしかすると福祉課の障害をお持ちの方の部類に入るのか、その辺の状況はやっぱり担当が専門職として専門にやっているものではないか。その中で、いろいろな子どもさんに対しては、どの部分で支援をしていかなければならないかというのは、定期的にやっぱり何かの事情があったときには連絡をとって、そしたら、こういう形の部分が最適ではないのか。それとも、こういう部分が

もう1つ要るのではないか。それは各課に、もともと担当は福祉にあって、児童手当に関してもいろいろな部分に分かれておりますので、やはりどういう支援がこの母子には必要であるのか、今後どうしていかなければならないのか、連絡は当然持っておいてもらわないと困ります。というのは、何かあったときに初めて集まるものでもないのかな。ある程度の情報の共有というのが必要かなと思いますので、その辺の連携会議を全担当課には必ず行っていただいて、すぐ即さまそういう形の支援を行える準備を行いたいというので、そういう形ときは定期的な連携の会議を招集させていただいて、どの課がどういうふうに対応していくか、そういうふうなことを決めさせていただき情報の共有の場とさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 合っているかどうかわからないんですけども、母子保健事業会議をやられました。いろいろな事案が出ました。その次に連携会議があるのでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今、議員おっしゃっているとおりだと思います。まず、どういう事案、事案という言い方は失礼ですが、どういう形なのか、それをまず生き活き対策課の保健師、助産師と会議をさせていただく。そこからやっぱり周りのもっといろいろな情報を、どういう支援、どういう形のものがあるのか、そこをもってその次に移らさしていただく。そういう形で捉えていただいたらいいかなと思います。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 部長、いろいろありがとうございます。

それでは最後に、結婚、出産、子育ての希望をかなえてくれるためのすばらしい支援です。生き活き対策課が所管する。しかしながら、子どもがかかわるための生き活き対策課以外のイメージを持ってしまいます。また、全国で一斉に行われる支援でもあります。創意工夫、実行がそろそろころが評価されるある意味の競争になります。

近隣を見ますと、王寺町のこども未来部、三郷町の未来創造部、子育て支援については、部として手厚く取り組んでいますよ的なアピールをされております。しかしながら、政策は当町に関しても他町に引けをとってはいません。なのに、合計特殊性率は他町に比べて本当に低い。私自身、この組織機構そのものがわかりにくいんじゃないかと。こども支援課、生き活き対策課、社協、どこで何をするのか。ワンストップ窓口もでき工夫もされた。子育て支援包括支援事業が組み込まれ、ますますわかりにくくなるかと感じます。

そこで、子ども対策を前面に組織機構の変更を含め、当町の考えをお聞きしたいんですが、副町長、お願いできますでしょうか。

○議長（服部公英） 副町長。

○副町長（西山義憲） ただいまのご質問ですが、まず1つ、先に整理させていただきたいと思います。上牧町におきましては、これまでも母子保健事業に積極的に取り組んできているところでございます。そこで、冒頭も申されましたように、母子保健事業の中に妊娠から子どもさん、おおむね18歳までの方について個別的に総合的に支援をしていくんだということで、子育て包括支援センターというものが設置をされました。

上牧町におきましては、どういう形で上牧町の支援を行うのかということで、この子育て包括支援センターにつきましては、令和元年度、これの準備として整理もさせていただいたところでございます。

そして、子育て包括支援センターの中で、また、特に議員が申されましたように、出産から、そして、されたことによる悩み、現代社会におきましてはやはり核家族化等も進んでおります。これまでの出産時に実家の方にお戻りになるとか、そういうところもなかなか少なくなってきた中で、いろいろな出産後の悩みが発生していると。そういうことから、産後ケア事業、先ほどから部長が説明を行っておりますが、産後ケアについても、また、子育て包括支援センターの業務の中で、これも重点的に取り組んでいくんだということを示されたわけでございます。

その中で、上牧町は限られた人員で今、母子保健事業を運営しております。昨年度、助産師1名、それと助産師と保健師を資格を持っておられる方1名、助産師だけに捉まえますと2名を雇用しました。本年度、この母子保健事業子育て包括支援センター等々に力を入れるために、本年度は保健師2名の雇用も行っております。ですが、そんな中で先ほど部長が説明いたしましたように、子育て包括支援センターだけでは、まだまだ連携をしていかなければならないという形で、生き活き対策課の保健師2名も専属ではございませんが、そこにかかわっていくというふうな形で今、計画を進めているというところでございます。

そういうことから、母子、子育て包括支援センター事業につきましては、こども支援課で行うのか、または生き活き対策課で行うのかというところも議論もいたしまして、現状におきまして連携を図る。また、限られた助産師、保健師を有効に働いていただくという形から、生き活き対策課の中に、現状におきましては子育て包括支援センターを設置するとしたものでございます。

ただ、質問の趣旨でございます。子育てにかかわる部分、それから妊婦さんにかかわる部分を積極的に行っていく上において、他の自治体におきましては、この部分を部という形であったり、また、大きく捉まえたセンターという形もされているというふうには考えておりますが、現状におきましては、今申し上げた形で推移を計画しているというところでございます。

ただ、まちづくり基本条例第16条の組織の編成というところにもうたわれております、時代時代、そのときそのときに即した組織体制を構築するんだというところもございますので、この部分、今、議員も申されましたように、今後、母子保健事業、それから子ども支援課が行っている事業、この辺も十分考えまして、また、組織についても現状における一番理想的なものがどういうふうなものかというところも、今後、十分検討させていただきたいというふうに現在は考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） わかりました。本当に丁寧にありますありがとうございます。まさに私もそう思っております。

それでは最後に、これは、これからの子育て世代包括支援センターというパンフレットなんです。見出しに、子どもに関する悩み、一体どこに相談すればいいんだろう。そんなときは子育て世代包括センターにお任せください。お子さんの健やかな成長をサポートする応援団と書かれています。まさに今副町長がおっしゃられる理念というんですか、そういうことが本当に如実にあらわれていると思います。これからこのようなご支援をよろしく願います。子育て包括支援センターについての質問については、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、2番目の上牧町の介護保険制度の現状と第8期に向けての展望をお願いいたします。1番から順次お願いしたいんですが、時間の都合で申しわけないです。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、1つ目の部分でございます。1号から説明させていただきます。今年度介護保険第1号被保険者数ですが、令和2年2月末現在7,155名となっております。第7期作成時におきましては、以前の部分で計画策定時に令和7年を見込んだときには7,222人と想定させていただいておるのが現状でございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） ありがとうございます。大体その3年間はこれぐらいの微増でしてい

くイメージなんですか。次の第9期からが団塊世代が入ってくるんでしょうね。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 先ほど、令和7年の見込み数値はあくまで7期の計画策定時に立てさせてもらっております。先ほど申し上げましたように、今現在2月2日ではもう7,155名というふうな、差額をお示ししますと67名ぐらいしかないかなと思います。ただ、この部分につきまして、令和7年の目標数値、今度は8期の方で洗い出しの作業を通して、また再検討をかけていかなければこの数値には狂いが出てくるのではないかと。あくまで先ほどの7,222というのは第7期を作成させていただいたときに、その7年後を見据えたときの数字でございます。あくまで現状におきましては、今後、8期の作成にかかるときに洗い出し作業は当然しなければならぬことだと思っております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） ありがとうございます。本当に時間がないので、2番目、3番目は恐らく予算のところで行っていただいたと思うんです。そやから4番目の来年度から計画の策定に入る、現状はどうかからお願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） そしたら、2番、3番を飛ばさせていただいて、4番目に入らせていただきます。第8期介護計画の策定につきましては来年度からとなりますので、主に今現在の現状につきましてお答えさせていただきます。

4番の①、1でございます。これも説明させていただいてよろしいでしょうか。一度説明、種類ごとの介護サービス料の見込みですが、第7期計画の策定時には居宅介護サービスに重点を置いて見込みを立てさせていただきました。ですが、ここ最近では、補正予算とかいろいろさせていただいておりますが、施設サービス費が想定より伸びてきております。これらの現状を考え、介護サービス料を再検討していくことになるのではないかとというふうに考えております。

次に、2番になりますが、必要の定員数でございますが、認知症対応型共同生活介護についてですが、現状は町内に2事業の36床がございます。現在、サービスの利用者数はおおむね30人程度の利用者で推移しております。必要定員は満たしているというふうにはこの部分については考えております。それと、次の3つ目になるのかな。また、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護についてですが、これらのサービスにつきましては、29人以下の介護つき有料老人ホームや特定養護老人ホームのことで

すが、当町におきましては、規模の大きい同様の施設があることから今計画の方には計画事項として上げさしてもらいたいとは思っておりますが、計画の数値は見込ませていただかないというふうに考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） そしたら、認知症対応型共同生活介護のことについてなんですけども、町内で2事業者で36床と部長おっしゃられたと思うんですけども、それで、おおむね30人程度の利用なんですけども、マックス36人ということで考え方としてはいいのでしょうか。

○議長（服部公英） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（林 栄子） 地域密着型といいましたら、町内というイメージの施設になります。36床ありますので、うちの町内の方が36人全部お入りになるというイメージはあるんですが、ただ、近隣の市町村でこの施設があるところとないところがあります。ですから、それは協定でうちの町の方も違うところに入らせていただいたりとか、違う町の方がうちの地域密着型の施設に入られたりということはあるので、一概に全部とは限りません。ただ、イメージとしては、地域密着型ということで今、議員がおっしゃられたイメージで結構かと思えます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） はい、ありがとうございます。それでは、次、お願いいたします。地域支援事業の量と見込みをお願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 訪問介護相当サービスや通所介護相当サービスにつきましては、従来の介護予防に相当するものであることから利用者数等を見込ませていただいておりますが、こちらにつきましても増加しております。要支援総合事業対象者一般高齢者対象とした介護予防日常生活圏域ニーズ調査を実施し、身体機能や地域での活動等の実態を把握することで、その結果を各事業にフィードバックをいたしまして、より効果的な事業量を設定する予定とさせていただきます。

次になりますが、現在、総合事業では、既存のサービス累型である介護予防訪問介護等の専門的なサービスだけでなく、短期集中型の予防サービスなど、市町村独自の多様なサービスも展開し、重度化を防止する取り組みを実施しております。

また、介護予防事業として、現在、地域体操教室など、住民が主体となり運営している事業も展開しておりますが、今後は、こういった住民自身が地域の社会的な活動へ参加するこ

とで、自身の生きがいや介護予防等に資するものと考えため、積極的な取り組み推進を検討させていただきます。

認知症対策にいたしましては、2025年が控える現在重要な局面を迎えていると考えており、令和元年10月から開始した上牧町高齢者等見守りネットワーク事業、など現在実施している事業により充実させ、認知症になっても安心して暮らしていただけるまちづくりを目指し、事業を展開させていく予定を考えさせていただいております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 丁寧な説明をありがとうございます。聞くことがないほど網羅されております。

もう時間がない。本当に申しわけない。⑤に行ってもらって、介護給付の適正化ということで、認定員の資質向上が挙げられますが、本町での取り組みをお願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） ⑤番目になります。介護認定調査員の資質向上に向けた本町の取り組みといたしましては、新しい調査員については県が行っている研修のほか、当町で研修に必ず参加してもらっております。研修では、講義のほか実際の調査に立ち会い、指導を行っております。また、昨年度は、全調査員に対して同様の研修等を実施され、スキルのアップを図っていただいているところでございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） わかりました。それでは、その研修について伺います。県の認定調査、調査員現任研修の結果として、認定調査員の資質向上を目的として、県は認定調査員現任研修として、31町村478名が受講されました。本研修では、正確な知識の習得とともに調査項目の定義等への理解に関するテストを実施されましたが、本県奈良県では、認定調査員の正答率が5割を下回ったと。これについてどう思われますか。

○議長（服部公英） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（林 栄子） 勉強不足で、5割というのは私、今初めて聞かせていただいたんですけども、とても低い数字だと考えます。ただ、うちの町が認定調査として実施する調査員に関しましては、認定調査の結果が上がってきまして、必ずダブルチェックをかけさせていただいております。チェックをかけながら、いろいろな質問があるわけですけども、回答の質問と質問のずれがあったりするわけです。そういったことがないのかどうかとか、全体的な病態等を見ながらチェックをさせていただいておりますので、うちの調査員、

町の雇い上げの調査員についてはきっちりさせていただいていると思っておりますが、ただ、委託で認定調査も町内事業者から行っていただいておりますので、今、議員のお話を聞かせていただきましたら、もっとしっかりこちらの方でまたチェックをかけさせてもらったりとか、指導を徹底していきたいと思っております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） よろしくお願ひいたします。それについて、厚労省のeラーニングシステムについてはどうでしょうか。

○議長（服部公英） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（林 栄子） eラーニングが出てきているというのは私どもも存じておりまして、そちらの方につきましてもeラーニングをやってみるよという指導は各町内事業者にはやっているところがございますし、うちの認定調査員につきましても、そちらの方で学習を深めていただくよという指導はさせていただいているところがございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） ありがとうございます。この件に関しては、本当に認定調査員の資質向上という物すごい大事なことなので、よろしくお願ひいたします。

それでは、第8期介護保険事業計画は団塊の世代の人たちが75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据えた地域包括ケア計画に位置づけされるとともに、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据えて、現役世代の減少や介護離職など介護者を取り巻く諸課題に対応していくことが求められます。

第7期計画における事業の検証、分析を行うとともに、今後の介護保険制度の内容を踏まえ、高齢者が住みなれた地域で安心・安全に暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムの実現を目指していただきたい。

これで私の一般質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、1番、牧浦議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は午後1時からといたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時00分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。



◇石丸典子

○議長（服部公英） 次に、10番、石丸議員の発言を許します。

石丸議員。

（10番 石丸典子 登壇）

○10番（石丸典子） 10番、日本共産党の石丸典子です。議長より許可をいただきましたので、通告書の内容で一般質問を行います。

今回は、2点で質問をいたします。まず1つ目、国民健康保険税についてです。2つ目は、ごみ減量化と分別についてです。

まず初めの国民健康保険税についてですけれども、奈良県が示す標準保険料率に合わせて上牧町では、令和2年度に保険税の引き上げが予定されています。先日の文教厚生委員会で条例改正が行われ、また、令和2年度の予算にも計上されているところですが、1人当たり2,376円、2.9%の引き上げとなります。令和6年度には県保険料率が統一されますけれども、基金を活用した保険税の軽減策についてお伺いしたいと思います。

2つ目は、上牧町では18歳までの子どもに係る均等割の減免、人数に応じて負担が要る分ですけれども、これを2019年度と2020年度の限定で減免をされています。ちなみに2020年度、令和2年度の予算では対象人数448人、予算額約970万円で計上されています。子育て支援策として施策の継続を求めます。今後の状況についてお伺いしたいと思います。

2つ目のごみ減量化と分別についてです。上牧町では、本年4月より新たにプラスチック製容器包装の分別回収が行われるところです。再生利用についてのご説明をお願いしたいと思います。

2つ目は、事業系ごみの排出に関してですけれども、平成30年3月に策定された上牧町ごみ処理基本計画では、事業系ごみの分別排出を徹底するという項目が上がっております。事業者の分別への協力、また、収集運搬許可業者への指導、そして環境負荷の少ない収集車両の導入を働きかける。この3点が掲げられているところですが、今回は紙類の再生利用についてご説明をお願いしたいと思います。

ちなみに奈良県のごみ処理基本計画の重点項目としては、プラスチック製容器包装の再生利用率を高める。そして、2つ目は、事業系のごみのうち紙類の再生利用を進めるというふうに掲げられているところです。上牧町における状況のご説明をお願いいたします。

3つ目は、生ごみ処理機購入者への助成についてです。昨年10月1日に行われました第1回ごみ処理問題特別委員会では、新たなごみを減らす施策として雑紙の回収、そして、水分が多い生ごみ対策での1つとして生ごみ処理機購入者への助成を検討されているということでしたけれども、令和2年度の予算には計上がありませんでした。検討状況とご説明をお願いしたいと思います。

そして、4つ目は、住民説明会とごみ分別パンフレットの作成についてです。プラスチック製容器包装の分別回収を行われるに当たって、住民説明会が各地で行われているところです。この中で私が特に気にかかった意見は、緑の燃えないごみの袋が余ってくるということで声が上がっておりました。この対応についてのご説明と、今後発行が予定されているごみ分別パンフレットの内容についてのご説明をお願いしたいと思います。

一部、委員会の質疑また予算委員会での質疑が重複するところがある点をご容赦願いたいと思います。さきに一般質問通告書をつくっておりましたので、この件で質問をさせていただきます。再質問につきましては、質問者席から行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） それでは、国民健康保険税の基金を活用した保険税の軽減策についてお願いしたいと思います。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 1つ目のご質問でございます。2015年の5月付で、持続可能な医療保険制度の構築をするために国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されました。2018年から県が財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営の確保について中心的な役割を担っていきます。奈良県が目指します県単一化の姿としては、同じ所得、要するに世帯構成であれば、県内どこに住んでも保険水準が同じであることを目指し、保険税負担の公平化を図っているところでございます。そのような中で、保険税方針の策定の基礎となります2024年、令和6年度の県内統一保険税水準に向けて変動幅を考慮した保険税の改正を基本とし、奈良県と協議の上、策定いたしました上牧町国民健康保険税方針、保険税水準の改定計画に基づき、保険税2.9%の改定を行わせていただきます。

今回の改正につきましては、奈良県ごとに算出しました平均保険料率を参考にしつつ本町の直近の被保険者数や課税標準を勘案し、適切に保険税を算定させていただきました。石丸議員お尋ねの基金を活用した保険税の軽減策でございますが、町といたしましては、先ほど申された現行1人当たりの保険料率2.9%の増額に抑え、被保険者負担を国保財政調整基金の財源を活用し、急激な上昇を抑えさせていただいたものと思っております。

今後も、2024年6月まで県内統一に保険税水準に至るまで段階的に保険料率の改定を実施し、被保険者負担が過度な保険税負担にならないように国保財政調整基金の財源を計画的に活用し、緩和措置を講じていきたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） それで、最終の令和6年度の時点で基金残高、約4億円というふうな推計で前回の資料でいただいているんですけども、その後の基金の活用については何か規制がありますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 現段階におきましては、活用方法、健康診断とか健康相談、そういう部分に当ててもらえるようにというふうなご説明を今させていただいているところと、それと、納付金の部分でございますが、その部分についても補充、足りない部分が出てきたときにはそれを活用させていただいて納めていただかなければならない。これは徴収率の査定の関係上になりますが、その部分にも使わせていただく。ただ、いろいろな減税とかそういう部分には活用をしてはだめですよというふうなことが今申されている。また、最終的に判断されるのは最終かと思いますが、今、そういう状況でございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 現段階で決まっているのは、令和6年度以降の基金の使い方については健診であるとか保健指導、その健診の中には人間ドック助成等も含まれているということによろしいですね。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、今おっしゃいました人間ドックの助成も、今後、今現段階においては議題として上がってないかというふうに私は感じておりますが、ただ、この先、というのは、令和3年、来年度になりますが、中間の見直しというふうな部分が県の方で今検討されておられます。その中でどういう部分が出てくるのか、それは、1つといたしましては、保険料率の納付金算定に用いる収納率の取り扱い、それと、今、もう1つ議題に上が

っているのは、保険料及び一部負担金の減免の取り扱いの2点が、今、いろいろ説明されて議題に上がってきている部分でございます。まだ、今人間ドック等云々の話には触れていただいてないかと思いますが、今後、この先どういう形で出てくるのか、その辺は状況を見定めないとわからないのが今の現状でございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 今、先におっしゃっていただいたんですけども、奈良県において国保の運営方針の改定が来年度ということで令和3年度行われるということで、これは、委員会の中でも現在協議されているのは、収納率と、あと減免規定ということで聞いておまして、今、一部負担金の減免をどうするかという規定ということでご説明がありましたけれど、この減免規定の中に、例えば子どもに係る均等割の減免等は含んでいないということでしょうか。これは、町独自の施策でやられているところですが、上牧町でいち早く子育て支援策として人数に応じて負担する額を法定軽減のない世帯にしますと、子ども1人について3万4,800円軽減できるということで、子育て支援策として経済的な負担を軽減するというのでは大変有効な施策だと思っております。できたらこのような施策は全県で統一して取り組んでいただきたいと切に願っているところですが、この減免規定というところには、このような子どもにかかわる均等割の減免は今のところ含んでいないというふうな理解でよろしいですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 私どもが2019年と2020年に限定でさせていただいた子どもに係る均等割の減免につきましてですが、この部分は、今後、令和3年の中には多分もうできなくなるというふうに考えております。ここで今やっとお話しできるのかなと思うのが、もともと2019年、2020年に子どもの減免をするに当たりまして、私どもが2018年度に県に対してこういう減免を行いたいというふうなことを県の方に説明させていただきました。

その際に、県はその説明を聞いて、私、年末、御用納めを終わって県の方からちょっと説明に来てくれというふうなこともお聞かせ願って説明に上がりました。町としては、今、基金を活用させていただきたいので、こういうふうなことをさせていただきたいとの旨を説明したんですが、それを納得いただけない。というのも、統一化に進めていくのに上牧町だけがそういうことをしてしまったら收拾がつかない。それで、何度も県の方から国保の担当課の局長クラスの方が、どうしてもこれをやめてもらえないかという話は町長の方に何度もご説明に來られました。

ただ、町長といたしましても、いや、うちの子ども・子育ての施策としては、これは絶対にやるという意思の貫いた気持ちがございましたので、やっとその部分で2019年、2020年に対しては、3年には変わるんだ、今後、こういう減免規定が変えられるというふうなことを耳にしておりましたので、まず、できる範囲でという町長の強い意思がありましたので、私も進めさせていただけたかなというふうに思っています。

ただ、先ほどの話に戻しますが、この令和3年度の議題に上がっている部分の見直しについては、災害減免とか国の通知、判例等を踏まえて5要件、要するに災害、所得減、禁固、被保険者の生活扶助対象者という部分に絞られてくるのではないかというふうなものが、後日、説明に今現在上がっているところでございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 令和6年度に改定で統一なんですけれども、その間だけでも上牧町独自で行うということも無理なんですか。とりあえず2年間という限定なのは、令和3年度に運営方針の見直しがあるのでそのときまでという規定だったと思いますけれども、次の2つ目の質問に入ってきておりますけれども、ぜひこの施策を子育て支援策として継続をしていただきたいと思いますが、町長にお聞きしてもよろしいですか。町長、この件いかがですか。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 今、担当部長の方からもお答えをさせていただいたんですが、この制度については、県の方は他町との調整もあると。上牧町だけが突出したこういう措置をやられるというのは統一性がなかなかとれないのでという県から強い話もございました。ただし、上牧町はまだ調整段階で、我々としては、やっぱり納税者から預かっている基金があると。これをやっぱり一定の期間まで我々としてはやっぱり被保険者の方々に還元をしていくという我々も役割があるので、これについては、期間があるんですが、上牧町としては譲れないということで強行をさせていただいて、県としては渋々認めたという形に今現在はなっていると。ただし令和3年度、県も一定方針を示しますので、そのときには足並みをそろえていくと。やれる間は我々としては、被保険者の方々に還元をさせていただきたいということで実施をさせていただいたという考え方なんです。

来年度、まだ、それを強硬に上牧町がやるというような考え方でこれから動くということについては、恐らくもうできないのではないのかなと。県の方の考え方も、まだ私も今の段階では詳しく聞いておりませんが、またそういう機会もあろうかと思っておりますので確認もさせていただきますが、そういう条件のもとというのか、そういう考え方のもとでさせていただ

いている施策であるということをまずご認識をいただきたいということ。

それと、やっぱり県ももうあと残り少ない年数でございますので、足並みをそろえるということについて、今、苦心されているようでございますので、今の段階でお話できるのは大変厳しいということしか答えられないということでございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 上牧町としての要望は十分伝えていただいているということで理解をしておきます。ぜひ県全体でこのような取り組みになればなと思って期待しているところですが、町独自で保険料を最終的には町が決める保険料になりますので、統一保険料というか、標準料率に合わせて町で決定するというのが趣旨ですから、町の独自策も私は残っていて当然だと思いますので、この件についてはしっかりまた見ていきたいと思います。よろしくお願いたします。

では、国民健康保険税については、ありがとうございました。

では、次のごみの減量化と分別についてお願いたします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） ②番の1番の内容です。家庭系のごみのプラスチック製容器包装の再利用ということでございます。

まず、この経緯の説明をさせていただきます。令和2年4月よりプラスチック製容器包装の分別回収を実施するについて、令和2年1月から2月にかけて地元説明会を開催させていただきました。この背景につきまして、ごみの広域処理ということで10市町村で構成する山辺・県北西部広域環境衛生組合に参加する際に、この組合におけるごみの処理対象品目14品目のうち、上牧町の分別品目でない品目がプラスチック製容器包装であり、組合におけるごみの処理対象品目に合わせた形で、本町におきまして分別し、排出していかなければならないということから実施することといたしております。

そこで、質問のプラスチック製容器包装の再生利用についてですが、まず、本町におきまして白色トレーのリサイクルを行っております。リサイクルの流れといたしましては、排出された白色トレーは焼却場において手作業で選別、異物除去を行い、ベール、一固まりにしたものを日本容器包装リサイクル協会に排出しております。

また、今後、山辺・県北西部広域環境衛生組合の稼働に合わせて実施いたしますプラスチック製容器包装につきましても、同様に組合が建設するマテリアルリサイクル、材料再生ということなんですけども、また、選別、異物除去を行い、ベールにし、日本容器包装リサイ

クルへ排出する予定となっております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） これまでから行っているのは、食品の白いトレイということで、分別しているのがこのプラスチック製容器包装の一部ですけれども、それが範囲が広がるということで、大変いろいろ分別の説明の案内であるとか広報であるとか、工夫いただいていますけれども、住民の皆さんは大変難しいという感想も出ております。ほとんどがこの容器包装、プラスチックの製品で、燃えないごみがほとんどなくなってしまって燃えるごみがこんなに多くなっているということで、逆に全部燃やしてしまうんですねということが聞かれるんですけれども、材料になるというあたりで、プラスチック製容器包装が再生されるというふうな流れをやっぴりしっかり最初に説明いただいたり、後で述べますごみ分別のパンフレット等にもこういうふうにご利用されますというのをまずしっかり言っていただいから、協力いただくというのが一番協力を得やすいというふうに思いますので、いろいろ分けても結局は燃やしてしまうんでしょうとなったらあれですので、しっかり分けていただけるような丁寧な説明もお願いしたいと思います。

今、食品トレイの白のところの説明がありましたけれども、現在は、食品白トレイは一旦町で集めて、分けて日本容器包装リサイクル協会に行くということで、これは、今後については一緒にするということですね。白だけ分けなくても、今、2通りできるんですね。白を分けてもいいし分けなくてもいいしということなんですけど、将来的には、新たな資源の中継施設ができた折には旧の焼却場跡が全く使えないので、白色トレイの分別なりまとめる作業がなくなるので、この白色トレイの分別はなくなるというふうに説明会等で理解したんですけど、それはそのようなことでよろしいですか。

○議長（服部公英） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） 今、議員おっしゃられましたとおりでございます。白色トレイの分別につきましては、当然先ほど部長の方からもお話がありましたように、選別と異物除去はリサイクルの大前提でございます。この作業ができなくなるということで、可燃ごみとして山辺・県北西部広域環境衛生組合に行くまでは可燃ごみとして処理すると。広域環境組合が稼働すれば、リサイクルとして処理していくという形になっていきますので、そのところを若干、そこまでの間はややこしい話になるんですけども、今、予定としてはそういう形で今後進めていくということになるかと思っております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 正確に内容を把握して分別しようと思っただけならかなり大変ですけど、白色トレイは今までどおり白色トレイで分別して出していただくと。それ以外のプラスチック製容器包装については、透明の袋できれいな状態に入れていただいて、燃えるごみのときに出していただくと。燃えるごみになる水曜日に出していただくんですかね。燃えるごみじゃないですね。私もごみカレンダーを見せていただいて、議員として、このごみ問題に一番よく携わっている、私個人的にはそうなんですけど、でも、なかなか理解しにくいというところですので、一般住民の方、ましてやお年寄りやお忙しい方はそこまできっちり、いろいろな印刷物を出していただいていますけど、なかなか見ていただけてなくて大変かなと思いますので、この部分については、引き続き丁寧な対応、説明等をしていただきたいと思います。大変ご苦勞をいただいているようで、1日何回も地域によっては説明会をされたいところもお聞きしておりますので、大変ご苦勞をおかけしているところですが、この件についてはしっかりお願いしたいと思います。

次に、事業系のごみの事業系の紙類の再生利用、分別等、これは県の方でも力を入れておられるところなんですけど、要は分けやすいと言われているんです。紙類が一番分別しやすいのでということで上げられているということですが、上牧町ではどのような現状でしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 2番目の事業系ごみの紙類の再生利用ということで、上牧町におきましては、一般廃棄物の約3割を占めるという事業系ごみでございます。ごみの減量を目指す本町にとっては重要な部分であり、まず、排出事業者に対する発生抑制を託すとともに、事業系ごみの中からリサイクル可能な資源物の分別や町で受け入れできない産業廃棄物を取り除くことを徹底してもらって啓発、指導を取り組んでいきたいと考えております。

この取り組みが基本であることから排出事業者に適正排出を託す上で、立入検査や訪問指導を積極的にごみの減量化に努めたいと考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 現在、事業者から出される紙類については、一定、再生ということで、燃えるごみではなく、分けて出されているというふうな理解でよろしいですか。

○議長（服部公英） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） そのとおりでございます。一応事業系のごみにつきましては、ご存じのように許可業者が収集運搬を行っております。許可業者が排出事業者からごみを上牧町に搬出、搬入する過程の中で、今言う紙類、段ボールとか目に見えてわかる紙類は独自

でリサイクル処理されているというのを伺っております。ですので、上牧町に排出される際は限りなく少ない状態で、リサイクル可能な紙類については排出はないというような認識でいるところでございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 上牧町のごみ処理の基本計画の中身を見ますと、許可業者による収集で一応資料が出てるんですけども、推計については可燃ごみと不燃ごみと大きく2つだけのくくりで、あとのプラスチックであるとか段ボール、雑誌、トレー、ペットボトルとか細かいところは一切上げられてないというのは許可業者に任せているとの理解ということですね。

○議長（服部公英） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） はい、そのとおりでございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） はい、わかりました。それで、課長にお伺いしたいんですけども、上牧町の事業系のごみが比率が3割ということで、これは家庭系のごみが2017年の県の資料で見ますと、家庭系のごみが67%で事業系の可燃ごみが33%ということになっているんですが、この比率は奈良県下でも高いほうなんです。大きな工場とか商業地がある奈良市であるとか大和高田市とか、そういう大きいところと同じような比率なんですけども、この要因は何かありますか。

○議長（服部公英） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） 当然本町におきましては、病院施設なり、そして介護施設が充実しているところもございまして。その辺から出てくる紙おむつがやっぱり一番比重を占めているんじゃないのかなというふうに考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 私もそのように理解していますけれども、上牧特有の要因があるということで、そのあたりをどう減量するかというのはなかなか難しいようですね。インターネット等で見ますと、紙おむつを再利用するという実験も一部では挙げられていて、また消毒もして紙おむつにするというふうなものもされてはいますが、なかなか使う側が利用がされないのではないかと、いろいろ案もありましたけれども、それは確かに大きな課題だと思います。重量も重くなりますので、上牧独特の事業系のごみの多さ、割合ということでもありますので、各事業所においては、段ボールであるとか缶、瓶等の分別をぜひ徹底されるよ

うに指導していただきたいと思います。

事業者においては、通告とはちょっと外れますけれども、プラスチック製容器包装のところはどのような協力をいただけますか。

○議長（服部公英） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） プラスチック製品につきましては、事業系、事業所が排出するプラスチックにつきましては産業廃棄物に値します。ですので、うちのは対象外になりますので、そこはうちは回収いたしません。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 病院や福祉施設、介護施設等でご利用者さんが出されるのは全て燃えるごみとして出るということですのでよろしいんですね。

○議長（服部公英） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） はい、そのとおりでございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） それでは、次の生ごみ処理機のところですけれども、ご説明をお願いします。予算委員会的时候にも少し述べさせていただいたんですけども、期待をされている住民さんもいらっしゃいましたので、費用対効果でとおっしゃられたんですけども、どのような検討をいただいたのか、お願いしたいと思います。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 3番目の生ごみ処理機購入助成ということで、まずメリット、デメリット。それと、議員がおっしゃったどういった検討ということなんですけども、まず、生ごみ機を購入、処理については有効な手段だというのは間違いないですが、処理機のメリットとしては、価格が安い、小さい室内で設置できる。デメリットとしては、においが出る、少し面倒である、時間がかかる、電気代、音が出るということでいろいろな問題がございます。その中で、処理の機械なんですけども、バイオ式とか乾燥式とかいろいろな機械がございます。

続いて、その検討状況です。ちょっと長くなるんですけども聞いてもらえればということで、今、課長が委員会で申しました予算要求をした経緯で、その内容の検討状況をご報告します。年間50世帯を生ごみ処理機購入助成として仮定した場合に、平成30年度で家庭系の可燃ごみが315万2,780キログラムあって、その中で、平成31年3月の町の人口が2万2,390人という形で、町民1人当たりの排出する可燃ごみが140.81キログラムとなります。直近の組成

分析結果で、可燃ごみに占める生ごみ機の割合が30.76%で43.1キログラムの生ごみの重量が予想されます。生ごみ処理機、乾燥機を使用するとしたら5分の1程度の減量が見込まれることから8.66キログラムが減量されるため、34.65キログラムのごみの減量につながるということを考えております。

例えば、1世帯4人家族を想定した場合に、年間に138.6キログラムのごみが減量され、50世帯で6,930キログラムまでの減量が見込まれます。可燃ごみ処理費用をトン当たり3万2,400円、それと環境保全負担金がトン当たり1,000円と仮定した場合に、5年間で115万7,660円の減額が見込まれます。

以上のことから、1世帯当たり2万3,153円減額が見込まれるため、2万円以内の調整であれば費用効果が見込まれるということで、少しばかり原課の方で検討しました。ただ、近隣の市町村の現状では、期待するほど広がりを見せてないというのが状況なんです。

また、実際に自治体もやめられているという状態も聞いております。町は、先ほども言いましたように、ごみの減量化ということで、乾燥して、今後、山辺へ行くのにごみ量でなるので、町としたら一番いいかなという感じは持っておりますので、今後、またいろんな取り組み事例を参考にしながら検討していきたいというのが現状でございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） いろいろ検討いただいたということはわかりました。お聞きしたときは、小さい流しの隅っこでも使えるようなものですよというのを言われたんですが、それも安くで検討していただいたということですね。どちらにしても生ごみ処理機であったり、台所の片隅に置くような小さいものであるにしろ、関心の高い方がやっぱり使われる、購入までして減らそうかなということになりますので、広く普及をさせようというのはなかなか、どんなことでも関心の高い人と余り関心がない方とで大変だと思います。また、なるべく生ごみを出さないような生活にするとか、使い切るであるとか土に返すとかできる方はいいんですけど、みんな生ごみは庭に埋めているという方もありますので、できる条件の方はいいんですけど各個人でできるような減量策を、余分なものを買わないであるとか、使い切るであるとか、そういうことも大事ですので、そういう点からもいろいろな啓発等もしていただきたいと思います。いい形があれば、また検討をしていただきたいと思いますので、この件についてはお聞きをしておきます。ありがとうございました。

では、住民説明会で出た、特に不燃ごみの袋が余ってくるという件で、先日、自治会の回覧で品目変更シールを配布しますということで、予約というか自治会長さんが取りまとめて、

必要な方を把握して担当課から配布を受けるというふうなシステムなのか、自治会の回覧の文書が来たんですけれども、私は、緑のごみ袋をもう使わなくなるのでシールなどで対応してほしいという意見も個別に聞いておりましたので、ちょうど回覧が回ってきましたので、この件の説明をお願いできますか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 説明会でいろいろ回させていただきまして、買い置きしている燃えないごみ袋が消費がされないという意見が何カ所かの自治会で行っていました。町としましては、一応応急処置として燃えるごみとした印をシールで希望される方に配布し、燃えないごみ袋として張りつけて、燃えるごみ袋として当面の間回収をするということで、一応、今原課の方で自治会長さんに回覧を回させてもらって希望を募っているというのが状況でございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） この品目変更シールというのは使用の期限があるわけですか。よくこの内容を見ていらっしゃる方は必要枚数を書いていらっしゃるんですけど、どこから出てきたとかいうことであったり、引っ越しのときに出てきたとかいうこともあるかと思いますが、これは直接担当課でもらい受けるということではできないのでしょうか。

○議長（服部公英） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） このシールにつきましては期限を設けておりません。そして、今、議員おっしゃいましたように、担当課の方で受け渡しという話もございます。これは可能でございます。うち担当課の方でも今実際、やっておるところはございます。といいますのは、自治会に入られておる方は自治会を通じてやっていただくことは可能かと思うんですが、自治会に入っておられない方もやっぱり当然おられます。この人らの一応対策というところで自治会のご協力を得るところもあるんですが、本庁の窓口で対応はさせていただこうというふうに考えて、ホームページ等にも今現在載せております。また、広報等でもその辺のところもまた啓発、周知できればというふうに考えているところでございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 今回、シール申請証というので自治会で取りまとめということで、それぞれ要る方は名前を書いて枚数を書くようなあれですけど、これは自治会長さんなり役員さんの負担となりませんか。あと、どんな形で配布されるんですか。自治会を通じて個々の

申し込まれた方に配布されるんですか。

○議長（服部公英） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） 今、議員おっしゃっておられますとおり、そういう形で配布を考えております。というのは、当然、緑の袋は不燃ごみでございます。不燃ごみが通常の可燃ごみの収集のところにとりどころに出てくるというような状態になりますので、どうしても自治会の中で、トラブルじゃないですけども、一応混乱を生じないないためにも一応自治会全体で把握していただきたいという願いもございます。ですので、お手数なんですけども、自治会長さんのご協力を得て、自治会のご協力を得て、今回そういうふうな対応策をとらせていただいたという経緯でございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） はい、わかりました。それと、自治会に加入の方は全会員に回りますから、こういうふうな仕組みになっているんだなということもわかっていただけるということですね。わかりました。

それでは、品目変更シールの件はわかりました。特にいろいろ意見が出ていたところで気になった点でしたのでお伺いしました。

それでは、ごみの分別のパンフレットはどのような内容で準備されているのでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 31年1月に上牧町のごみの分け方、出し方というパンフレットを全家庭にお配りさせていただいております。このプラスチック製容器包装についての当然、山辺の方に行くに当たって、そういう中身のないものもございます。今、予算の方の一応委員会の方で可決すべきものという形で予算には計上させてもらっております。まず、この中でそういったプラスチック製容器包装の出し方も載せていくし、それと、ごみの分別のフロー図、どういうふうなものが可燃ごみなのか不燃ごみなのか、プラスチックごみなのかというのも簡単なフロー図をしていくということ。それと、この中で処分先、どういうふうにされるのか、リサイクルはどういうふうにされるのかというのをもう少し具体的なパンフレットを作成してご家庭に1軒1軒配るということで、今原課の方では考えているという内容でございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） はい、ありがとうございます。ごみの行方までわかるとやっぱり気をつけて分別されると思いますので、その点はしっかりよろしくお願ひしたいと思います。

ごみの減量化ということで、要は個人個人が丁寧に分別をするということに尽きるわけなんですけども、やっぱり大もとは大量生産、大量消費、大量廃棄という社会を見直すというのがまず大もとだと思いますけれども、私たち住民としてはできることからしていかないと考えておりますので、ごみを減らしたり分別をしていくには行政の皆さんの丁寧な説明と住民の協力が何よりだと思いますので、その観点でしっかり取り組んでいただいて、住民の協力をいただける形でごみ減量化、分別に取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、10番、石丸議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は午後2時といたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 2時00分

○議長（服部公英） 再開いたします。



◇康村昌史

○議長（服部公英） 次に、8番、康村議員の発言を許します。

康村議員。

（8番 康村昌史 登壇）

○8番（康村昌史） 8番、自由民主党の康村昌史でございます。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。私の一般質問、質問事項は2点から成っております。

1、安全・安心なまちづくりについて。2、福祉についてです。

質問の要旨につきましては、まず、1、役場庁舎前の県道について。役場庁舎前から上牧小学校の間に横断歩道があり、横断用の旗が用意されています。その横断歩道から西へ行ったところの上牧中学の駐車場と県民グラウンドの間の横断歩道には横断用の旗が設置されていません。

1、その横断用旗の設置者について。

2、上牧中学校の駐車場前に横断用の旗がない理由についてをお尋ねいたします。

次に、ことし2月に上牧町まちづくり創生課が行ったおかあり橋一方通行化検討に関するアンケート調査について。

1、アンケート調査の目的について。

2、アンケート調査をした大字について。

3、このアンケート調査と河合町にある高塚橋の一方通行化との関係について。

4、西大和6自治会連絡会の役員会が2月23日日曜日、桜ヶ丘3丁目の憩いの家であり、このアンケート調査についての意見交換が行われた内容について質問させていただきます。

次に、福祉についてですが、去年の9月の私の一般質問、手話は言語であるについて、関係団体等の対話を行うとの答弁を部長からいただいたが、その内容について質問いたします。

2、今後の町当局の対応についてお伺いいたします。

再質問につきましては質問者席で行います。よろしくお願いたします。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） それでは、1番目の質問ですけれども、もう一度説明しますと、役場庁舎前の駐車場を挟んで2つの横断歩道があります。上牧小学校に向かって左側の横断歩道には横断用の旗が設置されているんですが、上牧小学校に向かって右側の横断歩道には横断用の旗がないのです。それについて質問いたします。

まず1番目、この横断用旗の設置者についてお尋ねいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 1つ目のご質問でございます。役場前の駐車場の右側の横断用の旗の件でございます。この部分の設置者につきましては、奈良県交通安全協会が設置されている状況でございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） それでは2番目です。2番目に入る前に、全日本の交通安全協会、全国組織の一般財団法人全日本交通安全協会と各都道府県単位で公益財団法人とか一般財団法人など交通安全協会が設置されていると言われております。この交通安全協会は、道路交通の安全を目的とする非営利法人であるというふうに規定されております。

それでは、2番目の質問でございます。なぜ上牧小学校に向かって右側の横断歩道にこの横断用の旗がないのかお尋ねいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今のご質問でございます。実際見ていただきましたらよくわかると思うんですが、下り坂になっておりまして勾配もでございます。そういう部分を勘案されまして、奈良県交通安全協会が判断されて設置できるかどうかというのを決められて設置するかされないかというふうな部分で検討されるというふうに聞いております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） それでは、この権限は交通安全協会にあるのですが、今、部長に私が住民から頼まれたことについて要望していけるのかどうかはわからないんですけども、先ほど部長がおっしゃいましたように、あそこは下りで、逆にスーパー奥山から上に上がっていきますと左にカーブしていますので、下の方の横断歩道はまだ見通しがよくて、もう1個上の方は逆に見通しが悪いので、上牧中学、上牧小学校の保護者からちょっとこれは手落ちではないのかと、何とかつけてほしいという要望を学校に伝えたそうですが、やはり交通安全協会の指示でできないというような返答をいただいたそうですが、その辺はいかがですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今言っていた部分につきましては、右側の役場の駐車場の右手と左手と横断歩道が2カ所ございます。左手の方の横断歩道につきましては横断旗が設置されている。今言っていたように、あそこはまだ見通しがよく、カーブでもないし急勾配でもないというふうな状況から、町民の方が要望されまして奈良県の交通安全協会の方が役場庁舎、役場の前の向かって左側の横断歩道のところには設置をしたと。右手の方につきましては設置をされなかったというふうな状況でございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） それで、部長の見解、交通安全協会の見解は、右手の方の横断歩道はそんなに危険じゃないと。しかし、保護者の方たちは、やはり上牧小学校、上牧中学と、生徒たちがいろいろ往来するので、やはりぜひともつけてほしいという要望なんですけど、いかがですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 右手の方は設置をされておらないと、左手の方に設置をさせていただいたというところでございます。

それと、子どもたちの横断の件でございます。その部分につきましては、通学路になっておりませんので、上牧小学校につきましてはそこは通学路じゃないという部分もございま

す。中学生につきましても通学路じゃないというふうな見解からつけられないというふうな部分も1つはあるのかなというふうには考えております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） それでは、これで最後にいたしますけれども、放課後、子どもたちが遊ぶと。あそこに横断歩道がある限り、やはりあそこも使うということで保護者たちが危惧しております。だから、あそこにもつけてほしいというのが率直な意見なんですけれども、再度交渉していただけないでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今言っている部分につきましては、②のところでございますか。それとも先ほどと関連する部分でしょうか。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） 右手の方です。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 右手の方につきましては、先ほども申しておりますように、勾配やカーブ等々の問題もございますのでなかなか難しいという現状はあるのかなというふうには思いますが、再度その部分につきまして、奈良県の交通安全協会の方に協議をさせていただき、どういうふうな形になるかわかりませんが、お話はさせていただきたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） わかりました。ありがとうございます。

それでは、2番目の質問に入ってまいります。まず、まちづくり創生課が行った……。

（「議長」という者あり）

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 先ほど、僕、ちょっと言わせていただきましたが、②のところでしょうかと聞きましたら、役場の駐車場の右手の方とさせていただいたんですが、②の部分につきましては、もともとあそこには横断歩道がございませんので、その横断旗というのはつけるのはなかなか難しい状況であると。先ほど、私、協議はさせていただきますと言った部分につきましては、役場を出て右手の2つ横断歩道があるんですが、右手の方はそういうふうな形でご回答をさせていただいたというふうにご理解していただけますでしょうか。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） わかりました。それでは、次の質問に移ります。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） それでは、質問に入る前に、岡在橋一方通行化検討に関するアンケート調査の内容を簡単に読み上げます。アンケート調査、まず問1です。あなたの性別、年齢について教えてください。男性女性と10代から10歳単位で80代以上までチェックを入れることになっております。問2で、あなたは岡在橋をどのように利用しますか。自動車、バイク、自転車、歩いて、ほとんど利用しない。問3が、岡在橋の一方通行化をどう思いますか。一方通行化してほしい、賛成ですね。一方通行化してほしくない。反対。どちらでもよい、わからない。次に、問4です。岡在橋が一方通行化された場合、かわりにどのルートを利用しますか。Aルート、つくも橋方面、Bルート、高塚橋利用、Cルートが天理方面と。最後の問5で、岡在橋での交通安全対策についてご意見、ご要望があれば自由に記入願いますと。以上でアンケートは終了というふうになっております。

それでは、このアンケートについて、1番目のこの調査の目的についてお話ししていただきたいと思います。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） ①番のアンケート調査の目的ということで、今回、岡在橋の耐震補強工事に伴い、桜ヶ丘1丁目から片岡台2丁目に向けての一方通行化の検討に当たり、まず周辺住民の皆様のご意見をお伺いさせていただきたく、また、住民意向の把握を目的としたアンケート調査を、議員が口頭でアンケート調査の問1から問5についての内容を住民の方に配布させていただいたというのが状況でございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） このアンケートの調査目的は、あくまでも岡在橋の一方通行化ありきのアンケートではないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） アンケート調査のお願いという形で一番下の中で一方通行化の意見を聞くものとしてお願いというチラシを配らせていただいているのが内容でございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） それでは、そのアンケートの結果はどうなったのでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） アンケート調査の結果ということで、上牧町の地区では片岡台

2丁目、桜ヶ丘1丁目、2丁目、河合町では高塚台1丁目、2丁目、中山台1丁目、2丁目、全7地区を対象としました。この区域につきましては、西和警察、それと河合町の方が事前に一方通行化されるということで3者で協議した区域を定めております。

結果としまして、配布枚数が2,000枚。それと、回収率は23%でございます。結果としては、反対が252票、賛成が116票でございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） 賛成116ですか。反対が252と。これは河合町も含めたアンケートの結果が今の答弁ですね。わかりました。

○議長（服部公英） まちづくり創生課長。

○まちづくり創生課長（松井直彦） 僕の方で説明させていただきます。割合で言いますと、賛成が25%、反対が55%、どちらでもよい、わからないが20%の結果でございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） わかりました。アンケートの調査結果が出ましたので、このアンケートを実施したということは、必ずその結果を住民にフィードバックしなければなりません、いつごろ回覧等を回す予定でしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 今のところ、集計を最終チェックさせていただいております。最終のチェックを終わりましたら、自治会のまずは会長様にご報告させていただいて、回覧等を配りたいというように考えております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） それでは、このアンケート結果を尊重するのでしょうかをお尋ねいたします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 当然、今の答えの中で反対の意見の方が多いということで、今後、警察等の協議もございます。慎重に協議をさせていただいて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） わかりました。それでは、2番のアンケート調査をした大字については、先ほど答弁がありましたので割愛します。

3番目の、アンケート調査と河合町にある高塚橋の一方通行化との関係についてなんです

が、河合町の高塚橋は東行き的一方通行化が決定されております。その理由についてわかる範囲でまず教えていただきたい。また、その一方通行化について、上牧町と事前協議はあったのかをお話しいただきたいと思います。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 河合町の高塚橋の理由でございます。河合町では、学校の再編ということで通学に関して自治会というか、住民の方々から一方通行化の話がございます。河合町では当然警察とも協議をされて住民のアンケートをとられたということを知っております。その中で、やはり住民の意見が上牧町と違って多くありましたので、中山台から高塚台の方に向かって、令和2年4月1日から一本通行にするということでその理由が河合町の方から聞いて、上牧町も河合町の教育委員会と総務課の方とで原課のまちづくりの方にこういった内容ですということ、一応お見えになったことはございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） よくわかりました。それでは、上牧町、高塚橋の一方通行化について上牧町と事前協議があったのかをお教えいただきたいと思います。

○議長（服部公英） まちづくり創生課長。

○まちづくり創生課長（松井直彦） 河合町からの分ですけども、一応本庁の本館の方に連絡があったときには、一方通行が決定したことにつきましての、将来、令和2年ですか、することについての連絡はありました。その前の事前協議というのは、事前に小学校が編成するということがありましたので、済んでいることもありまして、決定してからの連絡があったのは事実であります。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） わかりました。それでは、4番目の西大和6自治会連絡会の役員会が2月23日、桜ヶ丘3丁目の憩いの家であったんですけども、このアンケート調査についての意見交換会が行われました。その理由というのが、小学生の見守り隊の方から、もし、西行き一方通行化になれば車の流れが変わり、片岡台2丁目地内にある西名阪沿いの通学路を通る車がふえるので、その対策を話し合う予定だったんですけども、そのときに6自治会の役員の中から3人の方が、西行きおかあり橋、西行き一本通行はもう決定事項だと。それも半年以上も前に決まっていることだというようなことを言い出して、私は町会議員ですので、逆にそんなことを聞いていないのかというふうに非常に辛い思いをしたんですけども、これはその確認でございます。そういったことは一切ないということですね。それはどうで

すか、部長。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） その会議は原課の方では出席してないんですけども、議員がおっしゃった内容については、決定事項ではないです。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） ありがとうございます。それでは、この質問はこれで終わります。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） それでは、福祉についてですが、部長、この2点についてお話しいただければそれで結構でございます。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず1つ目でございます。令和元年9月の議会定例会の康村議員から一般質問の中で、手話言語についてのご質問をいただき、その回答といたしまして、手話言語条例を制定するにおきましても、一番重要となるのは地域の障害者や手話関係者の意見を十分に反映したものでないと意味を持たないのではないか。当事者の方々の意見を十分に取り入れた上で進めていきたいとし、上牧町のサークルの方々に意見聴取をさせていただきたいというふうにお答えさせていただいたかと記憶しております。

まず、手話サークルの方々の意見交換は重要でございますが、やはり当事者である聴覚障害をお持ちで手話が本当に必要な方々の意見が必要ではないのかということで、まず、そのことで意見交換会を令和元年10月21日、当事者である上牧町、聴覚障害者協会の方々と話し合いを持たせていただきました。その中の出席者といたしましては、上牧町聴覚障害者協会から2名、それと上牧町手話サークルの方が1名、それと、手話通訳士、通訳者の方が2名と担当職員が3名、この部分で話し合いを持たせていただきました。

経過は、このまま順次説明させていただいてよろしいでしょうか。まず、当事者の方々は、障害福祉サービスの利用促進のために町が適切に当事者のニーズを把握できるような方策を講じるよう要望されており、その具体的な内容といたしましては、聴覚障害者からの相談や町内の手続、支援などの対応が可能な上牧町独自の手話通訳者の設置について挙げられております。

また、手話言語条例の制定については、手話サークルの関係者等から制定の要望があったことは聞いておりますが、それは、協会やサークルの総意ではないことをご承知ください。協会及び当事者としては、条例ができることは望ましいことではあるが、現実に向けては当

事者や関係機関等の協議、勉強会等の実施を踏まえながら十分な議論が必要であり、そういった議論を進めた上で手話言語条例が必要であれば、正式に協会から依頼をさせていただきたいのご意見等を伺っております。

町といたしましても、今後、当事者である上牧町の手話、聴覚障害者の方々と十分協議、勉強会等を実施し、意見聴取を行っていかなければならないなという当事者からの意見を寄せたことについてそういうふうな考えを示させていただきました。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） 今の部長の説明でよくわかりました。聴覚障害者の方がやはり一番重要で、今後の対応をまた私、見守っていきますので、部長、よろしく願い申し上げます。

それでは、これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、8番、康村議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は午後2時45分といたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時45分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。



◇富木つや子

○議長（服部公英） 次に、7番、富木議員の発言を許します。

富木議員。

（7番 富木つや子 登壇）

○7番（富木つや子） 7番、公明党、富木つや子でございます。ただいま議長より質問の許可が出ましたので、通告書どおりに大きく3項目について一般質問をさせていただきます。

1、ごみ減量化と環境問題について。私たちが日ごろ便利に使っているレジ袋やペットボトルなどのプラスチックごみが海の生物へ悪影響を与え、世界中で深刻な問題となっており、地球温暖化に伴う異常気象などにも大きな影響を与えています。日本では年間約900万トンの

プラスチックごみが排出されており、そのうち約400万トンが包装容器やペットボトル、レジ袋といった使い捨てプラスチックです。また、本町では、令和5年度中に稼働をされる山辺・県北西部広域の共同事業に伴い、ごみ減量化の取り組みとしてプラスチック製容器包装の分別回収が実施されます。ごみ減量化と環境問題についてお伺いいたします。

2、学校ICT化の環境整備でございます。文部科学省は、GIGAスクール構想として、学校ICT環境の抜本的な改善としてICTを効果的に活用してさまざまな状況にある子どもたちを誰一人残さない教育や創造性を育む学びのための環境づくりを目指すとしています。また、学校教育の情報化の推進に関する法律に伴い、国や自治体が学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的、計画的に策定、実施する責務が明確化されています。

今回のICT化では、子どもたち1人1台のコンピューター端末と、一度にアクセスできる学校の高速大容量の通信ネットワークの整備など、GIGAスクール構想の実現の経費が補正予算にも盛り込まれています。本町の取り組みについてお伺いをいたします。

3、子育て支援として多胎児家庭の支援について。双子や三つ子の子育て中は、特に新生児期の授乳は1日数十回に及び、夜泣きも重なり、保護者は十分に睡眠もとれず心身ともに疲れ果てるなど多胎児を育てる保護者の負担は大変大きなものです。核家族化が進む中、外出も難しく孤立しがちとなるために、自治体のサポート等社会全体で支える仕組みが必要です。

4月から子育て包括の支援の産後ケアはもちろんですが、特にこのような多胎児家庭を支援するためには、2020年度から育児サポート事業を国は始めます。今後における本町のお考えと取り組みについてお伺いをいたします。

以上が質問内容です。再質問は質問者席で行ってまいります。担当課におかれましては、明快なご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） それでは、1つ目のごみ減量と環境問題についてご答弁をお願いしたいと思います。まず、2020年度からプラスチック製の容器包装の分別が実施されるに当たって、町内でも事前説明会が開催されたところですが、説明会は11月から実質はされたと思いません。大変に長い間に職員の皆様方には本当にご苦労さまでございました。説明会のいろいろと質問が出てきたかと思いますが、今回は、質問の内容については3月号のごみ減量ニュースで拝見をさせて確認もさせていただいております。主に出し方についての質問が多かったかなと内容的に思ったんですけれども、ほかに例えば高齢者のごみ出しであるとか、先ほど

からも、さっきの議員からもありましたが、グリーンのごみ袋の買い置きについてとか、それから、生ごみ処理機であるとか、あったかと思いますが、私は、特に高齢者のごみ出しについて、ふれあい収集も行われていますけれども、今後、また拡充をした形で確かにご意見もあったかと思いますが、その点についてと、それから、買い置きの袋についてもご意見を何件か私もいただいておりますので、その点についてお答えしていただきたいと思います。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） まず、1点目の説明会で意見や要望の中で、まず、シールの話と高齢者のごみ出しということでご回答させていただきます。さきの議員からもございましたように、燃えないごみの排出量が減少することにより、買い置きをしている燃えないごみ袋が消費されないということで何らかの対策を講じていただきたいというご要望がございました。このことから、要望に対して燃えるごみとして印したシールを希望される方に配布し、そのシールを燃えないごみ袋緑色に張りつけて、燃えるごみとして当面の間回収をさせていただくことで回覧を自治会長さんの方にお配りさせてもらって、今、件数を取りまとめようとしている状況でございます。

それと、高齢者のごみ出しということで、要望の中で、多分、議員も聞いていただいたと思います。個別収集の件かなというふうに感じております。高齢者などができる限り住みなれた地域の自立した日常生活を営むために施策が推進される中であって、ごみ出しがありながら必要な支援を受けられないケースが増加していると、新たな国の施策として単身の要介護者や障害者などのごみ出しが困難な状況にある世帯への支援として市町村が実施する事業の経費に特別交付税措置、措置率が0.5、講ずるとして、令和元年11月に通達がございました。

本町は、議員もご存じのように、ふれあい収集を平成22年度10月から実施しております。今、前者の方の特別交付措置に関しまして、関係部署で横断で今現在、詳細な内容について対象者の範囲等もございまして、福祉課一方の方と原課の生活環境課と検証をしているというのが今の実情でございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） ごみ袋の件はわかりました。私の方にもお電話がありまして、早々に対応していただいたことで、本当に無駄にすることなくしっかりと使えるということで大変に喜んでおられました。ありがとうございました。

それから、ごみ出しですけれども、これについてはふれあい収集、20年だったかな、一般

質問の方で私、提案をさせていただいて今に至っているかと思います。その中で、現在何名ぐらいの方がご利用なさっているのでしょうか。

○議長（服部公英） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） 現在は14名の方がご利用されております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） これについては、やはり大きな目的としては、ごみが出せないということもありますけれども、独自で出せないということもあります。病気であるとか、そういうこともあるんですけれども、やっぱり大きくは安否確認につながっているということが私は大きな目的というか、柱ではないかなと思っております。その部分についても、今後このように今特別交付税措置ということでお話がありました。2018年のときも一般質問の中でこの拡充について、申しわけないんですけども、何か使いにくいというようなご意見もありましたけれども、今14名の方が使っていただいているということで、大変に、そういう意味ではありがたいことかなと思います。

私も田舎に主人の母がおりますが、やっぱりそういうことを身近に感じるようになってきて、やっぱりこういうことが大変これからはいろいろなごみの出し方というあたりも必要ですけれども、町としては、こういうこともしっかりと、住みやすい、高齢者の方も本当に住んでいただくには、やはりそういうきめ細やかなというか親切的な対応も必要ですので、今後も、またしっかりとそういうことに向けて、また、横断的に協議を重ねていくということですけども、今、どのように計画というか、ありますか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） この情報が入りまして、今年度、一応総務課、福祉課、危機対策対策課と、まずその対象者の範囲とかもございまして。その趣旨内容も、詳しい内容は今のところ入ってきてないんですけども、第1回の検討会議をとさせていただいて、今後、定期的にやっていくということで今関係部署と協議をしているという状況でございまして。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） その点については、またしっかりとお願いしたいと思います。

次、お願いいたします。議長。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 次なんですけど、イベントに対するで、例えば今後のイベントですね。運動会であるとかペガサスフェスタであるとか、今回のごみ減量化についてはそういう

ふうなところ辺もしっかりと取り組みをされていくことが大事かなと思います。先ほどのごみ処理機については、私もお聞きしたかったんですけども、もうさきの議員がお聞きになりましたので、それは結構です。イベントについてお願いします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） イベントについてですけども、まず、本町に関しましては、さまざまなイベントを開催させていただきます。運動会とかペガサスフェスタとか、多くの人が集まり、多くの人が消費されるという経済的なプラス要因はございますが、一方で、ごみが発生するし、環境にも負荷がかかってしまうというマイナス面もございます。そのイベントをごみの減量をするために取り組みを加え、環境への配慮を積極的にPRをすれば、そこに参加する多くの方々に啓発をする機会にもなろうかと思っておりますので、今後、原課の方でもそういった啓発ないしPRを積極的に進めまして減量化に進めて行きたいなというふうに考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） この点についても大変重要なことかと思えます。大きなイベントとなりますと、ごみを出す方々、人数が寄ってくれば、集まってくれば、その分多くのごみが出ますので、そういうあたりの工夫等も考えていただいて、皆さんに対してのお知らせというか周知も含めて、しっかりと取り組みをしていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

そしたら、次、お願いいたします。次なんですけれども、もう1つありました。今、片岡台1丁目、それから南上牧ですか、既にもうごみ減量化の分別収集をスタートしていただいておりますけれども、そのあたりのモデル地域の取り組みが今どうなのかということをお願いいたします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） この説明会前にモデル地区として片岡台と南上牧の方で説明会を先駆けてやらしていただきました。当時のスタート時点は一応77%ぐらいの値でございましたが、日に日にやはりこういうプラスチックを減らすごみの減量化ということで10%まで割り込むような感じで自治会の方では、十分、この事業と申しますか、やり方を周知されて住民の方に理解を浸透しているような状況でございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） このようにスタートする前に説明会というのもしっかりと回っていただ

いたんですけれども、モデル地域にとっては、ほかとは違った形でいろいろとまたご苦勞もしていただいて不安もあったかと思えます。その中で、グリーンのごみ袋の件もちょっとご意見をいただいたんですけれども、いずれにいたしましても、皆さん、ご理解とご協力がなければこの件は進みませんので、引き続きしっかりと、皆さんのご意見とかも、時にはやっぱりご意見とかよかったこととか今こうであるというか、現状的なことも皆さんにお知らせをするようなことも提案というか考えていただいて、今後もみんなで成果が出るというか、充実するというか、そのような取り組みができれば、これだけ減ったんだ、減量化ができたというようなことも、今後はそのような取り組み方も必要ではないかと思えますが、そのような点はいかがですか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 説明会に行かしてもらいまして、モデルの地区も説明会に行かしていただいて、これだけの成果が出るというのも自分自身も驚いております。今後は定期的に、まだまだ令和5年から稼働する山辺の方に向かってまだ期間はございます。勉強会なり、また、原課の方で出向いて、こういった状況を十分説明させていただいて、ここはもうちょっと頑張らなあかん地区やなということであれば、原課の方も回りながら把握する地区もございますので、そこを勉強会なり夜間でも出向いて説明をしていきたいというふうに思っております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 結果的には、最初は77%だったけれども10%まで減量したということもすごい減量ですよ。だから、そういう意味ではすごくいい検証結果が出ていますので、皆さん、大変にご協力いただいているんだなということで、町内でみんな、そのような方向になればいいかなと私も思いました。

では、次、お願いいたします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 2番目のプラスチック製レジ袋の有料化が義務づけとなり、今年7月1日から施行され、本町の認識と取り組みということで、2020年7月より、全国一律でスタートいたしますこの背景としましては、プラスチックは短期間で社会的に浸透し、我々の生活に利便性と恩恵をもたらし、一方では、資源、廃棄物規制や海洋ごみ問題、地球温暖化といった生活環境や国民経済を脅かす地球規模の課題が一層深刻さを増しております。

これから、これらに対応しながらプラスチック資源をより有効的に活用する必要が高まっ

ているということで、こうした背景を踏まえて2019年5月には、政府はプラスチック資源循環戦略を制定し、この重点施策の1つとしてリデュース等の徹底を位置づけ、その取り組みの一環としてレジ袋の有料化義務を通じて消費者のライフスタイル改革を託すための実施をされました。簡単に申しますと、プラスチックの過剰な使用を抑制し、ふだん何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考えていただきライフスタイルを見直しするきっかけを目的として実施されております。

なお、本町の取り組みとしましては、この制度を理解していただくために広報等を利用し、周知徹底を図り、また、既に広がりを見せている買い物の際のエコバックを持参してプラスチック製買い物袋の削減に協力していただくよう自主的な取り組みと推挙し、啓発に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今、部長からありました買い物袋、レジ袋です。一部もう有料化になっておりまして、私もレジ袋はいただかないようにマイバックを持って買い物に行っております。7月から義務づけになりますけれども、やはり地球規模で問題となっているこのプラスチックごみはもう象徴的なものになっておりますので、大変にこのレジ袋の削減というのは重要になってくると思います。

国内では、年間で約305億枚のレジ袋が使用されてるということで、1人当たりにはまずと約300枚ということになるそうです。レジ袋を1枚つくるために原油が18.3ミリリットル必要になって、1枚当たりの地球温暖化の原因とされる二酸化炭素CO₂、排出量が約60グラムになるというような結果が出ております。これは大阪の例ですけれど、大阪は人口が約9万人で、市内では年間2,700万枚使われているということです。それで、原油に換算すると年間で約494キロリットルとなって200リットルのドラム缶2,470本分に相当するそうです。ざっと上牧町に置きかえるというのもおかしいですけれども、上牧町は人口が約2万2,200人ですから、町内では、年間に人口で換算すると666枚、使用するというイメージになるかと思えます。そのようにこれを原油に換算すると上牧町は121キロリットルとなって、200リットルのドラム缶で605本分ということで、これは正確ではないかもしれませんが、イメージ的にそんな形になるようになっていきます。

やはりレジ袋を1日1枚断るごとに、年間、大きな削減につながるということでは明確でありますので、先ほど言いましたように、個人では町民の方へのマイバッグの利用の呼びかけ、それから、事業者に対するレジ袋の働きかけということも必要と思っておりますので、その辺

を含めてしっかりと取り組みをしていただきたいと思います。

では、次、お願いします。次は3番目です。マイボトル運動についてお願いします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） マイボトルの取り組みでございます。ペットボトルなどの使い捨て容器、ごみの削減を契機として、ごみを出さないライフスタイルの定着を図るため、誰もが身近にできる取り組みとして外へ出るときに水筒や、僕なんか、役場へ行くときにはダンブラーというんですか、そういったボトルを持ってきてマイボトル運動をやっております。環境省とかも町村も一応連携して推挙しているという状況でございます。

それと、国は毎月1日をマイボトル運動として活動されているというのが現状でございます。本町としまして、ペットボトルの使い捨て、プラスチック製等の使用抑制のために、先進地の京都、埼玉、福井県などの事例を参考にしながら検証して、実現に向けて取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 部長から今お聞かせをいただきました。やはり一人一人が自分に何ができるのかということから始めることが一番大事なかなと思います。マイボトル運動については、先ほども部長からありました京都、埼玉、福井ということで先進的にやられていて、奈良県は生駒市が自分のマイボトルに水をいただくというようなことも始めておられますので、とにかく一人一人がみずからの問題として捉えていくこと、自分にできることから始める。マイバッグとあわせてマイボトルの運動、1日が国ではボトルの日となっていますけれども、この点については上牧町は取り組まれていけますか。

○議長（服部公英） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） いろいろお調べいただきまして情報いただきました。1つ、生駒市の話でございます。生駒市につきましては、給水スポットということで、お店を利用される方がマイボトルを持ってくることによって無料で水道水を入れていただけるという取り組みでございます。生駒につきましては、深層地下水と水道水とをブレンドした水をとるところで生駒市の水ということで、一応それを大々的に宣伝するためにこういう事業をしてんねんということもお聞きしております。

上牧町にいたしましては、この生駒市さんの方法は見合うのかとなるとここは検討せなあかんところがあるかと思うんですけども、それ以外に、今このマイボトル、マイカップですか、こういう事業というのは当然重要な事業であると認識しておりますので、今後、前向き

に取り組みを考えていければというふうに考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） この点については、マイボトルをお店に持参すると割引していただけるというようなカフェもあります。そこまで進めていただければ、本当に本気度というのがあるとは思いますが、そういうことも今スターバックスもやっておりますね。だから、そういうことも含めて考えていただきたいと思います。

最後ですけれども、今回、国の方針とか、それから、あと山辺広域の共同事業であるとか、上牧町においては今回、環境問題、ごみ減量化については大きな分岐点というか、取り組む大きな機会ではないかなと思っておりますので、今の流れの中、全てについても町民への細やかな周知をどういうふうに行われるか、お願いいたします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） さっきの議員からの質問の中で、31年1月にごみの分け方、出し方というのを配らせていただきました。今回、プラスチック製容器保存の内容についても、この中で載せていきますし、どういった分け方、どういった処分の方法かというのも一目でわかるような冊子を令和2年度で作成いたしまして、全戸配布してより一層きめ細やかな周知の方法を徹底いたしましてごみの減量化に取り組んでいきたいということで考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） はい、わかりました。要は、とにかく重要なことは、今回の小さな一歩をしっかりと大きくつなげていくということで、環境問題にまで、資源の問題、世界中で取り組むこのプラの問題等を含めた形で住民にわかりやすい周知の仕方で行っていただきたいと思いますので、今、部長がおっしゃったようなこともしっかりとお願いしたいと思います。わかりました。よろしく願いいたします。以上です。

ごみの問題はこれで終わりたいと思います。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） では、次、お願いいたします。学校のICT化整備についてでございます。今は大きく仕事だけじゃなくて日常生活、社会のあらゆるところでICTの活用は当たり前になっております。これらの時代を生き抜く子どもたちにとってはICTは切っても切れないというようなものになっておりまして、昨年12月にOECDが実施した調査でございます。世界の15歳を対象にした生徒の学習到達度調査（PISA）によると、情報活用の

能力の調査では、我が国の学校の授業でのICT活用の時間が最下位であったということと、その一方で、学校以外でお家とかそのようなところ、ネット上でのゲームとチャット等の利用する頻度がOECDの平均よりも高かったということで、その増加が著しいことが明らかになりました。

今回の調査では、やはりそのようなことが我が国の子どもたちの現状と課題が浮かび上がったということになっていますけれども、今回、このように国が文科省がGIGAスクール構想の実現を示しました。

それで、1つ目の内容、質問ですけれども、ご答弁をお願いいたします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 本町の端末機器購入の計画ということでご説明させていただきます。

児童、生徒1人1台の端末の整備計画については、令和元年度補正予算として小学校3校の小学5年生、6年生の児童分として328台、中学校2校、全生徒分として521台の端末機器の整備費用を計上いたしました。実際の整備につきましては、令和2年度中に計画しております。また、その後、令和3年度には、小学3年生、4年生の児童分の端末機器の整備をし、令和4年度には、小学1年生、2年生分の児童分の端末機の整備を計画しているところであります。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今、計画をずっとお話をさせていただきました。小学生の5年生、6年生と中学生全員に今回、1人1台の整備ということの内容だと思いますが、先日の各委員会でも回答されておりまして、再度部長に今言っていたいたんですけれども、国の調査、昨年3月時点で全国平均は5.4人に1台、奈良県は5.92人に1台、1位は佐賀県の1.8人に1台です。先日の委員会でもありましたけれども、上牧町においては1人何台になりますでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 上牧町におきましては、現在、生徒個々に対するパソコンの導入はまだ行っていない状態です。ただ、1人何台かということの関係でパソコン教室のパソコンで計算させていただければ、小学校全体といたしましては8人に1台、中学校全体といたしましては6.4人に1台の計算となります。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今、全国的なこととか言わせていただいたんですけれども、全国は5.4

人に1台ということと、奈良県が5.9人に1台という状況で、今回の上牧町は一気に1人に1台ということで整備をされるということですが、これは令和3年度からということだと思います。

今回の整備での端末の購入については、県が共同調達といいますか、購入をするというようなことになっていて、いろいろな方面で、今までにそういうことはなかったと思いますけれども、今回、そのようになった理由というのを教えてください。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今回の国の補助金、補助事業に対して、県内ほとんどの市町村がのるという状況であります。そのことも踏まえて、奈良県においては、市町村の端末整備に当たり、共同調達の調整ということが今図られております。理由としてはいろいろあると考えられますが、まず、こちらからすればのりたいところについては、まず、県下全てがのるには限らないんですけども、のったところの単価が同一単価で、また、台数が多く確保できるということで、多分安価での購入ができると考えております。

それと、また、個々で契約した場合、機械の取り合いということはないと思うんですけども、実質そういう部分についても計画的な機種が入ってくるということの利点もあって、できれば県が進めていただいでのりたいと考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 県を信頼してというか、限度額が4万5,000円ということで、公平にどうか皆が統一して同じような機種を、同じようなものを使っていくということだと思います。それで、それが安全といいますか、公平性があるということで、例えば4万5,000円以上の機器を使う自治体もあるかと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） どこの市町村というのはあれなんですけども、現在導入している学校は県内でもあります。そうすると、今、国が示しているような機種と違うところは、やはり同一機種を入れたいという考えがあると聞いて、その差額分は自分のところだという考えがあるということは聞いております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） そういうところもあるんですね。わかりました。そしたら、ことし4月から小学校から順次全面実施となる新しい学習指導要領の中にも、情報活用能力を学習の基盤となる資質能力とされています。これは、ICTを適切に使いこなす力は、今や読み、

書き、そろばんといいますか、ちょっと古いですけども、同じような形、位置づけになるかなと思うんです。それで、これまでにはこの機器というのは通信手段ということでSNSとか、みんな使っておりますけれども、そういうことだけじゃなくて、やはりそういうふう子どもたちが使いこなして、より幅広い能力、また、そのような学習についての深みといえますか、そのようなことにつながるかと思いますが、その点について、いかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今、議員がおっしゃられるような考え方は、僕もそのとおりだと思います。また、新学習指導要領では、学校のICT整備とICTの活用した学習活動の充実を図ることがうたわれております。現実におきましても、各家庭においてパソコンやスマートフォンによるインターネットがかなり普及しており、全世帯的に進んできているところだと思っています。それらの機種は、家庭においては通信手段としてではなく電卓であり、辞書であるということも実用化されていると思っております。学校では、ICTを活用した学習を学ぶことの興味や関心を高め、自主的な学びに大きくつながるものと考えております。

このようなことから、アクティブラーニングとしての自主的、対話的な深い学びの視点に立った生涯にわたって学び続ける生きる力を育む教育を目指すことにつながると考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） ここで一番大きなことは、やはりICTを活用した学習、学ぶことで興味や関心、その中で自主的な学びにつながっていくということが一番大きいのではないかなと思います。自主的、対話的で深い学びということはちょっと難しいかなと思うんですけども、生涯にわたって子どもたちが、先ほど言いましたように、関心を高めて自主的に生きていく、生き延びる力をつけていくことが、今の時期大変重要かと思っております。

そして、次の質問に入ります。今回の事業では、コンピューター端末とネットワークが一体的な整備を進めていくことになっています。補正予算でも上がっております。教師や子どもたちがコンピューターを効果的に使うためには、やはり十分なこれまで以上のネットワーク通信や環境が不可欠だと思いますが、その点についてお願いいたします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） ネットワーク通信の環境整備について答弁いたします。通信ネットワークの環境整備については、現在、各小学校の通信ネットワークの環境では、文部科学省が示す高速大容量通信には対応できないものであります。そのことから、高速大容量通信環

境整備として、各教室に整備を行うとともに、各教室に端末の保管と充電用の電源キャビネットの整備を令和2年度中に計画しております。整備工事につきましては、学校ということもありますので、原則作業日が休日や夏季、冬季の休業中に行うことを考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 工事についても今お話ししていただきました。これは、委託になるかと思えますけれども、委託先等々の、今回、また入札が始まるかと思えますけれども、その点についてどのような方式でというようなことも、先の話になりますけれども、そのような点はどうなっているかお願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 契約委託方法ということになるんですけれども、今回の場合、かなり特殊な部分でもあると思えます。それについては、金額が張ることもありますし、結果的には本町の入札契約審議会に諮りながら決めていきたいとは考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 委託業者につきましては、大変に慎重に、安全性であるとか品質であるとか、そういうことをしっかり判断していただく必要があるかと思えます。総合評価方式ということで、判断的には、また今後のことになりますけれども、先ほど言いましたように、しっかりと判断をしていただくということが大事になりますので、よろしくをお願いします。安全性も特にです。

それから、次の質問、3番目です。これらのハードを整備することはあくまでも手段で、それを効果的にいかに使いこなしていくかということが子どもたちの学びを豊かにしていくかということにつながります。ハードが整備されていても、それを使いこなす教師がやはり活用して指導する力も高めていかなければならないと思えます。まず、教師の効果的な活用はどのように考えておられますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 教師の効果的な活用ということですが、ICTの活用によってというこの話をさせていただきます。まず1つ、ICTの能力、能力というわけではないんですけども、テレビ授業の可能性もかなり広がります。離れた場所との共同授業もでき、授業内容の幅も広がっていくのではないかなと思えます。また、画像や動画を活用したわかりやすい授業が行え、児童、生徒の興味関心を高め、学習に対するモチベーションを高めることもできると考えております。また、インターネットを利用し、個々に調べ物をするにより、

深い学びへとつながると考えております。パソコンを使うことで、授業中の教師によるプリント配布や個々の席に行って書いている部分を見るということについても、時間短縮ができるのではないかと考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 4月から子どもたちの教科書もQRコードが載ってくるということで、それを読み取って授業をするということも可能になるということかなと思いますが、学校の先生は本当に多忙ですので、その中でこのようにICT機器が新しく加わるということでは、戸惑い、不安、また、年齢的なことによればちょっと難しい点も出てくるかと思えます。ただ教師を支援するツールとしても、今回、教材の研究、ICTを使うことで教材の研究とか作成とか、授業の準備とか効率化、書類の作成とか会議の効率化であるとか、そういうことが文科省の方からもうたわれておりました。教師の日々忙しい業務の中で効率化されるということが働き方改革につながっていくというような判断にもなるかと思えます。

それで、次に、学校教師に対するこのような活用をしていくための支援について、先生の確保、足りないというか、厳しい状況にあったら先生の確保、また、ICT専門支援員の配置。これは、4校に1人分が地方財政措置の対応がとられるということですがけれども、この辺、いかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） まず、教師のITCの効果的な活用のためにということで、そこら辺については、ICT教育に関するスキルアップを目指した職員研修が挙げられると思えます。町教育委員会といたしましても、既に平成29年度からICT機器を活用した授業実践やプログラミング教育の授業方法に関する研修会を開催してきました。今後も、学校現場のニーズを加味した研修会を企画、実施していきたいと考えております。また、このような急な一人一人にパソコンという話が出たことにより、県教育委員会によるICT研修もより実践的に実施されることも予想されております。

さらに、民間企業などのさまざまところで開催される研修会にも積極的に受講していただくように各学校に啓発をしていきたいと考えております。

また、先ほど言われましたICT支援員の配置についてですが、文部科学省においても配置の必要性をうたっており、先ほど議員がおっしゃられたようなことが出てきております。本町も検討は始めておりますが、ICT支援員の配置はICTを活用した教材の動き出す令和3年度には実施することが理想だと考えております。

I C T支援員は、I C Tに関する専門的な知見や技術を有していることに加えて、学校教育に関する基本的な理解や認識があることが求められると思っております。そのことから、G I G Aスクール構想によって、全国各自治体がI C T指導員の確保にこれから動き出すことは想定されています。よって、人材不足が生じることも想定されていますが、さまざまなことを考えた上でI C T支援員の配置やその方法について、今、さらに研究しているところであります。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） これらが動き出すのが令和3年度に実現するというので、そういうことから考えますと、今後、支援員というのはしっかりと選定していただいて、民間でも、また県でもそういうような方々をしっかりと上牧町にも確保していただいております。お願いします。

次、お願いします。モラル教育です。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） モラル教育について、学校で使用するパソコンのウェブフィルタリング対策については、対策ソフトを導入しますので、まず問題ないとは考えております。しかし、家庭において対策ができていない状況であるのも事実であります。今後も啓発活動に取り組んでいきたいと考えております。

情報モラル教育については、既に各校において取り組んでいるところであります。文部科学省が作成したリーフレットを活用したスマートフォン、インターネットを利用する際の留意することやしてはいけないことを啓発、学習したりしております。民間企業が実施している出前授業も学校に取り入れることもやっております。そういうことで、児童、生徒に情報モラル教育を進めているところであります。

今後も、教育委員会としては各校に企業の出前事業や授業で活用できる資料等の情報提供や教職員の積極的な受講の啓発等を行うとともに、児童、生徒に対して各校の実態に応じた情報モラル教育を推進していきたいと考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 先ほどもP I S Aの調査をお話しさせていただきました。子どもたちは学校外でも常にさまざまな用途でこのようにI C Tを活用しているんですけども、S N Sを通じた被害に遭わないとか、有害な情報に触れてしまわないとか、ネットいじめ、ネット依存、そういうようなことも大変に心配されております。この件については、私も愛

知県の方に、これはパンフレットですけれども、モラル教育、県で今ずっと何百カ所も町内、市内、県内を回りまして、そのようなモラル教育をSNSを通じて被害に遭う子どもたちは1年に約1,800人いるということで、そういうことからしっかりと講師の話を、子どもたちがわかりやすく、また、しっかりと子どもたちが聞けるような興味をそそるようなネット教育をされておりました。

上牧町においても、このように民間の通信、ケーブルネットワークの会社ですけれども、民間も使いながら一番いい方法、しっかりわかりやすく子どもたちが納得できる、理解できる、また、家族も話し合いができるような体制でネット教育をしっかりと取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今おっしゃられましたように、他の市町村等、先進地も含めて、研究しながら進めていきたいと思います。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 最後5番目です。ここが一番、私は大事な強調しておきたいことなんです。やはりICTは特別な支援を必要とする子どもたちが勉強していく上で困難を改善して克服するのに非常に役立つと言われておりますので、この点についても、しっかりお取り組みをお願いしたいと思います。時間もあまして端的にお願いしたいと思います。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） この部分につきましては、現在いち早くパソコンを使っての授業を取り入れております。個々に合った部分を取り入れておりますので、今後もより研究を進め、新しいソフトを入れるなり、子どもたち一人一人に合ったものを進めていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） よろしくお願いたします。次、最後なんですけれども、今、さまざまに質問してまいりましたけれども、このICTに囲まれている子どもたちは、学校は子どもたちが生きていく上で必要となるものを学ぶことができる場所であるはずですが、このICTについては、残念ながら社会から見ると学校ではおこなっているということでお話をさせていただきました。上牧町においても、ICTの環境の飛躍的な充実と効果に使っていくということで、教育委員会だけではなくて町としても財源さまざまに、内示の件も財源もありましたけれども、そういうことも含めた上で、町としてもしっかりと町全体で全力を尽

くしていただきたいと思いますが、この点、町長いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 今お尋ねのICTの関係でございますが、子どもたちにしっかり学んでいただく。今、グローバルの時代でございますので、世界中どこでも通用するよというようなことがもう常識でございますので、そういう関係から、やっぱり子どもたちにはしっかり学んでもらうということが第一であるというふうに感じております。

それと、今回の国のこのICTの関係に関しての話なんです、最初の話と大きくさま変わりでございます。我々、こういう弱小の団体については財源等の問題がかなりやっぱり厳しいところもございますので、またこれから機会がございますので、国の方にもしっかり申し入れたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） ありがとうございます。このような形でしっかりと今お話もさせていただきましたし、ご答弁をいただきました。しっかりと進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

次、お願いいたします。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 3番目です。子育て支援として、双子ちゃん、それから三つ子ちゃんというような多胎児の家庭への支援です。20年度から、今回、4月からになりますけれども、国が育児サポーターを派遣するなどの事業をしております。この件について、上牧町子育て包括の中で産後ケアもありましたけれども、今後については、このような支援もお取り組みいただきたいと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今、議員おっしゃられましたように、産後ケアの部分で令和2年度から進めさせていただきます。その部分について、多胎児の家庭につきましては料金をちょっと安くしていただくとかいう町の支援をさせていただきます。

それと、今おっしゃいました国の支援の方なんです、多胎ピアサポート事業が1つと、多胎妊婦サポート事業の2点が国の今出されている多胎児に関する部分でございます。これは、以前、多胎ピアサポート事業に付随するような、昔であれば、今現在はやっておりませんが双子ちゃんの日ということで、サロンのような形で集っていただいているいろいろなことを聞かせていただいた。そういう部分もさしていただいたんですが、今現在、少子化の影響で

多胎児の親御さんは減ってきておりますので、今現在はこれは行っておりませんが、今度、いろいろなピアサポート事業、第1次多胎児サポーター事業、この辺もいろいろ勉強させていただいて、何が一番必要なのか、どの部分を補っていかなければならないか、それをいろいろこれから勉強させていただいて検討を進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 産後ケア、今回スタートいたしますが、多胎児に対しての産後ケア、デイ、ショートというのは料金についてお願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 料金を設定させていただいた部分なんですけど、一般のショートステイを使っただけの場合、お母さん、子どもさんで利用料が約6,000円をいただく予定をしております。これは一般世帯です。非課税の方でしたら3,000円、通常、ここに多胎児加算、要するに2人、1人の子がふえるごとに対して多胎児加算というのをよくいろいろな町村はいただけるんですが、当町といたしましては、その多胎児加算分は町が負担させていただく。すると、多胎児になりますと、一般の妊婦さんが6,000円、多胎児であっても6,000円というふうな制限を設けさせていただいて、その分をショートではそういうふうに、デイでも3,000円を徴収させていただいて、多胎児加算はもらわずに、そのまま多胎児であったとしても3,000円のままに置かせていただく。そういう形をとらせていただきます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 要は、産後ケアのデイ、ショートについては負担がないということで理解をさせていただきました。愛知県で18年に三つ子の母親が次男を床にたたきつけて死亡させるという痛ましい事件も起こりました。命をあやめた行為は絶対許されないんですけども、やはり母親も一定そういうことで、SOSに支援で応えられればこういうことはなかったかなと思いますので、今後しっかりと、今は子育て包括で対応させていただいて、次年度からは、このような特化した多胎児に対する支援をしていただきたいと思いますと考えていますが、いかがですか。最後です。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今おっしゃっていただいている、来年からできれば一番ありがたいんですが、いろいろなことを私どもも研究をさせていただきたいと思います。その際には、またこういうことをさせていただくと、議員の皆様方の方にご報告願って、その了承を

いただければそういう形も進めていく考えを持っております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） しっかり検討していただきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございます。ちょっと急ぎましたけれども、これで私の一般質問を終わらせていただきます。浜田部長には、いろいろとこれまでお世話かけましてありがとうございます。きょうで最後ということで、残られると思ひますけれども、わかりませんが、またありがとうございます。よろしくお願ひします。

○議長（服部公英） 以上で、7番、富木議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（服部公英） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦勞さまでした。

散会 午後 3時42分

令和2年第1回（3月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和2年3月18日（水）午前10時開議

第1 一般質問について

2番 東 初子

5番 竹之内 剛

4番 木内 利雄

11番 東 充洋

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	牧 浦 秀 俊	2番	東 初 子
3番	上 村 哲 也	4番	木 内 利 雄
5番	竹之内 剛	6番	吉 中 隆 昭
7番	富 木 つや子	8番	康 村 昌 史
9番	遠 山 健太郎	10番	石 丸 典 子
11番	東 充 洋	12番	服 部 公 英

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	今 中 富 夫	副 町 長	西 山 義 憲
教 育 長	松 浦 教 雄	総 務 部 長	阪 本 正 人
総 務 部 理 事	中 川 恵 友	都 市 環 境 部 長	杉 浦 俊 行
住 民 福 祉 部 長	濱 田 寛	水 道 部 長	中 村 真
教 育 部 長	塩 野 哲 也	総 務 課 長	山 下 純 司
まちづくり創生課長	松 井 直 彦	福 祉 課 長	青 山 雅 則
こども支援課長	寺 口 万 佐 代	生 き 活 き 対 策 課 長	林 栄 子
上 下 水 道 課 長	落 合 和 彦	教 育 総 務 課 長	丸 橋 秀 行
社 会 教 育 課 長	森 本 朋 人		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山 本 敏 光	書 記	山 口 里 美
書 記	高 木 寛 行		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（服部公英） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（服部公英） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（服部公英） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇東 初子

○議長（服部公英） それでは、2番、東議員の発言を許します。

東議員。

（2番 東 初子 登壇）

○2番（東 初子） おはようございます。2番、公明党、東 初子でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

去る3月11日は、9年前に発生した東日本大震災の日を迎えました。犠牲になられた方々に心より哀悼の意を表します。復興は総仕上げの段階に入りました。その一方で、いまだ約4万8,000人が避難生活を余儀なくされています。巨大災害が頻発する時代となり、常に浮か

び上がる問題の1つが、被災者が身を寄せる避難所のあり方です。内閣府の検討会は現在、3.11を機に2013年に策定した男女共同参画の視点からの防災、復興の取組指針の見直しを進めています。現行の指針の柱の1つに、女性や子育て家庭の視点を取り入れた避難所営が明記されていますが、昨年の台風19号の被災地でも、授乳できる場所がなかったり、生理用品が不足するなどの事態が起き、同様のケースはいまだに後を絶ちません。自治体の防災計画の策定などを行う防災会議に女性委員が多い自治体ほど、洋式トイレ、アレルギー対応食、哺乳瓶、おむつ等といった物資の備蓄率が軒並み大きく改善していることがわかっています。公明党はこれまでも党女性委員会を中心に、女性の視点を生かした避難所機能の拡充に取り組んでまいりました。指針見直しに関しても、乳児用国産液体ミルクの備蓄が各自治体などで進むよう、必要な物資として明記することを求めてまいりました。防災対策に女性の視点を生かすことは、子どもや高齢者、障害者等、災害弱者の視点を生かすことにつながることで改めて明確になっています。一方、都道府県防災会議での女性委員の割合は、19年4月1日現在で16%にとどまり、政府目標の30%に届いておりません。そこで、本町における防災に関する取り組みを伺います。

①女性の視点を生かした避難所能の拡充について。

②女性はもちろん、子どもや高齢者にまで配慮した防災備蓄について。

③学校における防災教育の取り組みについてでございます。

再質問に関しましては質問者席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 最初にちょっと申しわけないんですが、1番、2番、3番という順番ではなくて、②番と①番、③番という順番でお願いいたします。

では、②番の女性はもちろん、子どもや高齢者にまで配慮した防災備蓄について伺います。ここでは備蓄品は大きいものではなく、細かいものについて伺います。まず、洋式トイレ、アレルギー対応食、国産の乳幼児液体ミルク、使い捨ての哺乳瓶、マスクは子ども用と大人用、おむつ、子ども用、成人用とお尻ふき、生理用品の備蓄状況、備蓄箇所、備蓄品の数量を教えてください。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） まず初めに、②の女性はもちろん子どもや高齢者にまで配慮した防災備蓄について、今、議員のほうからありましたので、細かくご説明させていただきます。まず、洋式トイレにつきましては、下水道直結式の仮設トイレと、段ボールの組み立て式簡

易トイレ等々がございます。その部分を合わせますと80台、それと、アレルギー対応の食材なんです、本町の場合、まだ備蓄はしておりません。それと、乳幼児の液体ミルクにつきましては216缶、哺乳瓶につきましては60本、子ども用のマスクにつきましては600枚、大人用のマスクにつきましては990枚、それと子ども用のおむつにつきましては7,347枚、それと、大人用のおむつにつきましては2,328枚、お尻ふきにつきましては、70枚入りでございまして48パック、それと、生理用品につきましては6,880枚となっております。

それと、備蓄の保存先でございますが、ほぼ、役場のほうで備蓄をさせていただいております。それと、液体ミルクにつきましては、保健センターのほうで備蓄をさせていただいている状況でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 細かくわかりました。アレルギー対応食に関しては、今はまだないというところで、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 先日、この部分につきまして、少し町内部で検討させていただいて、ご意見も内部のほうからいただいた部分がございます。町の関連します備蓄品につきましては、今後、備蓄の整備をしていかなければ、計画的に整備をしていかなければならないというふうに、町長のほうからも明確に指示をいただいておりますので、それで、現状の備蓄品はどれだけあって、それと、上牧町が災害に遭った場合、どれぐらいの被災者が出るかというのが想定されております。現在、想定されておる被災者の数が約6,000名弱というふうな形での人数になっておるわけですが、例えば、その部分の人数が全員に配布できるのかどうかという部分もございますので、備蓄計画を作成して、今後、そういうふうな部分につきまして、足らず分の部分につきましてはローリングをさせていきながら、備蓄させていかなければならないというふうには考えておるところです。細かく言ってあれなんです、おむつとかそういうふうな部分につきましては、ほぼ上回っておるという現状でございます。それと、あと、ここに付け加えさせていただくと、毛布等につきましても、その人数分以上の備蓄ができておるというふうな状況でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） よくわかりました。毛布も人数分以上用意できているということで、大変安心できるのではないかと思います。

先ほどの質問のアレルギー対応食ですが、整備計画に基づいて計画的にということござ

いますが、ぜひともこの件は、アレルギーの方は本当に死活問題ですので、その辺はお考え
いただいて、多少なりとも備蓄をお願いしたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 全体的な話になってくるというふうに思います。今言っていました
アレルギー対応食等も必要になってくるというふうには考えております。先ほど言
いましたように、整備計画の中で、もう一度精査させていただきながら、どういう部分が必要
になってくるのかというふうな部分も検討させていただきながら、全体計画の中に計画させ
ていただきたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 全体計画の中に入れていただけるということで、よろしいでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） はい、そのとおりでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） それでは、次にですが、昨年度の3月の一般質問で富木議員からもあり
まして、ことしの委員会質問でもありました国産の乳幼児用の液体ミルクについてお伺いし
たいと思います。液体ミルクというのは、もう本当に、乳幼児用の赤ちゃんの命をつなぐ貴
重なものでございまして、その辺をどのように、保健センターのほうで216缶ということは、
数根的な根拠を教えてください。それと、役場ではなくて、保健センターのみで備蓄されて
いるということですね。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 根拠と言われますと、なかなか難しいところがございまして、今言
っていただきましたように、富木委員のほうからもそういうふうな質問等ございました。そ
の前に、新聞報道等でも、液体ミルクのこういうふうな形でという報道もされまして、ちょ
うどその辺、お話と合致したところがございましたので、内部のほうでちょっと検討させて
いただいた中で、そういうふうな部分も今後は必要になってくるのかなという形で整備をさ
せていただいた経緯がございまして。それともう1点、液体ミルクにつきましては、お湯が要
らないという部分が1番大きなメリットというふうには考えております。そういうふうな部
分につきましても、災害が起これば、お湯なしでも液体ミルクが赤ちゃんに飲めるような形
で町も備蓄していこうというふうな形での計画をさせていただいたという経緯がございまして。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） わかりました。この216缶に関しては、例えばですけれども、その年に生まれる乳幼児掛ける何日分とかという計算のもとではないということでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） そのときの乳幼児、出産の人数に掛ける何日分というふうな形ではなしに、そういうふうな形で報道等もございましたので、まず、一度試してみようかというのが一番最初の大きな目的だったというふうには考えております。

それと、液体ミルクにつきましては、保存期間、賞味期限1年というふうな形で、短いという部分もございましたので、なかなか保存できない部分もございますので、そういうふうな部分も考えながら備蓄をさせていただいたという経緯がございます。それともう1点、この備蓄につきまして賞味期限が1年ということもございますので、内部連携、生き活き対策課のほうで、乳幼児健診のときに、約半年前とかそういうふうな形で、保護者の方に提供させていただいてるというのが現状でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） わかりました。液体ミルクに関しては、本当に先ほどもおっしゃられましたが、お湯がなくても溶かす必要がないために、そのまま使用できるということで、哺乳瓶に入れてそのまま使えるということでございますので、本当に赤ちゃん、もう待たなしでございますので、その辺を入れていただいたことには感謝申し上げます。これはいつごろだったんですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 昨年8月です。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） わかりました。8月に入れていただいたということで、安心だと思えます。それをローリングストックということで、新生児のために訪問する事業などに使っただけというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） はい。今言っただきましたように、そういうふうな形で提供させていただいております。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） わかりました。本当に液体ミルクに関しては、私どももしっかりと訴えておりますので、早速入れていただいたことに感謝申し上げます。

では、①に移らせていただきます。女性の視点を生かした避難所能の拡充についてということで、まず最初に、女性の視点ということで、本町における防災会議の女性委員の人数と割合を教えてください。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 本町の防災会議の女性委員の人数の割合でございます。この部分につきましては、31年、昨年度の3月時点の任命させていただいた人数で報告させていただきます。29名のうち、女性委員は8名、27.6%となっております。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 29名のうち8名ということで、国の目標値に本当に近い数字だというふうに思います。このように、女性委員の意見を取り入れていただいて、さらに進めていただきたいと思います。

昨年台風19号でも発生しましたが、携帯電話の通信環境が影響を受け、避難所等で携帯電話が使用できなくなった場合の対策はあるのでしょうか。教えてください。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 通信機能が使用できなくなってというお話でございます。ほかの議員からも、一般質問等々の中でWi-Fi等の話がございました。その部分につきましては、まだ本町の場合は、Wi-Fiの設備は整っておらないというのは現状でございます。そのかわりと言ったら変になるんですが、NTT西日本と特設公衆電話の設置とその利用に関する覚書のほう、締結させていただいております。この部分につきましては、30年の6月に締結させていただきまして、全部の避難所と言いましたら、そこまで全部が設置させていただいておらないというのが現状なんです、上牧中学校の体育館と、それと上牧第二中学校の体育館、設置させていただいてるというのが状況でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） わかりました。上中と上牧第二中の体育館に、この回線があるということですね。本当に連絡できなくなってということで、すごく19号のときも大変だったので、この回線は大変だというふうに思っております。また、回線数もふやしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 回線数も大事になってくるというふうには考えておりますが、この部分につきましては、NTT西日本とかと協議していかなければならないというふうな部分

もでございます。それと、東委員のほうからも、W i - F i のお話等々もいただいております。そちらのほうとの形も検討はしていかなければならないというふうには考えておるところでございます。今、上牧中学校と第二中学校というふうなお話をさせていただきましたが、体育館にしましたらば、ほかの体育館と、それと、あとの避難所等と福祉センターなり、役場等の話もでございますので、そういうふうな部分もでございますので、全体的にどれが一番いいのかというのを今後研究しながら、検討させていただきたいというふうには考えておるところです。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 理解しました。検討のほう、よろしく願います。

また、ここでなんですが、避難所といえば、体育館で雑魚寝が定番のように思いますが、その環境は、国際基準に照らしますとかなり劣悪というふうに指摘されます。避難所での更衣室や授乳室等の対策はありますか。あれば教えてください。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 昨年、31年の3月に防災のガイドブックの避難所づくりというのを、町のほうで作成させていただきました。全戸配布させていただいたところではございますが、その中に避難所づくりの部分も明記させていただいております。その部分につきましては、男子、女子、それと、高齢者の方なり妊産婦の方なり、授乳室や物干し、女性の方の物干しというふうな部分もでございますので、そういうふうな形で明記をさせていただいております。今後災害が起これば、そういうふうな形で、避難所づくりのコツ、そういうふうな部分に基づきまして、避難所の整備をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 理解できました。プライバシーの保護という観点からでございますが、各避難所にテントは何張りぐらい用意されておりますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） テントの部分につきましては、今のところは6張りしかございませんで、1点だけ申し上げておきたいですが、テントの部分につきましても、以前、ほかの議員からも一般質問等々がありまして、この部分につきましても、整備のほう、していかなければならないというふうには考えておるところでございます。もう1点、このテントの有意義性といったら話はおかしくなってくるんですが、熊本地震におきまして、車中泊で泊まられておった方が、エコノミー症候群等々でお亡くなりになられたというふうな経緯もござ

いまして、過去の地震の教訓を生かしながら、必要な部分につきましてもそういうふうな形で備蓄させていただいておるのが現状でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 理解できました。その辺はまた検討していただきたいと思います。

昨年19号のときにもツイッターで話題になりました長野県の上田市の避難所、塩田中学校の例なんですけど、災害に備えてナイロン製の囲いを300個、テントを約30張り用意されておられて、それがツイッターで評判になったというのは、よその避難所では体育館に毛布を敷いたりというような状況でしたが、その場合、そういうふうに囲いもあったということで、プライバシーが守られたということで話題になったということです。床での雑魚寝とかは体が冷えますし、人の出入りも気になって安眠ができないとか、血栓ができやすくなってエコノミークラス症候群とか心筋梗塞、脳梗塞の危険性が高まると言われてます。確認ですけども、本町の避難所運営指針の中に、プライバシーの確保とかは定められておりますでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 先ほどの避難所運営のところでございます。この部分につきましてはマットというんですか、シートマットというんですか、その部分は30枚ほど用意させていただいておるところでございます。それと、あと、段ボールベッドにつきましては、仕切りもございまして、今お話ししていただきました内容の上田市につきましても、まだそこまでは追いついていないというのは、本町の現状でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） わかりました。シートマットはあるということですが、やはり寒さが一番こたえるのではないかとこのように思いますので、その辺のエアマットとかは備蓄もしやすくするというふうなことも聞いておりますが、その辺の検討はいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） エアマットは1セットだけございます。1セットではなかなか足りませんので、先ほど言いましたように、備蓄の整備計画の中で、今後、全体的な見直しをさせていただきながら、どの部分が一番必要になってきて、女性の視点を生かした避難所機能の拡充につながるのかというふうな部分も、総合的に研究をさせていただきながら進めたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） わかりました。復興庁などによると、東日本大震災の死者が1万9,689人おられまして、そのうち2,723人、熊本地震では275人のお亡くなりになられた方のうちの220人が災害関連死というふうに認定されています。12年の復興庁の調査によりますと、東日本大震災の避難所における生活の肉体、精神的疲労で、災害関連死が起きているということで、関連死の方が多いということに本当に驚きました。そういうことに関しまして、避難所はできる限り快適であるべきで、子どもや高齢者が安心して眠れる避難所を目指していただきたいというふうに思います。災害関連死はあってはならないと思いますが、そのような方向はいかがでございましょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今言っていただきましたように、東日本大震災の震災の関連死は5割が起因しているというふうな報告もごございます。その中でも、生活の肉体や精神的疲労の原因と認められるケースが3割だと、それ以外の避難所等への移動中の肉体、精神的疲労と認められるケースが2割で、5割起因しているというふうなお話もございました。それを踏まえまして、内閣府のほうは、2016年に避難所運営ガイドラインを策定されております。このガイドラインは、避難所において避難者の健康が維持されることを目標に設定し、避難生活の質の向上を目指すことだとされております。そういうふうな部分につきましても、先ほどから議論していただいておりますように、避難所運営マニュアルの作成につきましては、本町のほうでは平成24年に町が策定しました避難所運営マニュアルはございます。その後、今言いましたように、内閣府が出しておるガイドラインもあり、それとまた県が平成29年の3月に避難所運営マニュアルを出されております。県の避難所運営マニュアルを参考にさせていただきながら、本町の避難所運営マニュアルにつきましても再度見直しをし、進めていこうというふうには今考えておるところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） わかりました。県の避難所ガイドマニュアルということで、それに沿ってということをお願いしたいと思います。防災対策というのは、災害が起こったときじゃないと価値がわからないというふうに思われると思いますが、防災対策がきちんと進んでいる地域は、災害があるなしにかかわらず価値が評価されるというような内容のことも聞いております。今後も安全、安心のまちづくりを目指して避難所づくり、また、防災に取り組んでいていただきたいと思います。避難所での災害関連死がないような上牧町でありたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） やはり災害はいつ起こるかわからないというところがございます。

上牧町のまちづくり基本条例の第17条につきましても、危機管理という部分がございます。

この部分につきましては、町は町民関係機関等との協力及び連携により、不測の事態に備えるため、総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならないというふうな部分でもうたわれておりますので、そういう部分も含めながら、今後進めていきたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） よくわかりました。今後も安全、安心のまちづくりを引き続き取り組んでいただいて、本当に住民によかったと、この避難所によかったと。災害はあってはなりません、あったときにいろいろほっとしていただける避難所づくりを目指していただきたいと思います。

以上で私のこの質問は終わらせていただきます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 学校における防災教育の取り組みについてということで、災害が相次ぐ中で、災害危険を理解し、いかに備え、命を守れるかを教える学校の使命は大きいというふうに思います。多面的な防災教育の重要性がますます高まっています。子どもたちが学校で習った防災実践が家庭や地域に与える影響は少なくないと思います。足腰の弱いお年寄りの避難を子どもたちが支える体験学習を行ったことで、住民の地域防災訓練への参加率向上につながったという事例も聞いております。何より子どもたちにとって、自分自身が社会の一員として地域の安全、安心に貢献できるという自己有用感を高める意味で大きな効果があるのではないのでしょうか。そこで、この4月に小学校から順次実施される新たな学習指導要領では、社会の変化や課題に対応する力を育む教育の1つとして、防災・安全教育の充実が図られておりますが、防災教育の取り組みについてのお考えをお示してください。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今、議員おっしゃったとおり、防災計画はこれから将来の日本についても必要なものと考えております。それにつきまして、まず、今どのような取り組みをしているかについて発表させていただきます。小・中学校における防災教育につきましては、防災訓練を、小学校では年3回、中学校では年1回実施しております。また、J－ALERTの放送訓練のときには、必ず授業中にでも、理科とか特別な授業の場合はないんですけども、

普通の事業の場合は、シェイクアウト訓練も必ず実施するようにしております。防災訓練の前には、避難経路と避難方法の確認を行っており、また、先ほども言われましたように、さまざまな事業において、防災の意識を高めるということで、その事業に関連することがあれば、その都度、入れてもらっているという状況であります。

それとあと、今言いました避難訓練の種別だけ言わせていただきます。上牧小学校では、3回のうち火災を想定した避難訓練が5月と11月の2回、地震を想定した避難訓練が1月に1回、第二小学校も、火災を想定した訓練は5月と11月の年2回で、地震も1月に年1回、第三小学校も年3回で火災を想定した訓練が5月と9月の2回で、地震を想定したのは年1回で1月で、上牧中学校、第二中学校、両方とも地震を想定した訓練を1月に1回している状況であります。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） よくわかりました。授業とかそういう教育をしている中での防災訓練は、なかなか時間を割くというのは大変だというふうに思いますが、いざというときにやはり訓練が1番大事というふうに思いますので、引き続き取り組んでいていただきたいというふうに思います。

上牧町とのほうでは、大災害は経験していないというふうに私は認識しておるのですが、そういう未災地域として、実際に被災を経験した学校や地域と連携して、防災教育を充実させていくような方向性はあるのでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 現在において、そのように特別に事業をやったことはありません。ただ、今おっしゃられましたように、それらも当然、考えていく必要はあるとは考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） わかりました。やはり、未災地域であれば、いろんな災害のときもそうですが、ここは起きないということが大前提で逃げない、それで被害に遭って亡くなってしまうということが、今までの災害のときに見られる傾向だというふうに思います。ですので、やはりそういう意味で、実際に被災を経験された方、また、学校同士での交流というのは、大切ではないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 議員のおっしゃるとおりだと思います。また、それについては、ど

ういう形になるかわからんけれども、経験者の語り部的な話が聞けたりというのも、ちょっと考えていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） わかりました。経験された方のお話を聞いていただくとか、そういうことも本当に大事だというふうに思っております。

以上で私の質問は終わらせていただきます。丁寧なご答弁、ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、2番、東議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。



◇竹之内 剛

○議長（服部公英） 次に、5番、竹之内議員の発言を許します。

竹之内議員。

（5番 竹之内剛 登壇）

○5番（竹之内剛） 5番、竹之内剛です。議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして一般質問させていただきます。

私の項目は大きく2つの項目に分かれております。

1つ目、町営公共施設の利用について。

1、上牧第1町民体育館、第2町民体育館の利用について質問します。

①施設・設備について。

②職員の心のバリアフリーについて。

③委託先のシルバー人材の勤務状況について。

④運用方法について。

2番、2000年開館の施設利用・活用の拡大について質問します。

①月曜日休館日の利用に向けた取り組みの進捗について伺います。

大きな2つ目、小・中学校の給食室の施設整備について。

1、小・中学校の給食室の設備、整備の対応状況について質問します。

①夏季の暑さ対策の進捗について伺います。

再質問は質問者席にてさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） まず、1つ目の①についてですけれども、第5次総合計画におきまして、公共施設の目指す姿という方針が出されております。複合化、多様化により、町民の多様なニーズに柔軟に対応でき、質の高い公共サービスの提供、誰もが利用しやすく、誰もが集える町民活動、世代交流の拠点として公共施設を利用する町を目指すとあります。これに基づきまして、町の役割、そして体育館においてですけれども、利用の状況について少し伺いたいと思います。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今、町の役割ということで質問があったと思います。これについては、当然、本町が進めている住民ニーズに立って、特に今回スポーツということですが、スポーツについては住民目線に立って、住民の方々が使いやすい、楽しく使いやすい施設を目指すものだと考えております。あと、使用状況という話があったんですが、どういうものか、ちょっとお願いします。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） この利用の状況については、例えば、先ほど第5次のほうでも言いましたけれども、全ての住民さんということで、健常者の方、そして、障害者の方と2つに分けられると思うんですが、その点についてお伺いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） まず、体育館ということでやっていただければ、基本的に健常者と障害者、分けてどうのこうのしているつもりはありませんが、これは当然、どちらの方についても同じ対応で、親切というか、心のある対応したいと考えております。ただ、障害者の方のスポーツというのは、うちが推奨しているものの、まだ余り進んでないということで、一部していただいているところがありますけれども、あえてこちらのほうからどうのと、体育館にいたしましても、障害者用のトイレや段差解消などして、一応、どの方も使えるという

考えでは進めております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今、答弁いただきました。分け隔ててやられているわけではないけれども、前回、状況を聞きましたら、健常者の方がほとんど多くて、障害者の方も使用されているということ、そして、今答弁にありました使い勝手におきましては、障害者用のトイレ、いろいろ改良していただいて、スロープ等もおつけいただきまして、していただいていると思います。ここで、国が平成23年に定められたスポーツ基本法があります。数年前の質問においてもそれに基づいて町もいくということをお聞きしておりますので、このところにおきまして、前文にはまず健康の増進ということで、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利、人と人との交流促進、心身の健康保持増進に重要な役割を果たし、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である、これは平たく言いましたら、高齢者の目指す姿、そして障害者の方も含められると思うんですけども、このことにおきましては、第5次計画において、目標値をしっかりと設定していただいて、長期、中期に分けて、精力的に推進されていただいていると思うので、ここに関しましては、先ほどの答弁と重複することもありますので、結構です。

そして次になるんですけども、このまま推進していただいているということで、第1体育館、第2体育館におきまして、まずは整理して質問させていただきます。体育館は2つありまして、駐車場は必要不可欠な物理的な問題だと思うんですが、1、2におきましての駐車場の説明を少しお願いしてよろしいですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 第1体育館、第2体育館の駐車場ということで、まず、順番は逆になりますけど、話しやすいほうから、第2体育館につきましては、北側と西側に駐車場をもうけております。北側の部分は幼稚園との併用になっているので、台数は限られますけれども、置いております。第1体育館につきましては、第2体育館から南側に階段をおりたところに、アーバンから来る農道のところに、町道のところに駐車場を設けていて、そこを利用していただいているのが基本になります。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） お伺いしたところ、第2体育館は北側、南側、数台止められるということでお聞きしました。第2体育館におきまして、まず幼稚園がございます。平日幼稚園が行われていて、保育士さん等が止められることがあるのです。裏の駐車場があると。土日に限

って、幼稚園がないときは両面止められますが、行事のときに重なるときがあるんですが、その点の物理的な策等、講じられていることはありますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 体育館の駐車場を使っていることは事実であり、基本的に幼稚園に来る行事については、車でのあれは禁止しております。ただ、こちらのほうにどうしてもいる場合は、幼稚園玄関先のスペースを駐車場にかえて対応しているところであります。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 駐車場の件ですけども、以前、数年前に第2体育館を改造というか、耐震の補強されていたことがあって、あのときにたしか駐車場として、外の道のところで、昔、登り窯があったというところの町の土地があると思うんです。たしかあそこを保育士さんの駐車場がわりにされておまして、あの土地は今、囲いがされてますけれども、あれを有効活用するという考えはございませんか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今言われている土地は、ゆりが丘に曲がるころの角の部分だと思います。その部分は確かにあるんですけども、一応、前回は、どうしても駐車場がないということで、町有財産をお借りしたということなので、今言われてる意見も当然だと思いますけど、今、ちょっとどうするとは言えないので、その部分は考慮させていただきます。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） そのように進めて考えていただければと思います。

次に、第1体育館ですが、駐車場におきましては、体育館を中心にプールのところ。階段を降りたところの駐車場、そして、こっちに行けば、階段を上ったところの駐車場ですが、あそこはたしか上牧小学校の職員の方の駐車場になってまして。結構、多くとまってるなという認識はあるんですが、その辺は、上と下、2つあるということで、うまく利用者さんには活用されておられるのでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 下の駐車場、結構台数止められるので問題ないんですが、上の駐車場は確かに小学校の駐車場と併用となっております。過去、今までにはその部分で駐車場が足りないという苦情等は聞いたことはないんですけども、一応下の駐車場で補えるからかなと考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） それは、夏季の間は体育館使用、プール使用、テニスコート使用と、種目の重複するところがあるんですが、その辺を含めて、期間限定であふれるとか、そういう問題も物理的なことは起こってないですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 夏季の問題も、例えば、夏季にプール等はあるんですけども、どうしても土日に集中するということがありますので、学校のあいている平日については、今のところ、苦情等は聞いたことがありません。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） わかりました。今、駐車場の件で第1体育館、第2体育館お聞きしましたが、今のところはうまく有効活用されているということで、問題は起こってないと。ここからは、少し絞りまして、障害者の方も使いやすいようにこれからも改良していくという答弁をいただいていたけれども、第2体育館は障害者駐車場、第1体育館の障害者用の駐車場はありますか。健常者は、例えば歩いて行けるから、上り下りはちょっとあるけれども、それはそれで納得されているということで伺いますけれども、障害者の方に対しての駐車場はあるかどうかをお願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今の質問の件につきましては、第1、第2両方とも体育館において、障害者用スペースとしての駐車場はございません。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） ここで、障害者の方の、これもスポーツ基本法の中に含まれるんですけども、ここは基本理念とします。障害者が自立かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ、必要な配慮をしつつ推進していくとあるんですけども、今、駐車場、障害者の方がないということで、まず、利用の少ない要因はそちらにあるかなと思いますけれども、それはいかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 駐車場がないというのは事実で、利用の少ない要因がそっちだと言われれば、全てではないとは言い切れないんですけども、ただ、今まで意識的にこちらの配慮が足らなかったのが事実ですけども、どちらの体育館もそういう部分をつくることは可能だとは今考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） つくることは可能ということは今もしかしたら計画されてるかもしれないので、少し違う観点からお聞きしたいんですけれども。今、駐車場はないけれども、これからつくっていこうというのは伺えたので、次、障害者の方の利用としまして、障害者の方のスポーツ教室等が行われると思うんです。その辺に關しまして、その方が駐車場の障害のスペースがないというところで、どちらに止めておられるのかをちょっと懸念するんですが、その辺いかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 配慮的に言えば、例えば今の話で言えば、第1体育館で使っていると思います。第1体育館の前までは持って来ることはあるので、その部分を使ってもらえればと考えておりますが、今、どこに止められるか、僕のほうで情報がないので言えないんですけれども、配慮としては当然すべきだと考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） ここで、実はスポーツ教室を毎週木曜日の9時からされているということでお聞きしたんですけれども、その場合に、使用するスポーツ用具というのがあります。体育館に置かれているものを借りられるということで、そして自分もみずから障害者スポーツの全国の指導の資格を取られてやられてる方なんですけれども、家から持っていくものがあると。それは、車で持って行って、第1体育館は、門の前、プールまでの販売機の前あたりは何台か止められるスペースがあると思うんです。あそこに止められるときと止められないときがあるということで、雨も降ります。実際、その方も障害を持っておられるので、その辺の配慮はされているのかどうか、お聞きしてよろしいですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 当然、障害者だけに限らず、いろいろな事業をそこでされるのに、物品の搬入というのはついてくるものだと考えております。それをわざわざ上の駐車場に置いて持っていくというのは、ちょっと考えられない話なんですけれども、その辺の情報については、詳しくは入っていませんけれども、一部、相手の方にそういう配慮をしていなかった部分は聞いております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 障害者スポーツ教室をやられてまして、高齢者の方も同じくやられているということで、雨が降ったとき等、そこに止めてする時もあると、その辺の配慮をお聞きしたのですが、一度、私のほうに相談がありまして、私は障害者スポーツを推進したくて、

その方も実際、全国の障害者スポーツ等もやられていて、入賞もされている方なので、ぜひ広めていきたいということでやられています。落胆されて相談があったんですけども、その深い内容は聞きませんでした。どうやら止めるときに、何かトラブル的なものがあったのでしょうか。でも、それは解決したのでいいですけども、これも含めて、障害者の方の堂々と言ったら失礼ですけども、役場にも2つあります。そういう形で、1も2も含めて、それを設置していただければ、そういったもうスポーツ教室やめようかなというような問題等も生まれてこないと思うんです。ここで推進のための整備というのも定められてるんですけども、施設の整備、利用者の需要に応じた施設運用の改善、指導者等の配置など、安全の確保や障害者の利便性の向上とあるんです。ですから、何かといいましたら、スロープはついてるけれども、車が止められないから、階段の上にとめると車椅子や足の悪い方、盲、聾の方がどうやって移動するかということを考えたら、ここにも定められているように、やはり近くに障害者の方が止められるところを設けていただくほうがいいのではないかと。これは本当に切に、早急にやはり、そういう手だてをしていただきたいなど。早急に工事等が必要ですよ。ですから、考えていただく中では、障害者の方は、運転されている方は駐車許可証というのを持っておられますけども、人によっては、余り出されない方もおられる、その辺も考慮しつつ、その辺の配慮に努めていただければと思います。その点いかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今までその辺の配慮が欠けたのは事実ですし、今言われたように、今からというのは申しわけないということはあるんですけども、工事費の云々はいろいろな方法もありますので、まずは、確保ということに努めたいと思います。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） その点よろしくお願いします。では次に、体育館の駐車場等につきまして、あと5点ほどあるんですが、住民の方からの意見等をいただいたことで質問させていただきます。体育館の周りに駐車場はないんですが、ここ2年ほどずっと車が止まっていたので問い合わせたところ、職員の方が駐車されているのではないかとということがありましたが、そういうのは事実がありましたか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 申しわけないですか、数カ月前までにそのような事実がありましたので、こちらが注意して、今はないようにしております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 数カ月前まではとおっしゃったので、現在はないんですね。テニスの方、そして利用される方が、プールの方も止められているということがあって、今はもう解決したということで、それは、職員の方がきちんと駐車場にとめられているということの理解でいいですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） そのとおりです。また今後もちょうんと見ていきたいと思っております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 次ですけれども、第1体育館と第2体育館も、障害者の方は利用できるということで、今の障害者スポーツの方も、なぜ第1体育館の木曜の9時にされているかとお聞きしたら、あいているところがなくて、木曜の朝はあいていたので、されてるんですけども、この時間帯というか、使い勝手からいうと、もしかしたら第2体育館のほうが使いやすいのかなと思ったりするんですが、第1体育館を使われる理由は、スポーツ用具が置いてあるらしいんです。ですから、第1体育館が使いやすいということで、これからも第1体育館を使っていきたいとは思われているんですが、先ほどの要望等々を重複しますが、駐車場を極力早く、どのような形になるか知りませんが利用しやすいようにしていただければと思いますが、そこはもう答弁いただいておりますので結構です。

次ですけれども、12月の終わり、1週目前ぐらいに、使用禁止がなくなると思うんです。そのときは、第1、第2、ワックスをかけられると思うんですが、これも質問があったので、去年の10月はワックスはかけられましたか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 去年の12月は27日から28日でワックスをかけたと聞いております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） わかりました。そういう質問があったので、お答えしないといけないので。

次にですけれども。緊急時の対応です。多分、住民さんの質問で、例えば教室をやっています。次の質問にもあるんですが、シルバーの方の勤務に重複しますが、この質問、例えば緊急時、バレーやバスケットやいろいろやっている方が倒れられたと。そのときの緊急時の対応というのは万全にできることになってますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 基本的には、当然AEDもあるんで、それをして使う部分もあれば、救急車を一秒も早く呼ぶのは確かだと思いますけども、緊急救命ということで、職員についても、過去全部、全員受けてることはありますが、ここ最近ちょっと、遠のいてるところもあるんで、その部分については考えなければいけないとは思っています。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） ここは非常に大切なところだと思うんです。AEDの設置もされてまして、中についているものが、体育館の外に設置していただいて、非常にありがたいなと思っています。そして、緊急時の対応というのは、まず、車のパンクのようなもので、何回か経験していないととっさにはできないもので、私は5回ほど実際の蘇生はあるんですけども、緊急時というのは体がずっと動くもので、今おっしゃったように、非常に備えた訓練、そしてシルバーの方が実際そのような、職員の方はできるとおっしゃいましたけれども、シルバーの方は実際そのような手立ては施されることはできますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 委託業者ということもありますが、そういう分についてはシルバーとも話し合いたいとは思っております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） お願いします。スポーツをやられている中には、必ず大体1名か2名は蘇生できる方がおられると思うんですが、やはり緊急時にそういった形で対応というのが大事になると思うので、その点を含めてよろしくお願いします。

そして、この項目での障害者の方と健常者の方の結論づけという話をちょっとしたいんですけども、数年前から、私のほうからの質問で、「体育大会の障害者のはありませんか」という答弁に対しては、「体育大会も障害者の方が参加していただいて結構なんです、マラソン大会も結構なんです」という形で答弁いただきましたけれども、あれから数年たちますが、ゼロとはいませんが、参加されるというのは余り見受けられないので、それが事実だと思います。ちょっと私、調べましたが、全国で、都道府県といいますか市町村で、障害者の方の団体のスポーツ協会が設置されてるんです。こういうところによるデータは、障害者の方のスポーツ大会とか、県の協力とか、スポーツ団体の協力とかがあって、結構開かれてるんです。ここで僕の推測ですが、出てもいいと言われますが、もしかしたら、なかなか行けないのではないかなというのがあるので、できましたら、そういう障害者スポーツ協会を設置されて、障害者の方の声を聞くバリアの計画でもそうですが、障害者の方の声を聞かれている

と思うんです。その方の声を聞いていただいて、体育とは別にスポーツ、障害者の方の協会、団体を設立していただいて、普及していただく形でいくと、さっきの総合計画に重なっていくのではないかなと思うんで、そこは切にお願いしたいです。今年度、ちょっと大会、危ぶまれてますけれども、東京オリンピック・パラリンピック、ここ数年においてやっと同じ時期にやるようになりました。パラリンピックは1964年の東京大会から実際にやられていたんです。それはずっとこの歴史の中で、今回まだ東京でやるということになるんですけども、パラリンピックのパラというのは、そろえて進んでいくという意味があるんです。健常者のスポーツ、障害者のスポーツ、重なってしまうと、重なれないところもあるんで、スキーでいうパラレルターンです、重なるとひっくり返るところもあるのかなと思うんですが、並行してしっかりとともに進んでいきたいと思いますというパラレルなんです。ですから、町においても、やはり上牧町はすてきだとなる場所の魅力として、やっぱりそういう団体を設立していただいて、あるときは健常者の運動会、あるときは障害者の運動会、今度は一緒にやりませんか、こういう形をとっていくと障害者の方も参加しやすいし、小さいところからの大会であれば、たくさんの方が参加できるのかなと思います。体育館につきましては、ここはちょっと懸念される場所なんです、車椅子バスケットとか、車椅子ラグビーとかあるんですが、何分アリーナというのは、コーティングがそれ用になってないので、その辺もこれからの展望として、していただければ。車椅子のバスケットもやられたことありますか。ないですよ。ですから、私の意見と要望としましては、そういう形で進めていただければと思います。その辺のお考えはどうですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 確かに障害者スポーツ協会等ができればいいと思います。また当然、行政として、スポーツ振興に対して、そのような方々の声を十分聞いていかなくてはと思います。今、スポーツ協会の立ち上げというのがありましたけども、こちらといたしましては、教育委員会が立ち上げるものではなくて、基本的にはそういう団体の方が来ていただいて、協力して立ち上げるという考えで、うちらがするから集まってくださいというのではないと思うので、ただ、そういう意味では、当然、声をかけていただいたら、協力させていただきたいと思っております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今おっしゃっていただいたとおりだと思います。自助、共助、順番があって、どうしてもこれで立ち上げたいということの相談の窓口になっていただきたい、そこ

がスタートだと思います。それでお願いしたいと思います。

1個抜けていたんですけれども、体育館のシャワーなんですけど、4月からお湯が出て使えるということは聞いておるんですけれども、1点だけ、設置されるときには、前部長のほうで有料にするということをおっしゃっていたのですが、そのことについては検討されるということで、その後の検討でシャワーの有料、無料はどうかだけ教えていただけますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） シャワーの有料無料と使い方ということで、今年1年、かなり時間をかけて、ルールづくりを今できてきたところではあります。その部分で、実際の使用料も目に見えないところがあるので、当面の間は無料で開放しながら、ある意味、それが足かせというわけではないけど、負担となる部分になれば、当然、ちゃんとした形で請求する考えも示していかなければならないとは考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） そしたら一応、4月から稼働するということで、無料で進めるということで理解しました。この項目についての質問は終わらせていただきます。今の高齢者、障害者、子供さんも含めて、本当にコンパクトなところで、大きな体育館がないんです。でも、町長よく言われています、コンパクトにうまくやっていけば、上手にやっていけばいいまちができる、これは僕も賛成ですので、その辺、今伺いたい等々進めていただければと思います。

以上でこの項目の質問を終わります。

次ですけれども、職員の方のバリアフリーについて、こちらも公共施設の計画の中に、少し読みますけれども、障害児、障害者の福祉を目指す姿として、想定される取り組みの中に、団体への啓蒙活動、そして心のバリアフリー意識の醸成、障害者へのきめ細かな対応、これはまほろばあいサポート運動の推進、推奨と書いています。これは前回、去年、おとしにバリアフリー構想があって、私のほうから、物理的なものは時間がかかってお金もかかりますが、まず、心のバリアフリーって大切で、何か困っていることがありますか、この言葉で進めていきますという質問させてもらったときには、濱田福祉部長から、私もそのように考えるし、いろんなリボンをつけて職員にも広めていきますということをいただいたんですが、その辺について、バリアフリーの意識化という心のバリアフリーは、職員の方にはどのようにされているか、少しお聞かせ願っていいですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 基本的には役場で行う研修等で、今まで培ってきたものだとは考えておりますが、ただ、配慮のない部分も多々あるとは考えます。また、行政としてのかたさだけが前に出るときもあると思います。その辺も含めて、再度、こちらのほうから、心のバリアフリーというか、人と人との、うちとしては、使いやすい、楽しい体育館を目指すところなので、その辺ももう一度含めて、また、職員研修も、教育委員会独自ではやっていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 部長のほうから、今は体育館の受付のことに限っておっしゃっていただいたと、その受けとめ方でよろしいですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 体育館ということで、教育委員会全部としても、そういう形をお願いしたいと思います。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 住民の方が、いろんな部署もそうですが、申請されに行くときに、体育館なんか特に、がらがらと自動ドアがあくと、申請か用事があると決まってるので、例えば僕でしたら、「おはようございます、きょうは何ですか」ぐらいの心配りというんですか、庁舎に来ますと、僕、議会のとき来ますけども、ずっと真つすぐ通ってくると、左に簡易郵便局があります。女性の方が2人おられて、男性の方が、「おはようございます」と言ったら大きい声で「おはようございます」と笑顔で言ってくれるとすごく元気が出んです。ああいうサービスの気持ちというんですか、心から出る挨拶というのは非常に、僕も毎回楽しみで、行きも帰りも笑顔で行けたり、そういう形の取り組みをさせていただければありがたいんですけども、ただ、住民の方から、電話の対応であったり、申請時の対応であったり、少し悲しい話を聞くんですけども、その辺はこちらのほうには届いてますか。声は届いたりしてますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 数は余りないですけど、一部届くことはあります。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） きょう質問で取り上げさせていただいたので、先ほど答弁の中で、これから教育というか、そのようなことを浸透させていくということをお願いいたします。この件に関しまして、関連ですけども、生き活き対策課のほうに行かれた方に少し話があっ

たんです。生き活き対策課に行きます。例えば、私の子どもはある障害を持っていて、できれば、小さい声で静かに話をしていただきたいけれども、大きな声でという、その人が大きな声で周りに聞こえるように言われて、私は非常に悲しい思いをしたとおっしゃってましたので、たしか生き活き対策課のほうでは、前回、ある部屋を改造して、デリケートな部分ではそちらで話をできるようなことを聞いたことがあるんですが、ちょっと関連で、そのような部屋で対応されるような流れにはなっているのでしょうか。1点だけ。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 多分、今ご質問の件は相談室というのは個別にございます。そちらのほうに、いろんなやっぱり人に聞かれては嫌だという配慮があって、そういう方に対しては、そちらのほうにご案内させていただいて、そちらのほうでご相談させていただく、それと、今回、令和2年度からは、子育て包括支援センターが窓口開設させていただきます。その方の配慮としましても、近くのほうですか、個別に部屋を設けさせていただいて、そこで対応させていただく、子ども、子育て包括の相談でやっているのですが、そこも一応配慮させていただいて、今、進めてさせていただいているのが現状でございます。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） そのような配慮を令和2年からも行っていただけるということで安心しました。住民の方は、非常にナーバスなところもあるんで、デリケートな部分はやはり保有した上で対処していただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、心のバリアフリーについては、次ですけれどもデリケートな配慮が、相談できるとおっしゃっていただいたので、障害の方は、例えば、盲、聾、そして身体障害の方、おられるんですけども、その辺の方への例えば、心配り、これもバリアフリーになるんですが、その辺の研修も含めて、やはりやっていただきたいと思うんですけども、どうでしょう。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 当然、住民の方に接するということが必要なことだと思いますので、その辺は進めたいと思います。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 私も年に1回は障害者の方の研修を受けるんですけども、やはり先ほどの心肺蘇生と一緒に、忘れないうちにもう一度訓練といいますか、できるようになっておきたいという気持ちで受けています。だから、「何かお困りのことはありますか」、何度も言うて申しわけないんですけども、この言葉から始まりますので、ぜひ、広めていただきたい

と思います。

では、次行きます。3番の委託先のシルバー人材の勤務状況について少しお伺いしますが、今のシルバーの方の人数、業務内容、配置について少しお願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） シルバーの委託ということで、基本的に第2体育館は、朝から夕方まで4名の方で順番に回って来ていただいています。夜につきましては、別に2名の方が開放の、鍵を開けたり閉めたりというのがメインで来ていただいているということです。

○5番（竹之内剛） 業務内容は。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 業務内容は、お昼については貸し館の事務、小さな掃除とか、そういう部分でなると、普通の体育館管理ということになります。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今、部長のほうから第2体育館だけ4名とおっしゃいましたが、第1体育館に行くこともあると聞いたんですが、その辺はいかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） どうしても行事的に3人しかいない職員なので、いろんな行事が重なる、運動会とか、特別な大きな行事が重なった部分の大会とか、どうしても手が離せないときに、今先ほど言いました昼の4名の方にその部分だけ、そんな数はないんですけど、行ってもらえることはあります。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 昼は4名、夜は2名で回されるということで、今、第1体育館のほうにも何か行事が重なってどうしようもないときは行くということで、ここで、ちょっと大事な質問があるんですけども、12月議会で、総務部長のほうに質問しましたが、第2体育館は、例えば、緊急ヘリ、ドクターヘリが来るときは、答弁によりましたら、電話がかかってきて、そして、運動場におりるから鍵を開けてくれとなると思うんです。もしそれができない場合は、緊急の場合はどこかにおりることがあるということで、今のところ何もなくていいんですけども、緊急のときに、例えば交代されたときに、職員の方は3名おられましたが、3名の方は把握されていても、「ちょっとごめんなさい、シルバーの方来てください」となったときに、その連絡が入ったときの緊急の事態には、そのマニュアル的なことは把握

されてるかどうかだけちょっと心配なので、ご答弁願います。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 契約当初に、まずはその分、しておりますが、ここ数年、同じ方がしてもらっている状況があり、多分これなら毎年、契約するときにするべきことが、ひょっとしたらちょっと抜けてあるとは考えております。そういうことで、マニュアルももう一度つくって、話し合いも毎年度変わるときにして、どんなことにも対応できるようにはしていきたいと思っております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 不測の事態にならないように、マニュアルとおっしゃっていただいたので、その辺は徹底していただけたらと思います。

次に、先ほどの答弁になかったんですけど、4名の方は、日中、ちょっとの掃除が含まれていると前もおっしゃっていたのですけれども、夕方30分か1時間ほどあかないときがあるというので、僕、聞きましたら、その日のお金を第1体育館に持っていく業務もシルバーの方には含まれてるんですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 一応、業務契約の中で持っていくことになっております。ただ時間的には、5時を回ってからということで、貸出業務がない時間ということになってるんですけど、当然、微妙な時間はあるかもわかりませんが、そういうふうなので契約しております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 時間的にはタイムラグがあると理解しました。その業務ですが、お金を運ぶんですね。シルバーさんは、例えば車の方もおられるだろうし、自転車の方もおられるだろうし、いろんな方がおられて、第2体育館から第1体育館には結構距離がありますし、移動のときの事故とかを想定すると、この業務はどうなのかなと思うんですが、どうですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 一応、その分については契約に書いてあるので、確かに今おっしゃるとおり、危険を伴うこともありまして、金額もひょっとしたら多いときもあるかもわからないので、これについては、シルバーのほうとまた協議はさせていただきたいと思っております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） できれば、体育館には3名おられて、何人体制になるかわかりませんが、交代とかあると思うんですが、やはり、第2体育館に1日1回見に行くことを兼ね

て、ここ壊れてる、壊れていない、異常ないですかぐらいの業務をしていただければ、シルバーの方の安全確保にもつながるので、今おっしゃっていただいたように、最初の契約にあるけれども、もし見直せるものであればこれからまた考えていただければと。いかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） お約束できるものではないですが、協議はさせていただきます。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） わかりました。理解しました。では、この項目については以上です。

4番目の運用方法についてなんですけど、運用というのは使われる側、貸す側の把握と理解がされてるかどうかということですが、なぜこのような質問をすと言いましたら、全面貸しから半面貸しになりまして、半面、全面で値段が変わります。そのときに生じる物理的な問題があるかどうかということをお聞きしたいのですけれども。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 全ての競技には限りませんが、一部の競技に、ちょっと聞いた話では、例えば、バドミントンにおきましては、本来、1つの体育館では3面とれます。それが、偶然、バドミントン系のところが2つ借りられれば、当然、真ん中に線を引いたら、真ん中のコートは使えないと。その分をうまく使えたらいいなという話はあるということ聞いております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） そうですね。体育館には1面あって、バドミントンは3面とれるんですよ。半面ずつ借りたら、真ん中の1面は半面またがるので使えないということで、その辺は偶然一緒なのかわかりませんが、その辺の利用に関しては、半面貸しにするときに質問させてもらいましたが、臨機応変という形で答えていただきましたが、臨機応変にも限度があると思うので、がちっと制度化してしまうと、また利用者さんが不便になるので、私の質問としましては、臨機応変を含みながらの規則という形で整えていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 臨機応変というのはよくわかるんですけども、気持ち的にはそういう形をとりながらも、やっぱり使用者さんからの対話の中で、そのいい道を目指していきたいとは考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） あそこは真ん中のネットをつくっていただいて、余り使われてるのは見たことがないですが、必要だと思うので、ですから、今のよう形で整備していただきたいと思います。

あと、利用者さんからの半面になってから、要望といたしますか、いい声もあると思うんです。「半面貸しで安くついてよかったわ」とか、そのような声は聞こえてないですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 多分、人間ですので、無駄な部分を省けて安くなったのはいいとは思いますが、あえて、それについての意見は聞いておりません。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 運用方法については、その辺が少し気になっておりましたし、住民さんのほうからの問いがありましたので、質問させていただきました。

以上で大きな項目の1番については理解しました。

では、次、よろしくお願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 2つ目の2000年会館の施設利用の件でございます。令和元年度第3回9月定例会の一般質問の中で、施設利用に関する住民のニーズや要望についてということで、竹之内議員のほうからご質問いただいたと記憶しております。その際には、上牧町保健福祉センター設置条例施行規則第3条第1項第1号に、センターの休館日は次のとおりとするとして、月曜日と定めさせていただいております。そのときに、私のほうで、月曜日の運用に関しましては、指定管理の部分、施設のメンテナンスの部分等のご説明をさせていただいたという記憶をしております。また、この部分につきましても、住民の方々からの月曜日の利用要望があることも認識しております。その中で、今定例議会の冒頭での今中町長の所信表明においても、町民の方々に満足を感じていただける施策を行うとのご説明がされておられます。当町といたしましては、その要望を前向きに検討させていただいた上で、月曜日の休館を廃止するために進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 前向きな検討、ありがとうございます。予算委員会でも触れさせていただいたのですが、前年度の収入と2年度の収入が下がっていたので、これは町長の方針とあれしますということで、下がるということは、使用する方が少ないのかなと思って心配していましたが、今、答弁いただきまして、前向きに月曜日の開館に向けて協議いただけ

るということで理解しましたので、これで結構です。ありがとうございます。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 次の大きな項目の1番、夏季の暑さ対策の進捗状況です。これは、前回の議会でもそうさせていただきました。そして、そのときには、ウエットからドライにしてからの移行しか無理だとお聞きしまして、理解しております。その後、3月までの検討としまして、給食室の職員の皆さんと面談をされると。少し生の意見というか、現場の意見を取り入れられて、何か手だてはないかということでお聞きするんですが、その点含めまして、どのような進捗なのかお伺いいたします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 前回の質問から、答えとしては、やはり、給食調理員さんの皆さんには、休憩室のエアコンを利用させていただきながら、うまく利用しながら給食の調理をお願いしているということで、今、これしか頼むことができないので、頼んでいるところであります。それと、前回から今回までの何もしないということではないんですけども、1つだけ、今回、当初予算にまだ議決はもらってませんが、前回では議決するものと言われてる中に、給食の需用費の中で空調ベスト、ファン付きのベストを1人2着ずつ予算を回してもらって、これを給食で実際使っているというのは聞いていないのですけれども、いろんな業者の方が使っていて、「これ、結構涼しいですよ」ということで、それを今、予算化したことになっております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 空調ベストは、私のほうからも、こんなものもありますと一応提案させてもらって、外部の作業員の方、植木屋さんとかが着ておられて、「体内温度が2度ぐらい下がりますよ、これよろしいで」と話を聞きますということをおっしゃっていただいたんですが、空調ベストの予算はあれですけれども、前向きにその方向で行けるということで、ちょっとお願いなんですけれども、空調ベストって体験はできますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 詳しくは言えませんが、できるはずだと思います。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） ちょっと興味というか、体験をして、実際どのようなものなのかもちよっと確かめたいので、その辺、もし機会があるのであれば、無理にとは言いませんので、もしあるのであれば、体験させていただければと思うんです。

給食室に関しましては、暑さ対策に関しましては、以上だと思います。

あと、残り5分しかないんですけども、少しだけ、答えられる範囲で結構なんですけど、給食室の関連なんですけども、今、食材等が余って、使えなくて、ネットでは提供等されたりしていますが、上牧町はその辺、約1カ月の食材、そして給食費等のやりくりといいますか、その辺はどのように処理されるのかなど、ちょっと気になるので。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） その点について、国のほうから食材の保障をしてくださいという部分が届いております。うちといたしましても、ただ、食材につきまして、今現在確認しているところ、特別廃棄する部分は多少はあったけれども、どこかへ回すとかいう部分は余らないと。ただ、とめられるものはとめたけども、どうしてもとめられない部分があるので、それは買い取らないと仕方ないとは聞いております。また、今、国の施策を受けて、何らかの方法をとりたいとは考えているところです。

○5番（竹之内剛） 給食費は。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 給食費につきましても、給食委員会の問題になってはいますが、返す方向は考えていると聞いております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） やはり、月四千幾らですけども、貴重なご家庭のお金なので、そのように検討いただいてありがとうございます。

今、食につきましては仕方なく引き受けるとありましたが、仕方なく引き受けた分はどのようにされますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 仕方なくというのはなくても、ただ、使えるものは来年度に回していただいて、来年度の公会計になったときに、その分をちょっとでも安くしてもらえというのは可能かなと思っております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） わかりました。全国的に食材があれして、フードバンクとかそっちのほうに回してもらったり、いろいろご存じだと思いますが、ネットで安く売ったりもされていると思うんです。牛乳なんかは、25メートルプール40杯分余っているらしいんです。ですから、コンビニ等において、半額で牛乳を飲めるようなシステムをつくったりしているの

で、その辺、町の施策ではないと思うんですけど、その辺、少し気になったので、新型コロナウイルスが早く終息していてももらえたら。

最後、1点だけなんですけど、今、子どもたちが非常に行き場所が困っています。グラウンド等、なかなか開放されないのですが、あす、政府の方針が発表されますけれども、答弁は結構ですので、馬見丘陵公園とか児童公園とかが満杯になっている状態で、僕も見てきたんですけど、そういう状況であるということ把握していただいて、子どものストレス解消につながる整理をしていただきたいと思います。

もう答弁結構ですので、1時間にわたりまして長い時間、ご答弁していただいて、全て理解いたしましたので、これをもちまして私の全ての質問は終わらせていただきます。

○議長（服部公英） 以上で、5番、竹之内議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。



◇木内利雄

○議長（服部公英） 次に、4番、木内議員の発言を許します。

木内議員。

（4番 木内利雄 登壇）

○4番（木内利雄） 4番、木内利雄でございます。議長より指名、許可をいただきましたので、通告書に従い質問をさせていただきます。

質問事項の1点目が全国学力テストの結果について、2点目は全国体力テストの結果について、そして、3点目は孤独死の防止策についてであります。これらの質問内容に入らせていただく前に、少し時間をいただき、3月4日、本定例会初日に行われました今中町長の所信表明内容に関して、2点について提言をさせていただきます。

1点目は、各学校の統廃合を含む学校の適正化についてであります。私は、8年前の2012年、平成24年6月議会の一般質問において、このことについて質問をさせていただきました。以下は議事録からの抜粋要旨です。私、木内の質問内容です。提出されている児童、生徒数の推移表を見ると、2012年度における小学校3校の合計児童数は1,337人、そして、5年後の2017年度では982人、つまり5年で355人の減、これは26.5%の減ということになります。そこで、教育長にお尋ねします。小・中学校の適正規模、1校のクラス数及び児童、生徒数に関してはどうな認識を持っておられるのか。また、児童、生徒数の推移表を見て、私は、統廃合を行うべきと考えますが、答弁を求めます。次に、教育長の答弁です。小・中学校とも共通して言えることは、クラスがえのときの児童、生徒間の人間関係の固定化を回避するという意味においても、単学級、つまり1つの学級ではぐあいが悪い。次に学校の統廃合についてですが、それぞれの学校にはそれぞれの歴史、伝統があり、そこには卒業生もおられ、そこで務めさせてもらった教職員らもおるわけですし、それぞれの誇りと愛着を持っていると思うんです。そういう中で、統合というふうなことは、統合されるということ自体は、される学校の卒業生や保護者らにとっては忍びないものであると思いますので、統廃合というものはしたくないと思っております。以上が、2012年6月議会における私、木内の一般質問、内容と、教育長の答弁。抜粋要旨です。この教育長の答弁においては、私はあえて論評を控えさせていただきます。

私、木内は今議会に提出された2025年度までの各学校の児童、生徒数推移表を見ても明らかのように、統廃合については、必然であると考える立場であります。よって、町当局、教育委員会におかれては、しっかりとお取り組みをされるように求めておきます。また、誤認があってはいけませんので申し上げます。2012年6月当時の教育長は、現在の松浦教育長ではありませんので、ご確認のほどよろしく願いいたします。

次に、2点目です。今中町長の所有所信表明の中で、上牧町公共施設等マネジメント推進委員会を立ち上げ、個別施設計画の策定を進めているところです。令和2年度におきまして、集会施設を含む公共施設のあり方や方向性を打ち出していきたいと考えております。中略しますけれども、それで公共施設等の老朽化対策、維持補修のための経費や社会保障の自然増などにより、依然として大幅な財源不足が生じると見込んでおります、とあります。そこで、ペガサスホールについて提言をしておきたいと思っております。当該ホールは、1993年に竣工したものです。したがって、26年が経過しております。よって、当然のこととして、今後、近いうちには、建物本体、空調設備、給排水衛生設備、そして電系設備等々の大規模な改修、補

修工事が発生することは明らかです。今議会に提出された文化センター委託料内訳表を見てもわかるとおり、毎年多額の費用を要しています。

私は、上牧町とペガサスホールの関係は、ある意味、ごく平凡。ごく普通なご家庭がとても高額であるプライベートジェット機を保有しているようなものと考えております。よって、当該ホールのあり方についても、しっかりとしたお取り組みをされることを求めるところであります。なお、私は、閉館をも視野に入れるべきだと思っておりますので、付言をしておきます。

それでは、質問の内容に入らせていただきます。

1点目の全国学力テストの結果について伺います。このことは、2019年9月議会における私、木内の一般質問の宿題事項であります。文部科学省が、小学6年生と中学3年生を対象に実施した2019年度全国学力・学習状況調査、つまり全国学力テストの結果が、2019年7月31日に公表されました。さきの9月議会においては、担当部長から、今回の結果については、上牧町はいずれの教科も奈良県の平均を下回ったので、問題別の結果、回答類型別の結果を詳細に分析し、一人一人の児童、生徒の弱点や誤りやすいポイントを洗い出し、授業や学習指導に生かすようにしたいと考えています。ただ、今回の全国学力テストにおける文部科学省の解析後のデータについては、去年の8月末に届いたところであり、現在、本町独自の分析をしているところであり、今後の取り組みについては、一日も早く終え、児童、生徒の課題のみならず、教える側の問題点についても洗い出しながら、各小学校、そして各中学校間で研究を進め、授業の改革が必要と考えておりますとの答弁があったところであります。そこで、まずは上牧町の結果について、分析統括についてそれぞれお伺いするものであります。

次に、全国体力テスト結果について伺います。スポーツ庁は2019年12月23日、小学5年生と中学2年生を対象に実施した2019年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査、つまり、全国体力テストの結果を公表しました。握力や反復横跳びなど、実現8種目を点数化した体力合計点の平均は、昨年、2018年度までの上昇傾向から一転、小学、中学の男女とも数値を落とし、小学5年男子は、2008年度の調査開始以降、最低となったと報道されております。スポーツ庁は、スマートフォンの普及などで運動時間が減少したことが背景にあるとしています。そこで上牧町の結果分析について、それぞれお伺いをするものであります。

次に、孤独死、または孤立死とも呼ばれておりますが、それらの防止対策についてお伺いいたします。厚生労働省は2012年、平成24年に札幌市で起きた40代の姉妹の困窮死を受けて、全国の自治体に通知を出し、ライフライン事業者との連携強化を求めていました。しかし、

この仕組みが全く機能していないと思われる事案が各地で発生しています。そこで、東京と大阪で発生したものを報道内容から紹介しておきます。去年、2019年12月24日、クリスマスイブ、東京都江東区の集合住宅で異臭がするなどから通報があり、駆けつけた警察官が男性2人の遺体を見つけたと。警視庁によると、死後4日から10日ほどたっていて、事件性はないと判断、その後にはわかったことは、亡くなったのはこの部屋に72歳と66歳の兄弟で、いずれも痩せ細っていて、低栄養と低体温の状態での死亡していたと見られる。体重は、お兄さんのほうは30キロ台、弟さんのほうは20キロ台しかなかった。また、料金の滞納で電気やガスがとめられていて、電気が通っていない冷蔵庫に入っていたのは里芋だけだった。そして、水道も5カ月前の去年7月から料金を滞納し、止められる直前でしたと報道されています。また、本年2020年2月22日、大阪府八尾市では、アパート1階の部屋で人が倒れているのが見えると、訪問した担当のケアマネジャーから110番通報があった。大阪府警八尾署によると、住人のK子さん57歳と息子のMさん24歳が死亡していた。水道やガスがとまり、所持金もほとんどなかったため、餓死や病死の可能性もあると見て調べている。2人とも死後1カ月ほど経過していると思われるとの報道がありました。生活困窮者の支援を行っている埼玉県埼玉市のNPO法人ほっとプラスで、理事の1人は、お金がなくても生活保護を申請するのは恥だと思っている人が多く、孤立している場合は、誰かに頼るハードルが非常に高くなってしまふ。自分で責任をとる、自分で頑張るといった価値観を持つ人が非常に多い。そして、周囲が気づいたときには手おくれになってしまうので、外側から「大丈夫ですか」、「今困っていることはありませんか」と声をかけていくことが必要だと語っています。次が大事なところなんですけど、電気、ガス、及び水道などの料金滞納は、困窮している人を発見する上で重要なポイントです。本人が何も語らなくても、ライフラインの料金滞納で困窮が明らかになり、それが命を救う情報になります。もう一度申し上げます。本人が何も語らなくても、ライフラインの料金滞納で困窮が明らかになり、それが命を救う情報になります。よって、まずはこのことに対する町当局の認識のあり方、取り組み姿勢について伺います。

質問は以上であります。再質問に関しましては、質問席で行わせていただきます。

以上でございます。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） それでは、全国学力テストの結果を受けての町の取り組み等の報告をさせていただきます。教育委員会では、全国学力・学習状況調査の結果を受けて、各小・中学校に学力向上のための取り組みを増進していただくようお願いし、次の点について、学

校と協議し、子どもたちの学習状況が改善するよう協議を進めているところでもあります。

まず第1点目として、授業時間の時間数の確保と反復学習の時間の増加、2つ目として、研究授業の進化充実と授業のオープン化、3つ目といたしまして、少人数授業の充実、4点目といたしまして、低学力傾向にある児童、生徒への支援体制の強化、5番目といたしまして、実践的な授業計画の作成と活用、6番目といたしまして、朝の全校一斉の読書の充実、7番目といたしまして、総合的な学習の時間と教科学習の連携、8番目といたしまして、安全で安心できる学校生活の構築です。

次に、このことにつきましては、各学校には自校の学習・学力調査の結果について分析し、独自の学力向上策を打ち出すように要請いたしました。学校によっては、児童、生徒の理解度が違い、学習内容において、点数の低い分野や単元がそれぞれ違います。既に各校とも校長、教頭、教務主任、研究主任等が中心に結果を分析し終えて、日ごろの授業に還元しているところでもあります。

学習調査から見た弱点ということで、小学校では国語において書くこと、伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項の分野が弱い傾向にあります。このことで、漢字やことわざ、文法の苦手な子どもが多いと考えられますので、授業で強化したり、授業環境の中でことわざに触れる機会をふやす、また、算数では、数と計算、量と測定、数量関係の分野が弱い傾向であります。小数、分数の計算や比例、体積の計算問題などに弱点があるので、授業の中でこれらの単元については、特に丁寧に解説し、一人一人の児童の自力で問題を解けるようになるまでしっかりと指導を行うということを小学校で今進めているところでもあります。中学校では、中学校国語では、読むことと伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項の分野が弱い傾向にあります。論説文を読んで理論的に考えることや、小説から作者の心情を読み取ることに弱い生徒が多いということになります。文章を深く読むことを重点的に学習指導し、文法の活用や古文に苦手な意識を持つ生徒も多いので、文法ドリルを活用したり、百人一首の暗唱等について対策が必要と考えているところでもあります。数学では、数と式、図形、資料の活用が低位にあります。全体的に基本的なことは理解できていなかったり、定着していなかったりしている生徒には、手厚い学習指導が一層必要と、今進めるところでもあります。また、数学は学力差が大きくなりやすい教科でもありますので、少人数授業や補習授業を活用して、その子のつまづいているところまでさかのぼって粘り強く教えることを、今、学校として進めております。英語では、読むこと書くことに課題があり、特に書くことは中学校3年生になると。単語のつづりも難しくなり、基礎段階から反復学習に力を入れる必要があ

ります。全学年で英単語と基本になる英文の暗記に力を注ぎ、全ての生徒に英語の読み書きの自信を持てるような授業の中身の工夫を促しているところであります。今後も、校園長会、教頭会、授業研究プロジェクトの中で学力の問題について協議、研究を進め、学校とともに学力向上に努めたいと考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） しっかりまとめていただいて、ありがとうございます。そこでお尋ねしたいんですが、部長は今回のこの件に関して、校長等に直接話す機会、また話したことがあるのかどうか。それで、その相手は教頭だったのか校長だったのか。それでリアクションはどうだったのかを話していただけますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 校園長会という形で、毎月1回開催しております。この議会在終わった後からも、前回の質問を受けた後からも、受けたからといってするものではないと思いますが、学校として子どもたちの学力保障は当然だということで、このことは言わせていただきました。学校の校長先生なので、当然、それについては受けとめていただいておりますが、あえてほかの教頭先生、以下ほかの先生には、プロジェクト以外はほとんど顔を合わせて話をすることはありません。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） そこで、校長とかのリアクション、今回はこれだけ悪かったんですけれどもという、部長が話したわけでしょう。今回、悪かったのは、当然校長も知っている話ですから、そこで、校長の反応はどうだったのですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 反応というか、当然、結果を見た結果、それが悪いというのはわかっていただきました。それについて、やっぱり努力しなければあかんという言い方では、リアクションがあったと思っています。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） これ、2013年、平成25年の9月議会の議事録です。ここにも、今、部長がせんだって話しているようなことも書いてあるんです。あなたは当時、2013年は今のポジションじゃないですけど、当時の教育部長がこう答弁しているんです。結果については非常に重く受け取っております。既に学校では結果を分析、学校ごとに分析をいたしまして、反省を踏まえまして、今後の授業形態の創意工夫に取り組んでいるところでございます、こう

いうふうに答弁されているんです。このときはむちゃくちゃ悪かったんです。今回のやりとりしている部分と一緒に、悪かったんです。当時の教育長は、こういうふうに述べられているんです。学力を構成している要素として、教師の指導力、本人の意欲、あるいは家庭の環境といろいろな要素がかみ合って、こういう学力を生み出しているというご答弁をさせていただいたと思うんです。私どもとしまして、やっぱり先ほどからおっしゃっておられるように、先生方の指導力というものをどのように高めていくかということが一番キーポイントになってくるかと思います。また、教育長の答弁の続きです。今後とも、先般も校長先生方にも話しておりましたけれども、先生方の指導力を高めること、そして学力向上も重要な教育課題だということを先生方に認識していただくことが、まず、今の置かれた上牧町の状況だと思うんです。学力向上も重要な教育課題だということを、先生方に認識していただいて、頑張ってもらえるように意識を高めてもらうように、校長先生方、教頭先生方からも働きかけていってもらいたいなど、こんな思いでありますというふうに当時の教育長は言っているんです。この7年間、どう変わったのかなというふうに思っておりますが、このところは部長はどういうとらえ方をされてますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 確かに今おっしゃられるところはよくわかって、またそのときの事情も推察できます。この5年から7年、この間、まず1つは、ある意味、昔、教育委員会と学校との直接の話し合いは、割合少なかったというのは事実だと思います。今は、例えば、まきっ子塾をやるなり、学力に向かうのも学校と一緒に連携の中でやっておりますし、また、先ほども言っているプロジェクトチーム、これについては教務主任、また教頭先生も入ってもらってるんで、そういう方々の会話の中で、こういうことも、また、町独自のこういう研修もできるようになってきましたのは、多分その当時は、町独自としてはやってなかったと思うんですけども、そういうのもやっていく中で、今進めているところです。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） 理事者側が言うから、役場の職員としては言いにくいから、私のほうからも言っておりますけど、おしかりを受けるかもわからんけども、要は環境が悪い状態は私もわかっておるんです。だけど、そんなことは表立って言えることではないので、そういうような言い方をしているだけの話で、ただ、ここで私、7年前の議事録を述べさせていただいたように、やっぱり当時の教育長がおっしゃっておられるように、もっと現場の校長、教頭等が頑張ってもらわないかなというふうに思うんです。教育長にお尋ねをするんですが、

前回のやりとり、ほんで今回やりとりを聞いていただいて、率直なところをお聞かせいただきたい。

○議長（服部公英） 教育長。

○教育長（松浦教雄） 今、部長のほうから、前回の2019年度の、全国学調の報告、分析等は、答弁させていただきました。私も今、校長会の話が出ましたので、早速、11月の校園長会で、議員おっしゃることの中身を詳細に校長先生方にお伝えさせていただきました。先ほどから2013年の教育長さんおっしゃられたことの中身はちょっとまだわからないんですが、距離感は少し近くなったのかなと。教育委員会と学校側の距離感がやっぱり近くならなかつたら、しょっちゅう教育委員会に足を運んでいただいて、我々も教示、示唆をさせていただくのが私の務めでございますので、そういう関係づくりはぼちぼち出てきたのかなと自負しております。その中で、議員さんがご指摘いただいた中身を、校園長会の前に町の教育委員会のほうでもお伝えさせていただきました。ちょっと時間いただいて、そのときの教育委員さんのお話しなされたことをちょっとかいつまんで、ある方は、学校訪問する際があつて、授業をエスケープする、逃げ出す子どもたちもほとんどおらない、整然とした形の中で学校の授業が行われているのに、平均点が低いのもやっぱり残念だと。そして、例えば正答率で、中学校の数学、国語であれば、正当率、1ツたくさん答えてくれたら、県の平均や、ひょっとしたら全国平均まで近づくことあるん違うかなと。もう1つ踏ん張ってほしいなという声もございました。またある方は、国語の観点から、小学校ではやはり音読が必要違うかと。きちんと人の話を聞くことも大事けど、声を出してしっかり本を読んでいくというのも大事な部分と違うかなという委員の声もありました。また、情報機器を使っておられる先生方おるけども、まだ教師主導になっておると、子どもから発言する場がまだまだ少ないと、それを改善してほしいという声もございました。もちろんいろんな学校があるわけですので、転入された先生の中で、ことし、親子関係、教師と子どもとの関係がすごくよくなって、ある学校では不登校がゼロになったと。だから、上牧町が大事にしている人権教育を根底に据えながら、さらに学力向上に向けても踏ん張ってほしいというふうな声もございました。その声を受けて、私自身が今考えておることでございますが、教員の資質向上、とりわけ、教員の人間力と同様に高い授業力を持った先生方が1人でも多く上牧町におってくれることが大事と。13年度答弁と一緒にやないかと議員さんがおっしゃられるかもわかりませんが、その部分について、私も全く同意見でございます。ただ、その中で、13年当時、私はわかりませんが、やはり、先ほど申し上げましたように、町の教育委員会と学校の距離が近くなって、とりわけ

校長先生に、このところ力入れてほしいと言う機会はかなりふえたん違うかなと思っております。先ほど、部長の答弁にもありましたように、授業公開、また少人数授業、特に中学校の授業公開が少ないように思います。小学校の授業参観のように中学校の授業参観は少ないので、その辺がちょっと厳しいかなと。私、去年の2月に福井県の明倫中学校という学校に、郡の教育長会で視察に行かせていただきました。教員の資質は、本町の教員の資質とほとんど変わりはないと思います。ただ、何が違うのかなというたら、もちろん地域性は違いますが、教員の学年を超えた研修の機会がはるかに多いということが1点、それからもう1点は地域のコミュニティー化がすぐれている、「うちの子どものことは先生に任せるから頼むで」というような親御さんが非常に多い地域であったと。幕末の橋本左内という方がおられるんですが、その方のちょうど生まれたところの学校の中学校を訪問させていただきました。ただ、その学校にうちの学校が必ずしも合うかどうかわかりませんが、そういうところも参考にさせていただきながら、今、私の答弁は始まっていると思ってしております。いずれにいたしましても、魔法のつえを使ったり、ドラえもんを使ってすぐに学力が向上できるという簡単なことではございませんので、一先進あり、そのことに向けてのことについては、しっかりこれから取り組んでまいりたいなど、そのように考えておるところでございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） ありがとうございます。この問題は教育長、また教育部長、課長が150%の力を出したところで、全てそのように向くとは私も思っておりません。しかし、教育長や教育部長、また課長らに言わざるを得るので言っておるだけです。よって、このことに関しては大変教育長や教育部長、また課長にはご苦勞をおかけするんですが、しっかりと取り組みいただきますように求めておきます。

それじゃ、次、お願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） そしたら、2点目の全国体力テストの結果についてということで、報告させていただきます。本町の小・中学校の体力は、実技の種類により差があります。年によっては、県と国との平均値より高いときもあり、低いときもあります。総合的に小学校男子、中学校男子、女子については、おおむね県や国の平均値と変わらないところにあります。小学校女子については県の平均値にわずかに及ばないところにあると考えております。また、先ほど議員もおっしゃられたように、令和元年度の全国テストにつきましては、学力低下が見られることは、当然こちらにも気はかけているところであります。そして、このよう

な最近の児童、生徒の傾向から対策の関係を報告させていただきます。

小学校男子については、20メートルシャトルランや50メートル走の全身持久力やスピードなどの走る能力は、県、国、平均値を上回り、すぐれているものであります。逆に、反復横跳びやソフトボール等の敏捷性や巧緻的投球能力については、県・国の平均値を下回っていることがわかります。よって小学校男子については、巧緻性に課題があるものの、バランスよく運動能力は身につけているとは考えております。小学校女子については、ほとんどの競技で平均値と僅差であり、20メートルシャトルランの全身持久力が県・国の平均値を下回っております。小学校女子は、全体的に基礎体力が弱いので、体幹を鍛えていくとともに、総合的に運動に親しむ習慣を身につけてあげたいと考えております。中学校の男子については、反復横跳びの敏捷性はすぐれているものの、立ち幅跳びやハンドボールまでの瞬発力や巧緻性投球能力については平均値を下回っております。中学校男子は敏捷性に秀でており、全体的によい状況にあり、ただ、投球能力については向上がこれからの課題と考えております。中学校女子は、握力、上体起こしや反復横跳びの筋力や敏捷性にすぐれているものの、立ち幅跳びや持久走の瞬発力、持久力が平均より下回っています。中学女子は瞬発力、持久力は落ち込んでおり、課題があるものの、ほぼ平均値の力を身につけていると考えております。

取り組みといたしましては、小学校では全校を挙げて日常的に外遊びを推奨しており、休み時間には校庭で元気に運動しております。校内縄跳び大会、マラソン大会などの体育的行事も毎年行っております。また、縦割り行動を行って、上級生が下級生と一緒に運動し、下級生の運動への意欲をうまく引き出されている小学校もあります。運動好きの児童をふやそうと、教員も積極的に子どもと一緒にボール遊びなどを運動場で行っている状態であります。中学校では、基本となる体育の授業において、個々の生徒の運動量が多くなるよう、指導を多く行っております。運動部活動の加入率も比較的高いほうで、郡や県の大会でも入賞者を多数出しており、全校集会で表彰し、運動部生徒の励みにもなっております。また、学校の部活動に参加していないが、部外の運動クラブに参加している生徒もおります。このようなことから、小学校、中学校において、教育委員会としては知徳体のバランスのとれた子どもの育成を従来から注意力を注いでいるところであり、今後も頑張っていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） ありがとうございます。先ほどの学力と同等に体力というのも必要でございますので、今、しっかりと分析をされたような内容を現場に伝えて、しっかり体力のあ

る児童、生徒を育てていただくように、この壇上からお願いしておくところでございます。
それでは結構です。ありがとうございました。

次、お願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） それでは、3つ目の孤独死の防止対策について、当局の認識のあり方というご質問をいただいております。孤独死の定義は、高齢者が1人で亡くなることだけを指すものではありません。年齢に関係なく、1人で誰からも気づかれることなく亡くなるのが孤独死に当たります。高齢社会が進んでいるため、高齢者の孤独死が多い状態ですが、昨今、40代から50代の若年層の孤独死の割合は30%と近くなっております。これはもう危惧する状態となっております。

当局の認識とのお尋ねでございますが、孤独死については、単身世帯の増加や近隣関係の希薄する中で、高齢者、障害者に限らない幅広い方を対象とした防止対策や、地域が一体となった対応をすることが求められるというふうに認識しております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） そこで、先ほども若干触れましたけども、孤独死、また孤立死、だからこの壇上で申し上げたのは、2人で亡くなられているんです。八尾の場合はお母さんと子どもが亡くなっている、だから、孤独死、または孤立死ということと同義語だというふうに思って聞いてください。

そこで、まずお聞きするのは、部長のほうで把握されている近年における上牧町内における孤立死、孤独死についてはどのような状態でしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 直近の平成30年度でご説明させていただきたいと思います。平成30年4月、80歳男性の方、お亡くなりになっておられます。平成30年6月、74歳の女性の方、同年12月、62歳の男性、3名ともの方は片岡台3丁目、UR都市機構にて亡くなっておられる部分でございます。それと、平成30年7月、44歳の男性の孤独死とされる現象があり、平成30年では4名の方の声を孤独死、孤立死が確認されております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） やっぱりあるんですね。ちなみに申し上げておきますが、2012年、平成24年の議事録です。私の質問に、当時の住民福祉部長がこう答えられています。本町の孤立死につきまして、過去の状況を確認いたしました。昨年、平成23年に1名、66歳の女性、

一昨年、平成22年度に1名、64歳の男性がおられましたというふうに言われた、だから、結構あるんです。そこで、壇上でも申し上げたように、ライフラインとの連携、厚生労働省から、平成24年5月ごろに孤立死の防止対策について都道府県などに通知したという文書がここに、ネットから取ったんですけどあるんです。県からこういうふうな通達、通知は来たんでしょうか。また、それを承知されてるんでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今、議員がおっしゃっていただいているように、平成24年、いろいろ通知は来ております。一例をご説明させていただくと、まず、厚生労働省のほうから、平成24年2月23日付できております。それと、平成24年2月27日付、24年3月2日付、24年3月8日付、24年3月20日付、これは厚生労働省から各市町のほうに出されている通知でございます。それともう1つ、経済産業省からも、平成24年3月4日付で、要するにこれはライフラインの事業所が福祉部局との連携に係る協力についてという形で通達されているということになっております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） そこで、例えば一例を挙げてお聞きするんですが、平成30年4月とか平成30年6月、12月に孤立死、孤独死があったと先ほど答弁いただきました。これらについては、どのような状況やったんですか。私が申し上げているのは、電気、ガス、水道等に代表されるようなライフラインのことで、通達をいただいっておいたら防げるような死亡事例ではなかったかなと思ってお尋ねするわけですが、原因はどのような状態だったんでしょうか。知り得る範囲で教えてください。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 先ほど、4名の方の事をお伝えさせていただきました。もともとライフラインの部分については、上牧町水道部が掌握しております。そこから情報をいただけるようになっておりますが、この部分につきまして、先ほどもご説明させていただいたんですが、多くの方は住宅都市公団の方がおられる、この部分については、上牧町水道じゃなしに河合町の水道になっております。これに受けたときに、私どもといろいろ、ライフラインのほうからの情報ではなく、地元の民生委員さんのほうから、具合の悪い人を最近見かけると。それを受けまして私どものほうは、ご本人宅にお伺いさせていただいて、いろいろさせていただいたんですが、そのときには郵便物云々の部分がなかったので、また、突然入るわけにはいきませんので、あけさせていただいて、においをかいだりとか、電気メータ

一はどうかというふうなチェックをさせていただいたり、そのときは、私どもの検査が悪かったのかもしれませんが。その事由はなかったということで、そこからまた数日たって、ちょっとにおいがするというのを公団の事務所のほうからいただきました。そこで、また、私の部局とか、もう一度、いろいろ行かせていただいて、その中で最終に行くには、踏み込むという、あけて確認をしないとならないという事案が出てきます。その場合、かぎは一切ご本人しかお持ちでないということにあります。それで、警察のほうにもいろいろ連絡をとりまして、そしてまた、家族の方もいろいろさせていただきました。そして、家族の方がおられる場合は同意をいただくか、それで、入らせていただくかというふうなことをとらせていただいて、最終的には、その状況がとれない状況になりましたので、判断させていただいて、踏み込むという言い方は変なのですが、かぎを壊してあげさせていただいて、確認したところお亡くなりになった、こういう経緯が1件になります。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） 河合町の水道領域だというのは承知しておるんですけども、要は電気事業者、ガス事業者との連携はどうなっていますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） この辺は申しわけありませんが、私どものほうは、今現在というところをお聞かせさせていただきます。電気、ガスについては、連携の協約を結ばせていただいているのが現状でございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） 大事なのがそこなんです。当然、水道も大事なんです。当然、今、厚生労働省等から来ておる数値、壇上で申し上げたように、平成24年の札幌市の姉妹が孤立死なされたとき以降に、厚生労働省はライフラインの事業者、つまり、ガス、電気、水道等の事業者と連携をとりなさいと。これを読んどったって、この通知、通達を読んでおったって、それを実行していなかったら何もならないではないですか。以後、どういうふうに取り組むつもりですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） その部分につきまして、私も十分重く感じております。まず1点なんです、この部分で、先ほど申しましたように、URのほうとも連携させてもらう、情報共有をさせていただく、その段階で、今、現状におきまして、福祉部のほうなんです、携わっていく今後の形なんですけど、情報がいろいろ、要するに福祉課で持つ情報、民生委

員さんがおられた、生活困窮者がおられる情報、それと、地域包括支援センターが生き生き対策課の情報、いろいろあちこちの情報が錯綜しております。今後は、この情報の一本化を図りたいと思います。それをまた統一させていただいて、情報の一本化の共有をさせていただいて、どこが情報の共有の中心となるものなのかを先につくらせていただきます。それ以後、付随する関連部局に対して何か事案があった場合は連絡をいただき、すぐに集まっていたく、それと、その段階でどこの担当課、今現在で考えているのは福祉課になると思うんですが、そこと連携上の統一化を図った後に、今、木内議員がおっしゃっていたガス、電気、そういう部分の連絡の受け口とする、連携協約の受け口とする、連携協約を結ばせていただいて、その受け口とする窓口を一本化したいと考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） 私もいろいろと経験はあるんですが、壇上でも申し上げたとおり、日本人というのは、ほとんどの人が生真面目というか、福祉のお世話にはなるべくなりたくない。つい最近も2000年会館にお伺いして、相談室に入らせていただいて、同行者の方の相談に丁寧に受け答え、小一時間ほどしていただきました。そやけれども、一緒に行った方は、どうしても福祉の世話になりたくない。働かざる者は食うべからずというのが、本人の口から出てきました。「そなん言うとなんかあかんやろ」と言うてんねんけど、大抵の日本人はそうなんです。できるだけ迷惑はかけたくない。2000年会館の相談室で、係の方の名前忘れましたが、丁寧に対応していただいて、できる限りのことはするんで、何でもここへ電話くださいということをお本人に伝えてました。とりあえず、それが1カ月ぐらい前にあったので、とりあえずは申し上げておきたいと思います。

それで、部長、今も申し上げてるとおり、本人が何も語らなくても、ライフラインの料金滞納で困窮が明らかになるんです。それが命を救うことになるんです。ちなみにもう1点、先ほども申し上げたように、東京都の場合は、料金滞納で電気、ガスがとめられていたと。電気が通っていない冷蔵庫に入っていたのは里芋だけだったと。そして水道も5カ月前から料金の滞納があったと。もうちょっとしたらとめられるところだった。これが連携がとれておれば、助けられた命は明らかです。町としては、こここのところしっかりと厚生労働省等からの通達とか通知とか、県から受け取るわけでしょうけども、そこら辺はしっかりと受けとめて、きめ細かな対応をされんと、おざりな対応だったら、大事な命を失うことになるんです。さっきから申し上げているように、毎年のようにあるわけです。そういったことがないように、しっかりとお取り組みをされるように申し上げておきたいと思います。

それで、1点確認をしておきたいんですが、ここで個人情報保護法の関係があるかと思えます。要はライフラインの電気事業者、またガス事業者、水道事業者から、個人情報が流れてくるわけです。これについてはどういうふうに理解をされて、どういうふうな免除の通達があるんでしょうか、お答えください。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今議員おっしゃっておられるのは、多分、個人情報保護に関する法律の第23条第2項の部分だと思います。読み上げさせていただきます。第三者提供の制限、23条、個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない、その中で2項です、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、この場合は、個人情報保護法としていいという部分と、それと、この部分について、これは国の法律なんですが、上牧町の個人情報保護条例にも、この23条にあるように、第8条、利用及び提供の制限、実施機関、個人情報取り扱いの目的の範囲を超え、当該個人情報を利用し、または提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。この限りでないのは第3号になります。個人の生命、身体、生活または財産を保護するため緊急かつやむを得ないときにはこの部分には該当しないと、これを流用させていただくと考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） 要はこういう理解でよろしいですね。個人情報保護法に関しては、今言ったことから鑑みて、適用除外されるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今私が申しましたように、緊急かつやむを得ないと、これは報告する部分を除外すると考えていただいて結構だと思います。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） しっかりそこら辺のところをガス事業者、電気事業者、水道事業者等々に、個人情報保護法から適用外されるんだということをきちんと説明されて、きちんと協定を結ばれて、こういった悲しい事故が、事件が今後なくなるように、しっかりとお取り組みをされるように申し上げておきます。

濱田部長におかれましては、この3月で無事、定年退職されるようでございまして、本当に長らくご苦労さまでございました。こうやってまたこの議場でできることが、最後という

ことは寂しいですけども、しっかりと次、また頑張ってくださいように、ここから申し上げて、質問は結構でございます。ありがとうございました。今回は徴収課の課長が退職ですね。ご苦労さまでございました。結構です。

結びになりましたけれども、世界の国々を震撼させている新型コロナウイルスについて、町当局としても大変悩ましいところであるかと思いますが、感染防止に全力で取り組んでいただくよう求めておきます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、4番、木内議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は2時15分といたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時15分

○議長（服部公英） 再開いたします。



◇東 充 洋

○議長（服部公英） 次に、11番、東議員の発言を許します。

東議員。

（11番 東 充洋 登壇）

○11番（東 充洋） 11番、日本共産党の東 充洋です。ただいまより一般質問を行います。

2020年3月の議会も、一般質問も最後の質問者となりました。非常に眠くなる時間帯ではあるかと思いますが、しばらくの間、おつき合い賜りますようお願い申し上げます。

さて、質問に入る前に、最近の政治の状況について触れておきたいと思います。3月17日、日本共産党は、萩生田光一文部科学大臣に、全国一律休校要請による子ども、国民の混乱と被害に対する責任ある対応と補償を求める申し入れを行いました。その内容についてであります。非常に重要な問題ですので、少し読ませていただきたいと思います。科学的根拠なき政府の全国一律休校要請が、各地で深刻な混乱と被害を引き起こしています。特に子ども

たちの受けた被害は深刻です。卒業直前あるいは学期末だった子どもたちは、突然の別れに心の整理がつきません。長期の休校は基本的に自宅ですという子どもの生活にそぐわない方針のもとで、子どもたちの心身の健康を損ねるおそれすらあります。学ぶ権利の保障の問題も重大です。さらに、休業を余儀なくされた保護者の収入減や給食業者への補償など、解決すべき問題は山積しています。混乱と被害をつくったのはほかならの政府自身です。政府の責任で対応と補償を行うことを強く求め、以下の点を申し入れます。

子どもの心身のケアの重視。子どもを受け入れの改善。子どもへの昼食保障などを促す。全国一律休校要請の最大の被害者は子どもたちです。ところが、国の対策には、長期休校に伴う子どもの心身のケアなど、子どもの権利保障の視点が欠落しています。そのもとで、例えば、学校での私語禁止、校庭や公園での外遊びを認めないなど、理不尽で子どもを傷つけるような対応まで起きてしまいました。困難を抱える家庭の子どもなど、大変心配なケースもあります。政府として、春以降も含めて子どもの心身のケアを重視することを強く求めます。休校中の場合、学校への子どもの受け入れが、心身のケアに有意義です。ところが、子どもの受け入れに厳しい条件を課す、校庭も使わせない、給食を出さないなど、硬直した対応がいまだにあります。政府の責任で徹底した改善を図ることを求めます。また、図書館などの公的施設への子どもの受け入れの促進、学校へのマスク等の必要な備品の支給を求めます。障害ある子どもへの学校受け入れの改善、放課後デイサービスへの財政支援を行う、突然の長期休校は、障害のある子どもたちにとって特に深刻です。特別支援学校では、受け入れのハードルが高い自治体が多く、登校しにくい状況が生まれ、登校自体を認めない自治体すらあります。こうしたもとで、子どもの生活が昼夜逆転する、パニックになる、親のストレスが限界に達するなど、放置できない状況が広がっています。高過ぎるハードルの是正、スクールバス、給食、障害に応じた教育的ケアなどができるよう、特別支援学級を含め、政府としてイニシアチブをとることを求めます。休校の受け皿となった放課後デイサービスにも大きな混乱に見舞われました。休校に伴う追加的経費の全額を全事業所が確実に補償されるよう、きめ細かい対応を求めます。

子どもの学習権の保障、事業の回復のために、各学校教員の最大限の裁量による弾力的カリキュラム編成を保障し、4月の全国一斉学力テストは中止する、政府の方針どおりに休校する小・中・高は、3週間近い授業がなくなってしまう。この回復は切実な課題ですが、機械的な授業増は、子どもの負担を考えると、教員の働き方を考えると無理があります。その解決のため、学校教員に最大限の裁量を保障し、個々の実情に応じた無理のない計画で、

授業のおくれを取り戻しせるようにすべきです。そのためにも、丸1日授業がなくなるだけでなく、事前の過去問題練習で相当の授業が潰れる実態もある。全国一斉学力テストの2020年度実施の中止を求めます。

4つ目は、学童保育、保育所での豊かな安全な保育を保障する財政措置を拡充する。長期の休校により、学童保育や保育所に多くの負担が押し寄せ、悲鳴が上がっています。学童への補助増額や継続、拡充とともに、学校休校中の体育館や校庭等の学校施設、児童館等の公共施設を利用できるようにすることを求めます。休校の影響による職員不足を解消するためにも、学校の子ども受け入れを促進するよう求めます。感染対策のマスク、消毒液などの迅速な支給とともに、感染者が出て閉所せざるを得なくなった際の指導員、保育所職員の賃金補償を求めます。合理的な休校等の目安を示し、4月以降の学校の見通しを持てるようにする。学校には、子どもの成長、発達を支える教育的役割や、健康、安全を守る機能があります。同時に、保護者の就労などの社会全体と密接に関係しています。新型コロナウイルスへの対応の基本は、国の専門家会議も強調しているとおり、国民生活や社会への影響を最小限にしながらか、感染拡大防止の効果を最大限にするものでなければなりません。全国一律休校要請は、このバランスを著しく欠くもので、専門家会議の委員から疑問の声が上がったのは当然です。子どものことを考え、感染対策を講じながら、さまざまな形で開校する自治体も生まれました。全国一律休校要請を深く反省し、合理的な休校等の目安を示すこと、その場合でも実際にどうするかは自治体、学校の判断を尊重することを明らかにし、今後の、特に4月以降の学校の展望が持てるようにすることを求めます。

最後に、休校による保護者の収入補償、給食業者への補償を誰一人取り残さず行う。休校による保護者の収入減は、全額政府の責任で補償するのが当然です。ところが、政府の緊急対策第2弾は、自営業者の保護者には10万の融資しかない、従業員も企業が制度を活用しなければ補償されない、フリーランスは1日にたった4,100円という不十分なものです。全ての保護者の収入減が全額補償されるような措置と、ワンストップの相談窓口を設けることを求めます。また、3月の売上減などによって収入が激減した家庭が、激変緩和措置によって就学援助を受けられるようにすることを求めます。給食業者への打撃も深刻で、このままでは廃業する企業も生まれます。我が党の質問に対して約束した牛乳関係の補償にとどまらず、必要な全職員の損失の補償を強く求めます。さらに、学校鑑賞教室や修学旅行等の中止、キャンセルへの補償を求めますというのが、日本共産党の政府に対する補償を求める要望です。萩生田文部科学大臣は、4月以降の学校の見通しについて、4月には再開したい、3月19日

の国の専門家会議を受け、翌週に何らかの発信をしたいと語られたと報道されています。

それでは、質問に入ります。私の質問は、教育について、教員の変形労働時間制について、子育て支援についての3点です。

初めに教育についてです。昨年12月議会の一般質問でも取り上げてまいりました。一般質問の1つに、子どもたちが通う通学路でもある西名阪自動車道にかかるつくも橋の交差点での防音壁を一部透明化にして、人、車の往来が確認できるようにと長く要望してまいりました。しかし、実現されないまま、残念ながら再び死亡事故が発生しました。1例目は歩道を横断していた人が、2例目は点滅信号時のバイクと車の事故です。防音壁が透明化されておれば、事故は防げたのではないかと思います。上牧町の安全対策についての質問を行います。

もうすぐ幼稚園及び小・中学校に新たな園児や新入生を迎える時期となりました。2012年、平成24年、奈良県は通学路安全対策推進会議を設置し、上牧町では、危険箇所及び対策必要箇所を8カ所とした内容と、現状について質問いたします。また、幼稚園、各学校の登下校時の危険箇所の把握及び点検と対応計画について質問いたします。この質問の趣旨は、教育についてより安全対策についてであります。通学路の問題であり、あえて教育についてといたしました。

2つ目の質問は、教員の変形労働時間制についてです。安倍政権は、公立学校の教員に1年単位の変形労働時間制を可能とする法案、改正教育職員給与特別措置法を強行成立させました。この法律の内容及び上牧町の対応について質問いたします。

3つ目は、子育て支援についてです。誤字の訂正をお願いいたします。質問要旨の下から3行目、「各学校には養護教諭が配置されています」と記載しているわけですが、「養護教」を「養護」に訂正していただきたいと思えます。「養護教諭が配置されています」でお願いいたします。第5次総合計画の施策の展開方向で、保育サービスの充実、乳幼児保育事業、障害児保育事業の充実に努めます。想定される取り組みでは、幼稚園教諭や保育士等の専門性の資質向上の研修の支援とうたわれています。各学校には、このところなんですけども、養護教諭が配置されています。保育所には、看護師等の専門職を配置する必要について上牧町の見解を求めます。

再質問は自席にて行います。よろしくをお願いいたします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） まず、つくも橋の防音壁の透明化についての現状の報告をさせ

ていただきます。一般質問ございまして、すぐさま上牧町は再度要望書を出させていただきました。そんな中、西和警察のほうも、2月12日に夜間の点滅を廃止されました。そういったこともございますし、警察も強くNEXCOにも要望された経緯もございます。3月5日、NEXCO、上牧町、西和警察と現場検証を行うことになりました。その結果、西和警察は、いち早く奈良県警察本部と現場検証を行い、その点滅を廃止、並びに防音壁をその場で要望するということで、NEXCOのほうにも言っていたいております。改めて、警察もNEXCOに防音壁の要望書を出すということで、その現場の中で、一応聞いた内容でございます。その後、NEXCOのほうから上牧町に向かって、防音壁を設置する方向で本社と協議をするということで、現在は聞いていますので、できるだけ早い時期にやってもらえるように、町当局は、随時状況を観察しながら、協議を進めていこうというふうに思っております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 実地で皆さんが調査されたときに、たまたま出くわしたということで存じ上げてるわけなんですけれども、やっぱり、あそこでの交差点、亡くなったのが2人目じゃないですか。1人目が亡くなったときには、あの事故は、直接、防音壁が透明だからどうだった、こうだったというような事故ではなかったと思うんですね。しかし、今回はまさしく夜なんです。夜というか朝ですので、当然ライトをつけてる状況なんです。点滅ですので、遠目であれば絶対ライトの光が、角度、車のあれがどっちからでも見えたはずなんです。ということは、スピードも多分落とすだろうし、来てるということも気づいただろうというふうに、今回の場合は思うんです。ですから残念で仕方がないんですけども、これが同じ命なんですけれども、子どもだったらどう感じますか。通学していた子どもが左折した、右折したということで、絶対あり得ないとは言えません。透明になったからなくなるんかというたら、そうとも言い切れないわけなんですけれども、少しでも減らせる方法を考えるのが皆さんのお仕事でしょう。ですから、その部分で、この話をしたのは、かなり古い話なんです。長い期間を置いて相当検討していただいたと思って、それで、12月にたまたま聞いた話で、即2月にこのような事故が起こったという状況ですんで、非常に残念なんですけど、その間、要望してね、要望してねと言い続けてきたんですけども、どのような要望をされてきましたか。僕、最後にはもう電話でもええからやってくれと、毎日やってくれと12月には言ったと思うんですけども、私が要望してから今日までの間、どのような要望を道路公団にやってきましたか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 一応、2回、27年と、30年の中で、その期間で、私のほうから、一応、前回事故がございましたということで、つくも橋の耐震の工事もございますし、歩道と車道の中で、交通安全対策の点字ブロックもしていくと、その中で、やはり、人の命を守っていかなあかんということで、強くNEXCOには要望活動をしていたわけなんですけども、残念ながら、2人目の1人が亡くなったということで、再度、警察も出向き、こういうことがあったということで、僕のほうも担当課長のほうも、西和警察のほうに出向きましたので、そういった働きかけが功を奏したかなというふうには思うんですけども、奈良県の警察本部も動いているということも、情報が入りましたので、今遅くなったというのは申しわけないんですけども、こういった対策を心がけて、NEXCOのほうも設置する方向で、今考えているということで聞いてますので、その辺、ご理解をお願いします。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） つけていただけるような方向に向いているということは喜ばしいことだというふうに思うんですけど、それを言うところにまでなるのには、人の命がかかってないといけないものなのか。それとも、強く皆さんの働きかけがあって相手を動かすということがいいのか、その辺を知りたいことで、もし、課長や部長や町長の力でできない状況ということであるならば、例えば、町民の多くの人たちの署名を集めて動かしたりするという方法だってあるんです。これ、一般質問ではなくて、予算委員会とかそういう常任委員会の中でも、私がどうなっているということを聞いてると思うんです。そのときに、ただお願いに上がってるというだけではなしに、非常に難しいとかいう中で、やっぱり皆さんと住民との間の知恵を絞りながら、前を向いて進めていくという方法を今後は見つけ出していく、これがお互いの情報交換であり、そして、住民が行政に参画をしていく1つの手だてだということも言えるのではないかとこのように思うんです。ですから、一般質問をやったから、そこで議員が要望したから実現するとかいうことではなくて、これは何も町の予算を使ってくれと言うてるような話ではないんです。相手があることなんですけども、そこはやっぱり、みんなのお互いの力を出し合いながら1つの事を実現して、少なくとも、命や財産を守るためにみんなで知恵を出し合うということが非常に大事だという教訓だというふうに思いますんで、我々議員もそのように努めたいと思いますし、どうか行政のほうも、そのような状況を察していただいて、ぜひ双方で実現できるような手だてを見つけていくというふうにしたいというふうに思うんですけども、副町長、これはいかがですか。

○議長（服部公英） 副町長。

○副町長（西山義憲） 今、議員申されたとおりで思っております。ただ、前段で少し申し上げないんですけれども、今回の防音壁もそうですし、そして、たくさんいただいております信号機の設置、横断歩道、これもそうなんですけれども、実際問題ですけれども、要望してもなかなか信号機、それから横断歩道もつきにくいというところは、大変残念なことではございますが、事実でございます。ただ、本来、起こってはだめな事故等が発生しますと、大変危険だということで、にわかに信号機、横断歩道等設置というのものも、設置に向けて動かれるというのは事実でございます。ただ、そういうこともあって、なかなか要望活動を行いましても設置されない、また、要望が通らないところも、大変残念ではございますが事実でございます。一方、今、議員申されましたように、町民、そして行政が連携して、危険箇所の一つでも、その要因を取り除くというのは大変重要なことだと私も感じております。その中で行政がやれること、皆様方からいろんな形でご提案なり指摘もいただいております。例えば、横断歩道もそうですし、それから、路側線と申しますか、中央線もそうですし、一元的に絶えずそういうの見守るといふふうな形で、一斉点検もすぐさま私のほうで、担当課、連携をして取り組むということで、今指示も出してあります。その中で、今、議員申されましたように、あらゆるところ、例えばおっしゃいましたように住民の方々のご意見が集まったものを添えて出すというの、私としては、1つの要望の進化ではないのかなと思っております。そういうことを踏まえまして、今申されましたように、十分そういうところも考えながら、今後は、今申された意見も十分参考というんですか、十分そういうことも考えながら、今後は進めていきたいというふうに思っております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。県のほうやいろんなところでの難しい予算的なものもある、いろんな状況もあるんでしょうけども、しかし、どちらにしてもやっぱり命が第一です。やっぱりそのところをどう訴えて、どうやっていくのかということも考えないといけないと。通り一遍の要望では聞いてもらえないということが明らかになったということで、その辺を今回の糧にしたらいいかないかなというふうに思います。ぜひ、また取り組みのほどよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次お願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） それでは、2012年、平成24年の奈良県の交通安全対策審議協議会の設置について、8カ所の件についてご報告させていただきます。平成24年に、通学路安全対

策推進会議にて公表された上牧町に対策の必要な8カ所について、危険内容とその後の対策について回答いたします。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 8カ所というのは、県のホームページに載っている分ですよ。ということ、その8カ所というのは、もう現に実現して、安全対策がとられているという理解でいいんですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） はい、その理解でいいと思います。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） ということは、解決しているということですね。PTAの方だとかいうことで、いろんな、歩いて回られて、ここが危険じゃないか、あそこが危険じゃないかというまとめがありましたよね。それらについては、全て安全対策がとられたというふうに、理解してよろしいでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今、PTAとの協議等、またいろいろ毎年やっております。ただ、今言っている部分は、まずこの24年になった部分は全てされてますけども、それから出てる部分は、年々徐々にという部分もありますし、完全にというのがあって、全てができてるといふことではありません。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 全てできるというのも、やはり予算も当然必要なことでしょうし、いろんな諸条件というのもあると思うんで、全ては全てできたというふうにはならないと思うんですけども、しかし、残ってるところをどうしていくのかと、どのような危険性がはらんでるのかというところをやはりきちっと精査して、重点的なものであるならばその対策を打っていくというふうにしなければならぬのではないかとこのように思うんですけども。その辺の取り組みはどのように考えておられますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） その辺の取り組みといたしましては、現在、まちづくり推進課、教育委員会、総務課、またものによっては子ども支援課等々連携いたしながら、過去も含めて、今、再度、全ての通学路及び住民の通る危険な箇所については、点検はほぼでき上がっております。それについて、個々の問題点を洗い出しながら、優先順位は当然必要となりますの

で、その部分を協議しながら、予算というものはありますけれども、進めていきたいという方向で努めております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。ぜひ危険な箇所がないようにお願いしたいというふう
に思うのと、1点だけ聞きたいんですけども、上牧第二中学校から片岡台1丁目、それと新
たにできたところがありますよね。1丁目の第3保育所だったところのあたりの地域、あれ
は下牧になるのかなと。あそこは1丁目にはならないですね。その地域の中学校に通う子
どもがいたとしたら、通学路はどうなるのですか。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） そしたら、団地の中を通るのか、それとも県道沿いに行くのか、どっ
ちなんでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 多分、墓と1丁目の間の部分の住宅地と思うんですけども、その
部分でしたら、下牧の村の中を通るか、都市計画道路を通る、どちらも団地は通らないと思
うんですけども。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 下牧の村の中を通るといっているのであれば、道は狭いですが、民家
がたくさんありますので、少しは安全かなという、安全と言うてもあれなんですけども、県
道もし通るとしたら、前にも言ったと思うんですけど、むちゃくちゃ暗いです。これは県道
やから、町に言っても、また先ほどの話で、なかなか前には進めへんというような状況にな
ろうかとは思うんですけども、しかし、事が起こってからでは遅いということだけは、今
回覚えておいてください。もし、県道を通って通学をしているという女の子がおるとしたら、
もしあなたのお子さんが女の子だとしたら、あそこを通すのは非常に心配な状況であるとい
うことだけは把握できると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） そういう意味では、多分危険だと考えます。また、中学校の通学路
については、基本的にはここを絶対に通りなさいという部分はないんですけども、そういう
部分も含めて、また学校からの指導をしていただくようお願いしておきます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） もう一度精査して、もし県道を通っての通学路があるというんである

ならば、これは急いで県に強く、県道を明るくしてということをお願いして、実現できるようにしていただきたいと思うんですけども、よろしいですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） もし県道が通るというのだったら、そのコースが変えられない等であれば、当然、そのような手続を進めたいと思います。

○11番（東 充洋） わかりました。よろしくお願いします。

そしたら、次お願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 次ということは、教員の変形労働時間制についてということではなかったですか。このことについて、1年単位の変形労働時間制を導入する法案が、教員の労働時間、長時間労働、働き方改革が問題となり、令和3年4月から、教員の仕事の多忙解決策の1つとして導入されるものであります。この法は、繁忙期として新年度の開始時期から学校行事などが多い4月、6月、10月、11月を想定して教員の勤務時間を延ばします。そのかわりに、延長した部分を閑散期として想定されている夏休みの期間に回し、休みのまとめどりをすることを可能にするというものであります。残業が多くなる時期の勤務時間を繁忙期として合法的に伸ばし、比較的時間の余裕のある閑散期に延ばした時間を相殺して、1年間を通じて平準化される制度であります。文部科学省は、学校における働き方改革を推進するために総合的な方策の一環として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に、教職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等として第7条を加え、この第7条につきましては、公立学校の教職員の業務量の適切な管理、その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する指針が通知されております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 教育長にお伺いしたいんですけども、これは一応国会では通った法案で、2021年度からやっという問題だというふうに思うんです。来導入するに当たって、条例を策定しなければならない。しかし、県、それから衛星都市で条例は審議されるけれども、市町村では、審議されないという状況になってるのではないのでしょうか。

○議長（服部公英） 教育長。

○教育長（松浦教雄） まず初めに具体的中身として。今議員おっしゃっておられる働き方改革の回答に当たるのかどうか、どんな回答になるか自分も自信がないんですが、いずれにい

たしましても、本町といたしましては、いち早く働き方改革についてはかじを切らせてもらったつもりでございます。例えば、中学校の部活動のもち方とか、朝、超過勤務についてのペーパーをもつての管理職から教育委員会、来年度からはタイムカード導入、近い将来は公務支援システムを導入するとかいうふうなことをやらせていただこうかなと思っております。ただ、そんな中で、今、東議員さんおっしゃるように、給特法の改正がございまして、2月7日に、私も臨時の市町村の教育長会、集まりなさいということで、県の教育長さんに呼ばれました。その中での話が、2020年の4月1日からこんな形で進めていきなさいという中身でございまして、ちょっと公の場でなかなかまだ公表は遠慮していただきたいということでございましたので、私もこの場では、全てを網羅してこんなことはこんなようになりますということは申し上げにくいんですが、ただ、画期的な改革なのか、斬新的な改革なのか、私は抜本的な改革かなと考えております。実はコロナのことで、非常に学校も混乱を生じておりますので、どの時期に県の教育委員会からそのようなペーパーを各保護者に出されるかわかりませんが、県下の全ての子どもを持つ保護者の皆さんに、1枚の冊子が多分配られると思います。その中身が、簡単に言うたら、今までの学校の先生が働く常識や伝統とはもうかけ離れたものだ。こんなことを先生やっててええんかと。これやったら手厚い子どもたちへの思いは通じるんかと。これやったら困るやないかというふうな中身も実際含まれております。実はそのことについて、今、この場でなかなか私も話、できませんので、議員さん、またよかったら、教育委員会のほうの教育長室に足をお運びいただける機会がございましたら、私、とくとお話をさせていただきたいと考えておりますので、きょうのこの場では、そういう改革が行われて、全ての奈良県の子どもを持つ保護者の皆さんにそういう冊子が配布されると見て、多分、驚かれると思います。ただその中身をすぐに、この4月1日からやれるのかというたら、これは各市町村に丸投げされても大変なことでございます。そんな近々に事を運ぶというのはなかなかできないわけでございますので、そのことについては、各市町村の教育委員会でやはり慎重に論議を重ねていきながら、うちの町であればどんな形が一番いいんだろうというのをお示ししていきたいなど。ただそれが、令和3年度末までに、この形で進めていくようにという県の方針が2月7日に私が聞いておるところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 私の心配は、改革だというふうに言われているんですけども、しかし、本当にその先生、子どもさんにとってそれがいいのかどうかというところだと思うんです。例えば、先ほどおっしゃったように、繁忙時に、4月や3月の忙しいときにどっと時間を決

めて仕事をして、夏休みに休みなさいというふうなことになるれば、8時間労働制がまず崩れるというところがありますし、そしてそれを決められたら、時間外を今まで2時間でやっていた部分で、3時間になっていくおそれがあるというようなところは、もうそれはできないというふうにもなりますし、反対にだらだらと時間外をできるというような状況にも陥ってしまうという部分が含まれてるということで、1つは、市町村ではこれを論議することができないので、今言われてるのは、各市町村の議会はこういう制度はやめるべきだという意見書を出してほしいという、衛星都市、それから県は審議できる分であれなんですけども、賛成、反対は態度できるんですけれども、市町村ではできないので、意見書を出してほしいというような声は今非常に高まっているという状況であることだけはお伝えしておきたいというふうに思います。ほかにたくさん聞きたいことがあったんですけど、これはまた改めて、具体的な話になったら聞こうと思うんですけども、やはり、例えば、それだけの仕事をしたんだから夏休みにまとめて休みとってくださいねというふうなことも言われてるわけなんですけども、生身の人間が毎日毎日働いておいて、夏休みの時だけリフレッシュできるかというたら、そんなことは絶対ありえない話で、反対に、もしそういうことができるんなら、学校の先生だって、皆さんと一緒に年休はなかなかとりにくい、代休もなかなかとりにくいというような状況に置かれてる先生たちには、当然、夏休みの時期に大いに年休をとってもらって、代休も消化してもらおうというふうなことで、長期間の休みを保障してあげるというふうなことも当然考えられてしかるべきかなというふうに思ってますので、この件についてはまたじっくりとお話をさせていただきたいというふうに思います。

ということで、もう時間もありませんので、次に進ませていただきたいと思います。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 3つ目のご質問、子育て支援についてというご質問であると思います。その中で、議員が質問されておられるのが2つかなと思います。幼稚園教諭や保育士の専門性の資質向上の研修の支援、まずこれからご説明させていただいてよろしいですか。

まず、その支援でございます。保育士等の専門性の資質向上の研修についてですが、奈良県が実施いたします研修、また、奈良県以外が実施する研修の開催、これがある場合におきましては、すぐさまその保育所とかに資料等をお渡しさせていただきます。保育士が自分のレベル、必要性に応じた研修等があれば、進んで研修を受講していただいております。例えば、初任者レベルの保育士であれば初任者向けの研修、経験を積んでいる保育士であれば認定保育士グレード研修というのがございます。このような保育士がみずからのキャリアパス

の構築に取り組む等の研修内容になっております。その他、健康・安全保育研修、保育所等事故防止対策研修、保育所におけるアレルギー対策対応研修、外あそび体育指導認定講座、いろんな部分があります。令和元年度、延べ21回の研修に参加していただいて、その辺の部分をしていただいているのかなというふうに思っております。

○11番（東 充洋） わかりました。次お願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 続きまして、各学校には養護教諭を配置されていて、保育所の保育運営、看護師等の専門職を配置する必要について、上牧町の意見を問うというご質問でございます。

まず、現行の保育所、幼稚園、認定こども園の基準について定めた部分がありまして、まず、保育所、幼稚園、認定こども園の基準に違いがございます。これは厚生労働省が記載しているものですが、幼稚園であれば、学校保健安全法に規定され、職員の配置基準、その他の職員の配置などが織り込まれております。その中で、ご質問の看護師等の専門職に関しましては、幼稚園については、学校保健法第23条に、学校には学校医を置くものとする、2号に、大学以外の学校には学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする、また、置くように努める職員として、養護教諭、養護助教諭などが規定されていますが、保育所の配置基準になりますと、保育士、嘱託医と義務づけられてる部分だけがございます。その他は保育所については、調理員の必置義務、そういう形の部分的な部分でまた違ってまいります。また、施設基準としても、幼稚園には学校保健安全法第7条、保健室、学校には、健康診断、健康相談、保健指導、応急処理、その他の保健に関する措置を行うための保健室を設ける、保育所には医務室と基準が定められているだけです。ただ、この部分におきまして、今現在におきましては、上牧第1保育所におきましては、保育士、看護師等の配置はさせていただいておられないのが現状でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） ありがとうございます。そこはわかって聞いているんです。そういう基準はないけれども、上牧町に大事だという子どもがあるんなら、置くという方向はないんですかと聞いてるんです。置けないんですかと聞いてるんです。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 私、細々と前説を置かせていただきました。

まず、今の基準としては費用の面もでございます。今、現状におきましては、まず保育所に

何か子どもさんが事故があった、何かあった場合は、福祉センターに保健師等が配置されております。距離もそんなに遠くはありませんから、そこへ連絡をとっていただいて、まず保育士、看護師とかの診察を受けて、この状態がすぐに病院に運ばなければならない状態なのか、それを判断していただくような手はずはさせていただきます、その動向で動いております。ただ、骨折になったという状況ですから、即座にタクシーという部分で費用を取らせていただいておりますから、自宅の保護者にまず連絡をとり、すぐさま病院のほうに搬送するというふうな手続をとらせていただくのが現状でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） その辺もわかってるんですけど、まずは、「子どもが熱出ました、迎えに来てください」というて父兄に電話があって、迎えに行って、そして連れて帰って来るといのが主なんです。それはもう、私も孫がおるんで、そういうのはわかってます。何回も迎えに行きました。ですから、そういうときにでも、すぐさまには行けないので、その迎えに来る間でも、そういう専門的な方がいらっしゃって、措置をしてくれておれば、もっともっと安心ですよという話をここでしたかったわけで、予算の関係だとか、いろいろあるんだというふうに思うんですけども、しかし、上牧町がうたわれてることは、子どもについて力を入れていくということが大いに語られ、書かれているわけですから、それに基づくような施策をきちっと打っていけばいかなるものでしょうかということをご質問してるということです。これはまた引き続いてやっていきたいと思っております。これはこれできょうは終わりたいというふうに思います。

濱田部長、先ほど木内議員からもありましたけど、本当に長いおつき合いをいただきましてありがとうございます。また、今後ともよろしく願いいたします。ご苦労さまでございました。この場をおかりして、皆様ありがとうございます。

これで一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（服部公英） 以上で、11番、東議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

◇

◎散会の宣告

○議長（服部公英） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時09分

令和2年第1回（3月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和2年3月23日（月）午前10時開議

- 第 1 予算特別委員長報告について
- 第 2 議第20号 令和2年度上牧町一般会計予算について
- 第 3 議第21号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計予算について
- 第 4 議第22号 令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 5 議第23号 令和2年度上牧町介護保険特別会計予算について
- 第 6 議第24号 令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第 7 議第25号 令和2年度上牧町下水道事業特別会計予算について
- 第 8 議第26号 令和2年度上牧町水道事業会計予算について
- 第 9 総務建設委員長報告について
- 第10 議第 1号 上牧町附属機関設置条例の制定について
- 第11 議第 3号 上牧町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第 4号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議第 5号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第 6号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議第 7号 上牧町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 第16 議第 8号 上牧町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について
- 第17 議第 9号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 第18 議第13号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について
- 第19 議第15号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第4回）について
- 第20 意見書案第1号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書（案）

- 第 2 1 文教厚生委員長報告について
- 第 2 2 議第 2 号 ほほ笑みサロン片岡設置条例の制定について
- 第 2 3 議第 1 0 号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 2 4 議第 1 1 号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 2 5 議第 1 2 号 上牧町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 6 議第 1 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 2 7 議第 1 6 号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）について
- 第 2 8 議第 1 7 号 令和元年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第 4 回）について
- 第 2 9 議第 1 8 号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）について
- 第 3 0 議第 1 9 号 令和元年度上牧町水道事業会計補正予算（第 3 回）について

本日の会議に付した事件

第 1 から第 3 0 まで議事日程に同じ

- 追加日程第 3 1 議第 2 8 号 上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第 3 2 議第 2 9 号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第 5 回）について

出席議員（12名）

1番	牧 浦 秀 俊	2番	東 初 子
3番	上 村 哲 也	4番	木 内 利 雄
5番	竹之内 剛	6番	吉 中 隆 昭
7番	富 木 つや子	8番	康 村 昌 史
9番	遠 山 健太郎	10番	石 丸 典 子
11番	東 充 洋	12番	服 部 公 英

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	今 中 富 夫	副 町 長	西 山 義 憲
教 育 長	松 浦 教 雄	総 務 部 長	阪 本 正 人
総 務 部 理 事	中 川 恵 友	都 市 環 境 部 長	杉 浦 俊 行
住 民 福 祉 部 長	濱 田 寛	水 道 部 長	中 村 真
教 育 部 長	塩 野 哲 也	総 務 課 長	山 下 純 司
こ ども 支 援 課 長	寺 口 万 佐 代	教 育 総 務 課 長 補 佐	辻 村 純

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山 本 敏 光	書 記	山 口 里 美
書 記	高 木 寛 行		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（服部公英） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（服部公英） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎予算特別委員長報告について

○議長（服部公英） 日程第1、予算特別委員長報告について。

木内委員長、報告を願います。

木内議員。

（予算特別委員長 木内利雄 登壇）

○予算特別委員長（木内利雄） おはようございます。4番、木内利雄でございます。令和2年度予算特別委員会の報告を行います。

初めに、予算特別委員会の審議日程です。3月4日の本会議において、3月9日、10日、11日の日程が決まりました。同委員会は、3月9日、10日、11日で慎重審議の結果、最終日の11日は時間延長を行い、17時31分で閉会をいたしました。

次に、予算特別委員会に付託された議案と予算額については以下のとおりです。

議第20号 一般会計予算の総額、歳入歳出それぞれ76億558万7,000円、議第21号 国民健康保険特別会計予算の総額、歳入歳出それぞれ24億6,108万3,000円、議第22号 後期高齢者医療特別会計予算の総額、歳入歳出それぞれ3億9,562万円、議第23号 介護保険特別会計予算保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ20億8,474万7,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ810万3,000円、次に、議第24号 住宅

新築資金等貸付事業特別会計予算の総額、歳入歳出それぞれ153万円、議第25号 下水道事業特別会計予算の総額、歳入歳出それぞれ6億6,056万5,000円、議第26号 水道事業特別会計予算の総額、収益的収入及び支出については、収入4億9,382万6,000円、支出4億7,130万円、資本的収入及び支出については、収入294万円、支出9,800万円で、不足する9,506万円については過去年度分損益勘定留保資金で補填する。以上、7会計予算を審議いたしました。

次に、各会計予算に対する質疑対応と審議結果についてであります。

議第20号、一般会計予算における質疑は、総括、歳入、歳出と区分して行いました。

まずは総括質疑についてです。

問い。予算編成に対する今中町長の思いと予算規模に対する考えを伺いたい。答え。子ども的人数減少に伴う学校の規模適正化の検討を積極的に推し進めていきたい。あわせて、認定こども園や各自治会の集会所等の集約の検討を進めていきたい。また、予算規模については、滝川水辺整備や道路冠水対策等のハード面だけではなくソフト面においても、給食、公会計に関する費用、会計年度任用職員制度の導入、介護保険への繰出金の増額が影響したための予算規模が大きくなったところである。問い。全体的に厳しい財政状況にあって、予算査定段階で重視したことは何か。答え。住民サービスの向上、住民満足度の向上を重視し、例えばコミュニティバスの利便性を向上するため1台増車し、乗車時間の短縮やバス停の再検討を実施した。また、もう1つ大きなところでは学童保育の延長と費用の値下げをしたところであり。今後の公共施設の利用を鑑みて、施設の補修については最小限に努めるなど費用の削減に努めた。また、財政面を考え、公債費削減のための繰上償還や町有地の売却等も積極的に進めていきたい。問い。個別施設計画策定取り組み状況はどうか伺う。答え。町内部で副町長を委員長、各部長を委員とする公共施設等マネジメント推進委員会、その下部組織として、公共施設を管理、所管する各部署の課長が担当する推進検討会にて議論している。令和2年度中に取りまとめる予定である。

以上の質疑・答弁がありました。

次に、歳入の質疑については以下のとおりです。

問い。町民税の個人分、現年課税分は前年に比べ285万円、0.3%増とした根拠を伺う。答え。均等割の納税者を前年決算見込みに対し16人減の1万343人とし、所得割課税については直近の動向を考慮し微増を見込んだ。なお、徴収率は99.3%落とした。問い。町税個人分について、ふるさと納税による減収分の見込みはどの程度と考えているのか伺う。答え。毎年6月に確定するが、令和元年度並と思われるので、減収分は約2,500万円を見込んでいる。し

かし、2,500万円のうち75%は交付税に算入されるので、実質はおおむね500万から600万円の減収見込みである。問い。地方交付税のうち普通交付税の算定には、新たに地域社会再生事業費が加わるかとされている。施策を進める財源と考えるが、見込み額はどの程度か伺う。答え。県から示された額は2,400万円である。問い。使用料及び手数料、ペガサスホール使用料の増額原因について。ホール担当者のきめ細かな顧客対応への努力と香芝市のモナミホール等閉館の影響が要因となっていると思うがどうか伺う。答え。近隣市の閉館の影響はあると思う。今後も企業努力を重ね、利用者の声に耳を傾け事業を進めていきたい。次に、問い。使用料及び手数料、保健福祉センター使用料について。新型コロナウイルス対策に伴う閉館による影響額はどの程度か伺う。答え。この3月1カ月で約8万から10万円程度の減収になる見込みである。問い。使用料及び手数料、社会教育使用料、中央公民館体育施設の使用料について。新型コロナウイルス対策に伴う閉館による影響額はどの程度か伺う。答え。この3月1カ月で、中央公民館については7万円程度の減収になると見込んでいる。体育施設については試算中である。問い。財産収入、不動産売却収入について。開発公社から引き継いだ土地の売却に力を入れると言われたが、現在は土地価格がかなり下がっており、含み損を幾ら抱えているのかわからないのではないかと伺う。答え。鑑定評価額を参考にして売却に努力をしたい。問い。雑入、広報かんまき広告掲載料について伺う。以前より提案している有料広告の年次割引の検討状況はどうか。答え。4枠以上まとめて申し込みがあった場合の割引を検討している。

以上が令和2年度一般会計予算の歳入についての質疑・答弁の要旨です。

次に、歳出における質疑は以下のとおりです。

問い。財産管理費、地域の安全安心推進事業費、防犯カメラ設置工事について。令和2年度に防犯カメラの新規設置しない理由について伺う。答え。令和元年度に前倒しで12台の設置をしたため、令和2年度は計上しなかった。今の計画では、令和4年度には予定の全36台が設置完了する予定である。問い。企画費。コミュニティーバスが1台増車され、住民サービスが向上したことは喜ばしい。当分の間3台で運行して様子を見るとの答弁だが、高齢化が一層進み、デマンドタクシー等の導入をいずれ考慮しなければならないと思うがいかがか。答え。上牧町交通網対策検討会で協議する。問い。上牧町第5次総合計画の見通しが2カ年事業で行われる。令和2年度の事業内容の説明を求める。答え。令和2年度は現況調査、アンケート分析、第2期上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略の確認を予定している。問い。交通安全対策費。高齢者自転車用ヘルメット購入費補助金について。周知方法と他の市町村

の動向について伺う。答え。近隣市町村の中では恐らく唯一の取り組みである。周知については広報やホームページだけでなく、自治連合会やシルバークラブにもお願いする。あわせて各施設に掲示し、広く周知していきたい。問い。学童保育運営費について。予算の増額理由について説明を求める。答え。内訳は事業費の修繕料、学童の門扉補修、第二小学校教室の床タイル補修、上牧小学校テレビドアホンの補修、第二小学校学童玄関の入り口のひさし取り付け、会計年度任用職員の増額分である。問い。母子衛生費、産後ケア事業委託料について。新たな取り組みの説明を求める。答え。休憩・休息が必要な母子の手助けとメンタルケアを行う事業であり、ショートステイ型、デイサービス型、そしてアウトリーチ型、つまり助産師が家庭訪問するなどがある。問い。塵芥処理費。山辺県北西部広域環境衛生組合費について伺う。今後、事業変更に伴い工期がおくれることが予想されるが、今実施している上牧町への可燃ごみ民間委託費用への影響はどうか。答え。少なからず影響はあると予想している。問い。道路橋梁費。道路長寿命化事業について伺う。桜ヶ丘1丁目の桜並木の改良工事はいつ終わる予定か。答え。令和4年度で終わる予定である。問い。桜ヶ丘3丁目地域の桜並木の改良工事はどうなるのか伺う。答え。令和5年度から引き続きやっていきたいが、財政当局と協議する。問い。道路整備工事費は例年1億円の計上に比べ、2,400万円の減額となった要因について伺う。答え。令和2年度を期限とする防災・減災対策事業としての道路冠水防止事業費4,600万円を合わせて約1億2,000万円を見込んでいる。問い。都市再生整備費。滝川水辺周辺地区整備事業費の全体行程とマスタープランの説明を求める。答え。令和4年にかけて滝川兩岸に遊歩道と自転車道を整備する計画であり、令和2年度は令和元年度に引き続き、遊歩道の整備と北側一部の自転車道整備を実施する。問い。住宅管理費。町営住宅等長寿命化計画策定事業の対象となる住宅の説明を求める。答え。第3、第4、第5、第6住宅について維持修繕計画を策定する。問い。災害対策費。災害用備品として備蓄しているマスクを今回の新型コロナウイルス対策として、保健師等の必要な箇所に提供してほしいがどうか。答え。生き活き対策課でも備蓄しているが、検診時等で不足が生じた場合は提供したい。今年度の卒業式で着用する児童生徒のマスクは備蓄から提供する。問い。検診時や卒業式等に限定するのではなく、非常事態として備蓄から提供することを強く求めておく。問い。教育総務費、事務局費。国際交流事業、遠隔事業の内容について伺う。答え。上牧中学校と上牧第二中学校にそれぞれ大型モニター等を設置し、友好協定を締結した台湾の桃園国民学校とオンラインで遠隔授業を実施する。日程は決まっているが、対象学年等詳細が決定したらまたお知らせをする。問い。小学校管理費。上牧小学校通用門改修工事について伺

う。答え。児童の安全対策として外部からの不審者侵入を防ぐために、通用門を改修し、新しく電子錠とモニターつきインターホンを設置する。問い。中学校管理費で特殊建物調査委託料を計上していない理由について伺う。答え。6月定例議会で補正予算計上の予定である。問い。文化財保護費。史跡上牧久渡古墳群整備事業の説明を求める。答え。案内板、フェンスの設置、植栽による史跡整備の計画で、令和4年度の完了を目指している。

以上が令和2年度一般会計予算案に対する質疑・答弁の要旨です。

令和2年度一般会計予算案については、採決の結果、全委員異議なく可決されました。

次に、議第21号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計予算についての質疑は以下のとおりです。

問い。国民健康保険税が前年度比1.0%の伸びとなった要因について伺う。答え。令和2年度の税制改正により、1人当たり2.9%引き上げとなることと被保険者数が74人減によるものである。問い。国保ヘルスアップ事業費。未受診者対策について伺う。委託業者が戸別訪問する際の過勧奨と個人情報保護に対する指導を徹底してほしいがどうか。答え。上牧町の名札を提示し、身分を明らかにする等の対策を講じて、過勧奨や個人情報の取り扱いなどは保険年金課で指導を徹底していく。

以上が令和2年度上牧町国民健康保険特別会計予算についての質疑・答弁の要旨です。

令和2年度上牧町国民健康保険特別会計予算については、採決の結果、全委員異議なく可決されました。

次に、議第22号 令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑は以下のとおりです。

問い。後期高齢者医療保険料が9.89%の伸びとなった要因について伺う。答え。保険料率改正は2年おきに行われる。医療費の増加により、保険料の増加は1人当たり7.6%である。

以上が令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑・答弁の要旨です。

令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算については、採決の結果、全委員異議なく可決されました。

次に、議第23号 令和2年度上牧町介護保険特別会計予算についての質疑は以下のとおりです。

問い。地域密着型介護予防サービスが伸びてきているが、内容の説明を求める。答え。町内の小規模のデイサービス利用が増加しているためである。

以上が令和2年度上牧町介護保険特別会計予算についての質疑・答弁の要旨です。

令和2年度上牧町介護保険特別会計予算については、採決の結果、全委員異議なく可決されました。

次に、議第24号 令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については質疑はなく、採決の結果、全委員異議なく可決されました。

次に、議第25号 令和2年度上牧町下水道事業特別会計予算についての質疑は以下のとおりです。

問い。県補助金。流域下水道負荷軽減等推進事業補助金の活用について説明を求める。答え。桜ヶ丘地区での侵入水対策簡易流量調査と町内下水道管の修繕・改築計画策定に対する補助金である。

以上が令和2年度上牧町下水道事業特別会計予算についての質疑・答弁の要旨です。

令和2年度上牧町下水道事業特別会計予算については、採決の結果、全委員異議なく可決されました。

次に、議第26号 令和2年度上牧町水道事業会計予算についての質疑は以下のとおりです。

問い。資本的支出における建設費の委託料約2,500万の説明を求める。答え。水道部庁舎と1号水道タンクの耐震化工事の設計委託料である。問い。有収率が年々下がっていることについて。公共施設等管理計画による水道管長寿命化計画にこの有収率の数値を利用し、有効に管路の更新実施を望むが。答え。有収率の推移は今後も注視していきたい。問い。年々増加している利益剰余金の活用について。答え。10億円以上ある利益剰余金の状況を鑑みて、水道料金の値下げの検討を求める。答え。利益剰余金については管路の更新等にプールする必要があるので、水道料金の値下げについては実施できない。

以上が令和2年度上牧町水道事業会計予算についての質疑・答弁の要旨です。

令和2年度上牧町水道事業会計予算については、採決の結果、全委員異議なく可決されました。

以上が予算特別委員会に付託された7会計予算についての審議経過要旨です。委員各位の質疑内容を全て報告するのが本意ではありますが、時間の制約もありますので一部を割愛させていただきました。ご了承のほど、よろしく願いをいたします。

また、職員各位におかれては予算審議がスムーズに、そして予算内容が容易にわかる資料の作成をいただき、感謝、御礼申し上げます。

以上をもちまして予算特別委員長の報告といたします。

○議長(服部公英) 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

◇

◎議第20号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第2、議第20号 令和2年度上牧町一般会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第21号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第3、議第21号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第22号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第4、議第22号 令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第23号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第5、議第23号 令和2年度上牧町介護保険特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第24号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第6、議第24号 令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第25号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第7、議第25号 令和2年度上牧町下水道事業特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第26号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第8、議第26号 令和2年度上牧町水道事業会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎総務建設委員長報告について

○議長(服部公英) 日程第9、総務建設委員長報告について。

木内委員長、報告願います。

木内議員。

(総務建設委員長 木内利雄 登壇)

○総務建設委員長(木内利雄) 4番、木内利雄です。総務委員会の報告を行わせていただきます。

去る3月4日の本会議において、総務建設委員会に付託された町長提出議案は10議案、議員提出の意見書案は1件で次のとおりです。

議第1号 上牧町附属機関設置条例の制定について、議第3号 上牧町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、議第4号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議第5号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議第6号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、議第7号 上牧町固定資産評価審査委員

会条例の一部を改正する条例について、議第8号 上牧町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について、議第9号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について、議第13号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について、議第15号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第4回）について、次に、意見書案第1号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書（案）について。以上の10議案と意見書案については、3月6日、全委員出席のもと総務建設委員会を開き、慎重に審議をいたしました。結果、さきの10議案と意見書案1件は、全委員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、各委員からの議案に関する主たる質疑は以下のとおりです。

議第1号 上牧町附属機関設置条例の制定について。

問い。条例制定の方法としては法律で定める、条例で定める、本町独自に定めるの3つを挙げられたが、本町の制定方法とその理由について伺う。答え。従来あったものを適切に精査し、本町独自の方法で制定したものである。

次に、議第4号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

問い。会計年度任用職員については、昨年12月議会で条例制定がなされた。今回は給与の内容の改正となっているが、給与表の説明を求める。答え。給与表の職務級については、1級は定例的または補助的な業務を行う、2級については相当な知識または経験を有する業務を行う職員のことである。月額、国の一般職の給与法に準拠する内容となっている。問い。4月からスタートするに当たり、会計年度任用職員への周知や説明、情報、共有等はスケジュールどおり進んでいるか伺う。答え。全ての担当課長にも説明を行っている。雇用する方についても、これまで概要書等を配布して一定の説明を行っているが、今後改めて概要版のようなものを作成して周知を行う。

次に、議第6号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について。

問い。この条例を改正する理由について説明を求める。答え。現在、ミニS L基地に土地を無償貸し付けしており、条例第4条、普通財産の無償貸し付けに、町長が特に必要と認めるときの一文を加え、整合性を図るため条例の改正を行うものである。

次に、議第15号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第4回）について。

最初に、歳入についてであります。

教育費国庫補助金、節1教育総務費補助金。問い。GIGAスクール構想の実現に向けた財源内訳について説明を求める。答え。公立高校情報通信ネットワーク環境施設整備費は概算工事で9,320万5,000円である。内訳は国庫補助で4,660万2,000円、地方債で4,660万円であるが、地方債の60%は交付税措置となっており、残りの40%が実質的な町負担となっている。しかし、その後、国庫補助額として2,631万円の内定額の通知があった。当初の補助金額とでは大きく違いが生じており、今後は財源振りかえによる補正予算の計上が必要となる。

次に、歳出についてであります。

社会福祉総務費、節15工事請負費、ほほ笑みサロン片岡整備工事について。問い。工事内容についての説明とほほ笑みサロン片岡の名称はほかにも同じほほえみという施設があるが、同様の名称になった経緯について伺う。答え。工事内容は、看板の設置、車転倒防止のフェンスとバリカーの設置を予定している。名称に関しては重複する部分はあるが、第5次総合計画より引用して決定したものである。次に、社会福祉総務費、節20扶助費。福祉医療費助成事業費の中にあるひとり親家庭等医療費について。問い。ひとり親家庭等医療費とはどのような家庭を対象外とするのか。また、対象人数はどの程度か伺う。答え。配偶者のない高校卒業までの子どもを養育されているひとり親家庭を示すものであり、父母または祖父母を対象とするものである。対象人数は505人である。次に、児童福祉総務費、節19負担金補助及び交付金について。問い。5町の共同事業の病児・病後児保育事業負担金73万円の補正理由、及びいちごルームの利用状況について伺う。答え。担当事務局において外構工事も含んで当初の予定金額を計上していたが、外構工事は子ども・子育て支援整備交付金の補助基準の対象外であったことから、その後に各5町で試算した結果の追加負担額である。当初に確認すべきであったことは事実である。次に、利用状況ですが、1月の開設から3月までで32人の利用があった。

次に、住宅対策費、ブロック塀撤去推進事業費についてです。問い。本町にブロック塀診断士は存在するのか。そして、診断方法についてはどのような方法で行っているのか。また、ブロック塀の撤去費用は助成されているが、新設時の助成はできないものか伺う。答え。本町が定めた基準値により担当課で判定している。特定された診断士はいない。新築時助成に関しては、個人の資産になるので今のところ難しい。

次に、教育総務費、事務局費、節15工事請負費。問い。工事請負費2億424万4,000円、小・中学校トイレ改修工事の資料によると、トイレの合計が改修前は115カ所、改修後は96カ所と19カ所少なくなる理由について説明を求める。答え。洋式トイレをふやすことにより、和式

トイレより洋式トイレは1カ所当たり広い面積が必要となるため、19カ所少なくなるものである。

以上が、各委員からの主たる質疑、それらに対する理事者の答弁要旨です。

以上、総務建設委員会委員長の報告といたします。

○議長（服部公英） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

◇

◎議第1号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第10、議第1号 上牧町附属機関設置条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第3号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第11、議第3号 上牧町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第4号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第12、議第4号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第5号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第13、議第5号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第14、議第6号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第15、議第7号 上牧町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第8号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第16、議第8号 上牧町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第9号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第17、議第9号 上牧町町営住宅条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第13号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第18、議第13号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第15号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第19、議第15号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第4回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○10番（石丸典子） 10番、石丸典子です。

令和元年度の一般会計補正予算（第4回）についての質疑を行います。

今回、この補正予算には小・中学生1人にパソコンを1台配置して使えるようにするというGIGAスクール構想の費用が計上されました。総額で約1億3,000万円ということで、国庫補助等もあり有利な形で進められるというものですけれども、総務建設委員会の中では、財源の内訳については委員会で質疑があり、説明がありました。私はこのGIGAスクール構想の中身について大変不安な点がありますので、上牧町としてどのように進められるかという観点で質疑をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（服部公英） はい。

○10番（石丸典子） 今回、このGIGAスクール構想の予算計上が行われたのは、国の補正予算ということで、これは経済対策も含まれるというものですけれども、今回、この令和元年度の国の補正予算額約2,300億円の補正で行われることで、上牧でもこれが行われます。この中で不安な問題点4点、指摘をしたいと思います。

GIGAスクール構想の問題点として、まず設置ありきで、活用方法とかカリキュラムが不明です。教育現場でも十分な論議がされないまま、補助金がおりのので使ってくださいということでおりました。2023年までに全児童生徒に1人1台の端末を持たすという設置計画だけがひとり歩きをしているというところがまず問題です。

そして、2つ目には、運用に伴う膨大な予算が見えていません。文部科学省は1台の上限を4万5,000円と言われますけれども、それは単なる端末機1台の値段です。今後、端末機を設置すれば、運営するための設備管理費、管理者人件費などが発生しますし、端末機の1台の寿命もせいぜい数年と言われております。これら後年度の負担は、設置をした自治体の負担となります。

そして、3つ目には、先生方の多忙化につながるのではないかとということが心配されます。一部のところでは支援員などに予算をつけられるというところもありますけれども、本当に

今でも大変な先生方の援助が必要だと考えます。

そして、4つ目の問題ですけれども、児童生徒の到達度に応じてパソコンで取り組めるといふものなんですけれども、要するに、パソコンをそれぞれ子どもたちに宛てがって、各自でどんどん学習していきなさいといふものなんですけれども、わかる子はどんどん進みますけれども、取り残されてしまう子どもたちが生まれるのではないかということが大変心配されます。本来、教育は集団の授業の中でいろんな効果が生まれると言われます。自分で画面を見るだけでなく人の意見とか考え方を聞いてひらめいたり発見があるので、そういう本来の授業も大変重要だと思います。そういうところが縮小されるのではないかという懸念を持つものです。

それで、お伺いいたしますけれども、上牧町ではこれをどのように活用しようかというところはお持ちでしょうか。それと、今後の財政負担、大変心配されるところですが、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（服部公英） 木内委員長。

○総務建設委員長（木内利雄） ただいまありました件、総務建設委員会に付託された議第15号に対しての質疑でございます。基本的には委員長の私、木内が答弁するのが筋であります。先ほどの石丸議員からの発言、質疑のありました件は委員会での質疑はなかったものであります。よって、委員長の私が答える内容、立場ではありません。よって、担当部長または理事者側より答弁をさせていただくということにしたいと思いますが、議長、石丸議員、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（服部公英） 結構です。

○総務建設委員長（木内利雄） そういうことで、議長、よろしくお取り計らいのほどお願いします。

○議長（服部公英） それでは、理事者側からの答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今、石丸議員の方から4点の課題ということで、まず1つは、活用方法やカリキュラムが不明、今後のコストが心配。そして、教職員の多忙化につながるのではないかと。また、児童生徒で取り残されていく生徒が出てくるんじゃないかという4点の質問がありました。これ、全て絡み合うものになると思うんです、1つじゃないんで。それでまとめさせていただきます。

活用方法については、新学習要領に実践を挙げられているものの具体的なものは示されて

おりません。ただ、2020年から始まるプログラミング教育において、まずパソコン教室を利用した授業を展開されていくと思います。プログラミング教育の指導の対象範囲は、算数、理科、社会、音楽、家庭科など、多くの授業での活用が想定されております。また、今後はそういうことから、授業場所はパソコン教室だけで対応できることではなく、各クラスでのパソコンの利用が必要となることも想定しております。

また、現在においても、教職員によっては板書や手づくりの教材を映像化してICTを活用しておられます。この延長に動画やアニメーション、音声などの活用があり、デジタル教材の活用が見込まれます。そして、さまざまな教科のデジタル教科書やAIドリルの普及が進むと考えております。今回、全国的に児童生徒1人に1台の端末機の整備というこの動きは、それらの授業に対しても新たな拍車がかかるとは考えております。

教育委員会としては、今後のICTの活用の幅が広がることを見込んで、児童生徒の使用するパソコンの導入を中長期財政計画では令和4年、令和5年で計画しておりました。そこに今回の児童生徒に1人1台のパソコンの整備の補助についての話があり、補助金の活用を考えたところであります。

ランニングコストについては機器であるため、5年程度での更新を考える必要もあります。このことは電子機器を使うことでは必ずついてくるものだと考えております。また授業を行うためのソフトウェア費用も、ランニングコストとして上がってくると考えております。今後の計画において、将来的に考えるとこのことは避けて通ることはできないとは考えております。そういうことから、できる限りコストを抑える努力を重ねていきたいとは考えており、ただ、現在の状況の中では、授業の縮小をすることや先延ばしにすることは得策ではないとは考えております。

端末機器の保守点検については、誰にでもできるものではなく、それなりの知識と技術が必要となります。そのことで教職員の負担になるようなことはないと考えております。しかし、ICTを活用する授業については、教職員の方々にも研修を積んでいただくことは必要だと考えております。また、ICTを活用する授業を行うために、ICT指導員による支援は必要不可欠だとも考えております。

最後に、児童生徒の到達の格差については、これについては現状から考えてないとは言えないことではありますが、基本的には学校での教員の管理下でICTを活用した授業を行いますので、指導や導きが必要な児童生徒にはきめ細やかな指導もできると考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 4点にわたり説明ありがとうございました。要は、先生方一人一人が子どもたちに行き届くような体制はどんな形にせよ大事だと思いますので、コンピューター任せになるのではなくて少人数で見られるような体制をぜひお願いしたいと思います。

それで、これを進めるに当たりまして、現場の先生方のご意見とか要望とか大変な点等出てくるかと思いますが、事前に十分お話を聞いていただき、相談の上進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 当然、先生方の話し合いというか、意見を聞くことは必要だと思いますし、今、本町におきましては、授業研究プロジェクトチームといたしまして、教頭先生や教務主任の先生方が中心に教育委員会とともに研修等を行っておりますので、その辺も特に活用しながら意見聴取なり、調整を図りたいと思っております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） よろしくお願ひします。本来なら予算化する前に十分現場の先生方と協議をして予算化し、事業を進めるのが筋だと思いますけれども、今回、国から期限付きの補助の申請を求められてされたという点では大変拙速な進め方だと思っておりますので、その辺は大変不満があるところです。経済対策の一環ということで進められているんですけども、今経済対策という点では緊急の事態が起こっているコロナウイルスの対策が一番急がれる点だと思いますので、その辺のあたりでもやはり国の予算のつけ方も問題を感じているところです。

この件に関しては結構です。国からの方針に従って行っているということで、上牧町でも財政の中長期の計画で今後見込んでいく予定であるということで説明がありましたので、お聞きをしておきます。

以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎意見書案第1号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第20、意見書案第1号 「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を求める意見書(案)、これを議題といたします。

趣旨弁明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

ここで、新型コロナウイルス感染予防のため、10分間換気休憩を行います。暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。



◎文教厚生委員長報告について

○議長（服部公英） 日程第21、文教厚生委員長の報告について。

遠山委員長、報告願います。

遠山議員。

（文教厚生委員長 遠山健太郎 登壇）

○文教厚生委員長（遠山健太郎） 文教厚生委員会委員長の遠山健太郎です。文教厚生委員会の報告を行います。

文教厚生委員会は、去る3月5日木曜日、午前10時より全6名の委員出席のもと、本議会で付託された議第2号、議第10号から議第12号、議第14号、そして議第16号から議第19号まで全議案を慎重審議し、それぞれ採決の結果、全9議案について全委員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、各議案に対する主な質疑内容を報告いたします。

議第2号 ほほ笑みサロン片岡設置条例の制定について。

この条例は町民の健康の増進を図るとともに、世代間の触れ合いと憩いの場を提供し、明るいまちづくりの振興に寄与するため、ほほ笑みサロン片岡を設置するための条例です。今回、条例趣旨が同一内容であるという観点から、議第14号 公の施設の指定管理者の指定についてと一括で審議を実施しました。

委員からの同サロンの利用方法に対する質疑に対し、理事者側より屋外トイレと休憩所に分けて説明がありました。洋室について、利用者は社会福祉協議会に申し込みをし、利用時間は午前9時から午後5時まで。使用料は1室1時間300円。飲食は可能だが各自で片づけをし、ごみは各自持ち帰る。屋外トイレと休憩所は、11月から翌年4月までの冬季は午前8時から午後6時まで、5月から10月までの夏季は午前8時から午後8時までで、鍵の開閉はシルバー人材センターに委託を予定しており、年中使用できる。利用は無料。どちらも町内外の方々に幅広く利用していただきたい。また、駐車場に関する質疑に対して、サロン前に駐車スペースはあるが、利便性がよいように今後駐車場設置を考えたいと答弁がありました。

また、土日の開館に関して、地域の方々の協力やボランティアの協力で工夫はできないかという質疑に対しては、ただ単に鍵の開閉だけではなく、清掃及びトイレ掃除も含むので費用がかかる。きれいな施設、きれいなトイレを町内外にも示すことも大事であると思うとの答弁がありました。

次に、議第10号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

この条例改正は、県域国保制度の令和6年度奈良県保険料率統一化に向け、上牧町国保運営方針に基づき、段階的に令和2年度上牧町国民健康保険税を1人当たり2.9%増額する改正です。

委員からの令和6年度の保険税統一に向け奈良県運営方針の見直しが行われるが、内容の説明を求めるといふ質疑に対し、理事者側からは、令和3年度に運営方針が改定される。現在、収納率と減免規定を協議しているとの答弁がありました。また、財政調整基金は残高見込みとして4億1,500万円も残るがどのように活用するのかという質疑に対しては、保健事業がまだ県から盛り込まれていないため保健事業に充てるのと、令和6年以降に収納不足が起きた場合に使うとの答弁がありました。

次に、議第11号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

この改正は、厚生労働省令に準ずるための一部改正です。

委員からの学童保育の時間延長の実施の取り組みについてという質疑に対し、理事者側からは、核家族化の進行や共働き世帯のニーズがあり、子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査において保育時間の延長の要望が高い結果となり、子育て支援の拡充を図るため、保育時間延長に至ったとの答弁がありました。

次に、議第16号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について。

委員からの県補助金、県2号繰入金93万4,000円の説明を求めるといふ質疑に対し、理事者側からは、特定健診費用への助成金であるとの答弁がありました。

次に、議第17号 令和元年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第4回）について。

保険給付費の負担金補助及び交付金について。委員からの介護予防サービス等諸費で5,700万円減であるが、その要因はどの質疑に対し、理事者側から、居宅介護サービス給付費が7,000万円減となり、要介護度が上がり施設介護サービス給付費が4,500万円ふえた。その差額と地域密着型介護サービス給付費が3,000万円減となったのが大きな要因であるとの答弁がありました。また、包括支援事業費のケアマネジャー賃金270万円減の理由はどの委員からの質疑

に対し、理事者側からは、今年度、事務職員を配置したためパート職員が必要なくなったとの答弁がありました。

次に、令和元年度水道事業会計補正予算（第3回）。給水収益が1,590万円の減収に対して、相関関係にある受水費の減少がわずか89万円とはおかしくないかという委員の質疑に対し、理事者側より、給水収益の減少については、給水人口の減少、大型商業施設の改装による休業、事業所の使用水量の減少により有収水量で3%、受水量で2.6%の減少を見込んだ。受水費は万一の突発的大規模な漏水等にも対応できるよう、減少額を少なく計上しているとの答弁がありました。

最後に、本議会で文教厚生委員会に付託をされた全議案全て円滑に質疑を実施し、可決すべきものと決することができたのも、理事者側より工夫を持ったわかりやすい説明資料と、委員各位の事前準備に基づく的確な質疑、そしてそれに対する理事者側の的確な答弁があったからこそと思っています。この場をおかりしてお礼を申し上げ、次の委員会でも引き続き円滑な質疑をお願いし、文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（服部公英） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



◎議第2号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第22、議第2号 ほほ笑みサロン片岡設置条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第10号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第23、議第10号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第11号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第24、議第11号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第12号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第25、議第12号 上牧町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第14号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第26、議第14号 公の施設の指定管理者の指定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第16号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第27、議第16号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第17号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第28、議第17号 令和元年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第4回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第18号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第29、議第18号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第19号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第30、議第19号 令和元年度上牧町水道事業会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

ただいま、町長から、上牧町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、令和元年度上牧町一般会計補正予算(第5回)について、以上2議案が提出されております。

お諮りいたします。

ただいまの2議案を日程に追加し、それぞれ追加日程第31、追加日程第32として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの2議案を日程に追加し、それぞれ追加日程第31、追加日程第32として議題といたします。



◎議第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 追加日程第31、議第28号 上牧町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局書記(山口里美) 議第28号 上牧町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

上牧町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和2年3月23日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長(服部公英) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(阪本正人) 議第28号 上牧町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

上牧町附属機関設置条例の制定につきましては、附属機関の集約化をするため上程をさせていただき、議決をいただいたところではございますが、それに関連します上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、別表第1中、文化財保護審議会の委員の次に、史跡上牧久渡古墳群整備委員会の委員を追加する改正でございます。

附則では、この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上が今回の条例の改正内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



◎議第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 追加日程第32、議第29号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局書記（山口里美） 議第29号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第5回）に

ついて。

令和元年度上牧町一般会計補正予算（第5回）については、別紙のとおりである。

令和2年3月23日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第29号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について説明いたします。

補正予算（第5回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ807万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億2,245万円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正では、翌年度に繰り越しして使用することができる経費の追加として、6ページ、第2表に、感染症防止対策事業の事業名とその金額を明記しております。

第3条、地方債の補正では、起こすことができる地方債の変更として、7ページ、第3表に、教育施設整備事業債の限度額の変更を明記しております。今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾として感染拡大防止策で、児童福祉施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、保育所等に次亜塩素酸空間除菌脱臭機、消毒液等を配布するために必要な経費、また、学校臨時休業に伴って生じる課題への対応として、放課後児童クラブ等の体制強化等や学校給食休止の対応として追加費用を計上させていただいております。

また、令和元年（第4回）で補正計上させていただきました公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の内示額が減額になったことに伴い、財源振りかえもさせていただいております。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書につきまして説明させていただきます。

まず、歳入につきましては、説明書4ページの款国庫支出金、項国庫補助金、目民生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金では、町内対象施設の学童保育所5カ所分250万円と、小学校の臨時休業に伴って生じる学童保育指導員賃金102万6,000円、合わせて352万6,000円を増額計上しております。また、保育対策総合支援事業費補助金で、町内対象施設4カ所分200万円を増額計上しております。

次に、目教育費、国庫補助金の子ども・子育て支援交付金につきましては、上牧幼稚園1カ所分50万円を増額計上しております。公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助

金につきましては、内示額が減額になったことによりまして2,029万2,000円減額計上しております。また、学校給食費返還等事業費補助金につきましては、学校休業による給食食材費及び手数料等の補助金96万2,000円増額計上をしております。款繰入金、項基金繰入金、目財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の調整として、財政調整基金から127万6,000円を繰り入れております。繰り入れ後の基金残高は9億1,148万5,000円となっております。款町債、項町債、目教育債の校内通信ネットワーク整備工事分で2,010万円増額計上しております。

次に、歳出につきましては、6ページ、款民生費、項児童福祉費、目児童福祉総務費の感染防止対策事業費で、公立の保育所、私立の保育園3園、公立の学童保育所3カ所、私立の学童保育2カ所の合計9カ所に対して、コロナウイルス感染拡大防止対策として消毒液等の消耗品費220万2,000円、備品購入費として、次亜塩素酸空間除菌脱臭機9施設分、229万8,000円増額計上しております。目学童保育運営費の学童保育運営費につきましては、学童保育指導員賃金102万7,000円を増額計上しております。款教育費、項教育総務費、目事務局費の学校給食費返還等事業助成金につきましては、各小・中学校、幼稚園の給食食材費及び振込手数料等に係る負担金として154万5,000円増額計上しております。

次に、ICT事業費では、内示額が減額になったことに伴い財源振りかえをさせていただいております。

次に、感染防止対策事業費では、上牧幼稚園、片岡台幼稚園に対して、コロナウイルス感染拡大防止対策としての消毒液等の消耗品費48万9,000円、備品購入費として、次亜塩素酸空間除菌脱臭機2施設分51万1,000円増額計上しております。

以上、今回の補正予算の概要を説明させていただきました。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 9番、遠山です。

提案というわけではないんですけど、いただいた資料を今多分、議員の皆さん必死に見られていると思うんですけど、議員懇談会では説明は事前にいただいたんですが、予算書をいただいたのが今なもので電卓をまだたたいていないですし、少し熟読する時間をいただきたいと思いますけども、いかがですか。

○議長（服部公英） それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時42分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。

ここで休憩とし、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。

追加日程第32 議第29号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第5回）についての説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○10番（石丸典子） 10番、石丸典子です。

第5回の補正ということで、お昼前に議案書をいただいたんですけども、まず初めに、歳出7ページで教育費、事務局給食事業費の学校給食費返還等事業助成金ということで学校給食費の返還が行われるんです。資料は出のナンバー4、幼稚園と小・中学校において給食費の返還ということなんですけれども、これは令和元年度における給食費ですので市会計のもとでの返金なんです。そのタイトルにも学校給食費返還等事業助成金というふうに書かれているわけなんですけれども、その中で資料で見ますと1,417名の児童生徒、園児に対して返還が行われるということなんです、そのうち銀行振り込みということで手数料769人分ありますけれども、この事務の取り扱いについてどのような流れなのか。助成金であれば、各それぞれの園とか学校が本来行うところですが、議員懇談会でいただいた資料を見ますと、事業の流れは文部科学省から補助が全国学校給食費連合会において各都道府県学校給食会に来ると。そこから補助1、2とがあつて、1の方では学校給食なんですけれども、各国公私

立学校の設置者が返還をするというふうになっているんですが、これ、かなり事務が大変だと思いますが、どのような事務の流れとなるかということと、もう1つ、この文部科学省の事業の助成には給食の調理、パンとかご飯は調理委託ということで上牧の場合はされていますね。その事業者への助成は含まれていない形ですね。そのあたり説明をお願いしたいと思います。通告した方がいいですか。もう1点、これを聞いてから、次の項目をお聞きしたいと思いますので、まずそれをお願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今、質問にありました事務の流れということで、まず一旦、お金の返還については各給食委員会から、学校ということになりますけど、返されることとなります。その部分については学校から振り込み、給食委員会から振り込みということになりますので、ただ、今回の手数料につきましては、南都銀行の上牧支店が基本的に口座としてなっています。ただ、保護者の方によりますと、それ以外の銀行から振り込まれる方なり返してくれという方がおられるので、その部分については手数料が発生すると。今回の手数料は、その南都銀行上牧支店以外の方に振り込む部分の手数料がかかるということで、この分を補助するということとなります。それと、流れはうちから、国からいただいた補助金を学校給食委員会と幼稚園給食委員会の2つに振り分けて、またそこから払ってもらうという形になります。

それともう1点、委託料の話なんですけど、その件については今業者からも何も言われていないんですけども、こちらの方としても今のところ考えていなかったです。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） わかりました。町の方が関与するのではなくて給食委員会の方で事務が行われるということで、わかりました。

それと、もう1点なんですけれども、資料ではナンバー5と6のところと同じページですけども、教育費の感染症防止対策事業費ということで、これの分には100万円なんですけど、これは最初の予算書の6ページにも繰越明許ということで、感染症防止対策事業ということで行われているんですけども、資料を見ますと、3月中納入可能な物品とそうでないものということで繰越明許にされているわけなんですけれども、このところにおいて上牧幼稚園、片岡台幼稚園が対象で、それぞれ空間の除菌脱臭機などの設置が行われるわけなんですけれども、少し関連になりますけれども、このいろいろ感染の予防対策ということで措置がとられるわけなんですけれども、上牧町においては幼稚園、小学校、中学校の再開といたしますか、

学校が始まるめどについてはどのようにお考えでしょうか。方針はまだでしょうか。関連で申しわけありません。

○議長（服部公英） 教育長。

○教育長（松浦教雄） 朝から臨時の校園長会も今日開かせていただきました。東京都が4月当初に予定どおりに学校を再開していきたいというようなことも述べられておりますし、萩生田文部大臣の方からも4月から通常どおりということをめどにしておりますということもきょうは聞かせてもらっておりますが、本町におきましては、今のところですが、本町において大きな感染もございませんので、各市町村の現状に応じた形でということで19日の提案もされておりますので、一応、入学式、入園式においては卒業、卒園式と同じような規模の形で実施をさせていただきたいなと思っております。また、始業式等につきましても、そのような形で実施させていただきたいなと思っております。

実は、23、24日、今日、明日とかけて、小・中学校の子どもたちが特別に、終業式を行わないかわりに修了書、また通知票、さまざまな持ち物を持ち帰る連絡の日にさせてもらっております。今日、明日で全ての連絡ができて、また明日にはメール配信を通じて令和2年度当初の予定も保護者の皆様方にお知らせをさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） ありがとうございます。いち早くこの議場で発表いただいて、恐縮でございます。

もう1点、少し関連になりますけれども、要はこれから春休みということで本来のお休みになるわけなんですけれども、上牧の町立図書館が閉館になっておりますけれども、この春休み期間中、特に本の貸し出しをということで希望者がおりますけれども、図書館の貸し出しを再開いただけないかということでお聞きをしたいんですが。図書館に集まって本を読むとかいうのはできないというふうな形で、図書館をオープンされているところもあります。生駒市なんかはそうなんです、本を借りて自宅で読書ができるというような対応で、なるべく早い時期に図書館の貸し出しを再開していただくという件はいかがでしょうか。検討はいかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 図書館につきましては、近隣あけているところも多少あります。ただ、本町といたしましては、お客としては高齢者も多いし、やっぱり安全と危機管理という

面で行くと、当面まだもうちょっとあけるのは避けたいとは考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 子どもたちが利用するという観点ではぜひ検討いただきたいと思いますが、お聞きをしておきます。

これで結構です。終わります。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 9番、遠山健太郎です。

今回の一般会計補正予算は、入の部分が4ページ、5ページ、出で6ページ、7ページなんですけど、関連することになるので少し内容をいただいた資料をもとにまとめてみたいと思うんですけど、まず今回の一般会計補正予算については大きく4つのものが入っていると認識をしました。1つは給食費返還に伴う助成金について。もう1つはコロナの感染拡大防止策の補助金について。もう1つは学童保育の拡充に伴う賃金の補助について。4つ目がGIGAスクール構想の財源補正について。この4つがあるというふうに認識をしていますので、その順番に沿って何点かお伺いしたいと思います。

まずは1つ目の給食費の返還につきまして、先ほど石丸議員からも質問がありましたけれども、私の方で伺いたいのは、数字をいただいた資料をもとに私の認識が合っているかどうかの確認を、まず1点目お願いします。いただいた資料のタブレットといいますか、歳出のナンバー4のところを見ていただいて、総事業費が154万5,000円だということですね。これに対する入の部分が、ページで言うと歳入の5で96万2,000円。数字だけ見ると、この差額の約50万何がしについては一般財源の方から出すという形になるのかというふうに思っています。という中で、この出の方の154万5,000円の内訳が、給食材料補助が学校が110万円、幼稚園が24万円です。このうちの学校の110万円が今回の補助対象になると。幼稚園は銀行の中で説明いただきましたけれども補助対象にならないので、全額これは自己負担といいますか、補助対象にならないと。上の切手代・手数料の手数料8万5,000円、切手代12万円、ここ、いろいろ僕も計算をしてみると、手数料については手数料と切手代についての上牧幼稚園を除く部分、足すと18万3,000円になるんですけど、その18万3,000円が学校分の手数料及び切手代。その18万3,000円と給食材料補助110万円を足した128万3,000円が今回の補助事業費。これの4分の3で96万2,000円の入りがあるというような数字の内容かと思うんですけども、そのあたりの確認をまずお願いしたいと思います。

○議長（服部公英） 遠山議員、何点か質問を先に言っといてもらったほうがいいと思います。
それだけですか。

○9番（遠山健太郎） した方がいいですか。

○議長（服部公英） はい。質問については何カ所あるか。
遠山議員。

○9番（遠山健太郎） じゃあ、それが1つ目です。

もう1つは、感染拡大防止補助金についてですけども、これについては説明書で言うと、歳出の1番、2番、そして5番、6番という形になるかというふうに思います。それぞれを見まして、まず確認をするのが、本当は出から言った方がわかりやすいかもしれないです。入る部分が1節あたり50万円入るよと。学童保育所が5カ所、そして幼稚園が4カ所、上牧幼稚園が1カ所、合わせて10カ所で、入りが50万掛ける10の500万あるよという認識で間違いないか。出の部分については、これは細かい内容になりますけども、まず箇所なんですけども、今の10カ所プラス補助対象施設にならないけども片岡台幼稚園を追加した11カ所に拡大防止に伴う需用費と備品の支出をするよという形。まず1点伺いたいのが、銀行の中の説明もありましたし資料にもありましたけども、片岡台幼稚園、今回補助対象施設じゃないというのが、すいません、僕、要項がまだよく見れていないんですけども、補助対象施設じゃないということの説明と、それに対して上牧町が独自策だと思うんですが、今回支給しようと思った理由について伺いたいというふうに思います。

それと、もう1個ですけども、今回、特に事業費のところでも伺いたいんですけども、1カ所当たり50万円の、要は入り、補助金が上限があるから50万円を予定しているんですけども、イメージを見てみると、その50万円の内訳が、まず備品の方が25万5,000円のもの、残りのものについては、ここにある例えば保育園関係ですと出の部分、56万5,000円ってありますけども、それ以外に約150万ぐらい追加がなって220万の予算を組んでいると思うんですね。その220万が何か、差額が何かと思うと、これ以外に将来的にマスクを買ったり、消毒液を買ったりするということだと思うんですけども、それでいいのかどうなのか。いいのであれば、仮にですけど、150万円でマスクってどのぐらい買うのかというイメージもあったりするので、そのあたりを伺いたいのと、あと、これ、管理がすごい難しいなと思ひまして。というのは、10カ所分は補助対象として出るんですけども、出すのが11カ所じゃないですか。だから、備品でしたら1校当たり11個でいいんですけども、例えばマスクを買って、本来、片岡台幼稚園に出すべきでないものを片岡台って、その辺の管理とかをどういうふうにしていくのかを

少し伺いたいというふうに思います。

というのは、なぜかという、補助金の申請の内容を見てみると、マスクと消毒液については市町村が購入をして配付をする。ただ、備品についてはそうではなくて、各施設が買ったものを申請を上げてくれて補助金を払う。その違いが少しあると思うので、マスクと消毒液の配布の事務内容、その辺について伺いたいのがこの策のことについてです。

もう1つ、GIGAスクールの財源補正については、正直いろいろなご意見はあると思いますけれども、今回国の方がそういう内示を示した以上は従わざるを得ないというのが僕の印象です。という中で、補助金が今回出るから「よし」というふうにやったという事実はあるかもしれないけれども、そうではなくて、これ、町長の方からの言葉がありましたけれども、仮に一般財源であったとしても、町の負担がふえたとしてもやるんだという意思表示だと僕はとります。とらなければ、今回のことは納得できないと言っちゃいけないですけども、要は国が8割ぐらい補助を出すから1人1台が必要だという認識ではなくて、上牧として1人1台必要だから、今回財源がふえたとしてもやるんだというような意思表示を僕は感じたいと思うので、そのあたりの意思表示の確認をお願いしたいと。

以上、大枠で3つお願いします。

○議長（服部公英） それでは、順次お願いいたします。

教育部長。

○教育部長（塩野哲也） まず補助金の内訳ということで、128万3,000円の部分について遠山議員が言われたとおり、計算上そのとおりで、もう一度確認させていただきましたら、まず、小学校・中学校の手数料として7万7,000円を考慮しております。それと、切手代として10万6,000円、それに合わせて食材の補助ということで110万円、合わせて128万3,000円で、これが補助対象と考え、これを3分の2の補助金という形になっております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） ありがとうございます。確認したところをそのままそのとおりですと言っていたということ、ありがとうございます。いま一度この中で大事になってくるのが、幼稚園が対象外だと。でも、上牧としては幼稚園についても返還をするんだということだと思いませんか。国が何で幼稚園を支給しないだろうということはさておいて、上牧としては幼稚園にも財源の補填はないけれども返還をするという意思表示として私はこれを受け取ったんですけど、それでよかったですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 議員のおっしゃるとおり、幼稚園につきましても、町といたしまして今回学校をとめましたので、当然、小学校・中学校同じ条件だと思っているので、町としてその分は返していくべきだと思っております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 今、部長が、べきだと思いますと力強く言っていただいた、幼稚園にも同じ給食費なので返還をするという上牧町独自の策ということで、それは評価をしたいというふうに思います。

次をお願いします。

○議長（服部公英） こども支援課長。

○こども支援課長（寺口万佐代） まず、入と出の分によろしいですか。資料ナンバーが歳入の1をご覧くださいますと、こちらの方はまず1施設50万円ということで、学童保育5カ所、上牧の学童保育所が3カ所と私立の元気クラブの学童保育所2カ所で計5カ所の分でありませう。それが50万円で250万円。民生費の方はこちらの方で5カ所です。

次、資料の方が、資料ナンバーが歳入の2になります。こちらの方が保育所の方で、第一保育所と西大和黎明保育所、やまびこ保育所、慈光保育園で、保育所が4施設。次に、歳入の資料ナンバー3の方です。こちらの方が上牧幼稚園1施設ということで、全部で10になります。入の方が10カ所で正しいですかということなので、それが10カ所になります。出の方になりますと、出の方は片岡台幼稚園が対象外となっていましたので、その分を足して11カ所の分を計上させていただいております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 詳しく説明していただいてありがとうございます。では、その片岡台幼稚園、結論から多分同じことなんですけども、支給することは全く問題もないし支給しなければいけないというふうに思っていますけども、まず補助金対象施設じゃないということについての説明と補助金をすることにした理由について教えていただけますか。

○議長（服部公英） こども支援課長。

○こども支援課長（寺口万佐代） こちらの方の子ども・子育て支援交付金と保育対策総合支援事業補助金に関しては、片岡台幼稚園、未移行の幼稚園は対象外となっておりましたので、こちらの方は入の方の対象外としました。しかし、町内の子育て支援施設でもありますので、片岡台幼稚園もこちらの方、出の方で1施設50万円という形で計上させていただいたところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 要綱は未移行の保育所なので対象外だったと、ただ対象とすることに。ほとんどの自治体は恐らくそういう判断をするんじゃないかというふうに思います。そういう保育所だからといって対象にしないとなってくると、そこに預かっている子どもたちはどうなるんだということになりますのでね。なのでこれは国に言うことかもしれないですけど、なぜここを対象にしなかったのかということは疑問が残りますけども、上牧としてそれを対象にするということで、大変いいことだというふうに思います。

では、次のマスクと消毒液の配布の方法とか、そのあたりについてお願いします。

○議長（服部公英） こども支援課長。

○こども支援課長（寺口万佐代） こちらのの方法としては直接配布と間接配布がございまして、今回国から通知が来たときに、各施設の方に、今この対策で備品等が買われているかを確認させていただいたんです。消毒液等もなかなか入ってこない。マスク等もどちらに行っても売っていない、買えていないという状況でしたので、一括して今回うちは直接というか、自治体が購入してそちらを配布させていただくという形で、生き活き対策課等で取り引きしている業者等もありましたので確認しますと、品薄なんですけれども何とか、まだ確認はできていなかったんですが、できそうやというのがありましたので、一括して購入させていただいて配布をさせていただくという形をとらせていただきました。

管理の方なんですけれども、まだマスク等も在庫があるかどうかを確認させていただいてもまだわからないということでしたので、その都度確認させてもらって、入り次第また個々に配布をさせていただこうと考えております。今現在、こちらの方で資料で出させていただいている分は、3月31日までに納入が可能であるだろうということでもまだ確定ではないんですけれども、在庫があるかどうかの確認がとれている分ですので、それ以外のマスク等についてはまだわからない状態です。でき次第また各園に配布したいとは考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） わかりました。厚生労働省のホームページを僕急いで立ち上げて見てみたら、確かにマスクと消毒液については市町村が一括で購入をして、各事業所、施設に配布をします。ただ、備品等については施設や事業所が購入をして、それを申請して補助金をもらうというシステムになっているんじゃないかと思うので、理解をしました。

という中で、ちょっとどういう言葉で表現をしたらいいかわからないですけども、各施設50万円の予算があって今決まっているのが25万5,000円の備品と、残りについてはこの歳出

の1を見ていただくと、今の段階で決まっているのが大体6万か7万円ぐらいですもんね。ということは、各施設30万ちょっとぐらいしかまだキャパが埋まっていない状態なので、うまく言えないですけど50万支給していただくので、できるだけ多くのものをそろえていただいて、満額できるようにしていただきたいというふうな願いです。という中で、片岡台幼稚園のことについては理解をしました。

次をお願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） G I G Aスクールについてということで、今回、国の方から突然このような補助金が来たのは事実です。ただ、本町におきましては、近い将来、子どもたちがパソコンを教室で使えるのは当然だということで見込んでいて、また、中長期でも令和4年、5年で予算も計上していたところであります。ただ、必ず必要だと考えた中で、国がこのような分のいい補助を出してくれたので乗るということで、あるから乗るんじゃなくて、当然、早い方がいいという判断から乗るということになりました。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 先ほどのときにも部長の答弁にもありましたし、今も言っていましたけど、要は中長期財政計画ですか、その令和4年、5年では予算取りしていた。だから、そのぐらいにはやるつもりだった。でも今回、あえて令和2年の補正でやるんだというふうに決めた理由が何かということなんですね。実際は補助金が急におりることになったからと言うかもしれないけれども、やはり2年前倒してでもやるという意思表示がなかったら、一般財源をふやしてまで今やる必要はないんじゃないかという議論になってしまうので、そうではなくて後づけかもわからないけど、僕は平成4年、5年にやろうと思ったけれども、今回補助金の一部出ることもあるから、令和2年にしっかりとしたことをやっていきたいんだというふうに言っていたかと思っただけです。そのあたりでよかったですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 議員のおっしゃるとおり、当然早くやれば職員研修も全てにおいてうまくいくと思っております。これにこしたことはないので、当然、先を見越した上で今これをやるべきだと考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 今の言葉は身にしみました。ぜひお願いします。前倒ししてやはりよかったな、研修も十分できたし、例えば令和4年になるかもわからないけども、運用も完全

にスタートができる。だから、前倒してよかったというふうに2年後、来年、思うようになってほしいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

富木議員。

○7番（富木つや子） 7番、富木でございます。2点だけ確認をさせていただきたいと思えます。

まず、予算書4ページ、5ページ、資料ではナンバー4、GIGAスクール構想についてなんですけれども、これについては総務委員会でもありましたとおり、補助金に大きな食い違いが出てきたということで今回財源振りかえによります補正予算ということでございます。その中でこの資料を見ましても、第4回補正では自主的な地方負担が約1,860万、今回5回補正では約5,100万ということで、その辺は間違いのないのかなということと、それから、あと、この件についての議員懇談会があったときに総務部からもありましたように、4回の補正の約1,860万、今回は5,100万ですから、実質負担が約3,200万ほどふえております。その件で整備を進めていく中で、これは大きな財源ですので、その中で以前のこの実質負担に近いような金額になるようにというか、そういうふうな説明だったかなと思うんですけれども、もう少し財源について、この経費に係る事業費についての中身は変わらないけれどももう少し減少というか、経費を抑えた形で進めていきたいというような、この点については決算に結果が出てくるかと思いますが、じゃあ、そのような方法というのはどのような方法でされていくのか。かといって中身は変わらないのに、そんなに不義があるような整備をするということもこれは絶対にだめなことですし、しっかりとした整備をしていただきたいという思いもありまして、子どもたちがこれからそういうことに関しての取り組みがしっかりできるようにしていただきたいなと思えますので、その辺も含めて答弁をお願いいたします。

もう1点は給食費の件なんですけれども、返還についてです。4ページ、5ページで、資料ではナンバー5ですね。これは確認だけなんですけれども、これについては準要保護の家庭についても含まれているかと思いますが、その点についてお願いをいたします。

○議長（服部公英） 総務課長。

○総務課長（山下純司） それでは、財源の内訳ということでございます。

まず、第4回補正につきましては、先ほど富木議員がおっしゃられたように1,864万円の地方負担、町の負担ということでございます。この部分につきましては、全体の9,320万5,000

円のうちのほぼ20%が町の負担になるということでございます。

続きまして、第5回補正、今回の補正につきましては、実質的な負担が5,129万5,000円、これが9,320万5,000円のうちの約55%が町の負担ということになるということでございます。

あと、次の2つ目の質問でございます。この部分につきましては、今後執行する上で入札差金、そういうふうな形で少しでも執行額、1人1台という事業はしていくわけですが、入札差金等で少しでも執行額が抑えられたらということと言わせてもらったところでございます。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、総務課長の方から少し説明があったと思いますが、その財源の近い内容についてというふうなところで、今、富木議員の方から質問がございましたが、この部分につきましては、今後どういうふうな形でこの事業を進めていくかというところが一番大きなところになってくるのかなというふうには考えております。例えば、この事業を行うに当たりまして、普通の一般競争入札でするのではなしに、例えば総合評価なり、プロポーザル方式等の方式を用いながら、そういうふうな形で費用、費用といいますか、その内容も精査をしていきながら、一番合った形の事業内容にしていくのがいいのかなという形で今考えているところでございます。そういうふうな部分も含めまして、総体的にこの事業の進め方を検討して行って、そういうふうな形にしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 最後に、準要保護のことが出ておりましたが、準要保護については保護者の方からは一切お金をもらっていないので、準要保護に返すということはありません。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 結構です。ありがとうございました。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

東議員。

○11番（東 充洋） 今の公立学校の情報通信ネットワークのことについてなんですけども、教育部長の方から、これについては令和4年、5年のときぐらいに計画をしていたものだというふうにやっているんですけども、先ほど総務課長に聞いたら、これはICT1億円というような中長期財政計画の中になっっている。今回はこのGIGAということになるんですけども、ICTとGIGAとはどう違うんですか。これは同じものなんですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 僕の判断は、含めて同じだと考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） ということは、ICTもこのGIGAもこの予算の中に全て含まれているものというふうに解していいわけですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 基本的に思いますけど、今、議員のおっしゃるのがどこまでの話されているのか難しいので、その辺はどこまでなんでしょうか。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 今まで教育委員会、部長は、このICTについて今まで予算を組んできましたよね。その予算は、例えばスクリーンを立てて、そしてこちらの方でパソコンから映し出して、それで授業をしてよくわかるようにするんだというようなのがICTという認識。今度、GIGAというのは、将来的には生徒がパソコンを1人1台持って授業を受けていくのがGIGAというふうに思っていますので、単純に言うたらパソコンとこれとは品物が違うやないかというのを一緒にするのかということをお願いしたいわけです。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 教育委員会の考えているICTは段階を踏んで今までやってきました。まずは、各教室にスクリーン及びパソコンをつなぎ、ネットをつなぎ、情報をいつでも映し出して授業をしやすいということをするのがまず第1段階だと思っていました。第2段階で、このGIGAスクールにかかわる通信LANを思っておりました。学校内でどこでも教室ではちゃんとパソコンが使えるという、今のGIGAスクールの大容量ということを考えておりました。第3番目に、今度はそのITCを利用した授業が次に来ます。先ほど言ったのは、先生が子どものために見せるやつやけども、今後デジタル化になってきた上で、デジタル教科書なりがふえてくると、どうしても1人1台のパソコン等で教科書ロスになるというか、紙ベースがなくなってくる可能性もあるので、その部分が第3段階としてのGIGAスクールというので、教育委員会としてはITCの流れの中に入っていると考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） ですから、今後はICTも進めますと。それを各教室に設置をしていく中でこのGIGAも進めていくんだという解釈でよろしいですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 議員のおっしゃるとおりでいいと思います。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） もう1点だけね。ということは、今後、前回の中長期財政計画の中では1億円というふうに計上されているわけなんですけども、今後ICTと、それからこのIGAとを含めていけば1億で済むわけですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） あくまでもその1億円は機械整備のみの金額でした。ただ、先ほどからも言っていますように、今後の進みぐあいではどのようなプログラムを入れていくか、また機械のランニングコストも当然かかってくると思うので、今の金額では済まないとは考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 副町長、やっぱりここはどれだけの財政が必要になってくるのかというのが少し不透明な部分がございます。まだはっきりしていないということです。やはり早急に中長期財政計画も見直していただいて、我々の見ている中長期ではまだ令和になってなくて、平成三十何年とかいうふうになってきている部分もありますので、その辺早急に中長期財政計画を我々の前に明らかにしていただいて、やっていただきたいというふうに思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 先ほど教育部長の話の補足と言ったらおかしいんですが、今ご質問のICTの関係で総体的に回答の方をさせていただいたと思います。以前からずっと子どもたちにコンピューター教室という部分の整備もさせていただいておりました。そういう部分も含めながら、総体的にICTの関係の部分を考えていくというふうな回答になるのかなというふうには思います。

最後に、ご質問の中長期財政計画につきましては、今言っておられますように、総合計画、総合戦略等の話もございます。その部分につきましても、PDCAサイクルをさせていただいております。それに基づきまして、中長期財政計画を今見直しさせていただいているところでございます。

それと、1点だけなんですけど、反映できる場所と反映できない場所が発生してくるのかなと。まだ、事業で決まっていない部分等々もございますので、そういう部分につきまし

ては中長期財政計画の中には少し盛り込むのは難しいところもございますので、今言っていたきましたICTの関係等々につきましては、今後、中長期財政計画の中に盛り込みをさせていただきながら進めていきたいと。その中長期財政計画を整備できましたら、また、議員の皆様方に説明をさせていただきたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 了解しました。私のイメージとしては、ICTとGIGAとのところというのがやはり別個な施策なのかなというふうに思っていましたので、それが関連をして進めていくものであるという説明だったわけですので、それは理解しましたので、よりよい教育を目指すという町長のお考えもありますし、教育長のポリシーもあるというふうに思いますので、ぜひきちっとした計画を我々の前に示していただいて、よりよい子どもたちがすくすくと育めるような、そのような学校生活を送れるようにしていただきたいと強く願っております。

以上です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで、本年3月31日をもって退職されます職員を代表し、濱田住民福祉部長に議会から花束を贈呈したいと思います。長年にわたり上牧町の行政に携わっていただき、そして住民の福祉向上に努められてきたことに対し、深く感謝を申し上げたいと思います。

それでは、花束贈呈をお願いいたします。ありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（服部公英） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。

◇

◎町長の挨拶

○議長（服部公英） 閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 議員の皆様方には、特に今回の議会につきましては、条例改正の確認の不備、新型コロナウイルスの政府の緊急対応、それと、ICT関連の財源の変更等、大変慌ただしい議会でしたが、その中で全議案議決をいただきまして本当にありがとうございます。

それと、新型コロナウイルス、世界中で感染が拡大をいたしております。国によっては非常事態宣言を発せられたところ、子どもたちの学校の閉鎖をされたところ、外出を禁止されているところ、いろんな形で今世界中に蔓延をしているという状況でございます。幸い日本は何とか持ちこたえている状況であると、いつ爆発してもおかしくないというような発言も専門家の口から多数出ております。それだけ日本人については、日本の国民性でございますか、十分気をつけるという方が多い結果だろうというふうに思います。

ただ、上牧町も今、各施設については休止をしている状況でございます。我々は、特に大阪の動向に注視をする必要があるのではないのかなというふうに考えております。今、大阪もクラスター、集団発生が実際起こっているというような状況でございますので、もう少し上牧町は様子を見る必要があるというふうに考えておりまして、5月の連休が明けるまで、

皆さん方にお示しをさせていただいている施設については休止を続けたいというふうを考えております。ただ、今後の状況によりましては、一部開けてもいい施設がございましたら、また皆さん方にお知らせをしながら、これから施設の休止等についても取り組んでまいりたいというふうを考えているところでございます。

私たちも含めまして、議員の皆様方にも体には十分気をつけていただいて、これからも活躍をいただきますようお願いをいたしたいと思っております。そして、きょう、うちの退職する濱田部長に花束の贈呈をいただきまして、本当にありがとうございます。まだ恐らく本人は4月以降も役場に勤めますので、また皆さん方にかわいがっていただけるというふうに思いますので、これから引き続きましてご指導をよろしくお願いいたします。どうも皆さん方、本当にありがとうございました。

○議長（服部公英） これをもちまして、令和2年第1回上牧町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時49分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 服 部 公 英

署 名 議 員 東 初 子

署 名 議 員 上 村 哲 也